

令和7年習志野市教育委員会第10回定例会

日時: 令和7年10月22日(水)15時00分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
3 議決事項	
※議案第32号 令和7年度教育費予算案(12月補正)について	(教育総務課) 11
議案第33号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について	(学務課) 2
議案第34号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について	(学務課) 3
議案第35号 令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について	(学務課) 4
※議案第36号 指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)	(中央公民館) 12
4 協議事項	
協議第1号 習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について	(教育総務課) 5
協議第2号 習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について	(教育総務課) 6
協議第3号 習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について	(社会教育課) 7
協議第4号 習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について	(社会教育課) 8
協議第5号 習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について	(生涯スポーツ課) 9
協議第6号 次回教育委員会定例会の期日について 令和7年11月19日(水)午後3時00分	10

5 その他

※は非公開の見込み

令和7年習志野市教育委員会第10回定例会 議題概要
【議案第32号及び議案第36号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

- ・令和7年習志野市議会第3回定例会における一般質問等について、報告するものです。

議案第32号【非公開予定】

令和7年度教育費予算案(12月補正)について

- ・令和7年度教育費予算案(12月補正)について、市長に申し入れるものです。

議案第33号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

- ・令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第34号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について

- ・令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第35号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

- ・令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第36号【非公開予定】

指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)

- ・指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)について、市長に申し入れるものです。

協議第1号

習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市教育振興基本計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第2号

習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市第3次学校施設再生計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第3号

習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市子どもの読書活動推進計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第4号

習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市文化振興計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

協議第5号

習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について

- ・習志野市スポーツ推進計画(パブリックコメント案)について、協議するものです。

報 告 事 項(1)

令和7年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

令和7年習志野市議会第3回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和7年10月22日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(党派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
9月8日	1	央 重則 (環境みらい)	3. 教育問題について (1)不登校及びいじめ対策について 市内の小中学校における不登校及びいじめについての現状を伺う	指導課	80	1
	2	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		80	2
	3	金子 友之 (真政会)	3. 学校と地域との連携について 市立小中学校と地域の連携について、具体的な取り組みを伺う 5. スポーツ基本法への対応について スポーツ基本法を踏まえた、本市のスポーツ推進並びに、取り組みについて伺う。	指導課 生涯スポーツ課	60	2
	4	布施 孝一 (公明党)	2. 子どもの読書活動推進計画について (1)現計画の総括と次期計画策定の進捗状況について 3. 学校施設の地域開放について (1)現在の状況について	社会教育課 教育総務課	60	4
9月9日	5	田中 慶子 (公明党)	3. ICT教育について (1)学校教育におけるタブレットの活用について 今年度の取り組みの授業支援システムの導入について伺う。	総合教育センター	60	8
	6	寺川 貴隆 (環境みらい)	1. 文化財の保存と活用について 文化財保存活用地域計画の策定について伺う。	社会教育課	70	9
	7	丸山 秀雄 (公明党)	該当なし		60	13
	8	金井 宏志 (公明党)	1. 学校体育館のエアコン設置 (1)進捗状況と利用開始時期について 現在の工事の進捗状況と運用開始後の取り扱いについて伺う。 3. 特別支援教育 (1)現状と次年度に向けた見通しについて 特別支援学級・通級指導教室数とそこで指導を受けている児童生徒数について伺う。 また、特別支援教育の充実に向けた次年度の見通しについて伺う。	教育総務課 指導課	60	13
9月10日	9	高橋 正明 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	
	10	鴨 哲登志 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	11	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		70	
	12	平川 博文 (都市政策研究会)	1. 宮本泰介市長&荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年4月22日に懲戒免職処分になった市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続きを知りたい。 Q5 令和7年4月22日付で市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小熊教育長、三角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。教育委員会臨時会の出席者は、だれか。この事件に関する記者会見、被害者からの刑事告発などはなされているのか。 Q6 9月6日土曜日の読売新聞によると、第三者による再調査委員会の後藤弘子千葉大副学長は、習志野市で5年前におきた女子児童に対するいじめが、長期間続いていたことが報じられている。この間、小学校や教育委員会が具体的な対応をしていないと断じている。どんな処分がなされてきたのか。このいじめ事件は、市議会に今までどう報告されてきたのか、いじめ事件の時系列の経過を知りたい。	教育総務課 指導課 学務課	80	16

定例会一般質問一覧表

教育委員会

9月11日	13	大宮 こうた (明日の習志野)	3. 子どもにやさしい街について (1)憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校指定品の必要性、価格の妥当性 市立中学校への入学時に学校が指定する制服、体操服、上履き等の指定品は効果・コスト両面から必要不可欠なものか、必要とする用品は妥当な価格で指定されているのか、現状認識を伺う。	学務課	80	16
	14	谷岡 隆 (日本共産党)	1. 習志野市の平和教育と平和事業のさらなる発展を願う (1)習志野市の地域でも、戦争末期に空襲があり、徴兵された兵士の多くが戦死している。また、軍郷習志野と呼ばれ、習志野騎兵連隊や津田沼鉄道連隊はアジア各地の侵略戦争へ送り出され、陸軍習志野学校は毒ガス使用の研究訓練をしていた。関東大震災では、習志野騎兵連隊が東京で亀戸事件などの虐殺を行い、陸軍習志野支那人収容所の周辺地域でも朝鮮人が虐殺された。核兵器廃絶と合わせて、戦争の被害と加害の両面から歴史に向き合う郷土史研究と平和教育が必要ではないか。教育長の見解を伺う。 2. 学校の安全配慮義務を徹底し、子どもの権利と安全を守る取組を (1)習志野市初の「いじめ重大事態に関する再調査報告書」が公表された。当初の調査報告に対し、保護者から提出された所見、市議会で指摘された問題点(会議録・資料の不在など)の多くが妥当であったことが明らかになった。保護者からの訴え、市議会での指摘を否定し続けた教育委員会の事なかれ主義や隠蔽体質をどのように改善していくのか。 (2)いじめ被害などの人権侵害の相談、いじめ重大事態への対処、教員の児童生徒性暴力への対処などを学校現場に周知徹底し、各小中学校のホームページでも分かりやすいところに掲載することを求める。	指導課 社会教育課 指導課 学務課 指導課	80	17
	15	荒原 ちえみ (日本共産党)	1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを (1)不登校児童・生徒の現状について 不登校児童・生徒が増えている理由として、コロナによる影響以外の他の要因について伺う。 (2)校内教育支援センターを全校に設置し居場所づくりの充実を求める 校内教育支援センターは、2025年度現在、全中学校と小学校16校中12校が設置されている。残り4校への設置を求めることについて伺う。 (3)過ごしやすく学びやすい「学びの多様化学校」の進捗状況について 学びの多様化学校の進捗状況と現状について伺う。 (4)児童・生徒と向き合う教職員の健康管理(体と心)について 習志野市の教職員の健康管理の実態について伺う。 6. 準要保護制度を必要な家庭が利用できるよう改善を求める (1)準要保護制度の案内方法の改善を求める 市民が受けやすいお知らせの仕方の改善を求めることについて伺う。 7. 国の学校給食費無償化の動向と本市の学校給食費無償化について	指導課 指導課 指導課 保健体育安全課 学務課 保健体育安全課	80	20
	16	関根 洋幸 (元氣な習志野をつくる会)	該当なし		60	

定例会一般質問一覧表

教育委員会

9月12日	17	三代川 雄哉 (真政会)	3. 学校教育について (1)水泳授業における民間プールの活用について (2)タブレット端末の活用について (3)中学校部活動の地域展開について 進捗状況について伺う。	教育総務課 総合教育センター 保健体育安全課 指導課	60	22
	18	入沢 としゆき (日本共産党)	4.「過大規模」の鷺沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。1500名の大規模小学校計画の見直しを求めるが、いかがか。	教育総務課	80	24
	19	佐藤 まり (市民の会)	該当なし		70	
	20	木村 孝 (民意と歩む会)	4. 学校教育の充実 (1)学校図書館司書について 学校図書館司書はどのように子供と接しているのか伺う (2)学校における、いじめの現状と対応 過去3年分のいじめの認知件数の推移と対応策について伺う (3)体育館エアコンの設置について 小・中・高の各学校のエアコン設置の進捗状況と工事費の財源について	指導課 指導課 学務課 習志野高校 教育総務課	60	25
9月16日	21	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	22	佐々木 秀一 (真政会)	4. スポーツ施設について スポーツ施設の防風・防球対策について伺う。	生涯スポーツ課	60	28

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 教育問題について (1) 不登校及びいじめ対策について 市内の小中学校における不登校及びいじめについての現状を伺う	本市における、不登校児童生徒については、毎月各小中学校から提出される、長期欠席児童生徒状況報告にて把握している。今年度、7月末現在の不登校児童生徒数は、小学校が130名、中学校が205名となっている。不登校の理由は多岐にわたっているが、学校が保護者に対し、電話連絡や家庭訪問の際に不登校の要因として、いじめが起因していないかあわせて確認している。続いて、いじめ事案については、各小中学校で学期ごとに行われているいじめアンケートを通じて把握している。令和7年度1学期のいじめの認知件数は、小学校1千89件、中学校47件となっている。アンケートが回収できなかった児童生徒については、保護者に対し、各学校が個別に電話連絡及び家庭訪問を行い、いじめがないことを確認しており、最終的にアンケートの未回収については、小学校2名、中学校2名となっている。いずれの保護者に対してもアプローチを行ったが、保護者の意向により回答が得られていない状況であることから、その背景にいじめが潜んでいないか注視し、学校が保護者と継続的に連絡を取っているところである。それでも回収できないものに関しては、必要に応じて、教育委員会から直接保護者と連絡を取り、確認するよう努める。いじめの対策としては、今般の市のいじめ問題再調査委員会における報告書で教育委員会の問題点が厳しく指摘されている。このことに対して深くお詫びを申し上げるとともに、教育委員会の組織体制を整え、学校に適切な指導助言を行い、児童生徒や保護者がいじめを訴えた場合に、学校がその声に丁寧に寄り添い、法に則った迅速な対応ができるようにするため、専門家の講師による、法制度に関する研修の実施など、再発防止に向けての取り組みを始めている。	再発防止に向けた取り組みを継続していく。	済
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問1	令和6年度3学期のいじめアンケートの未回収児童生徒へのアプローチした結果を伺う。	令和6年度3学期のいじめアンケートの未回収児童生徒へのアプローチとしては、学校が保護者へ電話連絡又は家庭訪問を行った。その結果、接触ができた保護者にはいじめがないことを確認している。しかしながら、接触を試みたものの、回答が得られていない保護者は、小学校12名、中学校10名おり、保護者の意向により、聞き取りができていない状況となっている。	-	-
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	学びの多様化学校の現状を伺う	本年4月に開室した「学びの多様化学校袖ヶ浦西小学校分教室」は、小学生の不登校児童へ学びを保障するために特別な教育課程により学習を充実させている。令和7年4月に開室し、現在は9名の児童が在籍しており、概ね登校できている状況。このように、多岐にわたる取組を行い、不登校児童生徒の居場所づくりに努めている。	-	-
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問3	学びの多様化学校の利用を児童や保護者にどのように周知していくのか伺う。	学びの多様化学校の概要や申請手続き等については、市ホームページに掲載するとともに、保護者への連絡メールを利用して案内を送信するとともに、連絡メールに登録していない保護者については、案内文書を配布し、周知をしている。今後は、9月15日号の広報ならしにも学びの多様化学校についての記事を掲載する予定である。	引き続き周知していく。	済
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問4	全体的不登校児童生徒の人数のうち、不登校で校内教育支援センターを利用している人数とその割合及び効果について	校内教育支援センターを利用している不登校の児童生徒の人数は、令和4年度は、小学生が23名で全体的不登校児童149名のうち15%、中学生が34名で、全体的不登校生徒221名のうち15%、令和5年度は、小学生が34名で全体的不登校児童226名のうち15%、中学生が48名で、全体的不登校生徒273名のうち18%、令和6年度は、小学生が42名で全体的不登校児童220名のうち19%、中学生が43名で、全体的不登校生徒280名のうち15%、となっている。校内教育支援センターがあることにより、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる場となっている。また、定期的に教職員と教育相談員が連携して保護者との面談や電話連絡をすることで、児童生徒の状況を確認するとともに、保護者の悩みに丁寧に寄り添うことができている。	-	-
R7/3	1	中央重則	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問5	全体的不登校児童生徒の人数のうち、不登校でフレンドあいあいを利用している人数とその割合及び効果について伺う。	様々な理由で学校に行くことが難しい児童生徒が通うことのできる教室として「フレンドあいあい」を開室している。利用している不登校の児童生徒の人数は、令和4年度は、小学生が16名で全体的不登校児童149名のうち11%、中学生が11名で全体的不登校生徒221名のうち5%、令和5年度は、小学生が17名で不登校児童226名のうち8%、中学生が17名不登校生徒273名のうち6%、令和6年度は、小学生が13名で不登校児童220名のうち6%、中学生が13名で不登校生徒280名のうち5%、となっている。「フレンドあいあい」は、学校以外の学習の場としてだけではなく、異学年との交流や社会性を身につけることのできる、児童生徒の居場所となっている。学校には行けないものの、「フレンドあいあい」に毎日通うことができるようになった児童生徒もいる。今後も不登校児童生徒にとって居場所の一つとして選択できるよう運営していく。	今後も不登校児童生徒にとって居場所の一つとして選択できるよう運営していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	1	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	不登校の受け入れについて、学びの多様化学校や校内不登校支援センター、フレンドあいあいなど、利用割合が低い状況にある。もっと利用割合を増やすような、少しでも通わせるような状況を作ってほしい。場所の問題点もあると思う。東習志野から袖ヶ浦に通うのは難しいのではないか。そういったことも改善していったほしい。	-	今後も動向を注視していく。	未
R7/3	1	中央 重則	環境みらい	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4	(2)		再質問1	スポーツとは、順位を競う競技性の強いもの、ランニングやウェイトトレーニングなど他者と競わない身体活動的なものなど捉え方は幅広く、また、団体で参加するもの、個人で参加するものなど多種多様であるとする。ここでは、障がいのある人が、競技性の強い、陸上、水泳などの活動に、個人で参加したい場合、市としてはどのような支援があるのか。	本市のスポーツ行政は、「習志野市スポーツ推進計画」により推進をしており、障がいのある人の支援については、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツに親しみ気軽に行える機会づくりに努めている。競技性の強い活動に、個人的に参加したい人への支援としては、市では、習志野市スポーツ協会の加盟団体をはじめ、近隣市、千葉県等へ、その方の希望に沿う団体を案内している。次に、施設の使用について、障がいの有無に関わらず、施設の利用ルールに則り、使用は可能。その他金銭的な支援としては、関東大会、全国大会、国際大会に出場した際には、「習志野市スポーツ活動奨励金交付基準」により奨励金を交付している。	-	-
R7/3	2	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問1	1. いじめの重大事態に関する再調査結果報告について 再調査結果報告に至るまでの経緯について何う 事案発生から報告書の公表までに、ここまで時間を要した原因について何う。	再調査委員会の報告書が出るまでに時間がかかってしまった原因としては、令和2年度に学校がいじめを認知し、学校が作成した報告書を令和3年4月に市教育委員会に提出した。その後、習志野市いじめ問題対策委員会が調査を行い、令和5年2月に習志野市いじめ問題対策委員会が報告書を作成した。その後、保護者からの所見が提出され、習志野市いじめ問題再調査委員会による調査を行うこととなった。習志野市いじめ問題対策委員会及び習志野市いじめ問題再調査委員会をはじめ一連の手続きにおいては、調査内容に正確性、公正性が求められるとともに、該当者に対して慎重な配慮が必要となることから確認等に多くの時間を要したものである。	-	-
R7/3	2	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問2	いじめに対する認識の差が児童生徒・保護者と学校・教育委員会の間にあるのではないかと。教育委員会全体の問題として研鑽に努めていじめ防止に邁進してほしいと考えるが、見解を伺う。	【教育長答弁】 このような事態を引き起こしたことについて重ねてお詫び申し上げる。今回の事案について、該当の保護者そしてお子様にさらなるご迷惑をおかけすることが考えられるので、詳細は控える。いじめの問題以前に、学校の教育活動の問題、それに係る学校及び教職員、教育委員会の不適切な対応にとらわれすぎてしまい、本来、いじめの申し出があった時点で素早く対応すべきところが、素早く対応できていなかったことに大きな要因があると思っている。さらに、保護者、お子様の思いに寄り添えなかったということも含めて、しっかりと反省していかなければならないと捉えている。その上で、教育委員会として、報告書で大きく4点ご指摘をいただいている。具体的再発防止策として申し上げますと、法律への理解を深めるため、8月22日に弁護士を講師として招き、校長・教頭及び教育委員会職員を対象に研修会を行った。今後、それぞれの学校において、本研修内容を全教職員に周知徹底する。次に記録については、会議を録音したうえで、必ず会議録を作成していく。また、重大事態調査の記録の保存期間について、国では5年間を推奨しているが、本市としては、義務教育期間を踏まえ、10年間の保管とし、その適正な保存・管理を徹底していく。また、教育委員会内のいじめ対応組織の見直しを図っていく。そして何よりも、いじめの被害にあわれている児童生徒、保護者の思いに寄り添った対応に努めていく。このように、再発防止策についてはすでに取組を始めているが、今後においても、確実に実行していく。	今後においても、確実に対応策を実行していく。	済
R7/3	2	宮内 一夫	市民の会	学校教育部	指導課	学校教育について	1			再質問4	教育委員会がいろいろな観点から点検をして、今後の学校運営に邁進してほしい。この事案を教訓とするために意見を伺いたい。	【教育長答弁】 いじめの問題については、当然のことながら、いじめが発生した時には内容についてつまびらかにすること、私自身教育長の任期7年目になるが、そのつもりで当初から取り組んでいるところである。学校から上がってきたものについては、基本的に私は重大事態だと捉え、次の対応についてどうしたらよいか、その都度設置者である市長に報告をしながら取り組んでいる。そういった意味で、このスタンスを変えずに協力しながら、しっかりと報告をして、違った観点から市議会からも指導をいただきながら進めていきたいと考えている。	市長部局と協力をしながら、市議会からも違った視点で指導をいただき、対応を進めていく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			本答弁	3. 学校と地域との連携について 市立小中学校と地域の連携について、具体的な取り組みを伺う	教育委員会では「地域とともにある学校づくり」を基本方針として掲げ、地域との連携を積極的に進めている。こうした方針のもと、各学校では、地域と連携した様々な取組を行っている。学校の授業の一環としては、中学生の職場体験学習の受け入れ、地域学習に関する講話、地域の田畑での体験活動、学校周辺の環境美化活動など、地域の皆様の力をお借りしながら、児童生徒の学びの充実にも努めている。また、課外活動としては、地域行事での音楽演奏や合唱、地域の祭りやイベントにおける運営補助、高齢者施設でのパフォーマンスの披露などを行っており、地域との交流を深めている。そのほかにも、習志野市社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者へ手紙をお届けするなど世代を超えた交流活動にも取り組んでいる。このように、学校を地域に開くことは、多様な人々の交流の場を作ることにつながり、児童生徒にとっては、多様な生き方や価値観に触れることで学びの充実につながる。また、地域の方との交流の充実には郷土愛を育むうえでも重要なことであると認識している。地域にとっては、地域課題の共有や防災・防犯といった面での協力関係が築かれることや、行事やイベントを通して地域の一体感の醸成や活性化、安全・安心な環境づくりにつながる。一方で、地域からの要望に対して学校施設の貸し出しや人的な協力等、十分な協力ができていない状況があることも認識している。地域との連携については、今後も各学校の実態や地域の特徴を踏まえながら、児童生徒が地域とともに学び、地域の一員としての自覚を育むことができるよう、努めていく。	今後も各学校の実態や地域の特徴を踏まえながら、児童生徒が地域とともに学び、地域の一人としての自覚を育むことができるよう、努めていく。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	町会や自治体主催の地域行事について、各町会等が小中学生のボランティアを募集しやすくなるような取組について伺う。	地域行事への児童生徒のボランティアの募集については、すべての市立小・中・高等学校に設置している学校運営協議会や各地域で行われているまちづくり会議などの場において、取り上げることが可能であると考えている。児童生徒のボランティア参加等の御依頼については、当該学校の管理職に御相談いただくことが適切であると考えているが、必要であれば教育委員会にも遠慮なく御相談をいただきたい。なお、本年8月に開催した校長会議及び教頭会議において、学校に地域行事等へのボランティア協力を相談できることについて、管理職がまちづくり会議や学校運営協議会の場でお伝えするよう、周知したところである。	-	-
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	ボランティアに参加した際には、まちづくり参画証というものがあるということを教員から伝えてほしい。	-	学校運営協議会担当者会議において、各学校の管理職に周知を依頼していく。	未
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問2	小中学校の敷地を利用して夏祭り等のイベントを行う場合の敷地利用に関するルールを伺う。	校庭を含む学校施設のイベント等での利用については、「習志野市立学校施設の目的外使用に関する規則」に定められている。この規則において、校長が、学校教育及び施設管理上支障がなく、かつ、必要があると認めた場合に、校庭を含む学校施設の使用を許可するものとしている。そのため、校庭の使用を希望される場合は、まず当該校の校長をはじめ教職員と事前に協議していただくことが必要となる。適切な使用が可能かどうかを確認し、最終的に校長による判断のもと、使用の許可をしているところである。	-	-
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	地域ボランティアについて相談を受ける体制を整えていただきたい。	-	丁寧に対応を進めていく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			本答弁	5. スポーツ基本法への対応について スポーツ基本法を踏まえた、本市のスポーツ推進並びに、取り組みについて伺う。	スポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。なお、スポーツを取り巻く社会環境の変化により、スポーツの価値や社会的役割の重要性もより一層高まる中、当該法律は、本年6月に一部改正され、今後、施行・運用となる。現行法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。また、地方スポーツ推進計画として、「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」としている。これらを踏まえた本市におけるスポーツの推進については、令和7年度までを計画期間とする「習志野市スポーツ推進計画」において、目指す将来像として「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現とスポーツによるまちの活性化」を掲げ、施策の柱として「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの3つを位置づけ、45事業に取り組んでいる。本計画では、単にスポーツを実践するだけではなく、その機会の創出、多くの方が参加する、あるいは、観て楽しむイベント等の開催や支援、地元トップチーム・アスリートと地域との交流、スポーツ情報の発信などを通じ、地域のにぎわいや活性化においてもスポーツの推進が、その一つの要素として寄与するものと捉えている。なお、現在、令和8年度からスタートする次期計画を策定中であり、現行計画の課題を踏まえつつ、スポーツを通じた「ウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を目指した取組を検討していく。	現在、令和8年度からスタートする次期計画を策定中であり、現行計画の課題を踏まえつつ、スポーツを通じた「ウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を目指した取組を検討していく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			再質問1	今回の改正により、第12条第3項「国及び地方公共団体は、～中略～ 関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。」が追加されたとの認識です。努力義務ではありますが、この条文に対する取組について伺います。	今回改正事項のうち、第12条第3項に対する、現状の具体的な取り組みとしては、気軽に誰でも参加できる、歩け歩け大会、ニュースポーツフェスティバルといったスポーツ奨励大会の開催や、市民スポーツ指導員の活動として、スポーツの普及の他、地域イベントへ参加するなどし、地域と一体的な活動を行っている。地域経済の活性化の観点からだと、オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントにおいては、屋台やキッチンカーの出店などにより事業を盛り上げている。また、秋津サッカー場の人工芝化により、多くの市民が気軽に多様なスポーツイベントを楽しむなど、スポーツに親しむ機会が提供でき、秋津サッカー場を知ってもらい、利用してもらうことで、交流を増やし地域のにぎわいも増え、活力ある地域社会の形成に寄与する一例になることを目指したい。今後、国では、改正法に基づき、次期スポーツ計画の策定をはじめとして、スポーツに関する施策の一層の推進を図っていく予定である。本市としても、法改正並びに国の次期スポーツ計画の内容を踏まえ、本市のスポーツ推進にあたりたい。	法改正並びに国の次期スポーツ計画の内容を踏まえ、本市のスポーツ推進にあたる。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			要望	新たな条文にある「まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努める」という部分については、既に歩け歩け大会、ニュースポーツフェスティバル等といったスポーツ奨励大会の開催や、市民スポーツ指導員の活動、オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントにおける、屋台やキッチンカーの出店などによって賑わいの創出が図られている。今後も様々なアップデートを繰り返して、引き続き行っていただきたいところであるが、さらには秋津サッカー場の人工芝化によって市民の方々が多様なスポーツに親しんでもらえるようにすると、このスポーツ基本法の新たな条文では、「スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、(中略)総合的かつ複合的な整備(中略)により、(中略)地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。」とあって、その他にも「地方公共団体は、幼児、児童、生徒、学生がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」や、「地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」といった条文が新たに規定されている。人工芝化された秋津サッカー場は、多様なスポーツに親しむにはうってつけの施設となるはずである。様々な年代の多くの方々が多様なスポーツに触れ合う機会を多く設けて、活力ある地域社会の形成に繋げていただきたい事を要望する。	-	秋津サッカー場の人工芝化によって、多くの市民が年間を通して気軽に多様なスポーツやイベントを楽しむなど、スポーツに親しむ機会を提供できるよう検討していく。	済
R7/3	3	金子 友之	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	5			再質問2	部活動指導員の配置に関する助成を受けて指導員が配置されているのか伺う	千葉県が実施している「部活動指導員の配置に関する助成」については、本市の指導員配置の要件が実態と合致しないため、活用していない。しかし、同じく県の「令和7年度千葉県地域クラブ活動体制整備事業」実証事業を活用して、指導員の配置を含めた民間委託の実証を行い中学校における休日の部活動の地域展開を進めている。本年度の事業費1千140万970円のうち871万5,670円をこの事業で確保した。	-	-
R7/3	3	金子 友之	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	5			要望	今回のスポーツ基本法の改正によって、スポーツの果たす役割について追加がある。従来スポーツを「する」「見る」「支える」に加えて、スポーツを通して「集まる」「つながる」というのが加っている。スポーツ基本法の前文には「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。」とある。本市におけるスポーツ行政に、スポーツを通して「集まる」「つながる」という新たなキーワードを加えて、スポーツは地域課題を解決する手段の一つであると捉えて推進していただきたい。	-	次期「習志野市スポーツ推進計画」の基本方針に組み込んでいる。	済
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		本答弁	2. 子どもの読書活動推進計画について (1) 現計画の総括と次期計画策定の進捗状況について	習志野市子どもの読書活動推進計画は、令和元年度から令和7年度までの7年間を計画期間として、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標とし、子どもの発達段階に応じた取り組み等、77の事業を位置付けるとともに、6項目の数値目標を設定し、これらの指標の達成状況を進捗の目安としてきた。現行計画で取り組んだ77事業は、おおむね予定通りに遂行されたが、令和6年度に実施したアンケート調査によって把握した全6指標の達成状況について、計画策定時点より上昇した指標もあったものの、達成できたのは、学校図書館や地域の図書館を月1回以上利用する子どもの割合の1指標のみであった。指標の推移を分析した結果、次の3点が課題であると考えている。1点目は、学年が上がるにつれて読書離れがすすむことについて、読書が好きな児童生徒の割合は、計画策定時より増加が見られる一方で、学年が上がるにつれてその割合は減少する傾向にあること。2点目は、学校図書館の利用頻度についても、学年が上がるにつれて減少する傾向にあること。3点目は、未就学児の読書活動について、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあり、本が好きな保護者自体も減少していること。これらの課題を踏まえて、現在、次期計画の策定を進めているところである。進捗状況としては、本年2月に開催した令和6年度第3回社会教育委員会議において、計画策定について教育委員会から諮問をし、基本目標や基本方針などについて、ご協議いただいた。6月の令和7年度第1回社会教育委員会議では、具体的な取り組み内容案を協議し、8月の第2回社会教育委員会議においては、全体の計画案について答申に向けてご協議いただいた。今後の策定スケジュールとしては、9月の教育委員会会議にて社会教育委員からの答申を報告したのち、11月15日からパブリックコメントを行い、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、最終案を作成し、来年3月に開催する教育委員会会議において計画を決定する予定としている。	今後の策定スケジュールとしては、教育委員会会議にて社会教育委員からの答申を報告したのち、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、最終案を作成する。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問1	現計画の成果について伺う。	現計画では、先程、教育長がお答えした、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標とし、4つの基本方針の下、77の事業に取り組んできた。事業実施の成果を基本方針ごとに説明する。基本方針1「子どもが読書に親しむ機会の提供と充実」においては、家庭、地域、学校、図書館など、生活のあらゆる場面で、子どもが本や物語に触れる機会を提供することを目的として、35の事業に取り組んでいる。各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施するなど、子どもが読書に親しむ多くの機会を提供した。基本方針2「地域や学校等における読書環境の充実」においては、公立図書館や学校図書館などの施設における電子図書を含めた資料の充実や学校図書館の効果的な運用などを実施し、あらゆる場所で子どもと読書を結びつけることができる環境の充実を目的とし、28の事業に取り組んでいる。計画的な図書館資料の購入や図書館の団体貸し出し、朝の読書用図書セットの活用等、学校と図書館の連携など、子どもの読書環境の充実を図った。基本方針3「子どもの読書活動への理解や関心の普及」においては、家庭、地域、学校、図書館など、あらゆる機会を通して、子どもの読書活動を推進することの意義や大切さの普及、啓発を行うため、11の事業に取り組んでいる。市内公民館において、育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を実施したほか、学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもの成長に合わせた読書指導を行うなど、保護者や子ども自身に対し、読書活動の重要性を啓発している。基本方針4「読書活動の推進体制の整備」においては、本計画の進捗管理や各種事業を推進するための人材育成などを目的とし、3つの事業に取り組み、毎年度、各事業の実施状況を把握するとともに、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図るなど、適切な計画の推進に努めている。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問2	現計画の中で新規で実施された取り組みの成果について伺う。	現計画の中で新規事業として取り組んだ事業は、15事業である。このうちの主な事業5点について、説明する。1点目は、図書館の職員が小学校の児童に本の紹介や図書館の利用案内を行うブックトークの実施である。中央図書館では、休館日の図書館を小学校に活用していただき、児童に利用案内や施設の見学、自動貸出機の使い方体験などを行う事業を実施している。また、学校においてブックトークを行っている、学校おはなし会の団体に対し、資料を貸出し、ブックトークの支援を行っている。2点目は、子ども司書事業であり、中央図書館において、中学生を対象に、夏休みを利用して司書の仕事について学ぶジュニア司書講座を開催しており、令和7年度は14名の参加があった。なお、小学生については、4年生から6年生を対象に、貸出・返却・配架等の図書館業務を夏休み子ども1日図書館員として、体験してもらい、令和7年度は46名の参加があった。3点目は、中高生の図書館事業への参加である。令和6年度、中央図書館では、ジュニア司書講座を受講した中学生が、中央図書館の子ども向けのイベント「わたしだけの雪だるまキャンドルを作ろう！」に、ボランティアとして参加した。また、東習志野図書館では、習志野高校で開催した出張読書会に参加した生徒によるおすすめ本の展示を図書館で行った。新習志野図書館では、津田沼高校の図書委員会におすすめ本の展示の作成を依頼し、図書館内での展示作業も生徒に行っていた。4点目は出前講座として、図書館の使い方の紹介である。保育所などに司書が出向き開催したおはなし会において、図書館の紹介を行った。5点目は、学習室を利用した、中高生の図書館利用の促進である。学習室のある中央図書館、及び新習志野図書館では、学習室の入口や室内に、中高生向けに購入した図書やティーンズ向けの図書をまとめた展示のお知らせを掲示するなどして、図書の貸し出しに結び付ける取り組みを行った。残りの10事業についても、おおむね計画通り実施している。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問3	次期計画の基本目標や基本方針について伺う。	習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等でそれぞれの読書環境の整備を推進するという、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の主旨に基づき、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取組を進めることが重要であるという認識のもと、前期計画に引き続き「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標の案としている。基本方針の案としては、当該法律にて、国や県の計画を基本に市が策定に努めるとの規定に基づき、県が現在策定をすすめている次期千葉県こどもの読書活動推進計画案に準じ、次の2点としている。1点目は、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進、2点目は、読書環境の整備と連携体制の構築である。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問4	読書活動を推進する上での、文学講演会の開催について伺う。	図書館では、中学生以上の方を対象に、児童文学や絵本への親しみや造詣を深めていただくため、児童文学者や編集者、大学教授等を講師に迎え、文学講演会や文学講座を行っている。主なものとしては、令和3年度には、大学教授による「『赤毛のアン』を読み解く3つのキーワード」、令和4年度には、ちひろ美術館の学芸員による「いわさきちひろの絵と人生」、また、岩崎書店の編集者による「編集者が語る子どもの本ができるまで」をテーマに講演会を行った。令和5年度には、偕成社の編集者を講師に迎え「児童書編集者から学び、語りあう『本づくりの現場』とお気に入りの1冊」というテーマで公民館との共催講座を行った。令和6年度と7年度においては、中高校生を対象に、「楽しく挑戦！ショートショート書き方講座」と題し、現役のショートショート作家より中高生が直接指導を受ける講座を実施している。今後も引き続き、読書に興味を持っていただけるような講演会や講座を開催するよう努めていく。	今後も引き続き、読書に興味を持っていただけるような講演会や講座を開催するよう努めていく。	済
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		要望	著名な作家等を講師に招いた講演会の開催などを要望する。	-	読書に興味を持っていただけるような講演会や講座を開催するよう努めていく。	済
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 学校施設の地域開放について (1) 現在の状況について	本市では、学校施設の地域開放について、学校教育及び施設管理上支障がなく、社会教育その他公共のために利用すると認められる場合に、使用を許可することができるものとしている。教育委員会としても、地域とともにある学校づくりを推進しているところであり、学校施設の地域開放もその一環として、現在、平日の夜間と土曜日、日曜日及び祝日に、グラウンドや体育館を地域へ開放している。一方で、児童生徒が在籍している時間帯については、児童生徒の安全確保を最優先とする必要があり、不特定多数の方が校内に立ち入ることには安全上の懸念がある。そこで、施設利用にあたっては、地域住民、保護者、校長などで構成する学校運営協議会において、協議いただいた上で、団体登録制とするなど、児童生徒の安全を確保した仕組みを検討しているところである。	児童生徒の安全を確保した仕組みを早期に構築する。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問1	秋津コミュニティルームの現状について伺う	秋津コミュニティルームについては、秋津小学校の余裕教室を市民の交流の場、生涯学習の場として地域に提供することを目的に設置しており、主な活動としては、音楽関係のサークルや、こども食堂、子どもたちに地域住民の方が国語や算数を教える場、などに使用されている。令和6年度の利用状況としては、計757回、延べ9千801人が利用している。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問2	地域学校協働活動とそのうち学校の校舎内で行っている活動について伺う。	地域学校協働活動とは、社会教育法第5条第2項に規定されており、学校と地域がパートナーとなり、地域住民、学生、保護者、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、地域を創生するために学校内外で行われる活動の総称である。本市では、地域学校協働活動を推進するため、令和5年度から、市内すべての公立小中学校に地域学校協働本部を設置した。地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民、団体等と学校により組織している。様々な立場の方々による組織であることから、学校と地域住民との情報共有や活動の企画・調整、ボランティアの募集、地域住民への支援などを担う地域学校協働活動推進員を配置することにより、円滑な本部運営を行っている。地域学校協働本部が行う地域学校協働活動のうち、校舎内で実施した実績としては、書初め指導や家庭科のミシン学習の補助など学習活動への支援、お話会による読み聞かせ、図書室の蔵書点検、入学式や卒業式など学校行事の準備・片付け、校内清掃などの活動となる。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3	(1)		再質問3	地域学校協働活動を進めていく上で、学校施設の地域開放は必要と考えるが見解を伺う。	地域学校協働活動では、先ほど答弁した活動の他に、登下校の見守り、花壇整備や校庭の除草作業などの環境整備、学校が飼育している動物の支援など、学校や地域の実情にあわせた様々な活動を展開していただいており、それぞれの活動は、学校内で円滑に実施している。なお、今後、本事業を一層充実するため、さらなる学校施設の利用が必要な場合は、学校と協議していきたいと考えている。	更なる活動の充実に向けて、学校と協議していく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	生涯学習について	3	(1)		要望	校舎の利用について、学校教育上支障がない場所はどこか、各学校で検討することが重要である。教育委員会主導で積極的な推進をしてほしい。	-	児童生徒の安全を確保した上で、発想を新たにして、時代に合った地域開放の仕組みを教育委員会主導で構築し、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携した学校づくりを一層進めていく。	未

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問4	今後、建替えが予定されている大久保東小学校や鷺沼小学校の地域開放について、どのように検討されているのか伺う。	最初に、大久保東小学校の建替えについては、令和10年9月からの新校舎使用開始を目指すし、現在は、準備工事として、旧大久保東幼稚園の改修工事を行っているところである。新たな校舎における地域開放については、体育館及びグラウンドに加え、更なる地域開放を視野に入れ、校舎の外からも直接出入りが可能な大小の会議室を設けている。次に、鷺沼小学校の建替えについては、令和11年4月の新校舎使用開始を目指し、現在、設計作業を進めているところである。地域開放については、大久保東小学校と同様に、体育館とグラウンドのほか、体育館の1階部分には、地域開放エリアとして、利用動線を分け、会議室、家庭科室等の特別教室を配置するなど、より地域開放に配慮した計画となるような設計としている。	-	-
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	鷺沼小学校については、地域に住んでいる方から図書館が狭いという声がある。近くだと大久保の中央図書館、南の方は新習志野図書館があるが、図書館が遠いという意見がある。1階に図書館が設置されると伺っているが、そういった声にも配慮できるような施設の検討を要望する。	-	児童生徒の安全を確保した上で、地域開放も考慮して設計に取り組んでいく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問5	大久保東小学校については、建替えに向けて現在、旧大久保東幼稚園の改修を行っており、その後、放課後児童会や図書館などが入る予定となっているが、併せて、地域開放に向けた検討を要望するが如何か。	大久保東小学校の新校舎及び新体育館建設の準備工事として、図書室及び放課後児童会室として活用している建物と体育用具を保管している屋外倉庫などを令和8年2月から、解体・撤去する予定としている。それらの移転先として、現在、旧大久保東幼稚園の改修工事を行っている。旧大久保東幼稚園の1階部分にある保育室3室と職員室については、保育室3室は放課後児童会室として、職員室は、体育用具の保管場所として使用する予定である。また、旧幼稚園の2階部分にある保育室3室については、2室は図書室として、1室は放課後子供教室として使用する予定である。遊戯室については、学校での軽運動や放課後児童会、放課後子供教室におけるブレイルームとしての活用などを予定しているところである。このように、旧大久保東幼稚園の活用については、基本的に児童の利用を予定しているところであるが、学校や関係各課、学校運営協議会で協議を行う中で、使用しない時間帯での利用など、地域の方々の利用に向けた検討を進めていきたいと考えている。	学校や関係各課、学校運営協議会で協議を行う中で、学校が使用しない時間帯での利用など、地域の方々の利用に向けた検討を進めていく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	部長答弁で使用しない時間帯とあった。例えば、放課後子供教室、放課後児童会は午前中に使用しないと思うので、午前中に地域の方が使えるように検討してほしい。	-	学校や関係各課、学校運営協議会で協議を行う中で、学校が使用しない時間帯での利用など、地域の方々の利用に向けた検討を進めていく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問6	今後の学校施設の地域開放について、総括的に教育長の見解を伺う。	【教育長答弁】 現在、そして今後の学校運営を考えると、学校教育、生涯学習及び地域活動の連携・協働による「地域とともにある学校づくり」が必要不可欠である。「地域とともにある学校づくり」を更に発展すべく、近年は、学校運営協議会、地域学校協働本部などの仕組みが構築されているが、学校施設の地域開放は、長い歴史を経て、築き上げられてきた礎をなす取り組みである。本定例会に提案されている習志野市基本構想においては、本市の将来都市像として、「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を掲げており、「地域とともにある学校づくり」は、学校と保護者、地域の方が児童生徒の健やかな成長を共に願ひ合い、共に連携・協働する中で、豊かな教育活動、地域活動を展開するものであり、まさに、人と人が集い、つながり、地域社会の活性化を図っていくまちづくりそのものであると考えている。児童生徒の安全を確保した上で、例えば地域の防災訓練、祭り、会議なども含め、発想を新たにしてい、時代に合った地域開放の仕組みを構築し、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携した学校づくりを一層進めていく。また、学校の地域開放について、課題等がある場合は、遠慮なく教育委員会に相談いただければと思う。	児童生徒の安全を確保した上で、発想を新たにしてい、時代に合った地域開放の仕組みを構築し、学校を地域コミュニティの核として、学校と地域社会が連携した学校づくりを一層進めていく。	未
R7/3	4	布施 孝一	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	学校の地域開放については、教育委員会主導のもと進めてほしい。	-	児童生徒の安全を確保した上で、時代に合った地域開放の仕組みを教育委員会主導で構築していく。	未

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. ICT教育について (1) 学校教育におけるタブレットの活用について 今年度の取り組みの授業支援システムの導入について伺う。	新入生のタブレット端末における配付については、小中学校共に、卒業生が使用していたタブレット端末を新入生に引き継ぐ形で活用している。ご指摘の新入生への配付遅延については、今年度、中学校1校、小学校3校において、1年生に配付する卒業生端末の修理に時間を要したことから、1学期中に端末を配付することができない学校があった。配付の遅延により、児童生徒のタブレット端末を活用した学習の機会に影響が生じてしまったことについて、あってはならない事であり、お詫び申し上げます。今後は、新入生への配付に遅れが生じないよう、取り組んでいく。次に今年度の取組みとして、「授業支援システム」を導入することで、効果的に授業を行うための、環境整備を行った。この授業支援システムは、一つのアプリで、教材の提示、回収、児童生徒の端末制御ができるとともに、児童生徒が視覚的に他者の考えや意見の比較を行ったり、協働学習を行うなど、様々な機能を思考的ツールとして活用することができるものである。現在は、教育委員会が各学校で教科ごとの基本操作講習会を行うとともに、教職員の中から認定されたICTマイスターを中心に、活用方法の事例研修を行う中で、授業での活用が進んできている。今後は、授業支援システムなど効果的なタブレット活用を深めていくとともに、更新を迎えるタブレット端末の配付管理の改善に取り組んでいく。	今後も動向を注視していく。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問1	新入生への配付遅れの発生頻度と原因について伺う。	【教育長答弁】 昨年度までは、1学期中には全校で配付が完了されていたものと認識している。今年度については、令和7年1学期終了時点で、小学校3校、中学校1校、の新入生への配付が完了していなかった。配付が遅れた主な原因としては、タブレット端末を導入してから5年目を迎えており、卒業生からの引き継ぎも4回目となり、端末の経年劣化に伴い修理が必要な台数が年々増加したことにより、修理の発注依頼が当初予定より遅れたことと併せて、業者とのやり取りを学校に任せていたこと、また、修理業者においても、修理台数が例年に比べて増えたことに加え、現在使用しているタブレット端末の製造停止に伴い修理業者による部品交換の判断と後継機への端末交換による設定変更に時間が相当必要となったためである。このような状況に予め備えるための、予備機の配備体制が不十分であったことも要因の一つと捉えている。さらには、不測の事態に対応するため、総合教育センターとしての管理体制の徹底も必要であったと考えている。なお、配付が遅れた4校については、現時点で、全て配付が完了しており、保護者の皆様にお詫びの文書を送付した。重ねてお詫び申し上げます。	総合教育センターと学校の情報共有を行い、不測の事態に備え、早期対応を行う。また、児童生徒の学習の機会を奪ったことを重く受け止める。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	中学1年生の1学期にタブレット端末を活用しての授業ができないということは、学習においても差が出てしまうことを心配する保護者もいたのではないかと。タブレット端末がないことに危機感がなかったことが大変残念である。タブレットに限ったことでなく、学校は問題の大小にかかわらず教育委員会と連携をし、情報共有を図り早期対応につなげることを要望する。	-	総合教育センターによりタブレット端末の修理状況について一元管理を行い、学校との情報連携を密にとっていく。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問2	タブレット端末の配付及び管理方法について伺う。	タブレット端末の配付方法としては、令和2年度に一斉に購入した際に、児童生徒全員に配付した。翌令和3年度からは、小中学校共に、卒業生が使用していた端末を新入生に引き継ぐ形で運用している。引継ぎにあたっては、総合教育センターが必要な手順やスケジュール等を作成し、各校はこれに基づき引継ぎ作業を行っている。年度末に卒業生から回収した端末のうち、破損等が確認されたものについては、修理事業者へ修理を依頼した上で再利用することとしている。各校においては、修理が完了した端末が順次返却され、必要な配付台数が揃い次第、新入生への配付を進めることとしている。また、管理については、児童生徒が活用している端末のリスト表を作成した上で、児童生徒の転出入が生じた際の調整や随時の修理対応等を行っている。	管理方法を明文化し、総合教育センターと連携をとること。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	タブレット端末の運用をするのは学校だが、年度ごとに引き継ぎのスケジュール等の作成をするのではなく、総合教育センターにおいてタブレット端末の管理方法を明文化し、連携のとれるルールの取り決めをするよう要望する。	-	タブレット端末の運用方法についてガイドラインを作成し共通認識を行う。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問3	再発防止について伺う。	【教育長答弁】 今後の再発防止については、各校での、速やかな修理依頼を徹底するとともに、総合教育センターにおいても、修理及び配付状況を把握し、管理する。なお、来年度からは新しいタブレット端末への更新を予定しており、予備機の数を増加させるなど、配付が遅延する事態とならないよう、既に対策を講じている。	学習の機会が奪われることがないよう対応する。また、安全な処分計画を行う。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	児童生徒の学習の機会を奪うことが二度とないようにしてほしい。全国的に更新時期を迎える学校のタブレット端末に対して、2025年問題と言われているそうだが、文部科学省では自治体が定めた情報セキュリティポリシーに基づいて漏れないように対応し、環境の認可を受けたりサイクル事業者などによる適切な処分の徹底が促されている。多くを予備機として残すとのことだが、しっかりと処分計画を作成し更新をしてほしい。	-	端末処分については令和8年度の予算要求を行い、計画的に処分を行う予定である。処分方法についても、文部科学省のセキュリティポリシーガイドラインを参照し、本市で作成した教育情報セキュリティポリシーに則り行っていく。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問4	授業支援システムについて、今後の活用について伺う。	授業支援システムの今後の活用としては、引き続き、研修の充実を図るとともに、教職員の授業方法の見直しを行う。また、作成した教材のファイルを市内の教員間で共有して活用することにより、教職員の教材準備の負担軽減も目指す。さらに、一人ひとりにあった学習や、他者と主体的に協力する学習の実現に向けて、タブレット端末で、児童生徒がお互いの意思を共有するなど効果的な活用を深めていく。	今後も動向を注視していく。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問5	児童生徒の目の健康について伺う	各学校では年度初めに、すべての児童生徒及び保護者に対し、タブレット端末使用時の目の健康を守るための注意点を周知している。具体的には、次の3点について指導・啓発を行っている。1つ目は、目を画面から30cm以上離して使用すること。2つ目は、30分に1回は、20秒以上画面から目を離し、遠くを見ること。3つ目は、部屋の明るさに合わせて、端末の画面の明るさを調整することである。これらの指導を通じて、長時間の画面注視による眼精疲労や視力低下の防止を図っている。また、保護者に対しては、児童生徒の健康的な生活習慣を守る観点から、ブルーライトが睡眠の質に悪影響を及ぼす可能性があるため、少なくとも就寝の1時間前からはデジタル機器の使用を控えることも周知している。今後も、端末使用にかかる健康面への影響について適切な対策を講じ、安全・安心なICT活用の環境づくりに努める。	今後も、端末使用にかかる健康面への影響について適切な対策を講じ、安全・安心なICT活用の環境づくりに努める。	済
R7/3	5	田中 慶子	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	教育の現場において児童生徒が自分で自分の目の健康を守る、考える習慣がつくように、折に触れて周知することを要望する。	-	毎年年度始めに、全学年および保護者に向けて、目の健康についての資料を配付する。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1			本答弁	1.文化財の保存と活用について 文化財保存活用地域計画の策定について伺う。	平成30年の文化財保護法改正によって、市町村において取り組んでいく目標や具体的な内容をまとめた、文化財の保存と活用に関する総合的な計画である、文化財保存活用地域計画が制度化された。文化財保存活用地域計画は、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であるということが趣旨とされており、市町村における計画策定は努力義務となっている。文化財の適正な保存や活用には、計画的に取り組んでいくことが望ましいと認識しており、文化財保存活用地域計画の策定を将来的な課題ととらえ、県内近隣自治体の策定状況を研究しているところである。また、令和8年度から新たな計画期間とする次期習志野市文化振興計画などにも、文化財等文化的な資源の保存や活用について施策として反映していきたい。	文化財保存活用地域計画の策定を将来的な課題ととらえ、引き続き、県内近隣自治体の策定状況を研究していく。また、令和8年度から新たな計画期間とする次期習志野市文化振興計画などにも、文化財等文化的な資源の保存や活用について施策として反映していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1			再質問1	補修や維持管理のスケジュールについて伺う。	現在策定中の次期「習志野市文化振興計画」の素案においては、文化財の保存や活用について、文化財の保存の推進や充実に努めることとしている。このほか、生涯学習施設の個別計画としては、「生涯学習施設改修整備計画」を策定し、令和3年度に改訂した。本計画は市長部局で策定している「公共建築物再生計画」と連携を図り、それぞれの計画の見直しを適宜反映させていくこととしており、現在策定中の「第3次公共建築物再生計画」に併せ、今年度の改訂を予定している。文化財施設として教育委員会が所有する旧鵜田家住宅および旧大沢家住宅については、「生涯学習施設改修整備計画」において、維持管理のスケジュールを追記する予定としており、具体的な記載内容については、現在検討しているところである。	文化財施設として教育委員会が所有する旧鵜田家住宅および旧大沢家住宅については、「生涯学習施設改修整備計画」において、維持管理のスケジュールを追記することとし、具体的な記載内容を検討していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1			要望	綿密な計画の作成を要望する。	-	「生涯学習施設改修整備計画」において、綿密な計画の作成を行っていく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1			再質問2	収益化に向けた文化財の活用について伺う。	旧鵜田家住宅及び旧大沢家住宅を活用し、通常の一般の開館の他、お月見会や落語会、おはなし会の開催や、七夕飾りの展示を行っている。文化財の保存や継承のためには、文化財への関心と理解が重要であることから、旧鵜田家住宅及び旧大沢家住宅においては、来館料を無料とすることで市民に気軽に足を運んでいただき、地域の歴史や文化に触れていただけるようにしている。一方で、他の自治体では、同様の歴史的建造物において、営利目的での使用の場合には、使用料を徴収している事例もあるので、来館料が無料であることによる利点も踏まえながら、目的に応じた料金の徴収なども含め、文化財の活用について、引き続き、調査・研究を進めていく。	目的に応じた料金の徴収なども含め、文化財の活用について、引き続き、調査・研究を進めていく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1			要望	文化財保存活用地域計画を策定し、文化財を保存・活用していくことを要望する。	-	文化財保存活用地域計画の策定を将来的な課題ととらえ、引き続き、県内近隣自治体の策定状況を研究していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問1	2. いじめ重大事態について 今回の再調査結果報告に至るまでの経緯について伺う。 保護者の訴えから学校がいじめを認知するまで半年を要しているのはなぜか。訴えのあった時点で重大事態として扱うべきだったのではないかと。	【教育長答弁】 この問題に関して、大変にづらい思いをさせてしまっており、保護者、お子様に重ねてお詫び申し上げます。本事案では、保護者から担任へいじめの申し立てがあったにもかかわらず、生徒指導上の問題として扱い、学校内の生徒指導委員会で報告するも、事実の確認と見守りの方針を継続するにとどまり、具体的な対応等が協議されなかったためである。法制度に則れば、いじめの事実を把握した際には、速やかに管理職に報告し、校内いじめ対策委員会を開催して対応をする必要がある。国のいじめ重大事態の調査に関するガイドラインにおいては、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあった時点で重大事態が発生していると捉え、調査を開始するとされている。本対応については、学校だけでなく教育委員会としての確認が十分になされず深く反省している。今後は、児童生徒、保護者の訴えに迅速かつ適切に、そして法に則った対応ができるようにしていく。	今後は、児童生徒、保護者の訴えに迅速かつ適切に、そして法に則った対応ができるようにしていく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問2	保護者の申し入れがあったのにすぐに調査しなかったことについて、調査しなかったことは法令違反にあたるのか。また学校が行った報告書を保護者に提供しなかったことも法令違反にあたるのか。	【教育長答弁】 再調査委員会の報告書においても指摘いただいたとおり、保護者からの申し入れがあった時点で、いじめ防止対策推進法に則り、当該事案を「いじめ」として適切に評価・認知し、組織的対応が必要となる事案であったというように捉えている。次に、学校が作成した報告書を保護者に提供しなかったことについては、個人情報の保護に十分に配慮する必要がある一方で、いじめ防止対策推進法において「いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」と定められている。今回の対応は、保護者に対して調査結果等に関する適切な情報提供がなされていない。このような観点から法令に則った対応ができていなかったと言わざるを得ない。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	学務課	学校教育について	2			再質問3	担任の不適切な対応に対してどのような処分・指導がなされたのか。また、今後処分する予定はあるのか。	【教育長答弁】 教職員に対する懲戒処分については、任命権者である千葉県教育委員会が行うものであり、本市教育委員会は服務監督者として、県教育委員会の指導のもとで、指導措置を行う立場である。ご指摘の、担任の指導については、令和5年2月に千葉県教育委員会へ提出した、いじめ重大事態調査報告書において触れられている。当時、本市教育委員会は、県教育委員会とやりとりをしているが、結果として当該教諭に対する指導を行うには至っていない。しかしながら、令和7年8月に公表されたいじめ重大事態に関する再調査報告書において、再調査委員会より、教員の不適切対応に対する指導については、懲戒処分に至らずとも悪質性が高いものについては、書面ですべきであるし、対応したことの記録も残すべきであると指摘されていることから、本市教育委員会としては、今後当該教諭が行った不適切指導については再度調査、確認を進め、必要な措置を講じていく。	当該教諭が行った不適切指導について再度調査、確認を進め、必要な措置を講じていく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	学務課	学校教育について	2			要望	保護者によると、報告書が公表された現在でも、なお担任教師は不適切対応の認識は薄く、反省の色がないと聞いている。再発防止の観点から県教育委員会と連携、協議頂き、担任教師の処分指導を含めた調査の徹底を要望する。	-	当該教諭が行った不適切指導について再度調査、確認を進め、必要な措置を講じていく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問4	いじめ重大事態の対応について、県教育委員会とどのように連携したのか。	【教育長答弁】 本事案については、令和3年3月に市教育委員会から県教育委員会に対し、いじめ重大事態に係る認知報告を行っており、その後令和3年4月に学校が作成した、いじめ重大事態に係る報告書を県教育委員会に提出している。令和5年2月1日に市教育委員会から県教育委員会に習志野市いじめ問題対策委員会の調査報告書を提出している。その後今年度、再調査委員会の報告内容をはじめ、保護者の訴えや要望についても県教育委員会と情報を共有している。この一連の手続きの中で、市教育委員会に対する県教育委員会からの指導・助言にはまだ至っていない。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	県教育委員会の記録についても問い合わせて確認してもらいたい。また、重大事態が発生した際には、速やかに県教育委員会と連携し、指導・助言を受けた上で、早期解決を図るなど、市教育委員会の初期対応についてもフローチャートへの追記を行うなど協議・検討することを要望する。	-	今後確認していく。また、対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問5	原調査委員会に教育委員会が調査を諮問したのはいつか。またその当時の原調査委員会の委員構成はどうだったのか。	【教育長答弁】 令和3年10月21日に、教育委員会が習志野市いじめ問題対策委員会へ重大事態に関する調査を諮問している。当時の委員については、各団体より推薦を受けた、大学教授、弁護士、人権擁護委員、公認心理士、医師の5名で構成されていた。委員の選出及び構成については、文部科学省のいじめ防止基本方針で示されている組織の構成並びに習志野市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題再調査委員会設置条例に基づき、学識経験がある者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、5名以内で組織するものとなっている。なお、当時のいじめ問題対策委員会においては、片岡洋子氏が委員長を務めていた。	-	-

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問6	当時の原調査委員会の委員であった弁護士の実績について伺う。	【教育長答弁】 当該弁護士については、平成9年4月1日から令和5年3月31日まで本市の顧問弁護士を務めている。また、本市いじめ問題対策委員会においては、当初は調査を行うことを想定していなかったことから、広く法的観点からの指導・助言をいただくため、本市顧問弁護士に委員をお願いし、平成28年度から令和3年度まで委員を務めていただいた。なお、令和4年度以降については、第三者性が担保される別の弁護士を委員として委嘱している。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	第三者委員会である原調査委員会の委員選定に当たっては、公平性が担保されるよう細心の注意を払うことを要望する。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問7	20回開催されたいじめ問題対策委員会における会議の委員の出席状況はどうだったのか。	【教育長答弁】 本事案に係るいじめ問題対策委員会の委員の出席状況については、20回行われた会議のうち、実質的な会議体として行われたものが5回、調査等個別に対応したものが15回となっている。各委員の出席状況については、片岡洋子委員長は18回、堺淑子委員は12回、麻生博子委員は5回、佐藤裕幸委員は1回、渡邊惇委員は令和3年度末までの委嘱期間内に6回、令和4年度から新たに委嘱した高橋馨委員は4回となっている。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問8	指導課職員が委員を送迎したのはなぜか。どのように送迎したのか。通常、様々な審議会において、委員の送迎をすることはあるのか。	【教育長答弁】 大変申し訳ないが、指導課職員が委員を送迎した理由及び送迎方法については、把握をしていない。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問10	原調査委員会の調査資料はだれがどのように保管していたのか。	【教育長答弁】 繰り返しの答弁になるが、このいじめ問題を隠蔽するというつもりは全くない。何回も話しているとおり、いじめの問題は一刻も早く、何が問題であったかを明確にして、安心できる学校生活に該当の児童生徒が戻るということが基本である。ただ全体の流れとして、結果としてこのような形になってしまったことは深くお詫び申し上げたいと思っている。その上で本事案における調査資料の保管については、指導課職員がとりまとめて保管していたが、これについても繰り返し申し訳なくお詫びを申し上げているところだが、調査資料については、現在処分されている状況となっている。	今後の保管を徹底する。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問11	委員長が調査資料を私物のパソコンに保存したことは個人情報保護法に触れないのか。また、市役所職員が同様のことをしたら法に触れるのか、見識を伺う。	【教育長答弁】 習志野市いじめ問題対策委員会の委員は市教育委員会が委嘱した非常勤特別職である。非常勤特別職、つまり公務員の立場で調査や報告書の作成のために必要な資料を自身のパソコンに保存していたもので職務上必要であったと捉えることができると思うが、御指摘のとおり疑義の生じるものと認識をしている。一方で本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例に照らして、法に触れるのかについては判断していく必要があるものと捉えている。	職務上必要であったと捉えることができると思うが、。一方で本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例に照らして、法に触れるのかについては判断していく必要があるものと捉えている。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	調査資料はいじめ事案の詳細に関わるもので、極めて慎重に取り扱うべき個人情報である。その管理と責任を審議会委員に課することが適切か、審議会委員の資料の取り扱いについて今一度協議をしてほしい。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			再質問12	原調査委員会の事務局を担当した当時の指導課職員の処分について、議事録を作成していないことや、調査資料を保管していなかったことについて、管理規則に違反しているのか。その場合どのような処分になるのか。	【教育長答弁】 市教育委員会職員の処分については、本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例に照らし、個別の案件毎に判断していくものであり、この場でお答えするのは控えさせていただく。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2			要望	事実確認の上、適切な処分を行い、再発防止に取り組んでいただきたい。	-	事実確認の上、適切な処分を行い、再発防止に取り組んでいく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問13	記録と保存の仕方について、どのように改善していくのか伺う。	【教育長答弁】 記録については、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、いじめ問題対策委員会の会議を録音したうえで、会議録作成を徹底していく。各学校においても、重大事態に係る校内いじめ防止対策委員会を開催する際には、会議録を作成するよう周知している。記録の保存については、国の推奨する5年間ではなく、義務教育期間を踏まえ10年間保管することとし、その適正な保存・管理を徹底していく。	「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、会議録の作成を徹底していく。記録の保存については、義務教育期間を踏まえ10年間保管することとし、その適正な保存・管理を徹底していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	資料や会議録が存在しないという話を耳にする。教育委員会のみならず、市全体で改善・徹底するよう要望する。	-	対応策を実行していく。	未

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2					【教育長補足答弁】 本いじめ事案について、宮内議員の御質問でもお答えしたとおり、詳細は関係者の皆様に御迷惑をおかけするので控えさせていただくが、いじめ以前に学校の教育活動や、学校そして教職員の対応に起因する問題があり、学校も教育委員会もそのことにとらわれ過ぎてしまい、いじめ問題に素早く対応することができなかったという経緯がある。対応の遅れについて、繰り返しお詫び申し上げたい。また、教育委員会の設置したいじめ問題対策委員会の学校調査、現地の調査については、当時の諸般の状況を鑑み、調査を行う委員を当時の担当及び学校教育部の判断で絞ってしまった経緯がある。結果としては法に則った対応ではなかったということであり、教育委員会の責任であると認識している。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問14	いじめ重大事態における第三者による調査委員会の事務局を指導課が担当するのはよくないのではないかと。	【教育長答弁】 いじめ再調査報告書にもあるように、この第三者委員会の調査委員会に関する事務に関しては、教育委員会の指導課とは異なる部署から人員を配置して取り組んでいきたい。今後そのような問題が起こってはならないが、起こった場合には、そのような対応をしていきたいと考えている。	第三者委員会の調査委員会に関する事務に関しては、教育委員会の指導課とは異なる部署から人員を配置して取り組んでいきたい。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	重大事態調査の第三者性、公平性が担保されるよう、協議検討の上早期決定を要望する。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問15	弁護士を講師とした研修や体験研修はどのようなものか。また、今後も継続して実施していくのか。	弁護士を講師とした研修については、本年8月22日に市内の小・中・高等学校の校長・教頭ならびに教育委員会職員を対象として実施した。この研修は、いじめや性暴力、虐待などの事案に対し、法的な対応に関する理解を深めることを目的として、学校現場での初期対応の在り方や関係機関との連携の重要性について学びを深めたところである。また、研修内容については、校長・教頭を通じて各教職員に確実に周知し、教職員全体で法に則った適切な対応ができる体制を構築していくこととしている。体験研修については、国立教育政策研究所が作成した、いじめに関する校内研修ツールについて生徒指導主任会議において周知を行い、各学校でも積極的に活用するよう伝達している。今後とも、教職員一人ひとりのいじめに対する感度や対応力を向上させるための研修等を定期的かつ継続的に実施していく。	今後とも、教職員一人ひとりのいじめに対する感度や対応力を向上させるための研修等を定期的かつ継続的に実施していく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	研修の開催時期や頻度を定めた上で、研修内容を正しく理解できているか、適宜確認や指導を行うことを要望する。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問16	いじめ対応を一人で抱えず、チームで対応するためにどのように取り組むのか。	教育委員会としては、いじめ対応を教職員一人で抱えず、組織として対応していく体制づくりの重要性は強く認識している。いじめへの対応は、一人で行えるものではないとの前提のもと、教育委員会ではいじめ事案に関して、学校現場での円滑な情報共有や役割分担を行うためのいじめ生徒指導記録簿のテンプレートを作成した。本年8月に実施した校長会議において、その趣旨と活用方法について周知を図ったところである。今後、学校全体で連携していじめ問題に取り組めるよう、継続して支援を行っていく。	今後、学校全体で連携していじめ問題に取り組めるよう、継続して支援を行っていく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問16		【教育長答弁】 今、学校の対応を中心に話をしたが、教育委員会の中も同じであると捉えている。現状、指導課の中に生徒指導班という形で、いじめの問題、不登校問題等を含めて様々な対応をしている部署があるが、現状としてこのような問題が起こってしまったということがある。指導課の中にきちんとしたチームで対応できるような組織をこれから検討していきたいと考えている。	指導課の中に、チームで対応できる組織を作ることについて、今後検討していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	作成したテンプレートが正しく活用されているか教育委員会による定期的な点検及び指導を要望する。また、組織的な対応ができるように組織づくり、チーム作りを願う。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問17	いじめ認定から対応までのフローチャートや役割分担を周知していく必要があると思うが、いかがか。	いじめ重大事態発生時の対応フローチャートについては教育委員会で作成し、すでに各学校に周知している。また、いじめの基本的な対応や役割分担については各学校のいじめ基本方針で示している。いじめの認知から対応までの流れを明確にし、役割分担を整理して周知することは極めて重要と認識している。教育委員会としては、実効性を伴うよう習志野市いじめ防止基本方針の中に、いじめ事案を把握してから解消の確認までのフローチャートを明確に示し、各学校のフローチャートに反映されるよう見直しを図っていく。	習志野市いじめ防止基本方針の中に、いじめ事案を把握してから解消の確認までのフローチャートを明確に示し、各学校のフローチャートに反映されるよう見直しを図っていく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	フローチャートの様式は同一であることが望ましい。教育委員会が主導してフローチャートの作成を行い、運用また指導助言することを要望する。	-	対応策を実行していく。	未

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問18	スクールロイヤーによる法務相談制度の概要と今年度の実績について伺う。	文部科学省では、平成30年度からスクールロイヤーを活用するモデル事業を実施しており、千葉県においても教育委員会や教育事務所に複数名の弁護士をスクールロイヤーとして登録し、学校からの相談に対する助言や児童生徒への人権教育に関する講演活動を行う体制を整備している。本市においても、教職員だけで十分な対応を図ることが難しい事案があるため、初期段階から法に基づいた適切な対応が図れるよう、令和5年度から弁護士に相談できる体制を整えており、毎年度初めに各学校に文書を配付し、校長会議等で周知をしている。法務相談については、対応が困難な事案が発生した際に、学校が指導課に相談の申請を行い、その後、指導課から学校に弁護士の連絡先を伝え、学校と弁護士で日程調整を行い、相談をしている。相談方法としては、対面、オンライン、電話、メールなどの方法があり、1回につき60分の相談となっている。令和7年度は、現時点で4件の法務相談を実施し、弁護士の指導助言を受けている。4件の相談方法の内訳としては、対面によるものが3件、電話によるものが1件となっている。	-	-
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	本制度が正しく活用されるように、指導課を介するのではなく直接日程調整を行えるなどの心理的にも利用しやすい仕組みづくりを要望する。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問19	再発防止策が市HPに掲載されたが、教育委員会としてプレスリリースをする予定はあるのか。	【教育長答弁】 再発防止策については、令和7年8月18日に教育長から市長に回答した内容を市ホームページに掲載している。この掲載によって情報発信をしており、その結果、報道機関一社から問い合わせを受けて、教育長が取材を受けた。その後さらに一社から問い合わせを受け、真摯に対応しているところである。	今後も真摯に対応していく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			再質問20	保護者が代理人を通じて市に送付した文書にある保護者の意向を踏まえ、プレスリリース等の情報発信を主体的に行うのか改めて伺う。	【教育長答弁】 保護者にこの対応策について説明をさせていただく機会を設け、保護者が願っていること、訴えていることについてしっかりと聞くことができた。その中で話にあった対応について、今後その方向性でやっていかなければならないと捉えている。現状では報道の対応があり次第、しっかりと対応させていただく。	今後も真摯に対応していく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	2			要望	先ほど示した保護者の意向を改めて認識し、真摯に対応することを要望する。	-	今後も真摯に対応していく。	済
R7/3	6	寺川 貴隆	環境みらい	学校教育部	指導課 学務課 教育総務課	学校教育について	2			要望	本件で不適切な対応を行った職員個人の行政手続き上の瑕疵について再度調査の上、厳正な処分をしていただきたい。また、改めて責任を自覚し、市全体で再発防止に取り組むよう要望する。	-	今後も真摯に対応していく。	済
R7/3	7	丸山 秀雄	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(2)		再質問2	2. 福祉施策について (2) 手話施策推進法に対する取組について 小中学校における手話に関する理解と関心が深められるような取組について伺う。	本市の市立小中学校においては、教育計画に福祉教育を位置づけ、全ての人を個人として尊重し、思いやりの心をもって助け合う態度を育て、ともに生きる力の育成を目指し、取り組んでいるところである。その福祉教育の一環として行う障がい者理解に関する教育として、各学校において、総合的な学習の時間や生活科等の授業で車椅子体験や白杖体験などの体験学習、障がいのある方の講演会などを実施している。手話に関する取組としては、小学校では、4年生の国語の教科書において教材として取り上げられているほか、音楽や総合的な学習の時間を通じて、手話に関する学習の機会を設けている。児童は、こうした学びを地域や学校生活の中でどのように生かしていくか考える実践的な活動にも取り組んでいる。中学校では、聴覚に障がいのある方からお話を伺う機会を設けるほか、合唱などの行事において手話を取り入れた発表を行うなど手話や聴覚障がいへの理解を深める取組を行っている。今後も、児童生徒の手話に関する理解と関心がより一層深められるよう庁内関係部局と連携しながら聴覚障がい及び手話に関する情報や学習機会の提供に努めていく。	今後も、児童生徒の手話に関する理解と関心がより一層深められるよう庁内関係部局と連携しながら聴覚障がい及び手話に関する情報や学習機会の提供に努めていく。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 学校体育館のエアコン設置 (1) 進捗状況と利用開始時期について 現在の工事の進捗状況と運用開始後の取り扱いについて伺う。	まず、習志野高等学校については、第一体育館へのエアコン設置が完了し、既に利用を開始している。第二体育館については、10月から室内機の設置工事に着手し、令和7年12月から令和8年1月の間に利用開始予定となっている。次に、小中学校については、夏休みに入ってから、中学校体育館への室内機設置工事を実施しており、中学校の工事が完了後、順次、小学校の工事に着手する予定となっている。利用開始時期としては、中学校は早い学校で10月から、小学校は11月からを予定しており、遅くとも令和8年2月には、新体育館 建設工事中の久大保小学校を除く全ての学校で、エアコンが利用できる予定となっている。また、これらの工事の進捗管理に併せて、エアコン利用開始後の取り扱いについても検討をしているところである。児童生徒の健康や環境負荷も考慮したエアコンの稼働期間や温度設定などの基準の設定といった運用方法のほか、地域開放で各団体が使用する際に発生する光熱費については、他市の事例も参考に負担していただく方向で検討している。	児童生徒の健康や環境負荷も考慮したエアコンの稼働期間や温度設定などの基準の設定といった運用方法のほか、地域開放で各団体が使用する際に発生する光熱費については、他市の事例も参考に負担していただく方向で検討している。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問2	体育館のエアコンを稼働するにあたり、「通常の学校運営で使用する場合」と、「放課後や休日の施設開放を考慮した場合」の、それぞれのランニングコストはどのように見込んでいるのか伺う。	エアコン利用開始後の取り扱いについては、現在検討しているところであり、また、燃料単価の増減もあることから、現時点における試算ということで答えさせていただく。試算の条件として、エアコン稼働期間を5月から10月の冷房利用を想定し、令和7年8月時点における燃料単価を基に算出している。始めに、「通常の学校運営で使用する場合」としては、授業での利用のほか、中学校においては、部活動での利用も考慮し、試算したところ、小中学校23校全体で、光熱費としては、年間約3千400万円、エアコンの定期点検費として、年間約1千600万円の合計約5千万円と見込んでいるところである。次に、「放課後や休日の施設開放を考慮した場合」としては、「通常の学校運営で使用する場合」に加え、平日は午後5時から9時まで、休日は午前9時から午後9時までの利用を想定したところ、光熱費としては、年間約6千300万円、エアコンの定期点検費として、約1千600万円の合計約8千万円と試算している。	-	-
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問3	エアコンを使用する際の設定項目やルールはどのように考えているのか伺う。	エアコンの性能を維持し、効率よく使用していくためには、各学校共通の使用のルールを定めるとともに、適切なメンテナンスをしていくことが必要である。その上で、エアコン利用開始後の取り扱いについては、8月から先行して稼働している習志野高等学校の第一体育館の運用状況を踏まえ、現在、検討しているところである。具体的には、暑さ指数や室内の温度を考慮したエアコン稼働期間、温度設定、稼働時間の設定のほか、カーテンの活用による効率的な冷房使用など、他市の事例も参考に検討している。	-	-
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		再質問4	費用に関するルール、特に施設開放で使用する際の費用について、どのように考えているのか伺う。	定期点検費については、地域開放の有無に関わらず発生する費用であることから、光熱費部分について、使用時間に応じた実費相当額をご負担いただく方向で検討している。また、その納入方法については、使用者の納入のしやすさや、事務処理の効率化などの観点から、制度設計していくこととしている。令和8年1月末までに、金額や納入方法等を決定し、令和8年2月には、利用団体等に周知したいと考えている。	令和8年1月末までに、金額や納入方法等を決定し、令和8年2月には、利用団体等に周知していく。	未
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1	(1)		要望	利用団体が実費を負担することになれば、団体は次年度用にその予算を確保する準備を進めていくことになる。現金払い、振込、キャッシュレス払いなどの納入方法も含め、早めに団体に周知することを要望する。	-	令和8年1月末までに、金額や納入方法等を決定し、令和8年2月には、利用団体等に周知していく。	未
R7/3	8	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問3	菊田公民館の現状と今後の見通しについて伺う	菊田公民館については、令和13年度までは日常的な維持管理を実施しつつ継続使用し、令和13年度末をもって機能停止する予定としている。令和14年度以降も、サークル団体が活動場所としている諸室の機能を継続するための対応としては、旧庁舎跡地に整備する公共機能としての多目的スペースが、菊田公民館の、主に講堂を想定した、一部代替機能としても活用できると考えているほか、その他の諸室の機能の確保については、近隣に位置し、令和9年度末をもって藤崎こども園へ機能統合する方針とされている津田沼幼稚園の閉園後の施設の一部を活用することも選択肢の一つとして庁内関係部署と検討しているところである。	-	-
R7/3	8	金井 宏志	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(1)		再質問4	菊田公民館利用者への周知状況について伺う	菊田公民館利用者への周知については、旧庁舎跡地活用事業の公共機能における、多目的スペースの設置について、令和6年度、5月25日及び6月29日に、資産管理室から菊田公民館の利用団体等への説明やご意見の聴取を実施し、生涯学習部も同席した。参加者数は、合計で64人であり、特に多く寄せられたご意見としては、サークル活動の維持において、今回の旧庁舎跡地活用事業で確保される面積では足りないというご意見であった。このことについては、本事業の公共機能としての多目的スペースは菊田公民館の講堂の約150㎡の代替を想定したものであり、他の諸室の代替は、検討・調整中である旨を回答している。現在、菊田公民館では、様々なサークル活動が行われているとともに、市民活動団体や連合町会等の活動も行われている。機能停止にあたっては、講堂以外の諸室を利用している団体の活動の場を維持していくことが重要であると認識している。従って、津田沼幼稚園の閉園後の施設の活用を含め、庁内関係部署との検討の結果、一定の方針がまとまり次第、順次、利用者への周知を行っていく。また、これまで老朽化により菊田公民館の建物に不具合が生じ施設利用に制限が出る場合には、施設利用者に対し、その都度ご説明してきた。今後、機能停止までの間についても、適宜、老朽化による影響等を周知し、菊田公民館を安心してご利用いただけるよう、努めていく。	代替については庁内関係部署との検討の結果、一定の方針がまとまり次第、順次、利用者への周知を行っていく。また、老朽化により菊田公民館の建物に不具合が生じ施設利用に制限が出る場合についての周知も、適宜、行っていく。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		再質問5	総合教育センターの現状と今後の見通しについて伺う。	総合教育センターについては、東習志野・実花地区の東習志野コミュニティセンター、東習志野図書館、実花公民館との多機能化、複合化による再整備に向けて、本年3月に「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」を策定した。本基本構想を踏まえ、現在は、基本計画の検討を進めている。この基本計画の検討は、敷地や建物等の諸条件の整理、財源確保に向けた補助金の活用手法、詳細な事業スケジュール等を整理することとしている。今後、本年度末の策定を目指し、引き続き検討を進めていく。	基本計画について、今年度末の策定を目指し、進めていく。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		再質問6	総合教育センターと複合施設対象利用者や地域住民への周知状況について伺う。また老朽化等の状況の周知状況について伺う。	利用者等への周知については、基本構想を策定するため、令和5年12月から令和6年6月にかけて、東習志野コミュニティセンター、東習志野図書館、実花公民館の施設利用者や関係団体、東習志野・実花地区の住民等へ説明や意見聴取を実施した。令和7年度に入ってから、基本構想の策定について東習志野・実花まちづくり会議でお知らせした。今後、基本計画の検討を更に進めていく中で、改めて地域住民等への周知、説明を行い、意見を聴きながら、基本計画を策定する。また、老朽化が進んでいる総合教育センター施設については、これまで、空調範囲の制約など、老朽化の影響等を、必要に応じて個別に説明した。今後、新たな施設が開館する間について、老朽化による影響等を周知し、利用者の安全確保、快適な利用ができるよう、努めていく。	基本計画の検討を更に進めていく中で、改めて地域住民等への周知、説明を行い、意見を聴きながら、基本計画を策定する。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 特別支援教育 (1) 現状と次年度に向けた見通しについて 特別支援学級・通級指導教室数とそこで指導を受けている児童生徒数について伺う。 また、特別支援教育の充実に向けた次年度の見通しについて伺う。	はじめに、市立小中学校における特別支援学級の設置校数、学級数、在籍者数について。知的障害特別支援学級は小学校8校、中学校6校に設置しており、5月1日現在の学級数と在籍者数は、小学校19学級113名、中学校9学級45名である。自閉症・情緒障害特別支援学級は市立小・中学校全23校に設置しており、学級数と在籍者数は、小学校39学級232名、中学校18学級127名である。次に、市立小学校における通級指導教室の設置校数、教室数、指導を受けている児童数について。言語障害通級指導教室は小学校3校、7教室、88名、難聴通級指導教室は小学校1校、1教室、9名、LD・ADHD等通級指導教室は、小学校1校、1教室、3名となっている。最後に、特別支援教育をより一層充実させるために、次年度に向けて、教育支援委員会における委員構成や調査方法等の在り方を研究し、児童生徒の学びの場への適切な接続を図っていく。また現在、第四中学校区の小学校における知的特別支援学級の学級数や在籍児童数、保護者のニーズ等を踏まえ、特別支援学級の新設について検討している。さらに、特別支援教育に対する重要性が年々高まっていることに鑑み、教育委員会として個々の教育的ニーズによりの確かつ柔軟に対応できるようにするため教育委員会の組織体制の在り方についても検討を進めていく。	引き続き検討していく。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問1	今年度実施した特別な支援を希望する未就学児を対象とした入学説明会はどのようなものだったか。	令和8年度に小学校に入学される保護者向けの入学説明会を令和7年1月、4月、7月の計3回実施し、1月は97名、4月は105名、7月は36名の方にご参加いただいた。説明会には、保護者の方だけでなく、就学前施設の職員にも多く参加していただいた。また、あじさい療育支援センターに通所している方を対象とした説明会も5月に行っており、20名の方がご参加された。内容としましては、小学校の学習、教育支援委員会についてとその流れ、特別支援学級や通級指導教室等特別な学びの場についての紹介といったものとなっている。説明会に参加していただいたことで特別支援学級と通級指導教室の違いがわかった、今後どのように動く必要があるのかがわかった、保育所等の先生とよく話をしたい等、お子さんの適切な学びの選択に前向きに動き出す方が多くいた。来年の1月からスタートをする、令和9年度に入学されるお子さんを対象とした説明会に向けて、どのような形が保護者の方にとってわかりやすい説明会となるのか、お子さんの適切な学びの場につなげることができるのか、など、内容の精査を含め、説明会の形態を検討していく。	説明会の内容の精査を含め、説明会の形態を検討していく。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問2	特別支援学級はどのような基準で設置を検討されているのか伺う。	特別支援学級の設置については、学校教育法において学に「特別支援学級を置くことができる」と規定されているが、設置の検討にあたっての具体的な人数の基準などは定められていない。そのため本市では、対象となる児童生徒の在籍見込み人数や障がいの状態、地域における保護者のニーズ、さらには学校施設の受け入れ体制など、実情を総合的に勘案した中で、特別支援学級の設置について検討を行っている。	引き続き検討していく。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問3	教育支援委員会の設置を規則から条例にすることで、児童生徒保護者が学びの場を検討するにあたって影響があるのか伺う。	仮に教育支援委員会を条例で設置することになっても、設置の根拠が変更になるもので、審議等運用方法は変わらないことから、児童生徒及びその保護者が学びの場を検討するにあたっての、影響はないものと認識している。今後も丁寧に教育相談を行うなど、児童生徒の学びの場への適切な接続を図っていく。	今後も他市、県の動向を注視していく。今後も丁寧に教育相談を行うなど、児童生徒の学びの場への適切な接続を図っていく。	済
R7/3	8	金井 宏志	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		要望	教育支援委員会の条例による設置の検討をしてほしい。	-	引き続き検討していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	12	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	1			本答弁	1. 宮本泰介市長＆荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年4月22日に懲戒免職処分になった市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続を知りたい。 Q5令和7年4月22日付けて市役所公務員が懲戒免職処分となっている。県内の18歳未満の被害者1名に対して、不適切な行為を行った。令和7年4月17日に、小熊教育長、三角学校教育部長、上原生涯学習部長、渡辺学校教育部次長で構成する4名の習志野市教育委員会人事審査会において審議。4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により、教育委員会公務員の懲戒免職処分を決定している。教育委員会臨時会の出席者は、だれか。この事件に関する記者会見、被害者からの刑事告発などはなされているのか。	令和7年第2回定例会でもご答弁申し上げたとおり、当該事案については、令和7年3月下旬に関係者から相談を受けた所属職員が所属長へ報告したことから発覚した。その後、速やかに当該職員を含む関係者と面談等を行い、事実確認を行ったうえで、令和7年4月17日に習志野市教育委員会人事審査会規則で規定されている教育長である私、学校教育部長、生涯学習部長、学校教育部次長で構成する習志野市教育委員会人事審査会において審議し、4月21日に開催した令和7年習志野市教育委員会第1回臨時会の議決により当該職員の懲戒免職処分を決定した。当該臨時会の出席者については、出席委員は、教育長である私及び4名の教育委員、出席職員は、学校教育部長、生涯学習部長、学校教育部次長、生涯学習部次長、教育総務課長、学務課長である。処分理由としては、当該職員は、令和6年12月下旬から令和7年3月下旬までの間、県内の18歳未満の被害者1名に対し、ソーシャルネットワークサービスを利用しやりとりをした上で、不適切な行為を行ったことによるものである。このことは、公務に携わるものとして、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するため、4月22日付けて懲戒免職処分とし、同日、本件に関する記者会見を行った。なお、被害者からの刑事告発はされていない。	-	-
R7/3	12	平川 博文	都市政策研究会	学校教育部	学務課	学校教育について	1			本答弁	宮本泰介市長＆荒木勇前市長の人事権を考える。懲役1年執行猶予3年の市役所公務員が普通退職している。懲戒免職処分ではない、なぜなのか。令和7年4月22日に懲戒免職処分になった市役所公務員がいる。どんな理由なのか。処分までの手続を知りたい。 Q6 9月6日土曜日の読売新聞によると、第三者による再調査委員会の後藤弘子千葉大学副学長は、習志野市で5年前におきた女子児童に対するいじめが、長期間続いていたことが報じられている。この間、小学校や教育委員会は具体的な対応をしていないと断じている。どんな処分がなされたてきたのか。このいじめ事件は、市議会に今までどう報告されてきたのか。いじめ事件の時系列の経過をしりたい。	最初に、時系列の経過については、本議会で、これまでも答弁してきたとおり、本事案については、いじめ以前に学校教育活動やその対応に起因する問題があり、学校も教育委員会も、そのことにとらわれすぎてしまい、いじめの問題に素早く対応できなかったという経緯がある。令和2年度はいじめ認知以降の経過としては、令和3年4月に学校から、いじめ重大事態の認知に係る報告書が、教育委員会に提出された。その後、令和3年10月に教育委員会がいじめ問題対策委員会に諮問し、令和4年10月に調査結果の答申を受けた。令和5年1月に対象児童保護者より再調査を求める所見が提出され、令和5年2月に教育委員会から市長に調査結果と保護者所見を提出している。これを受け、令和5年8月に市長がいじめ問題再調査委員会に諮問し、令和7年6月に市長にその調査結果が答申されたものである。次に、市議会への報告については、いじめ防止対策推進法第30条第3項において「地方公共団体の長は、再調査の結果を議会に報告しなければならない。」と規定されていることから、8月21日の議案勉強会において重要事項として、市議会に報告したところである。なお、この事案に関連しての本市教育委員会職員及び教職員の処分については今後、精査していく。	この事案に関連しての本市教育委員会職員及び教職員の処分に については今後、精査していく。	済
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	本答弁	3. 子どもにやさしい街について (1) 憲法の定める「義務教育の無償」原則の真の実現 ①学校指定品の必要性、価格の妥当性 市立中学校への入学時に学校が指定する制服、体操服、上履き等の指定品は効果・コスト両面から必要不可欠なものか、必要とする用品は妥当な価格で指定されているのか、現状認識を伺う。	学校指定品の制服等については、見た目による差をなくし、平等性を持たせること、学校の一体感や愛校心を育むことにつながるることなどの教育的な意義や役割がある。また、地域の方に、学区の中学生と認識されることで、見守っていただく防犯・安全の役割もある。他に、制服等を一律にそろえることで、毎日の服装選びに悩む必要がない、公私のけじめがつくなどの効果もある。このようなことから、物品によっては学校指定品の必要性はあると考えている。しかしながら、市立中学校では、入学式や卒業式などの式典、高等学校受験の際はこの制服を着用するものの、日常の学校生活においては、体操服やジャージ、学校作成のポロシャツやTシャツとしている。また、熱中症対策として、5～6ヶ月程度、体操服通学などを実施しているため、制服を着用する期間が短くなっているという実態もある。このような状況を踏まえ、今後、学校が指定している制服、体操服、上履き等、それぞれの物品別に、保護者の経済的負担軽減の観点も含めて、保護者、教職員、生徒の意見をしっかりと伺い、取りまとめ、学校と協議しながら今後のあり方を検討していく。	意見を伺い、学校と協議しながら 今後のあり方を検討していく。	済
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問1	学校指定品は誰がどのようなプロセスで決定、見直しをしているのか伺う。	学校指定品の見直しについては、各学校において、生徒、保護者等からの要望や多様性への配慮、社会情勢の変化を踏まえ、校内で協議後、学校運営協議会に諮った上で、管理職、教職員、学校運営協議会委員、PTA役員等で構成する検討委員会を発足し、検討を進めていくこととしている。見直しをすることが決まった際は、複数の事業者によるプロポーザルを実施し、生徒、保護者、教職員等の意見を伺った後に、最終的な決定は校長が行っている。	-	-
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問2	価格の妥当性について、具体的な答弁はなかったが、「保護者の経済的負担軽減の観点も含めて」という答弁を踏まえて、現在の価格は市場価格からかけ離れており見直しが必要と理解されている、と捉えてよいか。	一般に流通している物品と学校指定品の価格を比較した場合、すべて学校指定品の方が高額というわけではない。また、同様の物を個別に安価で入手することも可能としている。また、価格だけではなく、素材や機能性等も含め、考えていく必要がある。	-	-
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問3	学校指定品の必要性は一定程度理解するが、現状の価格を見れば、必要性と価格の妥当性とのバランスが極めて悪く、ゼロベースでの抜本的な見直しと改善策の迅速な実行が必要不可欠と捉えているが、いかがか。	教育長答弁にもあったように、学校指定品には一定の必要性もあると考えていることから、各学校の実態、保護者、生徒、地域等の御意見、学校運営協議会での検討など総合的な観点から検討を進めていく。	意見を伺い、学校と協議しながら 今後のあり方を検討していく。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問4	「学校と協議しながら今後のあり方を検討」という答弁に関し、文部科学省からの関連通知(平成30年3月、令和7年6月)、公正取引委員会による調査や報告書(平成29年11月、令和5年10月)の内容についてはどのように認識したうえで、過去、どの主体の主導で、どのような考え方で学校指定品の見直し等がなされてきて、どのような変化や効果があったのか、今までの経緯や成果についてうかがう。	文部科学省からの通知、公正取引委員会の報告書では、保護者負担軽減の取組を進めること、学校指定品の選定や見直しについては、保護者や学校関係者からの意見を聴取し、適切に行われることが示されており、これらの内容を各学校へ通知をしているところである。これまでの取組みの一例として、令和4年度に市教育委員会主導のもと、体操服の上着の素材変更と形を統一する見直しを行った。販売店の在庫が減少していく期間を鑑み、令和7年度、今年度の一年生から統一した体操服の販売となっている。素材も薄手のポリエステル生地、機能性が高いものとなり、価格についても学校間の差はなくなった。令和6年度には、中学校2校で、多様性に配慮した制服に変更をしている。価格については、1校の男子の制服は500円程度の値上がりとなったが、他については約4,000円から約10,000円の値下げとなっている。	-	-
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	要望	今回の議論を含め、学校の制服のあり方について改善を求める。	-	学校の制服について行われている様々な取組を各学校に情報共有し、意義や課題を検討しつつ、今後の制服の在り方を研究していく。	済
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問5	市内で統一した制服のデザインの導入、サブスクリプション制、制服の無い中学校等、他自治体の取組をどのように受け止めているか伺う。	学校の制服については、全国的に市内統一デザインの導入や定額でレンタルするサブスクリプション制の実施、制服のリユース・リサイクル、あるいはそもそも制服自体の撤廃など様々な取組が行われており、時代の変化と捉えている。このような傾向は、各学校にも情報共有しており、学校運営協議会でも話をしていく方向である。市教育委員会としても、これらの取組の意義や課題を検討しつつ、今後の制服の在り方を研究していく。	学校の制服について行われている様々な取組を各学校に情報共有し、意義や課題を検討しつつ、今後の制服の在り方を研究していく。	済
R7/3	13	大宮 こうた	明日の習志野	学校教育部	学務課	学校教育について	3	(1)	①	再質問6	学習教材の共有品化の取組を参考にすれば、改善策の迅速な実行を期待しつつも、現状把握、検討、実施まで数年間を要すると想定するが、今後の検討・実施に関するスケジュールを伺う。	まずはじめに、学習教材の共有品化については、令和5年度に方針を定め、令和6年度に小・中学校毎に実証を進め、その結果を検証した上で、本年度は小学校において、30cmものさしと彫刻刀を共有品化した。次に学校指定品については、現在、各学校が指定している制服、体操服、上履き等の物品の種類、購入価格、購入事業者の状況について今年度中に詳細に調査を実施する予定である。併せて、生徒や保護者、地域のご意見も伺いながら実態を丁寧に把握していく。そして、来年度中を目途に、各学校の学校運営協議会、PTA、関係事業者と協議を行い、費用負担の軽減や機能性、教育的意義などを総合的に勘案しながら、見直し内容を整理していきたいと考えている。検討結果を踏まえ、導入可能な物品から段階的に見直しを進めていくが、実施の時期については、各学校の状況等を考慮して進めていきたいと考えている。	今年度中に詳細な調査を実施する予定であり、来年度中を目途に協議を行って内容を整理していきたい。実施時期は各学校の状況等を考慮して進める。	済
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2.学校の安全配慮義務を徹底し、子どもの権利と安全を守る取組を (1)習志野市初の「いじめ重大事態に関する再調査報告書」が公表された。当初の調査報告に対し、保護者から提出された所見、市議会で指摘された問題点(会議録・資料の不在など)の多くが妥当であったことが明らかになった。保護者からの訴え、市議会で指摘を否定し続けた教育委員会の事なかれ主義や隠蔽体質をどのように改善していくのか。	まずはじめに、いじめにあわれたお子様、保護者の皆様には長きにわたりつらい思いをさせたことについて心よりお詫びする。今回の事案については、法律制度への理解が十分でなかったことで、至らない対応となったことを、改めて、繰り返しお詫びを申し上げる。この度公表された「いじめ重大事態に関する再調査報告書」では、教育委員会の対応やいじめ問題対策委員会の対応について、大変厳しい御指摘をいただいた。これを真摯に受け止め、再発防止に全力で取り組んでいく。報告書では、大きく4点について御指摘をいただき、再発防止策については、私から市長に回答をした。具体的な再発防止策を申し上げますと、教職員に対する研修として本年8月22日に弁護士を講師として招き、校長・教頭並びに、教育委員会職員、これは学校現場から割愛されている者の合同研修を行った。今後、各学校において、本研修内容を全教職員に周知徹底していく。次に、記録の作成については「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に従い、必ず会議録を作成していく。また、重大事態調査の記録の保存期間については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、5年を推奨しているが、本市においては、義務教育期間を踏まえ、10年保管とし、その適正な保存・管理を徹底していく。このように再発防止策についてはすでに取り組みを始めている。今後においても、その期限を設けるなど、確実な実行を担保できるものとしている。教育委員会の組織体制を整え、学校に適切な指導助言を行える体制をつくり、児童生徒や保護者がいじめを訴えた場合に、学校がその声に丁寧に寄り添い、法に則った迅速な対応ができるようにしていく。以上の再発防止策については、市ホームページにて公表し、今後の新たな課題や状況に応じて、具体的な対応を順次追加し、取組を一層充実させていく。重ねて申し上げますが、二度と同様の事態を生じさせないよう、再発防止に万全を期していく。	対応策を実行していく。	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	生徒指導提要进行を、教員にきちんと読んでもらい、自身の生徒指導に生かしてほしい。また、教育長だけではなく、教育委員にも伝え、さらなる活用を要望する。	-	今後検討していく。	未

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	R4.12議会における藤崎議員に対する教育長答弁は、実際にできていないことをであたかもできているように見せかけるごまかしだったのではないか。	【教育長答弁】 いじめの対応について教育委員会の姿勢ということもあるので、教育長から答弁する。いじめ問題の対応、とりわけ、学校の問題もあるが、教育委員会の事務手続きのこと全般について少し話をさせてもらいたい。まず、いじめ問題について、これまで答弁している通り、いじめにあわれた児童生徒や保護者が一刻も早く安心して通常の学校生活に戻れるようにすること、このことを第一に考えこれまで教育長の職を務めてきた。そのためにいじめの詳細については確実に明らかにしていくこと、そして、迅速にいじめの重大事態を認定していくこと、さらに、学校の設置者である市長を含む、そして、県教育委員会等の関係各所に報告して、問題を解決していくことを第一に対応してきたつもりである。このことについては、事務局職員についても同じ気持ちで対応していたものと考えている。また、対応についても、その都度報告を受け記録として積み重ねてきたものと認識していた。一方で、再調査委員会の報告で指摘のあった通り、学校も教育委員会も法に則った対応がなされていないこと、特に学校における、校内委員会が素早く開催できなかったことや、教育委員会における、記録が曖昧であり残されていない、または廃棄されてしまっていることなどに関しては、責任を痛感している。そういった意味では、いじめの問題への対応に対して、問題への対応のスタートから、法への認識の欠如に大きな要因がある。そのことにより、その後の対応もすべて誤った対応になってしまっている。そのため、その後いくら対応を重ねても、信頼の得られるものにはならず、今に至ってしまったという状況である。繰り返しになるが、心よりお詫び申し上げたい。その中で、答弁の中でも、そういう捉え方をさせてしまった。当時においては、最善という捉え方をしていたが、今に至っては非常に申し訳ない内容であったと捉えている。	-	-
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問2	令和5年6月議会の谷岡議員に対する答弁は誤ったものといえると思うがいかがか	【教育長答弁】 指摘のあった当時の答弁については、どの答弁も同じだが、担当課の回答書を部長だけではなく、教育長自身も確認して答弁に至っている。そういった意味では、本件の問題に関しても、問題への対応のスタートから、教育委員会の法への認識、取組への認識の甘さがあり、正しい答弁になっていなかったといえる。大変申し訳なかったと思っている	-	-
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	いじめ問題対策委員会も会議録を記録すべきという指摘について、総務部はその通りだという認識なのかうかがう。	【教育長答弁】 こちら事務を進めているのは教育委員会であるため、教育長から答弁する。ルールは総務部、市のルールとしてやっているの、教育長から答弁する。今回の問題に関しては、教育委員会においてはそもそも記録し、保存するという意識が浸透していなかった。先ほどらい話している通りである。そのことが今回の事態を招いたと認識している。これについては大きな反省として、今後はそのようなことがないように事務を進めていきたいと考えている。	対応策を実行していく	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問4	令和5年6月議会における答弁は、隠ぺいといわれても仕方ないのではないか	【教育長答弁】 令和5年6月議会における部長答弁については、先ほど答弁した通り、教育長も確認をして答弁した内容なので教育長から答弁する。令和5年6月時点において、データの保有に関して令和5年3月から委員長よりデータの消去について問合せがあり、担当から消去は可能と回答したという経緯がある。これをもってデータを消去したと認識の上で当時答弁したものである。この対応の問題点としては、結果として、いじめ問題の対応が、担当者個人に任せられ、ある意味担当者への負担が重くなってしまっていたという状況が、原因としてあるのではないかと捉えている。ある意味では組織として機能していなかったという認識でいる。大変申し訳なく思っている。	-	-
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問5	誤った答弁をした部長職に、市長はペナルティを考えているのか伺う。	【教育長答弁】 教育委員会職員に関しては、教育委員会の任命権者である教育長から答弁する。この件に関しては、平川議員の質問で答えたとおり、誤った答弁をした職員の処分については、本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例に照らし、個別の案件ごとに判断し、今後精査していく。	誤った答弁をした職員の処分については、本市の「懲戒処分の指針」に定められている標準例にてらし、個別の案件ごとに判断し、今後精査していく。	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問6	市長の見解を伺う。	【市長答弁】 この件については、最初の初動、法令の読み方などを間違えたところから全てがスタートしている。今、会議録を見ている中で、教育長が答弁したように、どういった趣旨で答弁をしたのかについては、これから教育委員会で精査されるべきである。市長部局でも事務手続きは細かく、私自ら指導している。現時点での見解としては、虚偽答弁、いわゆる悪意のある答弁ではないということを信じたい。この問題は明確に市長部局と教育委員会事務局が分かれているが、一方で教育委員会の事務を担っている職員の半数が元々は教員である。この部分はいろいろな部分が多様化し複雑化している中で、事務の執行のあり方は教育委員会の中でも検証するわけだが、一方で一つの人事の中で動いているということについては市長部局側もしっかり検討しなければならないことだと考えている。	-	-

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問7	いじめ問題対策委員会の事務局機能は一般行政職が担うべきではないか。	【教育長答弁】 ご指摘のとおり、また、再調査報告書にあるように、第三者委員会の調査に関する事務については今後指導課から切り離して、一般行政職を含めふさわしい体制を整えていく。	第三者委員会の調査に関する事務については今後指導課から切り離して、一般行政職を含めふさわしい体制を整えていく。	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	教育委員会にも法的トラブルに対処できる体制を作してほしい。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問8	いじめ問題対策委員会と第三者調査委員会を分離する方向で条例改正をするのがガイドライン違反の再発防止につながると考えるが思うがいかがか。	【教育長答弁】 いじめ問題対策委員会については、今後公平性・中立性の観点から、第三者性のある者を追加するなど、条例の改正の必要性について検討していく。	公平性・中立性の観点から、第三者性のある者を追加するなど、条例の改正の必要性について検討していく。	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問9	再調査報告と今後の再発防止策について、令和7年9月24日の総合教育会議で議題として扱うと考えるがいかがか。	教育委員会としては、再調査報告書における御指摘を真摯に受け止め、再発防止に向けた取り組みを進めている。現在進めているところで、先ほど教育長が答弁したように研修等の実施はしている。その効果がどう出たのか、取組を行った結果どういった点が変わったのか、こういった点を報告したいと考えているので、9月24日の総合教育会議では検証等が行えていない。今年度については、下半期にもう一度総合教育会議を予定しているのので、そういった機会をとらえて、市長、教育委員、教育長、こういったところでお話しいただける機会を持てるよう、議題については市長部局と協議をしたいと考えている。	下半期に予定している総合教育会議で、議題として扱うか検討していく	済
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	総合教育委会議について、本件に関することで、一般の方には非公開の部分であっても、当事者の保護者には傍聴可能にするといったことを検討してほしい	-	今後検討していく。	未
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(1)		要望	いじめ対応について、指導課職員や担任教諭の不適切な対応が議会でも問題視されたが、組織自体の問題が大きいと思う。学校の問題として、いじめ対策委員会がきちんと調査できていなかった点について学校長の責任があったのではないかと思うが、これは指摘に留める。当時の学校教育部長や学校長を法的に処分してもらいたいという訳ではなく、不祥事がなかったかのように、または小さく見せようとする発言をしたり、行動をしたりする、事なかれ主義や隠ぺい体質という学校や教育委員会の組織的体質を根本的に正してもらいたい。	-	いじめ対応に関して、事なかれ主義や隠ぺい体質といった指摘も踏まえ、組織としての透明性と信頼性を高めるよう改善に努めていく。	済
R7/3	14	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	2	(2)		本答弁	2. 学校の安全配慮義務を徹底し、子どもの権利と安全を守る取組を (2) いじめ被害などの人権侵害の相談、いじめ重大事態への対処、教員の児童生徒性暴力への対処などを学校現場に周知徹底し、各小中学校のホームページでも分かりやすいところに掲載することを求める。	1点目のいじめ等の相談については、長期休業前に、児童生徒がタブレット端末で相談できる窓口を確認できるようにしている。改めて校長会議や、生徒指導主任会議等で、周知徹底していく。2点目のいじめ重大事態の対処については、各学校が学校いじめ防止基本方針を毎年度確認し、いじめの早期発見、早期対応ができるよう必要に応じて見直しをしている。また、各学校のホームページのトップページからアクセスできるよう、掲載する場所について統一を図っていく。3点目の教員の児童生徒性暴力への対処については、各学校にて教職員への研修を実施し、確実な理解を図るとともに、市教育委員会のホームページにも児童生徒性暴力等対応マニュアルを掲載し、周知徹底を図っている。また、本年度は、弁護士を講師として管理職を対象にした研修を実施し、法的根拠に基づいた適切な対応について理解を深め、その内容を各学校の全職員に周知した。今後も、いじめや児童生徒性暴力の早期発見・早期対応を図り、安心して学校生活を送れるよう、相談しやすい環境づくりと未然防止に引き続き取り組んでいく。	いじめや児童生徒性暴力への早期発見・早期対応を徹底し、相談しやすい環境づくりや未然防止に継続して取り組んでいく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを (1) 不登校児童・生徒の現状について 不登校児童・生徒が増えている理由として、コロナによる影響以外の他の要因について伺う	本市における、不登校児童生徒については、毎月各小中学校から提出される、長期欠席児童生徒状況報告にて把握している。今年度、7月末現在の不登校児童生徒数は、小学校が130名、中学校が205名となっている。不登校になる理由としては、従前からの、学校や家庭における人間関係や、学力不振、登校への不安等の要因があげられる。また、子どもの人権や価値観が尊重される社会の中で、児童生徒や保護者の意識にも変化がみられていて、民間のNPO法人やフリースクール、インターナショナルスクール等の施設や自宅等でオンライン学習を行うなど、学校だけでなく様々な学びの場での学習を選択する児童生徒が増えているためとらえている。このように、不登校の要因は多岐にわたり、今後も不登校児童生徒の増加が予想されることから、教育委員会としては、不登校児童生徒一人ひとりの実態に応じた必要な支援を行うよう、引き続き努めていく。	教育委員会としては、不登校児童生徒一人ひとりの実態に応じた必要な支援を行うよう、引き続き努めていく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを (2) 校内教育支援センターを全校に設置し居場所づくりの充実を求める 校内教育支援センターは、2025年度現在、全中学校と小学校16校中12校が設置されている。残り4校への設置を求めることについて伺う。	校内教育支援センターとは、登校することはできても、自分のクラスに入ることができない時や少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に校内の余裕教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり、学習のサポートをしたりする支援の場である。本市では、従前より、不登校児童生徒の支援を目的とした校内適応指導教室などを全小中学校に設置している。平成19年度には、不登校生徒数が多い傾向にあった市内全ての中学校に教育相談員を配置し、教職員と連携しながら、生徒への支援機能の強化を図っている。その後、小学校においても、平成25年度から教育相談員の配置を順次進め、令和7年度においては、12校の小学校に配置している。校内教育支援センターを活用することにより、定期的に教育相談員と教職員が連携して保護者との面談や電話連絡をすることで、児童生徒の状況を確認するとともに、保護者の悩みに丁寧に関わり添うことができているなど、教育相談員の果たす役割は大きくなってきている。教育委員会としては学校規模などに応じて、教育相談員を兼務して配置するといった方法も検討しながら、引き続き、全校配置に向け、取り組んでいく。	教育委員会としては学校規模などに応じて、教育相談員を兼務して配置するといった方法も検討しながら、引き続き、全校配置に向け、取り組んでいく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問1	教育相談員未配置校の小学校4校の不登校児童数について伺う	教育相談員未配置の小学校4校における不登校児童数は、今年の1学期終了時点で、一番多い学校で10名、一番少ない学校で0名である。	-	-
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問2	今後の教育相談員の配置について、どのように考えているか伺う	教育相談員未配置の小学校4校への教育相談員の配置については、不登校児童数の人数が多い学校や校内教育支援センターを設置する教室の整備状況等を考慮しながら、全校配置できるよう、取り組んでいく。	全校配置できるよう、引き続き取り組んでいく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問3	教育相談員やスクールカウンセラーへの相談案内を保護者に向けてどのように周知しているのか伺う。	教育相談員やスクールカウンセラーへの相談日については、各学校が作成する学校だより等に掲載している。この学校だよりを保護者へ連絡メールで送付することや学校のホームページに載せることにより、保護者に向けて周知している。	-	-
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		本答弁	1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを (3) 過ごしやすく学びやすい「学びの多様化学校」の進捗状況について 学びの多様化学校の進捗状況と現状について伺う。	本年4月に5名の児童で開室した学びの多様化学校には、9月1日現在で、9名の児童が在籍している。一人ひとりのペースに合わせて登校し、本人と確認を進めながら、学びを支援することで、概ね欠席なく通学できている児童もいる。また、随時、市内外から見学を希望する保護者から連絡があり、丁寧に対応しているところである。本市の学びの多様化学校は、県内での先進的な取り組みとして他市教育委員会などからの視察の希望があるが、本市教育委員会としてもさらなる充実を図るべく、県外の学びの多様化学校を視察している。安定的な運営のために、教育委員会内に学びの多様化学校運営委員会を設置し、適時協議した上で、改善を図っており、今後とも、学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったより良い運営を目指していく。	学校と連携しながら、児童・保護者に寄り添ったより良い運営を目指していく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問1	県外の学びの多様化学校の視察で得たものを伺う	本年4月に開室した学びの多様化学校につきまして、さらに充実を図るべく、県外の学びの多様化学校の視察訪問を行った。視察した八王子市立高尾山学園は、独立して一つの学校として設置されるタイプの「学校型」で、小学校・中学校が併設された形態をとっており、平成16年の設置から20年以上の教育活動が積み重ねられ、様々な取り組みが行われていた。具体的には、「学びの場」と「校内での自分の居場所」を自ら選択することや何事も強制しないことにより、児童生徒が、安心感や知的好奇心を得られるような支援策が講じられていた。学びの環境としては、学習の習熟度に合わせて教材の提供や個人に対応した、きめ細かい支援等が行われていた。また、児童生徒の居場所として、児童生徒一人ひとりが心を整え、子ども同士が自然にコミュニケーションをとれる環境が整備されていあ。本市の学びの多様化学校は、一般の小学校を母体とする本校をもち、一部の学級を学びの多様化学校として指定されるタイプの「分教室型」で、視察した「学校型」の学校とは異なるが、視察によって学べた多くのことを、本市にも取り入れ、より良い運営を目指していく。	引き続き取り組んでいく。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1	(4)		本答弁	1. 不登校児童・生徒が学びやすい環境づくりを (4) 児童・生徒と向き合う教職員の健康管理(体と心)について 習志野市の教職員の健康管理の実態について伺う。	教育委員会としては、教職員が心身ともに健康な状態であってこそ児童生徒と適切に向き合うことができると考えている。市立学校の教職員に対する健康管理の取り組みとしては、毎年度、全教職員を対象に健康診断とストレスチェックを実施し、その結果を踏まえ管理職が中心となり校内体制や業務の見直し、職場環境の改善を行っている。また、教職員数が50名以上の学校は、法で義務付けられていた産業医を令和4年度から配置して健康管理を担っており、今年度は、小学校5校、中学校4校、高等学校1校の計10校に兼務を含めて6名配置している。一方で、教職員数が50名未満の学校については、その学校に配置されている学校医に健康管理医の職務を委嘱し、教職員の健康管理を行っていただいた。また、昨年度からは、超過勤務時間が多い教職員が産業医と面談できるように教育委員会が産業医を委嘱するとともに、時間及び会場を設定している。今年度は6名の産業医に御協力をいただき、対象者の人数に合わせて、面談の依頼・実施をしている。今後も、これらの取り組みを通して、教職員の健康管理に努めていく。	今後も教職員の健康管理に努めていく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1	(4)		再質問1	産業医の確保について	教職員の健康管理は、各学校の教職員数に関わらず健康管理医にお願いしていたが、労働安全衛生法に則った産業医の配置が必要であることから、関係各所とも検討を重ねた結果、令和4年度から、教職員数50名以上の学校に、産業医を配置している。配置にあたっては、習志野市医師会から産業医を推薦していただいた。今後とも産業医の確保に努めていく。	今後とも産業医の確保に努めていく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1	(4)		再質問2	教職員の健康診断受診率について	令和6年度における教職員の健康診断の受診率は、小中高等学校全体で97%となっている。受診できなかった主な理由は、産休育休中や休職中のためである。受診したうちの1.5%の職員が治療が必要との指示を受けている。健康診断の結果は、学校では、養護教諭が職員健康診断票に記載し、管理するとともに、管理職と共有し、健康状態を把握している。また、特定健診対象で保健指導が必要な場合は、公立学校共済組合が実施する保健指導を受けることができる。このようなことを通して、教職員の健康管理に努めている。	-	-
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1	(4)		再質問3	ストレスチェックの受診率について	令和6年度におけるストレスチェックの受診率は、小中高等学校で99%となっている。このうち、高ストレス者の割合は、全体の13%となっており、該当する職員に対しては、産業医の面談を勧奨し、改善に努めていく。	該当する職員に対しては、産業医の面談を勧奨し、改善に努めていく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	1	(4)		再質問4	平成30年度から令和6年度までの10月における小中学校教職員の80時間を超える超過勤務者の人数、割合について	1か月の超過勤務時間が80時間を超えている教職員の人数、割合について、平成30年度から年度毎に10月の1か月の数値をお答えする。小学校教職員は、平成30年度は462人の内12人で、割合として2.6%、令和元年度は473人の内23人で4.9%、令和2年度は492人の内7人で、割合として1.4%、令和3年度は484人の内14人で2.9%、令和4年度は496人の内26人で5.2%、令和5年度は516人の内23人で4.4%、令和6年度は505人の内31人で、割合として6.1%となっている。中学校教職員について、平成30年度は242人の内24人で、割合として9.9%、令和元年度は246人の内110人で44.7%、令和2年度は251人の内96人で38.3%、令和3年度は253人の内74人で29.3%、令和4年度は261人の内48人で18.4%、令和5年度は268人の内54人で20.2%、令和6年度は253人の内30人で、割合として11.9%となっている。今後とも、教職員の意識改革、学校体制や業務改善を図り、超過勤務の削減に努め、教職員の心身の健康が保たれるように努めていく。	教職員の意識改革、学校体制や業務改善を図り、超過勤務の削減に努め、教職員の心身の健康が保たれるように努めていく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	1	(4)		再質問5	学校職員安全衛生委員会の役割、委員構成、開催状況について伺う	習志野市立学校職員安全衛生委員会は、教育委員会内に設置し、学校職員の健康障害や危険の防止、健康の保持増進に関する協議等を行っている。委員構成は、教育委員会事務局職員、市立学校園長の代表、安全主任・保健主事・養護教諭の代表、労働組合の代表で構成されているが、労働組合の代表は、毎年度推薦を依頼しているものの、推薦をいただけていない状況である。また、会議は年4回開催している。	-	-
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	6	(1)		本答弁	6. 準要保護制度を必要な家庭が利用できるよう改善を求める (1) 準要保護制度の案内方法の改善を求める 市民が受けやすいお知らせの仕方の改善を求めることについて伺う。	準要保護制度は、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者のうち生活保護受給に準じる程度に経済的に困窮している保護者に対して学用品費等の補助を行う就学援助制度のひとつである。本制度の周知方法としては、新一年生の保護者を対象に小学校入学前の就学児健康診断時、あるいは、中学校入学前の新入生保護者説明会の際に、説明を行った上で、案内文を全家庭に配布をしている。新一年生を除く在校生の保護者に対しては、各学校で発行する「学校だより」の中で制度内容や申請内容を記載している。このような制度周知に加え、1月下旬頃に各学校で行う次年度の申請案内において、保護者の申請をより促すように表現方法の見直しや視覚的改善に努めていく。さらに、準要保護制度の申請漏れを防ぐため、今年度からは保護者にデジタル連絡ツールでの配信を行う予定である。そのほか、近年増加傾向にある日本語を母語としない家庭には、窓口で英語での説明を行っている他、AI翻訳機を介して内容が十分伝わるように努めている。また、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語での説明を行っている。このように、本制度を利用する方の状況に合わせて周知方法の改善を行い、本制度の周知に努めている。	制度を必要とする方に分かりやすく伝わるよう、案内方法の工夫や周知の改善に引き続き努めていく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	6	(1)		再質問1	準要保護制度案内文の「経済的な理由でお困りの方は」という表現を「教育は権利です。経済的な理由で支援が必要な方は」という表現に記載内容の検討を求めるがいかがか。	就学援助制度の一つである準要保護制度の主たる目的は、児童生徒の就学にあたって、経済的に困難を抱える保護者を援助することである。その目的を分かりやすく周知するため、「経済的な理由でお困りの方」という表現を使用している。経済的に困難を抱える保護者が躊躇なく申請できるよう、近隣市の案内文についても調査・研究し、よりよい表現方法について検討していく。	経済的に困難を抱える保護者が躊躇なく申請できるよう、よりよい表現方法について検討していく。	済
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	6	(1)		再質問2	準要保護制度の周知にあたり、申請希望の有無について全員にアンケートを行うことを要望するがいかがか。	準要保護制度は、要保護に準じる程度に経済的困難を抱える保護者を援助することを目的としている。この目的を踏まえると、全世帯に対して申請希望を確認する調査は制度上の支援を必要としないご家庭にまで回答を求めることになることから、必要とされる方からのみ申請をお願いしているものである。	-	-
R7/3	15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	7			本答弁	7. 国の学校給食費無償化の動向と本市の学校給食費無償化について	最初に、国の動向といたしましては、令和7年2月25日に、政府において、給食費無償化については、「まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に実現する」との合意がされたところであるが、その後、具体的な内容は示されていない。引き続き国の動向を注視していく。次に、本市における小中学校給食費無償化について、お答えする。これまでの議会でも、ご答弁させていただいているとおり、学校給食費の無償化は、日本全国の児童・生徒が等しく恩恵を受けることが望ましく国において実施される施策と考えているが、本市では、令和5年1月から、千葉県における補助制度を活用し多子世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の給食費無償化を実施している。また、物価高騰へ対応するため、本年4月に改定した給食費のうち、改定による増額分については、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和7年度における小・中学校の児童生徒分、約9千500万円を市で負担することとしている。このように市としてできる取組は、実施しているところである。令和8年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	令和8年度以降の給食費については、国の動向及び物価等の状況を踏まえて、対応を検討していく。	済
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 学校教育について (1) 水泳授業における民間プールの活用について	プール施設の老朽化が進行しているとともに、近年の猛暑により、計画的な水泳授業の実施が困難となってきたことから、令和7年2月に「習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を策定したところである。本基本方針において、今後の水泳授業の実施方針としては、「水泳授業の実施場所については、引き続き自校プールで行っていくことを基本」としつつ、小学校においては、プール施設の維持管理及び改修等にかかる費用、民間プールでの授業実績等を鑑み、今後は自校プールの改修や改築は行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建て替え時において、民間プールの利用へ順次移行することとしている。民間プール活用のメリットとしては、天候に左右されず、計画的に授業を実施することができるほか、プール施設の維持管理にかかる教員の負担軽減などが挙げられる。現在、本市では、16小学校のうち、4校が民間プールを活用しており、学校と民間事業者が連携しながら、児童の水泳指導及び安全管理を行っているところである。今後とも、民間プールへの移行を進め、安全で効果的な水泳授業が行える環境整備に努めていく。	今後とも、民間プールへの移行を進め、安全で効果的な水泳授業が行える環境整備に努めていく。	済
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問1	民間プールを活用する学校において、使用しなくなった学校プールの活用について伺う。	民間プールを活用することで、使用しなくなった学校プールについては、管理コストやリスクがあることから、基本的には解体工事を実施し、その跡地を有効に活用したいと考えている。学校プール跡地の場所によっても、活用用途は変わってくるが、広い空間ができることにより、児童の活動場所としては、もとより様々な用途で活用するよう、各学校と調整したいと考えている。	様々な用途で活用するよう、各学校と調整していく。	-
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問2	水泳授業における民間プールの活用の今後について伺う。	近年、建替えや長寿命化改修により、学校プールを整備し、または、整備に着手している小学校は、4校である。その他の12校については、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建て替え時において、民間プールの利用へ順次移行することとしている。コンパクトなまちに、民間プール施設が複数存在する利点を生かし、民間プールへの移行を進めたいと考えている。中長期的には、児童数の推移や学習指導要領における水泳学習の位置付け、民間プールの受け入れ態勢等の変化を考慮しながら、民間プールの活用を進めていく必要があると考えている。	-	-
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		要望	民間の人材を活用すべきと考えている。バス代、人件費が高騰し、コーチの指導等も含めると予算は厳しいと思うが、指導方法をより柔軟に考え、今作成している仕様書の再検討や見直しを要望する。また、民間のプール業者への状況提供をより密に、情報発信は迅速に行うことも併せて要望する。	-	仕様書を見直しを行うとともに、各事業者と綿密に連携を図っていく。	未

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(2)		本答弁	3. 学校教育について (2) タブレット端末の活用について	GIGAスクール構想による児童生徒一人一台タブレット端末の導入から令和7年度で5年目を迎えている。この間、タブレット端末の機能拡大として、児童生徒の相談体制の構築のため、匿名メール相談機能を設けるとともに習熟度に応じた学習を行うためのデジタルドリルを導入してきた。さらに、今年度は、授業支援システムを導入し、児童生徒が視覚的に他者の考えや意見の比較を行ったり、協働学習を行うなど、様々な機能を思考的ツールとして活用している。これらの活用を効果的に進めるにあたっては、人材の育成や人的な支援が必要である。そこで、ICTを活用した授業の円滑な進め方の指導・助言を行うＩＣＴ学習指導員の巡回、各学校でICT活用を中心を担う役割であるICTマイスターの育成に取り組んでいる。さらに、民間事業者によるICT支援員を各学校に派遣しながら、教員の支援を行ってきた。今後については、現在使用している学習者用タブレット端末を来年度に更新する予定である。新たなタブレット端末については、処理速度の向上や記憶容量の拡大、画面サイズの改善等、学習活動において、より快適かつ効率的に使用できるよう、端末のスペックが向上され、課題であった丈夫さも改善される予定である。教育委員会としては、効果的なタブレット活用を深めていくとともに、引き続き、児童生徒の学びを支えるICT環境の整備・充実に努めていく。	効果的なタブレット活用を深めていくとともに、引き続き、児童生徒の学びを支えるICT環境の整備・充実に努めていく。	済
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(2)		再質問1	タブレット端末の持ち帰りについて、次期末における方針を伺う。	タブレット端末については、学校での日々の教育活動だけではなく、家庭に持ち帰っての学習や、「習志野子どもホッとライン」によるメール相談など、児童生徒が自分のタイミングで使える環境を整えるため、原則タブレット端末を持ち帰ることとしている。次期タブレット端末については、家庭において、より効果的な学習ができるよう、個人の進捗度合いに応じた問題が出題されるAI型デジタルドリルなどの活用を更に推進していきたいと考えている。そのため、教科書については、家庭学習で必要となる教科のみ持ち帰るなど、児童生徒の負担軽減をしっかりと図ったうえで、毎日の持ち帰りを継続していく。	教科書については、家庭学習で必要となる教科のみ持ち帰るなど、児童生徒の負担軽減をしっかりと図ったうえで、毎日の持ち帰りを継続していく。	済
R7/4	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(2)		要望	持ち帰りのルールを定め、学校間で差が出ないようにしてほしい。	-	タブレット端末の毎日の持ち帰りについてはこれまで通り行い、他の教材の持ち帰りに対する負担軽減の検討を行っていく。	済
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(2)		再質問2	教員のICT活用の現状と情報活用能力の人材育成について伺う。	本市では、教育の質の向上と教員の業務負担軽減を両立させるべく、ICTを積極的に活用した取り組みを推進している。まず、校務支援システムにより、出欠管理や成績処理、通知表作成など、教員が日常的に行う校務事務の効率化を図っている。また、授業支援システムにより、教員がICTを活用した授業の設計や展開を行いやすくなっており、授業の質の向上や学習活動の多様化が図られている。特に、板書や資料提示の効率化、児童生徒の反応の可視化等を通じて、より対話的で深い学びを実現する授業改革を進めている。次に、情報活用能力を有する人材の育成について、教職員を対象としたアンケート調査の結果によると、教職員全体としては一定の情報活用が進んでいるものの、特に20代の初期層教員および50代以上のベテラン層においては、活用頻度や習熟度に課題が見られる傾向にある。これらの年齢層に対する支援が、今後の教職員全体の情報活用能力の底上げにおいて重要である。そこで、30代および40代の中堅教員、いわゆるミドルリーダー層を中心に、研修や日常の授業実践を通じて、組織的なサポート体制を構築していく。この取組の特徴は、世代間の協働を促すことで、学校全体のICT活用の向上を目指していくことである。教育委員会としては、全ての教職員がICTを効果的に活用し、子どもたちの学びをより豊かにできる環境づくりに向けて、今後も計画的かつ継続的な人材育成に取り組んでいく。	今後も計画的かつ継続的な人材育成に取り組んでいく。	済
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(2)		再質問3	授業等でAIを活用することによどのように向き合っていくのか伺う。	現在、AI技術の進展に伴い、教育現場においてもその活用が注目されており、教育委員会としても、AIは学習の補助機能として有効であると認識している。特に、児童生徒が課題に取り組む際、AIを活用することで自己解決に至る場面が増え、自律的な学習態度の育成につながるものと期待している。例えば、AIのキャラクターと気軽に対話をしながら、発音やフレーズ、単語など、英会話に必要な知識を学ぶことができるアプリもある。一方で、AIの活用が過度となることで、児童生徒の思考力や創造力といった義務教育時に本来養うべき能力を狭めてしまう可能性も否定できない。そのため、AIを活用する場面や方法については、教員の指導の下で適切に判断し、学習目的に応じた効果的な活用が図られるよう、慎重に検討する必要がある。また、AIの利用にあたっては、情報セキュリティの確保および情報リテラシーの向上が重要な課題であると認識している。今後、文部科学省における「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を基に、必要なガイドラインの整備や研修の充実を図る。AIの教育的有用性を踏まえつつ、その影響や課題にも適切に対応しながら、児童生徒一人ひとりの学びがより深まるよう、取り組んでいく。	今後、文部科学省における「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を基に、必要なガイドラインの整備や研修の充実を図る。AIの教育的有用性を踏まえつつ、その影響や課題にも適切に対応しながら、児童生徒一人ひとりの学びがより深まるよう、取り組んでいく。	済
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(2)		要望	AIを活用することについて、議論を深めてもらいたい。	-	今後検討していく。	済

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	17	三代川 雄哉	真政会	学校教育部	保健体育安全課	学校教育について	3	(3)		本答弁	3. 学校教育について (3) 中学校部活動の地域展開について 進捗状況について伺う。	現在、文部科学省の方針に基づき、中学校の部活動改革が全国的に進められている。これまでは、「地域移行」の名称だったが令和7年5月16日に開催された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において学校から地域へ移行するのではなく、学校と地域が一体となって進めていくものであることから「地域展開」の名称に改められたところである。本市においては、令和6年度から休日における中学校部活動の地域展開を3つの類型で、検証を進めている。「学校部活動地域連携型」については、令和6年度は5校、5部活動だったが、令和7年度は、市内7校全てに拡充し検証している。「地域クラブ型」については、令和6年度から開始した、習志野市管楽器教育研究会を運営主体とする管楽器講座に加え、令和7年度は、習志野市陸上競技協会を運営主体とする陸上競技の検証を始めた。「民間委託型」については、令和7年9月、今月から新たに取り組むもので、指導者確保のための重要施策として位置づけ、7校、7部活動で検証している。今後、段階的に地域展開を進めて、令和11年度には、休日に活動する全部活動での実施を目指している。このような中、習志野商工会議所から、市内企業の地域貢献として、職員を部活動に派遣するご提案をいただいた。部活動の地域展開にあたっては、さまざまな主体と連携していくことが重要であり、前向きに検討していきたいと考えている。今後も、教育委員会としては、国、県、他市の動向を注視しつつ、習志野市としての特色を生かした持続可能で充実した部活動となるよう取り組んでいく。	教育委員会としては、国、県、他市の動向を注視しつつ、習志野市としての特色を生かした持続可能で充実した部活動となるよう取り組んでいく。	済
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			本答弁	4. 「過大規模」の鷺沼小学校建設について 文部科学省は「きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい」などと大規模校の課題を挙げ、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促している。1500名の大規模小学校計画の見直しを求めるが、いかがか。	鷺沼小学校については、敷地が狭隘であること、また、現校舎を継続して利用していく場合、校舎は大規模な改修を行い、体育館は建て替えをしなければ、より良い教育環境を維持することが困難になるため、現校舎の継続的な利用は行わず、鷺沼特定土地区画整理事業の施行に伴い、移転することとしている。大規模校の課題については、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中で記載があり、課題が生じないように、「具体的な計画を策定・実施するに当たっては、十分な教育的配慮を加えることが必要」と示されている。本市教育委員会においても、この考えに沿って、対応しているところであり、多くの児童が在籍することになった場合においても、教室、特別教室、体育館、放課後児童会や放課後子供教室、その他必要な諸室について、十分に確保するとともに、学校規模に応じた教員を配置するなど、活気にあふれ、充実した教育活動が展開できるよう、しっかりと対応していく。	多くの児童が在籍することになった場合においても、必要な諸室について、十分に確保するとともに、学校規模に応じた教員を配置するなど、活気にあふれ、充実した教育活動が展開できるよう、しっかりと対応していく。	済
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問1	鷺沼小学校の児童推計はいつできるのか。	現在、令和7年3月に発行された「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」の内容を踏まえ、鷺沼小学校の児童数・学級数の推計作業を行っているところである。今後の基礎資料となるため、慎重に数値の確認をする必要があることから、例年12月に行っている全学校の児童生徒数の推計に合わせて、完成させたいと考えている。	例年12月に行っている全学校の児童生徒数の推計に合わせて、完成させる。	未
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問2	令和5年度に策定した基本計画における学級数推計では、31学級以上の過大規模に該当するのはいつからいつまでを見込んでいるのか。	令和5年度に策定した「習志野市立鷺沼小学校移転建替え基本計画書」における想定学級数について、お答えする。まず、普通学級については、1学級35人とし、各年齢別の学区内人口に加え、土地区画整理事業における児童数の増加を見込み、令和31年度までの学級数を推計している。次に、特別支援学級については、1学級8人を上限に編成するものであり、児童数の増減が入級や指導の終了によって一定ではなく、長期的な推計が難しいことから、直近の3年間のみ推計し、以後は同数として、4学級と見込んでいる。この結果、普通学級と特別支援学級を合わせて、31学級以上となる期間としては、令和13年度から令和31年度と想定している。	-	-
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4			再質問3	10年先、20年先を視野に入れ、大規模改修などの環境整備をしっかりと行い、今の鷺沼小学校を活用した方が過大規模の状態を避けることができるのではないか。	現在の学級編成基準では、1学級35人であるが、かつては50人で編成し、段階的に引き下げが行われ、現在に至っている。特別支援学級も増加傾向にあり、学級数は、その時代によって変動するものである。したがって、過大規模校とのことであるが、過去を鑑みると、運営、教育活動に支障のある大きな学校ではないと認識している。現在の谷津小学校のように、必要な施設の整備、教職員の配置、運営の工夫をすることにより、適切な学校運営ができると考えている。新たな鷺沼小学校については、鷺沼地区の子どもたちが一緒に学び、地域コミュニティの核として、新しい鷺沼のまちの一体性を育んでいくものであり、現在の鷺沼小学校との並立は考えていない。	-	-
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	4			再質問4	教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合があるのではないか	本市では、学校の規模に応じて特色ある学校運営をしているところである。学級数の多い学校においては、規模に応じて数多くの教職員が配置され、多彩な視点で児童・生徒それぞれが持つ、個性や長所を把握することにより児童生徒一人一人の教育活動に生かすことができる。また、多くの教職員の目で児童・生徒の行動を見守ることができることで規模の大きな学校においてもきめ細かな指導を行うことが可能である。児童・生徒の側から見ても多くの教職員の中から自分にとって相談しやすい、話しやすい教職員を見つけることができる。また規模の小さな学校においては、学年や学級を超えて児童・生徒、教職員の人間関係を構築でき、その良さを生かして教育活動を行うことができる。一般的に問題行動は児童・生徒数の大小ではなく、学校の指導体制の課題によって発生することから教職員に向けた生徒指導や教育相談に関する研修を充実させ、一丸となって組織体制を構築し、未然防止に努めていく。	児童生徒の問題行動の未然防止に向け、教職員研修の充実や組織的な生徒指導体制の構築を継続して進める。	済

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	4			再質問5	学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合があるのではないか	学級数の多い学校において、校長は教職員それぞれが持つ長所や得意分野、幅広い年齢構成など、在籍する教職員数が多いことを生かした学校経営が可能となる。また、学校における役割分担である校務分掌を柔軟に編制できることにより、校長の指導の下、教育課程を充実させることができることがあげられる。市教育委員会としては、県教育委員会と連携し、複数の教頭や担任以外の職員の配置といった校長の学校経営をサポートする体制をつくるよう努めいく。	県教育委員会と連携し、複数教頭や担任外職員の配置など、校長の学校経営を支える体制整備に努める。	済
R7/3	18	入沢 としゆき	日本共産党	学校教育部	学務課	学校教育について	4			要望	全国有数の大規模校になるが、全国的な課題点を文部科学省が公表して改善を求めているので、その指摘を踏まえた検討をして頂きたい。	-	文部科学省が示す大規模校の課題や改善要請を踏まえ、全国的な動向や指摘内容を参考にしつつ、本市としての学校運営や体制整備の在り方について検討を行っていく。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(1)		本答弁	4. 学校教育の充実 (1) 学校図書館司書について 学校図書館司書はどのように子供と接しているのか伺う	学校図書館司書の役割としては、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に配置している。配置状況といったしましては、現在、小中学校23校に12名が勤務しており、このうち11名が2校を担当、1名が1校を担当することで、全ての小中学校への配置となっている。児童生徒との関わりとしては、年度初めに図書館オリエンテーリングを行い、利用の仕方について指導している。また、授業中や休み時間の図書の貸出、学年や学級の授業に参加し、ブックトークや本の紹介を行っている。このように、学校図書館司書は児童生徒の読書活動の充実の一翼を担っている。	-	-
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		本答弁	4. 学校教育の充実 (2) 学校における、いじめの現状と対応 過去3年分のいじめの認知件数の推移と対応策について伺う	本市における過去3年間のいじめ認知件数は、小学校では、令和4年度が2千529件、令和5年度が2千340件、令和6年度が2千606件、中学校では、令和4年度が105件、令和5年度が97件、令和6年度が107件、習志野高校では、令和4年度が6件、令和5年度が3件、令和6年度が1件となっている。次に、いじめアンケート調査で認知した、3年間のいじめ解消率の推移をお答えをする。小学校は令和4年度が99.9%、令和5年度が97%、令和6年度が99.9%、中学校は、令和4年度が99.9.0%、令和5年度が100%、令和6年度が99.8%となっている。習志野高校では、令和4年度から、令和6年度まで100%の解消率となっている。続いて、いじめの未然防止、早期発見に向けての対応策についてお答えをする。1点目は、教職員に対する研修として本年8月22日に弁護士を講師として招き、校長・教頭の合同研修を実施した。今後、各学校において、本研修内容を全教職員に、周知徹底していく。2点目は、「学校いじめ防止基本方針」を毎年度、実態に応じて見直しを図り、適切な対応に努めている。3点目に相談体制の充実に向けた取組を行っている。教育委員会としては、児童生徒が安全・安心に過ごせる学校づくりに全力で取り組んでいく。	教育委員会としては、児童生徒が安全・安心に過ごせる学校づくりに全力で取り組んでいく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問1	小学校の認知件数はここ3年で2,340件から2,606件と増加しているが、増加要因は何か。	小学校のいじめの認知件数が増加している原因としては、いじめの定義が「児童等が心身の苦痛を感じている行為全般」と明確に定義され浸透してきたことで、これまで「ふざけ」や「小さなトラブル」として見過ごされていた行為も、いじめとして、特に小学校において積極的に認知・対応されるようになったことが、件数の増加に寄与していると考えられる。各学校においては、児童へのアンケート調査、教育相談、スクールカウンセラーの配置等、いじめの早期発見・認知を目的とした取組が進んでおり、些細な兆候も見逃さず対応する体制が整備されてきている。このことが、従来は把握されなかったケースを認知する結果となっている。令和2年度においては、臨時休校や活動自粛の影響で児童の交流機会が減少し、一時的に認知件数が減少したが、以後の通常授業再開に伴い児童同士の接触機会が増加し、それに伴い再び件数が増加していると考えている。また、文部科学省からは、いじめの兆候を「見逃さず、早期に、組織的に対応する」旨の方針が示されており、学校側においても「どんな小さな事案もいじめとして報告する」という意識が浸透しつつある。こうした積極的な姿勢が、認知件数の増加という形に表れていると考えている。	引き続き対応していく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問2	小中高で認知件数に差が大きいのはなぜか。中学、高校の件数が少ないのは、実態を正確に把握しているのか、それとも認知・報告の制度に違いはあるのか。	小学校におけるいじめの認知件数が多く、中学校、高等学校と学齢が上がるにつれて件数が少なくなる要因として、小学校においては、児童の社会性やコミュニケーション能力が発達途上にあり、些細な言動がトラブルや誤解につながりやすい傾向があることが挙げられる。認知する方法としては、小・中学校については、毎学期市内全校で、統一した形式のいじめアンケートを行い、認知件数の集計をしている。また、高等学校に関しては、1・2学期は学校独自のアンケートを行い、集計するとともに、3学期は個人面談にて確認をしている。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問3	表面上は高い解消率だが、実際にはいじめの深刻度や長期的影響が反映されていない可能性もあるのではないかと懸念される。そもそも解消の定義やその検証方法はどのようなになっているのか。	いじめの深刻度や、その長期的な影響につきましては、単に数値だけでは把握しきれない側面がある。そのため、教育委員会といたしましても、一つ一つのいじめ事案を軽視することなく、組織的に丁寧な対応を行っているところである。いじめの「解消」の定義については、1つ目は、「被害児童生徒に対する心理的・物理的な影響を及ぼす行為が確認されない状態が、概ね3か月以上継続していること」、2つ目は、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、被害児童生徒及び保護者に対してそれを確認すること」となっている。この2つを満たして解消の状態となっている。これらの確認については、各学校で定期的を実施しているいじめに関するアンケート等を通じて、以前に認知された事案が継続しているかどうかを把握し、児童生徒や保護者への聞き取りも行いながら、慎重に判断している。	引き続き対応していく。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		要望	いじめの評価、検証の体制を強化してほしい。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(2)		再質問4	相談体制の実効性(利用率・成果)が不明確であり、相談体制は充実しているとあるが、どのようなになっているのか。	教育相談業務を担う総合教育センターでは、来所や電話、訪問、メールといった手法で相談を受けている。このうち、電話、メールでは匿名で相談することもでき、相談者の悩みや不安に様々な手段で対応できるようにしている。周知としては、年度始めにパンフレットを市内の小中学校の全児童生徒に配布するとともに、こども園や公民館等で配布をしている。その他、8月に開催した不登校対策セミナーにおいても、相談窓口の紹介を行い、保護者や地域へ広くお知らせをしている。次に、人的な体制としましては、専門的な助言や支援ができるよう公認心理師、臨床心理士の資格を持つ相談員による対応を行っている。受け付けた相談については、相談者一人一人の悩みや不安にしっかりと寄り添い、対応していくことが相談機能の充実につながるものであると考えている。今後とも、相談者のニーズに合った相談となるよう体制を整えていく。	今後も動向を注視していく。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	4	(2)		要望	児童生徒、保護者に対して周知徹底し、匿名相談の活用状況や実際の相談件数などの情報公開を検討してほしい。	-	匿名性、個人情報について配慮し、検討していく。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問5	学校いじめ防止基本方針の見直しが毎年度行われているとのことだが、具体的な改善例や効果はどのようなになっているのか。	本市の「いじめ防止基本方針」の改訂は、直近では令和6年1月に行っている。改訂の内容といたしては、学校のホームページ等において基本方針を公表すること、また、いじめの認知および早期対応を図るために、各学校に集約担当を設けるよう修正をしたところ。さらに、令和6年度には、文部科学省から「いじめ防止対策の更なる強化等について」の周知依頼があり、犯罪として取り扱うべきと認められるいじめ事案については、速やかに警察へ相談・通報を行うよう各学校へ通知した。この市の基本方針を参酌して、各学校においては、毎年度、学校の実態に応じて「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行っている。施策の変化に合わせて適時見直しをすることにより、いじめを認知した際には、教職員一人ひとりが抱え込むことなく、迅速に組織として情報を共有し、早期対応を行うことが可能となっている。	対応策を実行していく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		要望	各学校でのいじめ防止基本方針の実態に応じた見直しと、教職員、保護者地域との連携をより具体的な形で推進していく事を求める。	-	対応策を実行していく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問6	教職員・保護者・地域が連携した未然防止策は、具体的に何を行っているのか。また、いじめの早期発見、解消に向けて、現状の取組で足りない点は何か。	本市におきましては、いじめの未然防止を図るため、教職員・保護者・地域が連携しながら、さまざまな取組を行っている。具体的には、児童と教職員、地域の方々と、人権について意見交換を行う取組を実施しており、今後は児童生徒と大人を対象とした、「コミュニケーションの取り方」などをテーマにした集会を予定している学校もある。また、近年のいじめ事案にSNSが関係するケースが増えていることを踏まえ、児童生徒と保護者が一緒に参加し、SNSの適切な使い方や情報モラルについて考える機会を設けている。今後未然防止の取組を更に推進するためには、学校と地域の連携の一層の強化が必要であると考えている。各学校に設置されている学校運営協議会において、いじめの防止を議題とするよう教育委員会として各学校に働きかけるなど、教職員のみならず、保護者や地域住民など、多様な立場の方々といじめの未然防止について考え、具体的な方策を協議する場を充実させていく。	教職員のみならず、保護者や地域住民など、多様な立場の方々といじめの未然防止について考え、具体的な方策を協議する場を充実させていく。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		要望	コミュニケーション教育やSNSモラル教育の実施は、今後地域や保護者も巻き込んで、具体的に成果が見える形で取組を進めてほしい。	-	対応策を実行していく。	未

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問7	再調査委員会の報告書を全職員が読むよう、指示をしたか伺う。	【教育長答弁】 こちらについては、再調査報告書の方にも指摘の通り、記載もある。そして、その後、この間に校長会議の方も開催しており、それから何度も出てきている研修会も開催しており、その中でも、このほかの報告書についてはしっかり全職員が読んでいくということで、読んで確認をして、今後のいじめ対応に生かしていくということを確認しているところである。	今後のいじめ対応に生かしていくということを確認していく。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問8	当時5年生児の担任がこの報告書を読むようにと強く指示は出しているか。	【教育長答弁】 今議会でも教職員についての反省をいかしていかなければならないという答弁をさせていた だいている。当然、読んでもらい、それを今後に生かしていくということで進めている。	今後に生かしていくように進めている。	済
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問9	読むようにしっかりと指示を出したかということを知りたい。	【教育長答弁】 指示を出したところである。	-	-
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問10	8月の校長会が開催されたところだが、その場でも報告書の読み合わせはあったか。	【教育長答弁】 校長会議の方は時間に制約があるため、一字一句全て読み合わせができたかというところ、そこまではできていないと私自身は捉えている。今後まだ時間があるので読み合わせの時間をしっかり取りたいというふうに思っている。	読み合わせの時間を設けることについて検討していく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		要望	この報告書はとても大事なもので、最初から最後まで一言一句朗読するようなかたちで読み合わせするようお願い。徹底的に読み込んでほしい。	【教育長答弁】 繰り返し申し上げているが、私自身教育長に就任してから全く気持ちとして変わっていない。このいじめ問題については、何としても、一刻も早く、一日も早く解決していかなければいけない。それが、教育委員会の責務だというふうに思っている。これを、教育委員会が隠すことによって、何の利点もない。これは、何回も申し上げたいと思う。我々としてはこれを明らかにすることが仕事だと思っている。ただ、その中において今ご指摘のように、様々な形でそれと捉えられる行為があったということは、私どもとしても大いに反省をしなければいけないと思っている。これについては今後も同じ気持ちで、いじめの問題についてはすぐに対応するよう取り組んでいく。	今後もいじめの問題についてはすぐに対応するよう取り組んでいく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問11	千葉県弁護士会から推薦を受けた弁護士を選定すべきと明記されている。習志野市は長い付き合いのある弁護士事務所から人選を続けている。現調査委員の弁護士が令和8年3月31日まで任期があり再任されているが、その選定経緯を伺う。	当該弁護士については、平成9年4月1日から令和5年3月31日まで本市の顧問弁護士を務めている。本市いじめ問題対策委員会においては、広く法的観点からの指導・助言をいただくため、本市顧問弁護士に委員をお願いし、平成28年度から令和3年度まで委員を務めていただいた。なお、令和4年度以降については、第三者性が担保される別の弁護士を委員として委嘱している。	-	-
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問12	弁護士だが、なぜガイドラインに沿った人選を行わなかったのか伺う。	【教育長答弁】 人選についても、結果として非常に反省をしなければならない内容だということは十分理解をしている。この問題についても、やはり教育委員会のスタートの対応のまずさというものがあるので、いくらそこにいろいろなことを積み重ねていても、今ご指摘のような問題点が出てくるということで、これについても改めていかなければいけないと考えている。	-	-
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問13	市長が教育長の再任を行った。市長ご自身の任命責任についてどのように考えがあったか伺う。	【教育長答弁】 私自身の事をご指摘いただきました。これについては、お詫びするしかないと思っている。そういった中でこのいじめの問題については、まず、これはもう設置者と協力をしながら解決をしていかなければいけない問題なので、これは事細かに市長の方には重大事態に近い問題も含めて相談をしながらここまで進めているところ。そして、もう一つ申し上げておきたいのは、今回このような形でご指摘を受けたことは反省をすべきことだが、市には教職員700名いる。全ての教職員がこのいじめの問題をなんとかしないといけないという思いで日々仕事に取り組んでいる。そこはご理解いただきたい。問題があったことについては、私自身がお詫びを申し上げたい。	-	-

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問14	市長ご自身の言葉で謝罪の気持ちはあるか伺う。	【市長答弁】 昨日お答えした通り、この件については再調査の申し入れがあって、逆に私の方が再調査を命じたという形になるわけである。その結果、このような結果になったというのは、とても残念に感じているところである。一方で、これまで、この経過の内容を指摘されていることは、手続き事務というところが多いわけであるが、これは非常に表現しづらいわけであるが、教育委員会は、先ほどから申し上げているように、隠蔽する意思であるとか、悪意であるとか、そういったものは一切なく、しっかり対応していたと私は信じている。ただ、それが正確な対応であったかということを確認したら、これが正確な手続きではなかったということであって、このことは非常に残念である。再調査する上で、記録がないということがあるので、当時の対応が正確だったかどうかという記録もないわけなので、この辺が検証できないということが今回の再調査委員会の結果の中で指摘されているので、このところは非常に語りづらいところであるが、ただ教育長が申し上げている通り、今までもそしてこれからも真摯にいじめに対して対応していただいているということについては信じている。なので、私の任命ということについては、これからもしっかりこのことを反省し、そして教訓にして、しっかり取り組んでいってほしいと思っている。市長部局ということであろうと、最近では教育行政の様々なことが多様化しているということの中で、教職員以外に事務的な作業も多くなってきたということがある。この辺について、これから教育委員会の人事の在り方、組織の在り方について、しっかりと私も協議をしながら、しかるべき体制と一緒に考えていきたいと考えている。	-	-
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	4	(2)		再質問15	子どもの命と尊厳を守ること、そして保護者の切実な訴えに応えることこそ、習志野市に課せられた使命であると思う。この思いを決して忘れないで真摯な対応を続けていってほしいと強く受け求めて一般質問を終了する。教育長の答弁を求む。	【教育長答弁】 議員ご指摘のことについてはしっかりと心に留めて、重く受け止めて対応していきたいと思っている。この再調査報告書が出て、当然、私の方は、時間をとってもらい市長から厳しい指導を受けたところである。そして、この議会等で説明させていただいたことだが、この報告書について、そして再発防止について、保護者の方に説明しなければいけないということで、直接説明をさせていただいた。そしてその時の厳しい思いについてもしっかりと受け止めている。そのことによって、許されるものではないが、今後しっかりとした体制を整えていく事によって、この件について少しでも前に進められるように、改善できるようにしていきたいと思う。	対応策を実行していく。	未
R7/3	20	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	4	(3)		本答弁	4. 学校教育の充実 (3) 体育館エアコンの設置について 小・中・高の各学校のエアコン設置の進捗状況と工事費の財源について	まず、習志野高等学校については、第一体育館へのエアコン設置が完了し、既に利用を開始している。第二体育館については、10月から室内機の設置工事に着手し、令和7年12月から令和8年1月の間に利用開始予定となっている。次に、小中学校については、夏休みに入ってから、中学校体育館への室内機設置工事を実施しており、中学校の工事が完了後、順次、小学校の工事に着手する予定となっている。利用開始時期としては、中学校は早い学校で10月から、小学校は11月からを予定しており、遅くとも令和8年2月には、新体育館建設工事中の大久保小学校を除く全ての学校で、エアコンが利用できる予定となっている。次に、工事費の財源についてお答えする。今回、エアコンを設置する学校体育館については、災害時の避難所として指定されていることから、事業費の全額に対して、「緊急防災・減災事業債」という地方債を充当しているところである。	-	-
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			本答弁	4. スポーツ施設について スポーツ施設の防風・防球対策について伺う。	スポーツ施設における防風・防球対策については、利用者及び周辺への安全対策、利便性の向上を目的としてネット、フェンスの設置の他、植樹等により実施している。防風・防球対策が施される施設としては、野外での利用に供する施設であり、本市が管理するスポーツ施設においては、秋津野球場、秋津サッカー場、各テニスコートに対策を講じている。防風対策については、施設の砂・埃などを外にまき散らさないために、また、外からの影響を受けにくくするために、網目の細かな防砂ネットを設置し、対策を講じている。防球対策については、野球やサッカー、テニスなどそれぞれの競技に応じ、近隣との距離を考慮した高さのネットやフェンスを設置し、施設外にボールが出ないような対策を講じている。また秋津野球場ではボールが場外に出た場合の対策として、一部公園内園路の上部に天井ネットを張るなどし、通行上の安全対策にも取り組んでいる。	-	-
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			再質問1	テニスコートの防球・防風対策について伺う。特に芝園テニスコートは、海に近いためにプレーに影響するほどの強風が吹くことがあり、この対策について伺う。	本市で管理しているテニスコートは、中央公園・袖ヶ浦・実籾・秋津・芝園の5施設となっている。いずれの施設にも高さ2.5メートル以上のネットフェンスを周囲に設け防球対策としている。また防風対策については、防砂ネットを既存のフェンスに掛けて代用し、対策しているところもあるが、芝園テニスコートについては、海に近いことから、風が強く吹くことが予測され、フェンス支柱の構造上、風圧による耐久性が確保できないために、防砂ネットは張っていない。そこで平成23年の芝園テニスコート開設時から、テニスコート海側に隣接するフットサル場側に樹木を植樹して、防風林とする事で防風対策を図っている。	-	-

【教育委員会】令和7年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			要望	フットサルコート側には防風林があるが、テニスコート側には防風林がほとんどなく、かつ防砂ネットがない。かつ風が強いところだと何か対策が必要だと考える。例えば防砂ネットを張って上げ下ろしをしたり、既存のフェンスでは危険性があるのであれば筋交いをつけるとか、ある程度の対応はできると思う。一度試験的でもいいので、試していただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			再質問2	茜浜パークゴルフ場は枯れた松を伐採しているが、防風対策について伺う。	茜浜パークゴルフ場は東京湾に面した茜浜緑地内にあり、潮風を感じながらプレーができるパークゴルフ場。また、コースは多くの木々の中に配置することで海風を防いでいるが、この木々の中の「松」が、近年「松くい虫」による松枯れ被害にあっている。松を枯らす原因の「松くい虫」とは「線虫」という微小生物で、カミキリムシに寄生しており、被害を広げている。症状としては樹木の先端から枯れはじめ、一気に木全体に広がるものである。被害の拡大を防止するには、カミキリムシが羽化する春までに枯れた松を伐採処分することが必要となる。なお、松を伐採することで茜浜パークゴルフ場の防風能力は落ちるが、それを補う手法として松以外の多くの樹木の生育、既に設置されている護岸緑道沿いの防砂ネット等によって、対策を講じている。	-	-
R7/3	22	佐々木 秀一	真政会	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	4			要望	松は病気になりやすいと思うので、常陽樹を使うなど、枯れにくい防風林を芝園テニスコートにも使用する等、何らかの対策をとっていただきたい。	-	今後も動向を注視していく。	済

議 案 第 32 号

令和7年度教育費予算案(12月補正)について

令和7年度教育費予算案(12月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野高等学校第一体育館ボクシング場及び中央公園体育館にエアコンを設置することによる工事請負費の増額、米の価格上昇による賄材料費の増額並びに本年度中に基本協定締結予定である習志野市公民館4館指定管理料の債務負担行為について、令和7年度12月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

令和7年度教育費予算案(12月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10. 4. 4 (習志野高等学校)	高等学校施設整備事業	習志野高等学校第一体育館ボクシング場エアコン設置については、避難所機能の向上を図るため、一刻も早く設置できるよう取り組んでいるところである。また、令和7年度までの時限措置である国の事業債を活用することから、工事請負費について増額補正を行うものである。 なお、年度内に工事完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。	32,000	0	0	32,000	0	0
2	10. 6. 8 (社会教育課)	生涯学習複合施設管理運営費	中央公園体育館エアコン設置については、避難所機能の向上を図るため、一刻も早く設置できるよう取り組んでいるところである。また、令和7年度までの時限措置である国の事業債を活用することから、工事請負費について増額補正を行うものである。 なお、年度内に工事完了が見込めないことから、併せて繰越明許費を設定するものである。	50,000	0	0	50,000	0	0
3	10. 7. 4 (学校給食センター)	給食センター賄材料費	令和7年10月からの米の価格が令和7年4月の給食費改定時の想定を上回って上昇することから、不足が予想される賄材料費の増額補正を行うもの。	2,284	0	0	0	0	2,284
4	10. 7. 5 (保健体育安全課)	単独校給食賄材料費	令和7年10月からの米の価格が令和7年4月の給食費改定時の想定を上回って上昇することから、不足が予想される賄材料費の増額補正を行うもの。	8,022	0	0	0	0	8,022
合 計				92,306	0	0	82,000	0	10,306

(2)繰越明許費

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	金額
		内 容	
1	10. 4. 4 (習志野高等学校)	高等学校施設整備事業	32,000
		習志野高等学校ボクシング場エアコン設置工事に係る工事請負費	
2	10. 6. 8 (社会教育課)	生涯学習複合施設管理運営費	50,000
		中央公園体育館エアコン設置工事に係る工事請負費	

(3)債務負担行為

(単位:千円)

No.	事項 (所管課)	事業概要等	限度額	令和7年度以降の支出予定額		財源内訳				
				期間	金額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10・6・3 公民館管理運営費 習志野市公民館4館(実花・ 袖ヶ浦・谷津・新習志野) 指定管理料 (中央公民館)	(債務負担行為設定理由) 習志野市公民館4館(実花・袖ヶ浦・谷津・新習志野)については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図るため、指定管理者制度を導入している。 指定管理期間は5年とし、令和7年度中の基本協定の締結を予定していることから、令和7年度補正予算で債務負担行為を設定するもの。 (事業概要) 債務負担行為設定期間 5年 各年度における指定管理料 令和 8年度 136,595千円 令和 9年度 136,595千円 令和10年度 136,595千円 令和11年度 136,595千円 令和12年度 136,595千円 合計 682,975千円	指定管理料 620,887千円に 消費税及び 地方消費税を 加えた額の 範囲内	令和7年度 ～12年度 (6年)	682,975	0	0	0	0	682,975

議 案 第 33 号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の
制定について

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針を別記のとおり制定する。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものである。

令和7年度末及び令和8年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和7年度末及び令和8年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。

第1 一般方針

- 1 教育効果を高め、調和的かつ効率的な幼稚園運営が行なわれるように、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする幼稚園運営の充実・適正を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 4 市立幼稚園とこども園及び保育所間の異動を積極的に行い、様々な経験を積むことができる環境とする。

第2 実施事項

- 1 管理職については、幼稚園の教育体制を強化するため、勤務の実績等を検討し、適正配置に努める。
- 2 次の者については、積極的に配置換えを行なう。
 - (1) 同一の幼稚園に原則として5年以上勤務する者
 - (2) 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- 3 同一の幼稚園勤務年数が2年未満の者については、原則として配置換えは行なわない。
- 4 園長の具申及び個人の希望をできるだけ尊重するとともに、全市的視野にたって十分検討し、適正な配置に努める。
- 5 欠員等が生じた場合には、速やかに代替教員を確保するように努める。
- 6 管理監督職勤務上限年齢制に該当する者のうち、公務の運営に著しい支障が生ずることがあると任命権者が認めるとき、当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

習志野市立幼稚園教職員人事異動方針新旧対照表

改正後〈令和 7 年度末及び令和 8 年度〉（案）	現行〈令和 6 年度末及び令和 7 年度〉
令和<u>7</u>年度末及び令和<u>8</u>年度習志野市立幼稚園教職員人事方針 習志野市教育委員会 令和<u>7</u>年度末及び令和<u>8</u>年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。 第1 一般方針 略 第2 実施事項 略	令和<u>6</u>年度末及び令和<u>7</u>年度習志野市立幼稚園教職員人事方針 習志野市教育委員会 令和<u>6</u>年度末及び令和<u>7</u>年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。 第1 一般方針 略 第2 実施事項 略

議 案 第 34 号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事
異動方針の制定について

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針
を別記のように制定する。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適
正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会と
して異動方針を定めるものである。

令和7年度末及び令和8年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和7年度末及び令和8年度における習志野市立小学校及び中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 千葉県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に推進する。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 5 障がいのある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、異校種交流を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。
- (3) 次の者については、強力的に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (4) 職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を求める。

2 広域人事について

- (1) 本市教職員構成の現状に立って、広域人事交流を積極的に進める。
- (2) 上記の異動は、他の人事異動及び新規採用に優先してこれを行う。

3 管理職等への登用及び降任について

- (1) 管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視して、人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に該当する者のうち、管理職として豊富な経験や優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に特例で任用する。
- (3) 管理職の希望による降任を認める。

4 人事の更新について

千葉県教育委員会の方針に従って実施する。

5 主幹教諭への登用等について

- (1) 教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

6 新規採用について

- (1) 教職員の新規採用にあたっては、優れた教員の確保に努める。
- (2) 学校規模、教職員構成の実態を考慮して質的均等配置に努める。

7 校長の意見具申及び個人の希望について

校長の意見具申及び個人の希望については、本市教育の向上及び、各学校間の質的均等配置を考慮したうえで、それを尊重する。

8 幹部職員について

幹部職員については、本市の教育現状を踏まえて、年齢・性別等にとらわれず適材適所の配置換えを積極的に推進する。

9 教育委員会事務局との交流について

千葉県教育庁、習志野市教育委員会事務局及び、学校以外の教育関係機関等との人事交流を推進する。

10 代替教員の確保について

出産休暇者、育児休業者、療養休暇者、看護休暇者等の代替教員は、日常の教育活動に支障をきたさないようその確保に努める。

11 再任用について

- (1) 千葉県教育委員会「職員の定年等に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。
- (3) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

12 その他

本要項の運用については、必要に応じて教育委員会が別に定める。

令和 7 年度末及び令和 8 年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点

令和 7 年度末及び令和 8 年度	令和 6 年度末及び令和 7 年度
令和 <u>7</u> 年度末及び令和 <u>8</u> 年度における習志野市立小学校<u>及び中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) すべての職員<u>の</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)	令和 <u>6</u> 年度末及び令和 <u>7</u> 度における習志野市立小学校、<u>中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) すべての職員<u>が、</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)

議 案 第 35 号

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針 の制定について

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針を別記のよ
うに制定する。

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

令和7年度末及び令和8年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に
実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針
を定めるものである。

令和7年度末及び令和8年度における習志野市立高等学校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じ、本市教育の振興を図り教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、優れた人材を確保し、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に進める。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者の管理職等へ積極的に登用及び配置に努める。
- 5 障がいのある職員については、十分に配慮した人事配置に努める。

第2 実施要項

- 1 適正配置について
 - (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校それぞれの交流及び兼務を含めた適正配置に努める。
 - (2) 全ての職員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上できるように、人材育成に努める。また、学科・課程間の積極的な配置換えを行う。
 - (3) 次の者については、強力的に配置換えを行う。
 - ア 永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
 - (4) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。
- 2 人事の更新について
教職員としての適格性に乏しく、勤務に支障のある者については、服務監督に努める。
- 3 交流人事について
市立学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し職員構成の適正化を図るため、県立学校等との配置換えを行う。
- 4 管理職への登用等について
管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績をより一層重視して人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。
- 5 主幹教諭の登用等について
教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、必要に応じて適任者の登用に努める。
- 6 教育機関等との交流について
教育委員会及びその他の教育機関との人事交流についても積極的に進めるよう努める。
- 7 代替教員の確保について
産休・育休・事故休者の代替教員の確保については、可能な限り措置できるよう努める。
- 8 新規採用職員について
年齢構成の均衡を考慮し、計画的な採用に努める。

令和 7 年度末及び令和 8 年度習志野市立習志野高等学校教職員人事異動方針の変更点

令和 7 年度末及び令和 8 年度	令和 6 年度末及び令和 7 年度
令和 <u>7</u> 年度末及び令和 <u>8</u> 年度における習志野市立小学校<u>及び中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) <u>すべての職員の</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)	令和 <u>6</u> 年度末及び令和 <u>7</u> 度における習志野市立小学校、<u>中学校</u>教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。 (以下略) 第 1 一般方針 1 ～ 6 (略) 第 2 実施要項 1 適正配置について (1) (略) (2) <u>すべての職員が、</u> (3) ～ (6) (略) 2 ～ 6 (略)

議 案 第 36 号

指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)

次のとおり指定管理者の指定について、市長に申し入れる。

1. 公の施設の名称

習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館、習志野市新習志野公民館

2. 指定管理者となる団体

東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

3. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年10月22日提出

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

習志野市公民館の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものである。

議案第36号 参考資料

指定管理者の指定について(習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館及び習志野市新習志野公民館)

1 公の施設の名称

習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館、習志野市谷津公民館、習志野市新習志野公民館

2 指定管理者の概要

- (1) 指定管理者 株式会社 オーエンス
- (2) 設立年月日 昭和34年6月1日
- (3) 目的 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運營業務及びビルメンテナンス業 他
- (4) 役員 取締役4名、監査役2名
- (5) 資本の額 100,000,000円
- (6) 事業実績 全国自治体の公共施設の指定管理者としての管理運営
習志野市新習志野公民館の指定管理者としての管理運営
(平成27年4月1日から令和8年3月31日まで)
習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館の指定管理者としての管理運営
(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

3 指定管理者の選定の結果

- (1) 申請者数 1(公募)
- (2) 選定理由

全国自治体の公民館やコミュニティセンター等の公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした管理運営が期待できます。また、提案内容は、有資格者の配置や充実した研修体制、豊富な施設管理のノウハウに基づく安定した管理運営とともに、利用者からの意見や要望を積極的に取り入れた多彩な事業の実施やサークル数減少や高齢化などを課題ととらえ、活動のPRや後継者育成につながる事業、若年層の利用者拡大を図るための青少年の居場所機能の充実等が掲げられています。

以上より、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補者として選定したものであります。

協 議 第 1 号

習志野市教育振興基本計画（パブリックコメント案）について

習志野市教育振興基本計画について、別紙のとおり協議する。

令和7年10月22日協議

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

習志野市教育振興基本計画 (パブリックコメント案)



Narashino Basic Plan for the Promotion of Education



令和7年10月22日(水) 第10回定例教育委員会会議
学校教育部教育総務課

素案からの変更

- 1 理念の変更
- 2 指標の追加

素案からの変更

1 理念の変更

(変更前)

主体的に学び
未来を創るともに理解し合い
習志野の人づくり

(変更後)

主体的に学び
未来を創る理解し合い
習志野の人づくり

3

素案からの変更

2 指標の追加

目標3 健やかな体の育成

児童生徒が生活にわたり運動・スポーツに親しむ機会を多くすることを旨とし、体育授業の質を高めるとともに、日常的な運動習慣の定着を図ります。体力低下傾向や運動不足が課題である現状を踏まえ、家庭と連携しながら運動機会の創出や生活習慣の改善を図ります。また、健康課題への対応として、正しい知識に基づく行動選択能力を育成し、自身の健康増進とともにウェルビーイングの向上を目指します。

また、児童生徒がより健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進を図ります。

さらに、安全・安心な給食の提供とともに、子どもたちが健やかに成長し、自分自身で望ましい食の選択ができるよう、食に関する指導を充実させていきます。



体育授業の様子



(目標3) 健やかな体の育成
に指標を追加

指標の項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)
3 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (体力合計点の平均)	〔中〕54.4 〔高〕52.5 3 (小学校 男子) 〔中〕53.9 〔高〕53.9 2 (小学校 女子) 〔中〕44.4 〔高〕45.6 (中学校 男子) 〔中〕50.6 〔高〕47.3 7 (中学校 女子)	全国平均を上回る
4 全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	〔中〕92.2 〔高〕93.3 (小学校 男子) 〔中〕83.6 〔高〕86.2 (小学校 女子) 〔中〕89.4 〔高〕90.3 (中学校 男子) 〔中〕76.2 〔高〕76.8 (中学校 女子)	全国平均を上回る

4

追加した指標の内容

全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて
「運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツを
することが好き」と回答した児童生徒の割合

令和6年度の結果

	市	国	目標値
小学校男子	92. 2%	93. 3%	全国平均 を上回る
小学校女子	83. 6%	86. 2%	
中学校男子	89. 4%	90. 3%	
中学校女子	76. 2%	76. 8%	

5

今後の予定

11月1日(土)～11月30日(日)パブリックコメント

1月28日(水)教育委員会会議(最終案の説明)

3月25日(水)教育委員会会議(最終案の承認)、策定

6

習志野市教育振興基本計画 (パブリックコメント案)

主体的に学び 理解し合い
未来を創る 習志野の人づくり



習志野市マスコットキャラクター
「ナラシド」

令和8年3月策定予定

習志野市教育委員会

習志野市文教住宅都市憲章（前文）

昭和45年3月30日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。

Ⅱ わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。

Ⅲ わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

はじめに

※教育長あいさつ&写真

習志野市基本構想

令和8年3月策定

将来都市像 『多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野』



目次

1	計画策定の趣旨	6
2	計画の位置づけ	6
3	計画の対象	6
4	計画の期間	6
5	計画の体系イメージ	7
6	進行管理	8
7	教育をめぐる現状	8
8	前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題	9
9	前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧	10
10	基本計画の基本理念	11
11	目標及び施策一覧	12
12	課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み	13
13	各目標及び各施策の内容	
	（目標1）確かな学力の育成	16
	（目標2）豊かな心の育成	18
	（目標3）健やかな体の育成	21
	（目標4）未来につながる教育の推進	23
	（目標5）安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	27
	（目標6）幼児教育の質の向上	30
	（目標7）子育て・子育て支援の充実	32
	（目標8）人生100年時代を見据えた学習の推進	34
	（目標9）文化・芸術活動の振興	37
	（目標10）文化財の保存と活用	39
	（目標11）青少年健全育成の推進	41
	（目標12）生涯にわたるスポーツの推進	43
	（目標13）家庭教育力の向上	45
	（目標14）地域とともにある学校づくり	47
	（目標15）地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり	49
	（目標16）教育関連施設の整備	51
	（目標17）教育行政の効率的・効果的な展開	55
14	指標一覧	57
15	習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	59
16	習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	60

1 計画策定の趣旨

教育基本法により、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年に教育振興基本計画、平成25年に第2期教育振興基本計画、平成30年に第3期教育振興基本計画、令和5年に第4期教育振興基本計画を策定されました。また、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

本市においては、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築いてきました。教育委員会では、本市教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育振興の推進を図るために、習志野市教育基本計画（計画期間：平成13年度～平成19年度、平成20年度～平成26年度、平成26年度～平成31年度）を策定しました。また、「習志野市基本構想」（平成26年度～令和7年度）に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指し、令和2年3月に習志野市教育振興基本計画（計画期間：令和2年度～令和7年度）（以下、前「基本計画」）を策定し、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を基本目標として、学校教育や社会教育に関する施策に取り組んできました。

現行計画の期間満了の時期にあたり、これまでの取り組みについて検証するとともに、その検証結果を踏まえつつ、社会の変化を見据え、国や千葉県の計画を参酌しながら、次の8年間における本市教育の方向性を示すものとして、習志野市教育振興基本計画（以下、本「基本計画」）を策定するものとします。

2 計画の位置付け

本計画は、上位の計画である「習志野市基本構想」及び「習志野市前期基本計画」と整合を図りつつ、教育基本法第17条第2項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものです。

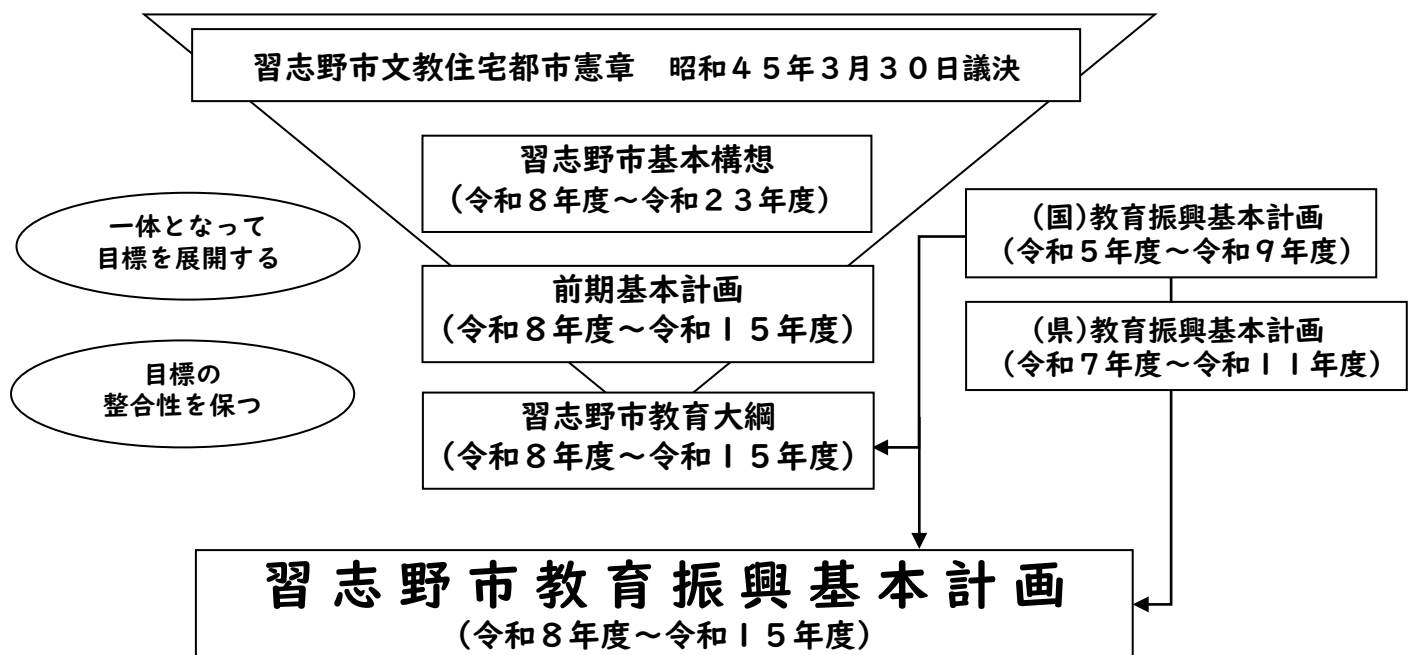
3 計画の対象

本計画は、習志野市の教育行政に係る基本的な計画であり、幼児教育、学校教育及び生涯学習全般を対象の範囲とします。

4 計画の期間

本計画は、上位計画である「習志野市前期基本計画」との整合性を図るため、令和8年度から令和15年度までの8か年の計画期間とします。

5 計画の体系イメージ



基本理念

主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

基本方針1 次世代の担い手を育てる教育・人づくり	基本方針2 誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	基本方針3 みんなで人を育てる体制・環境づくり
[目標1] 確かな学力の育成 [目標2] 豊かな心の育成 [目標3] 健やかな体の育成 [目標4] 未来につながる教育の展開 [目標5] 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進 [目標6] 幼児教育の質の向上 [目標7] 子育て・子育て支援の充実	[目標8] 人生100年時代を見据えた学習の推進 [目標9] 文化・芸術活動の振興 [目標10] 文化財の保存と活用 [目標11] 青少年健全育成の推進 [目標12] 生涯にわたるスポーツの推進	[目標13] 家庭教育力の向上 [目標14] 地域とともにある学校づくり [目標15] 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり [目標16] 教育関連施設の整備 [目標17] 教育行政の効率的・効果的な展開

6 進行管理

目標ごとに客観的な指標を設定し、毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」にて、実績及び効果を数値で把握するとともに、状況分析・評価を行うことで、取り組みの改善等を図っていきます。

7 教育をめぐる現状

(1) 社会の動向

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity) の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。少子化・人口減少や高齢化、デジタル化・グローバル化の進展、生成AIの急速な普及、社会のつながりの希薄化、自然災害などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境が大きく変化するなど、将来の予測が難しい時代となっています。

一方、経済先進諸国において、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきております。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景・家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。

(2) 習志野市の現状

本市は一貫して住民福祉の向上を目指し、住民自治・市民協働によるまちづくりを推進してきており、昭和45(1970)年には「文教住宅都市憲章」を制定し、本市不変のまちづくりの基本理念として今日まで受け継がれています。

総人口は令和17(2035)年頃にピークを迎えた後、減少していくと予測されており、今後は高齢者の増加と生産年齢人口の減少による社会保障費の増大や働き手の不足、経済の縮小など、人口構造の変化への対応が求められます。

また、すべての人がこれまで以上に活躍できるまちづくりを推進するため、あらゆる違いを認め合い、お互いの人権を尊重し積極的に活かしていく、多様性(ダイバーシティ)に対する理解と浸透に努めながら、誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる地域共生社会・多文化共生社会の実現に取り組むことが重要となります。

8 前「基本計画」期間中の本市教育全体の課題

(1) 主体的な学びの育成

全国学力・学習状況調査の教科の調査結果から、本市の児童生徒は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等については、全国平均を上回る良好な結果が表れています。一方、児童生徒質問調査の結果では、学力の要素の一つである「主体的に学習に取り組む態度」について全国平均を下回っております。新体力テストにおける児童生徒質問紙調査においても同様に、主体的に取り組むことに課題があると表れています。

また、近年の急激な社会の転換が図られる時代において、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが一層求められており、主体的な学びの育成は、今後、本市が取り組むべき重要な課題であります。

(2) 人材確保及び人材育成

近年、学校においては、教員採用選考受験者の減少や経験豊かな教員の大量退職による教員不足、よりよい教育を目指した人材育成、若手職員への知識や技術の伝達など、学校における人材確保と人材育成が急務となっています。

また、生涯学習においても誰もが学びたいときに学べる学習機会の確保、生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進のため、専門知識を有する人材の確保と技術の伝承が一層求められており、人材確保と人材育成は、本市の取り組むべき課題であります。

(3) 相談体制及び支援体制の充実

学校におけるいじめ・不登校は年々増加しており、いじめや不登校、こどもの問題行動への早期対応・早期解決が重要になってくるとともに、児童生徒及び保護者が悩みを一人で抱え込まず、相談できる体制が重要となります。

また、学校及び生涯学習施設において特別な支援を要する方、LGBTQ、こどもの貧困、虐待、ヤングケアラーなど多様なニーズへの対応・支援が一層求められており、共生社会の実現、誰もが安全・安心して生活できる環境を整えるために、相談体制及び支援体制の充実に取り組む必要があります。

(4) 学校・家庭・地域、関係機関等との連携強化

近年、学校が抱えている問題は、複雑化・多様化しており、問題を解決するためには、学校と家庭、地域、関係機関等の一層の連携を図る必要があります。また、地域を活性化させるためには、地域とともにある学校づくりを更に進めていく必要があります。

(5) デジタル化の推進

急激なデジタル化が進んでおり、学校および社会教育施設等においてデジタル化への対応が急務となっています。また、学校における働き方改革を進展、行政及び施設等の業務改善を図るためにも今後さらなるデジタル化を進めていく必要があります。

デジタル化を推進し、業務の効率化を図ることで人と人とのリアルやアナログな時間を創出させることが重要であり、学校においてはデジタル化を進めることで教員が児童生徒に向き合う時間をつくっていく必要があります。

9 前「基本計画」期間中の本市教育の課題一覧

- (1) 質の高い教育を行う教育体制
 - ・主体的に学習に取り組む態度の育成
 - ・こどもの読書離れ
 - ・体験学習の機会、場の確保
 - ・こどもの権利擁護
 - ・運動機会の減少
 - ・学びを将来へつなげるキャリア教育の充実
 - ・生涯学び続けることができる環境の整備と人材の育成
 - ・若手教員の増加と教員のなり手不足
 - ・教職員の多忙化
 - ・教育費に係る保護者の負担軽減
 - ・学校、公共施設の建て替え、修繕、DX化、トイレ・エアコン設置
- (2) 少子高齢化、人材不足
 - ・こどもの数の減少に伴う児童生徒数の減少
 - ・地域間の偏り
 - ・高齢化に伴う、労働力（教員）不足
 - ・人材不足、人材確保
 - ・地域行事等の担い手不足
 - ・学校や地域を支える人材の世代交代
 - ・専門知識を有する指導者の不足
- (3) 複雑化・多様化する学校の課題
 - ・いじめ認知件数の増加、いじめ重大事態への未然防止と対応
 - ・不登校児童生徒の増加と学びの場の確保
- (4) 多様なニーズへの対応
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒の増加
 - ・日本語指導を必要とする児童生徒の増加
 - ・LGBTQ、こどもの貧困、虐待、ヤングケアラーへの対応
 - ・児童生徒の安全・安心な放課後の居場所の確保
- (5) 学校・家庭・地域との連携
 - ・核家族化、人間関係の希薄化に伴う家庭・地域の教育力の低下
 - ・地域行事等への参加率の低下
 - ・学校と家庭・地域との連携、協働
- (6) 社会の急激な変化への対応
 - ・デジタル化、グローバル化、ダイバーシティ（多様化）への対応
 - ・自然災害の頻発化、自然環境の悪化（温暖化）
 - ・職業（労働）の市場の変化

10 基本計画の基本理念

主体的に学び 理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり

主体的に学び

一人ひとりが自らの能力を伸ばすため、主体的に学び・考え・取り組む力を養います。

理解し合い

お互いの思いや考えを理解し合い、認め合うことで、自らの視野を広げ、よりよい解決方法を導きます。

未来を創る

一人ひとりが自分らしく活躍し、幸せややりがいを感じる未来を創ります。

習志野の人づくり

習志野から世界や日本で活躍する人材、地元を愛し、地元で活躍する人材を育みます。

現代の社会は、少子高齢化、デジタル化・グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化、自然災害などの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により学校・家庭・地域を取り巻く環境の変化など、将来の予測が難しい時代となっています。

さらに、社会の多様化が進む中、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められており、今後、以下の2点が重要となります。

- (1) 持続可能な社会の創り手の育成
- (2) 誰もが活躍できる社会づくり

このような状況の中、市民一人ひとりが持続可能な社会の担い手として活躍するためには、自ら考え、判断し、責任を持って行動することが重要であり、生涯にわたって自ら学び続けていくことが大切となります。

また、持続可能な社会を維持・発展させるためには、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になることを目指すという考え方が重要となります。

本市では、「教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながる」の考えのもと、前「基本計画」では、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標として設定し、目標達成に向け取り組んできました。

今後も組織をあげて「習志野の人づくり」に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりが自己実現を果たすために、自発的な学びを推進し、あらゆる違いを認め合いながら共に学ぶことで、希望に満ちた未来を切り拓く習志野市を目指していきます。

I I 目標及び施策一覧

基本方針		目標	施策
1	次世代の担い手を育てる教育・人づくり	1 確かな学力の育成	1 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進
			2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
		2 豊かな心の育成	3 道徳教育・人権教育の推進
			4 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進
			5 体験活動等の充実
		3 健やかな体の育成	6 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成
			7 学校保健の充実
			8 食育の充実
		4 未来につながる教育の推進	9 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進
			10 多様なニーズに対応する教育の推進
			11 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進
			12 グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進
			13 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進
			14 体系的・実践的なキャリア教育の推進
		5 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進	15 安全・安心な学校づくりの推進
			16 特色ある学校づくりの推進
			17 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進
			18 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上
		6 幼児教育の質の向上	19 こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実
			20 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進
			21 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取組の推進
		7 子育て・子育て支援の充実	22 多様なニーズに対応した子育て支援の充実
			23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実
2	誰もが生涯にわたって活躍できる社会づくり	8 人生100年時代を見据えた学習の推進	24 多様なニーズに応じた学びの環境整備
			25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進
			26 こどもの読書活動の推進
			27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進
		9 文化・芸術活動の振興	28 文化財の調査と保存
		10 文化財の保存と活用	29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成
			30 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供
		11 青少年健全育成の推進	31 こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進
3	みんなで人を育てる体制・環境づくり	12 生涯にわたるスポーツの推進	32 「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの推進
			33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供
		13 家庭教育力の向上	34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
			35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
		14 地域とともにある学校づくり	36 地域と連携した防犯・補導活動の推進
			37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上
			38 小中学校の教育環境の維持・向上
		15 地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり	39 市立高等学校の教育環境の維持・向上
			40 総合教育センターの環境整備
			41 学校給食センターの環境整備
			42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備
			43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進
		16 教育関連施設の整備	44 教育委員会事務局の活動の充実
			45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究
		17 教育行政の効率的・効果的な展開	

12 課題を踏まえた本「基本計画」における新たな取り組み

(目標1) 確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図るため、本市の指導重点事項の内容を精査し、新しい「習志野学びモデル」を構築していきます。

(目標2) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、体験学習等の充実を図ります。自然体験学習においては、体験を通して培う力を明確化し、施設や設備に依存しない取り組みを進めていきます。

また、いじめ重大事態への未然防止と早期対応に向け、法制度に関する教職員研修を実施し、教職員への確実な理解を図ります。

(目標3) 健やかな体の育成

体を動かす機会を確保するため、各学校にて、短時間でも気軽に体を動かせる活動を取り入れ、学校内外で児童生徒が主体的に運動に親しめる環境をつくります。

また、各学校にて児童生徒へ健康教育、食育教育を行うとともに、保護者会や各学校が作成する学校だよりを通して、規則正しく生活することの重要性、食育の大切さ等を周知し、保護者及び地域と連携して児童生徒の心と体の健康の保持・促進を図ります。

(目標4) 未来につながる教育の推進

児童生徒の学びを将来へとつなげるキャリア教育を推進するため、各学校のキャリア教育グランドデザイン作成の参考となるキャリア教育方針を作成し、各学校へ周知を図ります。

また、グローバル化への対応を図るため、小学校における外国語学習と中学校における英語学習の学習内容・指導方法を一体的に捉え、7年間を通じた系統的な英語教育の充実、多様な世代との交流や異文化交流等を進めていきます。

さらに、デジタル化社会に向けた人材を育むため、教職員のICTに関する資質向上を図るとともに、児童生徒のデジタルリテラシーを高めていきます。

近年、増え続ける不登校児童生徒に対し、「個」に応じた学びの場を確保するため、学びの多様化学校や校内教育支援センターの充実を図ります。

また、特別支援教育の充実に向け、教職員への研修の充実を図るとともに、各学校にて個別の教育支援計画を用いた校内支援委員会の充実を図り、特別な支援を要する児童生徒への適切な支援を行っていきます。

(目標5) 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

児童生徒へ安全教育を行い、危険を予測し、回避する能力を高めます。また、専門機関による出前授業の活用の拡充を図り、地域の方や第三者立ち合いのもと、実効性のある訓練等を実施し、学校の安全計画の見直しを図ります。

魅力のある学校をつくるには、よりよい教育を目指して教職員の研修を充実させることが大切であり、研修履歴システムにて研修履歴を可視化し、受講者本人へ研修の積み上がりを実感させるとともに、放課後にオンラインを利用したミニ研修等を開催し、研修機会の拡充を図ります。

習志野高校においては、魅力のある学校を推進するため、生徒が将来の夢と学業を結び付けて主体的な進路選択ができるようキャリア教育の充実を図ります。

(目標6) 幼児教育の質の向上

幼児の主体性を育むため、各園での主体性を育む研究実践及び取り組みを市内施設に周知します。また、幼児教育・保育施設に通っているこどもの保護者に限らず全ての保護者へ幼児の主体性の育みについて、啓発活動を行います。

(目標7) 子育て・子育て支援の充実

子育てに関する情報について市のホームページ等を活用し、幼児教育・保育施設に通っているこどもの保護者に限らず全ての保護者へ周知を図ります。

(目標8) 人生100年時代を見据えた学習の推進

生涯学習複合施設プラッツ習志野や公民館・図書館等において、市民のニーズに応じた学習機会の場を設け、市民の学習機会の充実を図ります。また、諸室予約や講座申し込み等のデジタル化を進めます。

(目標9) 文化・芸術活動の振興

(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と相互に連携・協力し、あらゆる機会・場所を活用したアウトリーチ事業の拡充を図ります。芸術文化協会会員の確保に向け、行事等の来場者へ会員確保に向けたPRチラシを配布する等、周知拡大を図ります。

(目標10) 文化財の保存と活用

文化財の活用を図るため、市のホームページや「広報習志野」にてイベントや展示について、広く周知するとともに、関連行事の来場者へ周知を図ります。また、実花公民館跡施設に新たな歴史資料の展示施設の整備を進めます。

(目標11) 青少年健全育成の推進

すべての市立小学校への放課後子供教室の設置とこどもの成長段階に応じた運営を実施します。若者を対象とした施策に関する積極的な情報発信や普及啓発、また、フューチャーセンターと連携した若者の活躍を支援する取り組みを実施するとともに、(仮称)新総合教育センターに活動の場を設定し、若者の居場所づくりに努めます。

（目標12）生涯にわたるスポーツの推進

スポーツ推進計画と連動しながら「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開します。また、「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って、スポーツ施策の推進に取り組めます。

（目標13）家庭教育力の向上

各公民館において保護者等が参加しやすい時間や場所を考慮し、保護者が幼児から中学生までのこどもの発達段階に応じた家庭教育について学び、実践できるよう、学級講座を開設します。

（目標14）地域とともにある学校づくり

地域と学校が一体となりこどもたちの教育を支え、学校を核として地域の活性化を図るため、地域の大学や企業等への地域学校協働活動を担う人材の確保に向けた働きかけを強化します。

また、部活動の地域展開を進め、学校の枠を越え、年齢や地域をまたいだ人々との交流を図ります。

（目標15）地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり

こども110番の家の周知を図るため、各学校にてこども110番の家を学区の地図に書き込み、校内に掲示したり、学校のホームページに掲載したりする等、児童生徒への周知拡大を図ります。

（目標16）教育関連施設の整備

幼稚園・こども園においては、施設の老朽化、経年劣化による不具合の解消に向け整備・修繕を行います。

小・中・高等学校においては、限られた財源を有効に活用し、安全性、防災性、防犯性を兼ね揃えた施設に向け、整備します。

社会教育施設においては、閉館施設の諸室機能の代替場所を確保するとともに、施設の多機能化・複合化を図ります。

スポーツ施設の整備においては、老朽化した施設の維持管理に取り組むとともに、施設の活用の拡大等に取り組めます。

（目標17）教育行政の効率的・効果的な展開

学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を図るとともに、教育DXを推進し、教育の質の向上・業務の効率化を図り、教職員の負担軽減に努めます。

また、新たな課題への対応と先進的な施策の研究に取り組み、教育活動の充実、保護者等の負担軽減に努めます。

13 各目標及び各施策の内容

目標1 確かな学力の育成

将来の予測が困難な時代の中、こどもたちが柔軟な学び方や考え方、変化に対応する力と態度を身に付け、個々の能力や可能性を最大限に引き出していくことが重要となります。

主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実を図るため、1人1台端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図るとともに、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を図っていきます。

また、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行い、「ならしの学力向上プラン」を活用した授業改善を図っていきます。



1人1台端末を活用した授業

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
1	全国学力・学習状況調査にて「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	[市]80.7%[国]81.9% (小学校) [市]78.9%[国]80.3% (中学校)	全国平均 +2.0ポイント

施策1 主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善の推進

児童生徒が自己のキャリア形成を見据え、将来の方向性と関連付けながら見通しを持って粘り強く学習に取り組み、自らの活動を振り返って次の学びにつなげる「主体的な学び」を推進します。また、こども同士の協働や教職員・地域の人々との対話、さらに先人の思想や知見を手掛かりとした探究を通じて、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」の充実を図ります。これらの学びを通して、自己のキャリア形成を基盤に、生涯にわたり能動的に学び続ける資質・姿勢を育成します。

主な取り組み、事業

- ・キャリア形成と関連付けた学習
- ・Ｉ人Ｉ台端末を活用した協働的な学びの推進
- ・「習志野学びモデル」の構築

施策2 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

児童生徒一人ひとりの資質・能力を確実に育成するため、Ｉ人Ｉ台端末及びＡＩドリルを活用することで個に応じた指導の充実を図るとともに、協働的な学習を推進します。また、総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学びを推進し、児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習の個性化を図ることで、主体的に学ぶ力を育成します。

主な取り組み、事業

- ・個に応じた指導の充実
- ・探究的な学習の推進
- ・読書活動の推進（学校図書館の活用、学校電子図書館ナラシドライブラリーの活用）

目標2 豊かな心の育成

こどもたちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道德心を培い、正義感や責任感、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く能力などを、学校教育活動全体を通じて育むことが重要です。

自己の生き方を考え、主体的に判断・行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、発達段階に応じた系統的な道德教育を推進するとともに、「特別の教科 道德」の充実を図ります。あわせて、人権教育を推進し、あらゆる他者を尊重する心を育むとともに、体験活動の充実を通じて主体的な思考力や判断力、行動力を育成します。

さらに、体験活動の充実を図り、こどもたちが様々な体験を通じて、豊かな心や道德心を培い、主体的な思考や判断、行動力を育みます。

豊かな心を育むことで、あらゆる他者を価値のある存在として認識し、尊重する心を養い、いじめの未然防止につなげていきます。



自然体験学習



MIMOMI FARMとの連携授業

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
2	いじめアンケートの集計結果 いじめの解消率	中学校：89% 小学校：96% (令和6年3学期)	小中ともに 100%

施策3 道徳教育・人権教育の推進

「特別の教科 道徳」を中心に、学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、命を大切に作る心、互いを認め合う心、協調する心、規範意識などの道徳性を育成します。あわせて、児童生徒一人ひとりが人権の意義と重要性について正しい理解を深め、自他の大切さを認知し、尊重するとともに、人権上の課題に対して主体的に改善点を見出し、日常の行動に人権尊重の態度が表れるよう、人権教育を推進します。

主な取り組み、事業

- ・千葉県版「道徳教育アーカイブ」や千葉県「道徳教育の手引き」の活用をした、「考え、議論する道徳」の授業づくり
- ・道徳教育推進教師の育成と活用の推進
- ・こどもの権利擁護の推進
- ・「『いのち』のつながりと輝き」を実現するための、家庭・地域との連携を重視した、学校全体で取り組む道徳教育の推進

関連する取り組み、事業

- ・主権者教育の推進
- ・消費者教育の推進

施策4 いじめの未然防止と解消に向けた取り組みの推進

いじめの未然防止に向け、児童生徒の日常的な様子を丁寧に観察し、兆候を早期に発見できる体制を整えるとともに、教職員の対応力向上のため研修の充実や指導体制の強化を進めます。また、学校・家庭・地域が連携し、いじめを許さない環境づくりを推進します。重大事態においては、迅速かつ組織的に対応し、再発防止の徹底を図ります。

主な取り組み、事業

- ・記名式、無記名式いじめアンケートの実施と教育相談の充実
- ・計画的、組織的な対応ができる生徒指導体制の充実
- ・習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開
- ・法的対応力の向上を図る教職員研修の実施
- ・生徒指導上の課題への対応力向上を図る教職員研修の充実
- ・脱いじめ傍観者教育の実施

関連する取り組み、事業

- ・SOSの出し方に関する教育の実施
- ・発達支持的生徒指導の推進

施策5 体験活動等の充実

児童生徒が年齢や世代を超えた人々との交流を深めるとともに、自然体験や社会体験、文化・芸術の鑑賞や表現活動など、多様な体験活動の充実を図り、豊かな感性や創造性を育むことで、他者を尊重し、協働する態度を培います。

主な取り組み、事業

- ・習志野市文化連盟の主催による様々な活動
（小中音楽会・中学校英語発表会・総合教育展・席書大会）
- ・持続可能な宿泊自然体験学習の検討と運営・実施

目標3 健やかな体の育成

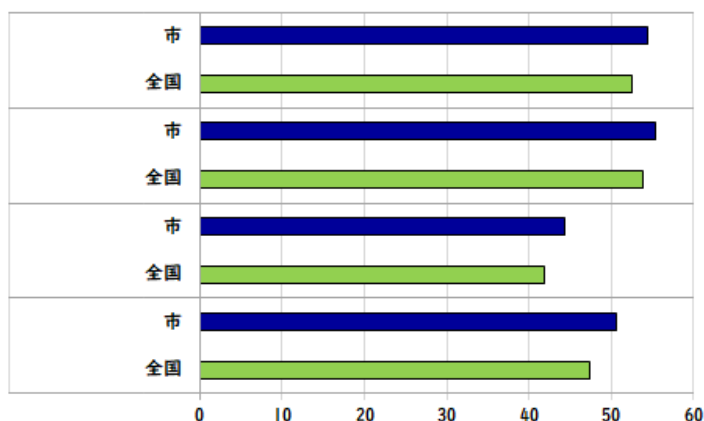
児童生徒が生涯にわたり運動・スポーツに親しむ基盤を築くことを目指し、体育授業の質を高めるとともに、日常的な運動習慣の定着を図ります。体力低下傾向や運動不足が課題である現状を踏まえ、家庭と連携しながら運動機会の創出や生活習慣の改善を推進します。また、健康課題への対応として、正しい知識に基づく行動選択能力を育成し、心身の健康増進とともにウェルビーイングの向上を目指します。

また、児童生徒がより健康な生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進を図ります。

さらに、安全・安心な給食の提供とともに、こどもたちが健やかに成長し、自分自身で望ましい食の選択ができるよう、食に関する指導を充実させていきます。



食育授業の様子



全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
(令和6年度 体力合計点の平均)

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（体力合計点の平均）	[市] 54.48 [国] 52.53 (小学校 男子) [市] 55.39 [国] 53.92 (小学校 女子) [市] 44.42 [国] 41.86 (中学校 男子) [市] 50.65 [国] 47.37 (中学校 女子)	全国平均を上回る
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	[市] 92.2 [国] 93.3 (小学校 男子) [市] 83.6 [国] 86.2 (小学校 女子) [市] 89.4 [国] 90.3 (中学校 男子) [市] 76.2 [国] 76.8 (中学校 女子)	全国平均を上回る

施策6 運動・スポーツに親しむ資質・能力の育成

体育授業や保健学習の充実を図り、児童生徒の基礎的な体力・運動能力、主体的にスポーツに取り組む態度を育成します。日常的な運動習慣の定着を促すとともに、心身の健康維持とウェルビーイングの向上を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 体育授業の質向上と授業改善の推進
- ・ 運動習慣定着のための体力向上プログラムの実施
- ・ 家庭と連携した運動機会の創出

施策7 学校保健の充実

児童生徒が健康な生活を送ることができるよう、教育活動の様々な機会を通し、健康教育を推進していきます。

主な取り組み、事業

- ・ 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進
- ・ 健康課題に対応した健康教育の充実

施策8 食育の充実

適切な衛生管理による安全・安心な給食の提供を行うとともに、こどもたちが食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の充実を図ります。

主な取り組み、事業

- ・ 食育授業の推進
- ・ 保護者等への食育推進
- ・ 学校給食における地産地消の推進
- ・ 安全な学校給食の提供

目標4 未来につながる教育の推進

こどもたちが社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するために、学びと自己の将来とのつながりを見据えたキャリア教育の推進を図っていきます。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められており、本市では、特別支援教育や不登校児童生徒への対応をはじめとしたこどもの一人ひとりのニーズに応じた教育及び支援、相談体制の充実を図り、全てのこどもたちが安心して学ぶことができる環境整備に努めます。

さらに、国際交流や異年齢集団との交流、外国語教育の充実を図ることで、相互の多様性を認め、高め合う機会の充実に努め、グローバル人材の育成を図ります。



台湾の小学校との音楽交流

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
5	「職業にかかわる教育活動」に協力していただいた事業所の総数（のべ数）	291	320
6	英語教育実施状況調査の結果CEFR A1（初級）レベル以上の中学生の割合	57.5% (令和5年度)	62.5%
7	児童生徒タブレット端末の活用率	1ヶ月に1人 9回使用	1ヶ月に1人 20回使用

※CEFR（Common European Framework of Reference for Languages の略）

施策9 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

個別の教育支援計画・指導計画の活用を推進し、障がいのある児童生徒の学びを支え、発達段階や進路に応じた切れ目のない支援を充実させます。あわせて、インクルーシブ教育を推進し、障がいの有無にかかわらず互いの人格と個性を尊重し、共に学び合い支え合う心と態度を育みます。

主な取り組み、事業

- ・障がい者理解に関する学習や交流、共同学習の実施
- ・障がいや特別支援教育に係る理解を深める研修の充実
- ・個別の教育支援計画を活用した校内支援委員会の充実
- ・心理発達相談員配置事業
- ・心のバリアフリー教育の推進

施策10 多様なニーズに対応する教育の推進

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。日本語を母語としない児童生徒に対しては、言語文化指導者の派遣や日本語指導教室での指導を充実させ、日本の学校生活への早期適応を支援します。

主な取り組み、事業

- ・外国にルーツを持つ児童生徒の受け入れ体制の充実
- ・多様性を認め包摂性を高める学校風土の醸成
- ・教育相談と支援体制の充実

施策11 不登校の未然防止と学びの場の確保に向けた取り組みの推進

校内教育支援センター、学びの多様化学校、総合教育センターが運営している相談業務及び「フレンドあいあい」の運営体制を強化し、多様な学びの場の確保と不登校児童生徒等への支援を一体的に推進することで、誰一人取り残されない学びの保障を図ります。あわせて、早期の兆しを的確に捉えて、支援につなげることで、不登校の未然防止に努めます。

主な取り組み、事業

- ・不登校児童生徒の教育機会の確保と相談体制の充実
- ・学びの多様化学校による安心して学べる環境づくり
- ・校内教育支援センターの活用
- ・保護者同士の交流会の開催やネットワークの構築
- ・タブレット端末を活用した一人ひとりに応じた学習指導
- ・フレンドあいあいの活動の充実
- ・スクールカウンセラーの活用及び教育相談に関する教職員の資質向上研修

施策12 グローバル化・持続可能な社会に向けた教育の推進

グローバル化に対応できる力を育成するため、外国語教育を充実させます。多様な文化や価値観への理解を深める言語活動や国際交流を通じて国際感覚を養い、ICTの積極的な活用やALTとのチーム・ティーチングの充実により、実践的なコミュニケーション力を高めます。

また、持続可能な社会の担い手としての資質・能力を育むため、市内の関係機関・団体と連携した授業や体験活動を充実させます。

主な取り組み、事業

- ・外国語教育、異文化交流、国際理解教育の充実
- ・姉妹都市（タスカルーサ市）ALTの活用、小学校へのALTの配置
- ・総合的な学習の時間等における谷津干潟観察センター・クリーンセンター等との連携
- ・「習志野市平和市民代表団広島市・長崎市平和記念式典派遣事業」への生徒派遣
- ・被爆体験講話の実施
- ・障がい者や高齢者等との交流活動の実施

施策13 教育DXと情報活用能力を育成する教育の推進

教職員の業務負担軽減と効率化を目的に、校務支援システムの活用を進め、働き方改革を推進します。また、児童生徒にはICTを活用したプレゼンテーションやプログラミング学習を通じて、論理的思考や表現力を育成します。さらに、生成AIを活用した課題解決型の学びを取り入れ、デジタル社会に対応できる力を育てます。教育活動全体を通じて、教師・児童生徒双方のデジタルリテラシーの向上を目指します。

主な取り組み、事業

- ・校務支援システムの活用促進
- ・ICTを活用した発表・プログラミング活動の実施
- ・生成AI活用による課題解決活動の取り組み
- ・教員研修における教育DX関連研修の実施

施策14 体系的・実践的なキャリア教育の推進

市内企業との連携による授業や体験活動を充実させ、児童生徒が自らの生き方や地域のあり方について理解を深める学習を推進します。また、「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むため、児童生徒の発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 市内企業と連携した授業や体験活動の実施
- ・ 個に応じた進路指導の充実
- ・ 探究、STEAM教育等の教科横断的な学習の充実
- ・ キャリア・パスポートの活用
- ・ キャリア教育方針の作成及び周知

※STEAM（Science, Technology, Engineering, Arts, and Mathematics の略）

目標5 安全・安心で魅力ある学校づくりの推進

児童生徒が安全・安心に生活するために、東日本大震災や房総半島台風などの経験を踏まえ、学校での安全教育や防災教育をさらに充実させる必要があります。各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルの充実を図るとともに、交通安全も含めた3領域（生活安全・交通安全・災害安全）について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。

また、児童生徒の安全・安心を守るために、各学校で「不祥事防止に係る全体計画及び年間計画」を作成し、計画に基づき、環境整備、職員研修、定期的なアンケートの実施等を行い、不祥事防止に取り組みます。

さらに、魅力ある学校づくりに向け、児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進し、各学校が独自の教育活動やカリキュラムを展開することで、児童生徒の学びへの意欲や自己肯定感の向上を目指します。小中学校では、校内研究の充実や公開研究会の開催により、教職員の授業力向上と教育実践の質的改善を図り、魅力ある学校づくりを推進します。習志野高等学校では、これまで築いてきた実績を継承しつつ、魅力を積極的に発信していきます。



公開研究会（津田沼小）



習志野高等学校のスクールポリシー

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
8	学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目の肯定的な回答をした児童生徒の割合	88%	91%

施策15 安全・安心な学校づくりの推進

各学校の防災計画に基づき、教育活動全体を通した防災教育や、地域・関係機関と連携した防災訓練、救命講習などを実施し、こどもたちの防災意識を高め、「自助」「共助」の意識を育てます。

主な取り組み、事業

- ・安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の推進
- ・こどもたちが、事故や犯罪に巻き込まれないための交通安全教育、防犯教育の充実
- ・地域安全マップ（交通安全・防犯・防災）の作成
- ・実効性のある訓練の実施
- ・中・高生の防災活動への参加促進
- ・発達段階に応じた交通安全教育の推進
- ・救命講習の実施の促進

施策16 特色ある学校づくりの推進

各学校の自主研究および市指定の研究を積極的に支援・推進します。

学校ごとの特色ある研究活動に対して、指導主事等が学校を訪問し、学校の実態に応じた「わかる・できる授業」の実現に向けて的確な指導・助言を行うことで、教職員の指導力向上と教育実践の質的改善を図り、児童生徒が主体的に学べる魅力ある学校づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・特色ある学校づくり推進事業

施策17 市立高等学校の魅力ある学校づくりの推進

生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりに取り組み、それらを積極的に発信し、受験生が自ら習志野高等学校を前向きに進路先の選択肢の一つとして検討してもらえるよう取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ インスタグラムを活用した積極的な情報発信
- ・ 学校紹介のパンフレットのリニューアル
- ・ 首都圏進学フェアでの出展
- ・ 希望者を対象とした少人数での学校見学ツアーの実施（年5回、20家庭）
- ・ 主体的な進路選択に向けたキャリア教育の実施

関連する取り組み、事業

- ・ 地元企業と連携した部活動の取り組み

施策18 経験や職務に応じた研修による教職員の資質能力の向上

県および市独自の研修に関する記録や成果を分析し、教職員一人ひとりの課題や強みを可視化したうえで、各学校へ具体的なフィードバックを行い、校内研修の質の向上を図ります。また、児童生徒への性暴力等の根絶に向けた研修を実施し、性暴力や不適切な指導を決して許さない学校づくりに取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ ICT活用教育研修の継続的な実施
- ・ 千葉県・千葉市育成指標を活用した研修の実施
- ・ 県および市の研修受講後の市教育委員会からのフィードバック
- ・ 研修履歴システムを活用した学びの振り返りの推進
- ・ オンラインを利用したミニ研修等の開催
- ・ 臨時的任用講師研修の実施
- ・ 生命（いのち）の安全教育の実施
- ・ 不祥事根絶のための全体計画・年間計画の作成、研修の実施

関連する取り組み、事業

- ・ 人事評価による教職員の能力開発
- ・ 免許認定講習を活用した上位免許状及び特別支援学校教諭免除状取得の推奨

目標6 幼児教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育の質の向上を図るための取り組みを進めていくことが重要です。

一人ひとりの幼児が生涯をたくましく生きるために必要な、主体性を育む教育、健康な心と体を育む教育、安全・安心を守る教育、多様性に配慮した切れ目ない支援等、幼児の学びや発達を促す幼児教育の充実に取り組みます。

幼児教育から小学校教育への滑らかな接続については、幼保小関連研修会や接続期カリキュラムの作成及び活用を行ってきました。今後、接続期カリキュラムの見直しを図るとともに、幼児教育と小学校教育の関係者間の連携をさらに深めていきます。

また、教職員の経験年数や施設の運営状況に応じた研修の充実を図り、資質・能力の向上に努めます。

	学びの芽生え ～遊びを通した総合的な学び～	小学校教育への円滑な接続
期	5歳児 10月～12月	5歳児 1月～3月
目指す姿	○自分のことは自分でできる。	○やってみよう、やればできるという自信をもって安心して生活する。
生活する力	・園内や公共の場での過ごし方がわかり安全に気を付けて遊べるようにする。 ・困った時や分からないことがあった時は、自分で周りの人に聞けるように仲立ちをしたり、具体的な伝え方を知らせたり、自分で伝えたりできるようにする。 ・自分で場や物を整えながら遊べるように気付かせたり、知らせたりする。 ・生活に見通しをもち、次に行うことを自分で考えられるように環境を整える。(生活の流れの表示等)	・危険なことや状況を自分で判断して安全に行動できるようにする。 ・遊びや生活の中で困った時は、今までの経験から、自分なりに考えて行動できるよう言葉をかけたり、考えられる環境を保障したりしていく。 ・自分から準備・片付けをし、決められた時間内に行えるように意識付け、就学に向けて生活習慣の再確認ができるようにする。 ・生活の区切りとなる活動や時間を意識しながら、行動できるようにする。
関わる力	・小グループの友達とイメージを共有しながら遊ぶ中で、遊びを変化させたり、工夫したりできるよう十分な時間と場の保障をする。(ごっこ遊び等) ・互いに思いを伝え合い、折り合いをつけながら遊ぶ中で、子ども同士が友達のよいところを認め合い、頑張っている姿に気付けるようにしていく。(運動会、発表会等)	・ルールのある遊びについては、クラス全体で取り上げて、共通理解を図り、自分たちで遊びを進める楽しさを味わえるようにする。(鬼遊び、ドッジボール等) ・友達の意見を受け入れたり尊重したりしながら遊びを進められるように、それぞれの思いや考えを受け止め、調整したり、子どもがよりよい方法や考えを生み出せるように方向付けをししていく。
学ぶ力	・場に応じた言葉の使い方や表現の仕方がわかるよう気付かせたり知らせたりしていく。 ・遊びの中で文字や数字、記号等に興味をもち読んだり、使ったりできるようにする。(ごっこ遊び等) ・身近な環境に積極的に関わり、遊びや生活に取り入れられるようにする。(秋の自然物、制作等)	・相手の気持ちや状況に応じて、自分の思いや考えを表現できるような環境を整えたり、自信をもって表現できるよう助ましたりしていく。 ・今までの経験から、数や文字を使うとより遊びが楽しくなることを知り、進んで生活や遊びに取り入れられるような環境を工夫する。(手紙ごっこ、カルタ遊び、すごろく遊び等) ・自然現象に興味をもち、触れたり試したりできるような環境を整える。(冬の自然物、冬の現象等)

習志野市接続期カリキュラムの一例

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
9	保護者アンケートの「主体的に遊ぶこどもを育てている」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	74%	80%

施策19 こどもが健やかでたくましく成長できる教育の充実

一人ひとりのこどもが自発的、意欲的に遊びに取り組めるよう、計画的に環境を構成するために、園やこどもの実態に応じた教育課程の編成を行います。また、自分や友達の心や体を大切にできる活動や人権教育、健康教育・食育、安全教育の充実を図ります。一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図れるよう、研修の実施や関係機関と連携を図ります。

主な取り組み、事業

- ・主体性を育む教育課程の工夫
- ・主体性を育む研究実践及び取り組みの周知・啓発
- ・健康な心と体を育む身体活動の推進
- ・自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実
- ・健康教育・食育の充実
- ・安全教育の推進
- ・特別な配慮を必要とするこどもに対する支援の充実と関係機関との連携の強化

施策20 幼児教育から小学校教育への滑らかな接続の推進

幼保小関連研修において、幼児教育関係者と小学校教育関係者が合同研修会に参加し、滑らかな接続についての学びを深め、互いの教育について参観し意見交換を行い、関係者間の連携を深めていきます。また、接続期カリキュラムの見直しや事例掲載等、接続期カリキュラムの内容の充実や更なる活用を進めていきます。

主な取り組み、事業

- ・幼保こ小関連研修の充実
- ・接続期カリキュラムの活用

施策21 教職員の資質能力、指導力の向上に向けた取り組みの推進

幼児教育や特別支援教育に関する研修、経験年数に応じた研修、食育や健康教育に関する研修等、教職員の資質能力や指導力の向上を図るため、研修内容の充実や、参加しやすい研修体制の構築に努めます。

主な取り組み、事業

- ・教職員の指導力向上のための研修の充実

目標7 子育て・子育て支援の充実

就学前児童の人口は減少しており、今後も減少していくことが予測されている中、保護者の就労形態が多様化し、保育施設に通うこどもが増えています。保護者の就労や子育て支援活動として、一時保育や預かり保育等の充実に努めてきました。

子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげられるように、親子が安全・安心に遊べる場と、様々な人との交流の機会、子育て相談の場、子育てに関する情報提供など、子育て・子育て支援の充実に図ります。



こどもセンターで配布（HPにも掲載）

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
10	保護者アンケートの「こどものことについての質問や相談に気軽に応じてくれる」について「満足している」の評価(公立全施設平均)	70%	75%

施策22 多様なニーズに対応した子育て支援の推進

親子が安全・安心して遊べる場の提供や園児と触れ合う機会の設定、親同士・こども同士の交流等ができるよう、子育てふれあい広場や自園・園庭開放の充実を図ります。また、来園者が相談しやすい場を設け、子育てに関する情報提供を行い、子育て支援の充実を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・ 子育てふれあい広場、自園・園庭開放の充実
- ・ 相談体制の充実
- ・ 園だよりや写真、市ホームページ等による情報発信の充実

目標８ 人生１００年時代を見据えた学習の推進

「人生１００年時代」において、市民一人ひとりが時代の変化に即した能力・スキルを身に付けたり、地域でのつながりを作ったりしていくことは、人生をより豊かにするうえで大切な要素であり、生涯学習が果たす役割の重要性は一層高まっています。

生涯にわたって主体的に学び続けることができる機会の充実に向け、学習内容の充実を図るとともに、誰もが学びたいときにいつでも学べる学習環境を整備し、学習成果を地域でのその後の活動につなげるための環境づくりを進めていきます。

公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とした、それぞれのライフスタイルや関心に応じた主催講座を展開します。

また、公民館等で活動するサークル・団体あるいは個人がそれぞれの成果を発表できる場の提供に取り組みます。

図書館では、暮らしや学びに必要な資料・情報を、生涯にわたり誰もが得られるよう、収集、保存及び提供を行います。また、多様なライフスタイルに応じた利用しやすい図書館を目指すとともに、市民のニーズに合わせた図書館サービスの充実を図ります。



公民館主催講座 ノルディックウォーキング

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
11	市民カレッジ卒業生（累計）	1,867人	2,104人
12	公民館主催講座の受講者数	42,630人	44,900人
13	図書館利用者アンケートの「図書館の満足度」において「満足」「やや満足」と答えた人の割合	85%	90%

施策23 誰もが学びたいときに学べる学習機会の充実

様々な市民の交流・協働・対話の場であるプラッツ習志野フューチャーセンターで、多様なスキルを持つ人が集うクリエイターズクラブメンバーと行政・事業者・地域住民をつなぎ、さらなる交流・活躍へと発展させていきます。

公民館では、乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象とし、それぞれのライフスタイルや関心に応じた主催講座を展開します。主催講座の実施にあたっては、多様化する市民の価値観や学習ニーズを把握するとともに、参加しやすい公民館主催講座の実施に努めます。また、諸室予約や講座申し込み等のデジタル化を進めます。

図書館では、資料の収集、保存と提供に努めるとともに、地域の情報拠点としての役割を充実させ、より便利に図書館を利用できる環境づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・ライフスタイルや関心に応じた公民館主催講座の実施
- ・フューチャーセンターでの活動の庁内外への発信の拡充
- ・公民館、図書館におけるフューチャーセンターと連携した事業の実施
- ・図書館機能の充実

施策24 多様なニーズに応じた学びの環境整備

教育機関や民間企業等との連携により、幅広い資源を活用した学習の場の提供を検討します。また、開催方法を検討し参加しやすい講座の実施に取り組みます。

障がいのある人、日本語を母語としない人などが図書館で学びや楽しみを得られるよう、資料の整備や提供に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・市内大学や市内企業等と連携した講座の実施
- ・主催講座の夜間・休日開催の検討、保育付き講座開催の検討
- ・図書館におけるハンディキャップサービス、多文化サービスの実施

施策25 生涯学習をまちづくりにつなげる取り組みの推進

市民カレッジは受講生が「わがまち」への誇りとまちづくりへの当事者意識を育み、地域の一員として地域活動をすることを目的として実施しています。この意識を定着させるため、在学中から地域活動につながるような内容をカリキュラムに取り入れ、卒業後はそのまま活動を継続出来るような仕組みをつくっていきます。

また、生涯学習を推進するためには、学習機会の充実に加え公民館等で活動するサークル・団体あるいは個人がそれぞれの成果を発表できる場の提供に取り組めます。

さらに、各公民館では、市民カレッジ卒業生の活動の受け皿の一つとなる公民館地区学習圏会議において、学習やイベント・行事などの活動を通じて、地域の交流と活性化を図り、人づくりの輪を広げていきます。

主な取り組み、事業

- ・ ボランティア活動につながる内容のカリキュラムの継続
- ・ 市民カレッジ卒業後のフォローアップ調査の実施
- ・ 市民文化祭における発表の場の提供
- ・ 公民館ロビー等を活用した作品展示の場の提供
- ・ 公民館地区学習圏会議における地域交流の推進

施策26 こどもの読書活動の推進

「習志野市子どもの読書活動推進計画」に基づき、家庭や学校、地域において、すべてのこどもが読書の楽しさを知り、豊かな感性を育む読書環境づくりに取り組めます。

社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取り組みを推進し、学校図書館、地域の図書館、保育園・幼稚園・こども園等の様々な場所において、こどもたちが読みたいと思ったときに読むことのできる読書環境の整備と、関係各課や地域のボランティアを含めた連携体制の構築を推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 利用しやすい学校図書室づくり
- ・ 電子書籍の整備と活用
- ・ 中高生保護者への読書活動の推進に向けた情報発信
- ・ 職員等によるこどもへの読書に対する意識付け
- ・ こどもの読書活動に関わる関係者のニーズ集約・連携
- ・ 地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり
- ・ 読書のきっかけとしての「家読（うちどく）」の情報発信
- ・ 中央図書館の学校への図書館開放

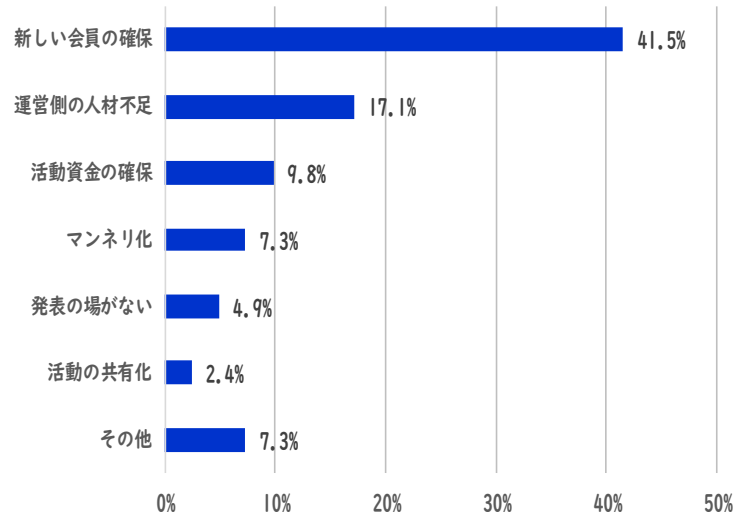
目標９ 文化・芸術活動の振興

「誰もが文化に親しみ心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げ、習志野市文化振興計画を基に市主催事業や、（公財）習志野市文化スポーツ振興財団及び習志野市芸術文化協会への支援等を通じ、市民が文化芸術活動に触れる機会づくりに努めています。特に、習志野文化ホールが長期休館し、モリシアホールも使用出来ない状況にある中、市庁舎や身近な公共施設等を使用した展示・発表等の事業を積極的に行うことが必要です。また、こうした身近な場所での活動を広げていくことは、文化芸術をより親しみやすいものとするだけでなく、文化団体にとっても活動のPRの場となります。

芸術文化協会所属団体のうち８割以上が４０年以上活動しており、アンケートでは約半数の団体が「新規加入者の減少に困っている」と回答しています。新たな団体の結成や参加、自然に新しい会員を取り込める環境の醸成につながる波及効果も期待されます。



市庁舎を利用した展示



（R6文化芸術活動に関するアンケートより）

芸術文化活動の課題

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
14	(公財) 習志野市文化スポーツ振興財団 文化課主催事業への参加者数	910人	2,080人
15	習志野市芸術文化協会4事業（芸術祭・市民文化祭・ 市展・第九演奏会）への来場者数	5,165人	5,500人

施策27 文化・芸術に触れ、つなぎ、活かす活動の推進

（公財）習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会などと連携し、市庁舎や地域の公共施設を活用したコンサートや展示、芸術体験の場を積極的に創出していきます。

また、公民館で多くの市民が芸術・文化に親しむ場の提供に取り組めます。

主な取り組み、事業

- ・市庁舎を使用した習志野市芸術文化協会の事業の実施
- ・文化芸術団体への加入の推進支援
- ・習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会等と連携したアウトリーチ事業の推進
- ・市民文化祭の開催
- ・市庁舎や市民ホール及び各公民館におけるコンサートの実施
- ・芸術文化協会会員の確保に向けたPR活動の拡大

目標１０ 文化財の保存と活用

市の歴史や文化を後世に伝える貴重な資料である文化財や歴史資料について、調査・収集・保存の充実に努めると共に、新たな文化財の指定に向けた調査・研究を進めます。また、歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行など、市民が歴史や文化に触れる機会を提供することで、市内にある文化財や歴史的な場所の認知度の向上に取り組むと共に、その情報発信の方法の見直しを図ります。

現在、市庁舎、埋蔵文化財調査室、総合教育センターなどを使用している歴史資料の展示についても、新たな展示施設の整備を進めることで、市の歴史への愛着や興味の醸成に繋がっていきます。



旧鵜田家住宅



埋蔵文化財の展示

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
16	県指定・市指定・国登録文化財の数	21	22

施策28 文化財の調査と保存

文化財や歴史資料の調査・収集・保存の充実に努めると共に、新たな文化財の指定に向けた調査・研究を進めます。また、埋蔵文化財調査にあたっては、事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、埋蔵文化財の保護に取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・旧大沢家住宅及び旧鴛田家住宅の計画的な工事・修繕
- ・市内の文化財、歴史資料などの調査・収集・保存
- ・文化財指定に向けた調査・研究
- ・埋蔵文化財調査

施策29 文化財の情報発信と活用による興味や愛着の醸成

歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行など、市民が歴史や文化に触れる機会を提供することで、市内にある文化財や歴史的な場所の認知度の向上に取り組みます。また、情報発信の方法の見直しを図るほか、市内に設置している史跡等説明板の更新や、新たな歴史資料の展示施設の整備を進めることで、市の歴史への愛着や興味の醸成に繋がります。

主な取り組み、事業

- ・旧大沢家住宅及び旧鴛田家住宅の活用
- ・歴史に関するイベントの開催、資料の展示、刊行物の発行・公開
- ・情報発信の方法の見直し
- ・史跡等説明板の整備
- ・歴史資料の展示施設の整備に向けた研究・準備
- ・イベントや展示についての周知

目標 1 1 青少年健全育成の推進

青少年を取り巻く環境は、少子化や世帯の小規模化の進行、地域との交流の希薄化などに加え、スマートフォンやSNSといった情報化社会の進展などにより、多様化・複雑化しており、ニートや引きこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援のあり方が課題となっています。

このような中、次代を担うこども・若者が、社会の中に安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍できるよう、こども・若者を取り巻く状況をしっかりと認識し、社会全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

一人ひとりの状況に応じた様々な施策を総合的に進めることにより、全てのこども・若者の最善の利益が尊重され、誰一人取り残されることなく、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮して、健やかに成長し活躍できる社会の実現を目指します。



青少年相談員主催事業



放課後子供教室の活動

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
17	放課後子供教室の登録率	55%	65%

施策30 青少年の健やかな成長のための多様な活動の場の提供

青少年健全育成活動の認知度向上を図り、青少年育成指導者の担い手を発掘するとともに、資質及び活動意欲の向上を図ります。また、富士吉田青年の家において、その土地の特性を生かした多様な体験学習を実施します。

主な取り組み、事業

- ・ 青少年相談員連絡協議会への補助金の交付
- ・ 青少年育成団体へのバスの借り上げ
- ・ 青少年育成団体連絡協議会の開催
- ・ 富士吉田青年の家主催事業の展開

施策31 こども・若者が主体的に成長できる環境づくりの推進

こども・若者が社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や学びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる環境づくりを推進します。

主な取り組み、事業

- ・ 放課後子供教室の実施
- ・ フューチャーセンターと連携した若者活動支援の取組の実施
- ・ 若者の居場所づくりの検討（（仮称）新総合教育センター再整備における設定等）
- ・ こども・若者に向けたわかりやすい情報発信

目標１２ 生涯にわたるスポーツの推進

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えるとともに、活力ある地域社会を形成していく力があります。

このスポーツの力を活かし、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体を活気あふれるまちにするため、「習志野市スポーツ推進計画」における本市スポーツの基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」とし、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開し、本市のスポーツ推進に取り組めます。

また、各施策にて「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って取り組んでいきます。



習志野市スポーツ推進計画

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
18	「する」スポーツの推進として、週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	53.7%	60.0%
19	「みる」スポーツの推進として、競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	28.0%	40.0%
20	「ささえる」スポーツの推進として、スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	9.0%	20.0%

施策32 「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの推進

誰もがそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツに親しむ環境を整えるため、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツを展開し、スポーツ活動の推進に取り組めます。

また、「あつまり、ともに、つながる」「安全で安心な環境づくり」の視点を持って取り組みます。

主な取り組み、事業

- ・ 幼児期・ジュニア期における機会充実
- ・ 働く世代・子育て世代への活動の支援
- ・ 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催
- ・ トップチーム・アスリートとの連携
- ・ スポーツ推進団体への支援
- ・ スポーツを支えるボランティアの育成・支援

目標 1 3 家庭教育力の向上

保護者がこどもに対して行う家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族のふれ合いを通して、こどもが、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で、重要な役割を果たしています。

しかし、地域社会のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立して子育ての悩みや不安を抱えることがあり、地域全体で保護者をサポートする家庭教育支援及び生涯学習、学校教育、子育て支援など、保護者に関わる全ての部署が、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報を必要な人に行き届くよう発信し、家庭教育の充実につなげることが求められます。



家庭教育学級

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
21	家庭教育学級の実施回数及び延べ参加人数	193回 3,161人	200回 3,300人

施策33 家庭教育力の向上に資する学習機会の提供

保護者が幼児から中学生までのこどもの発達段階に応じた家庭教育について学び、実践できるよう、各公民館において学級講座を開催し、育児に対する保護者の不安の解消や子育て中の保護者の仲間づくりにつなげていきます。

また、働き方が多様化する中で、保護者が参加しやすいよう開催方法を検討します。

主な取り組み、事業

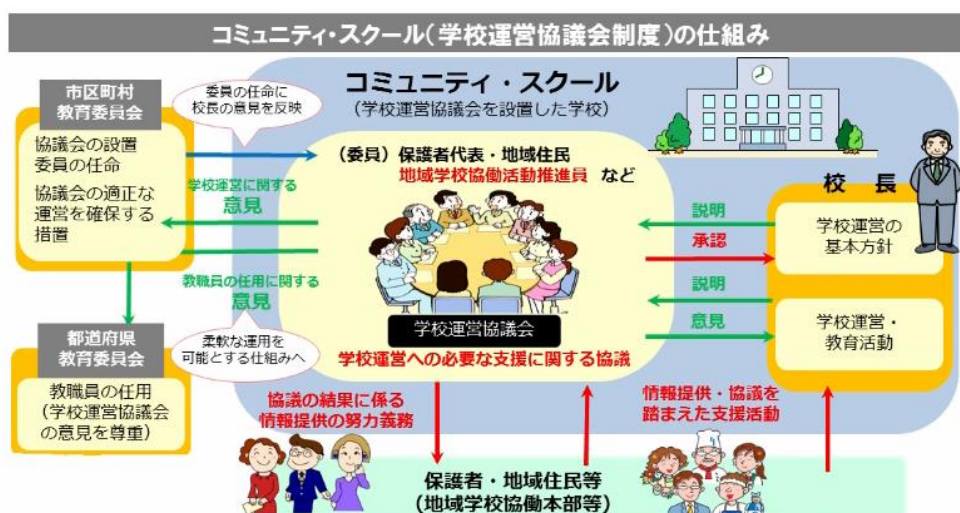
- ・ 学校と連携した家庭教育学級の実施
- ・ 休日開催・合同開催等保護者が参加しやすい開催方法の検討

目標１４ 地域とともにある学校づくり

未来を担うこどもたちの健やかな成長を目指し、家庭・地域・学校が連携、協力しながら行う「地域とともにある学校づくり」を推進するため、令和５年度に全市立小中高等学校に学校運営協議会を、全市立小中学校に地域学校協働本部を設置しました。

今後は、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員との連携をさらに強め、児童生徒が多様な人々となつながら、地域との関わりを充実させることで、多様な生き方への理解を促進させるとともに、地域に対する誇りや愛情を育んでいきます。

また、令和５年度から部活動の地域移行が始まり、一部の部活動で地域連携型部活動、地域クラブ型部活動の設置が進んでいます。今後、休日における部活動の地域展開を進め、学校の枠を越え、年齢や地域をまたいだ人々との交流を深めていきます。部活動を地域クラブ化し、学校外でも継続可能な活動環境を整備し、教育的意義を継承しつつ新たな価値の創出を目指します。



令和５年度に学校評議員制度を移行する形で市立全小・中・高等学校に学校運営協議会（秋津小学校設置済み）を、学校支援ボランティアを移行する形で市立全小・中学校に地域学校協働本部を設置しました。

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
22	地域学校協働活動に参加した延べ人数	17,242人	20,000人
23	休日における部活動が地域展開した部活動の割合（受益者負担）	運動部：0％ （7部活 学校地域連携型 市費負担） 文化部：0％ （7部活 地域クラブ型 市費負担）	運動部100％ 文化部100％

施策34 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校運営協議会の取り組みについて、学校だよりや学校ホームページを活用した積極的な情報発信により、地域や保護者からの理解を深めます。また、地域学校協働本部に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校協働活動を推進することにより、児童生徒が地域に暮らす多様な人と繋がり関わる機会を充実させることで、多様な価値観を認め、尊重する心を育みます。

主な取り組み、事業

- ・学校だよりや学校ホームページを通した広報の充実
- ・地域の人と児童生徒の協働活動の実施
- ・公民館との連携による学習支援や行事の実施
- ・教職員の地域学校協働活動に係る研修の充実

施策35 継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実

児童生徒が生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむための機会を確保・充実させます。特に、部活動の地域展開を推進し、地域の団体や指導者と連携した地域クラブ活動の体制整備を進めます。これにより、こどもたちの多様な学びや交流の場を広げ、個性や興味を伸ばすとともに、教職員の負担軽減や学校の働き方改革にもつなげます。地域と学校が連携し、持続可能な教育活動を支える基盤づくりを目指します。

主な取り組み、事業

- ・部活動の段階的な地域展開の推進
- ・地域クラブ活動の立ち上げ・運営支援
- ・地域人材（指導者・保護者等）の活用体制の整備
- ・休日・放課後における活動拠点の確保
- ・学校・地域・関係機関との連携による活動支援体制の構築
- ・文化芸術団体やスポーツ団体との連携による体験機会の提供
- ・こどもの多様な興味・関心に応じた選択肢の拡充
- ・部活動指導員の確保
- ・小中音楽会、ならしの学校音楽祭等の音楽的行事の充実

目標１５ 地域ぐるみでこどもを見守る仕組みづくり

少年の非行防止や犯罪被害の未然防止を図るために、青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に実施しています。また、中学校区ごとに青少年健全育成連絡協議会が活動しており、青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。今後も中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行っていきます。

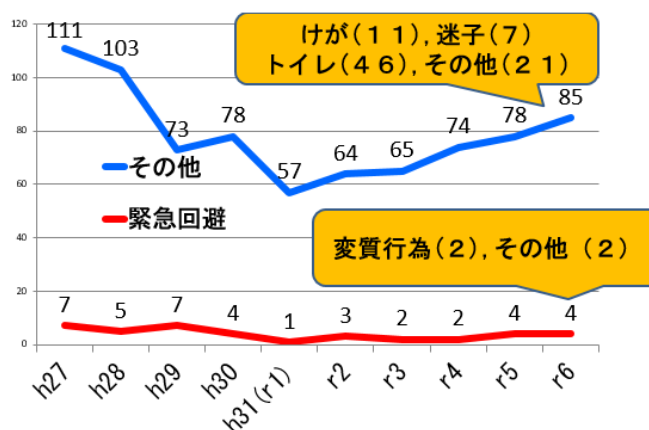
さらに、こどもの安全・安心な暮らしを守るため、「こども１１０番の家」活動がさらに充実するよう加入者の拡充を図り、安全を守るシステム作りを推進していきます。

また近年、インターネットの普及による交友関係の広域・多様化など、青少年を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、こどもたちがネットいじめやネット上の問題行動等に巻き込まれないよう未然防止に向けて取り組んでいきます。



リーフレット

「子ども110番の家」への駆け込み件数



「こども110番の家」への駆け込み件数（R6）

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
24	「こども110番の家」の加入者数（累計）	1,089件	1,400件

施策36 地域と連携した防犯・補導活動の推進

青少年補導委員連絡協議会や中学校区青年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政が一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。また、引き続き、県が実施するネットパトロールとの連携を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実
- ・「こども110番の家」の加入者拡充と安全を守るシステムづくりの推進
- ・関係機関との情報共有・連携強化
- ・青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的に実施

関連する取り組み、事業

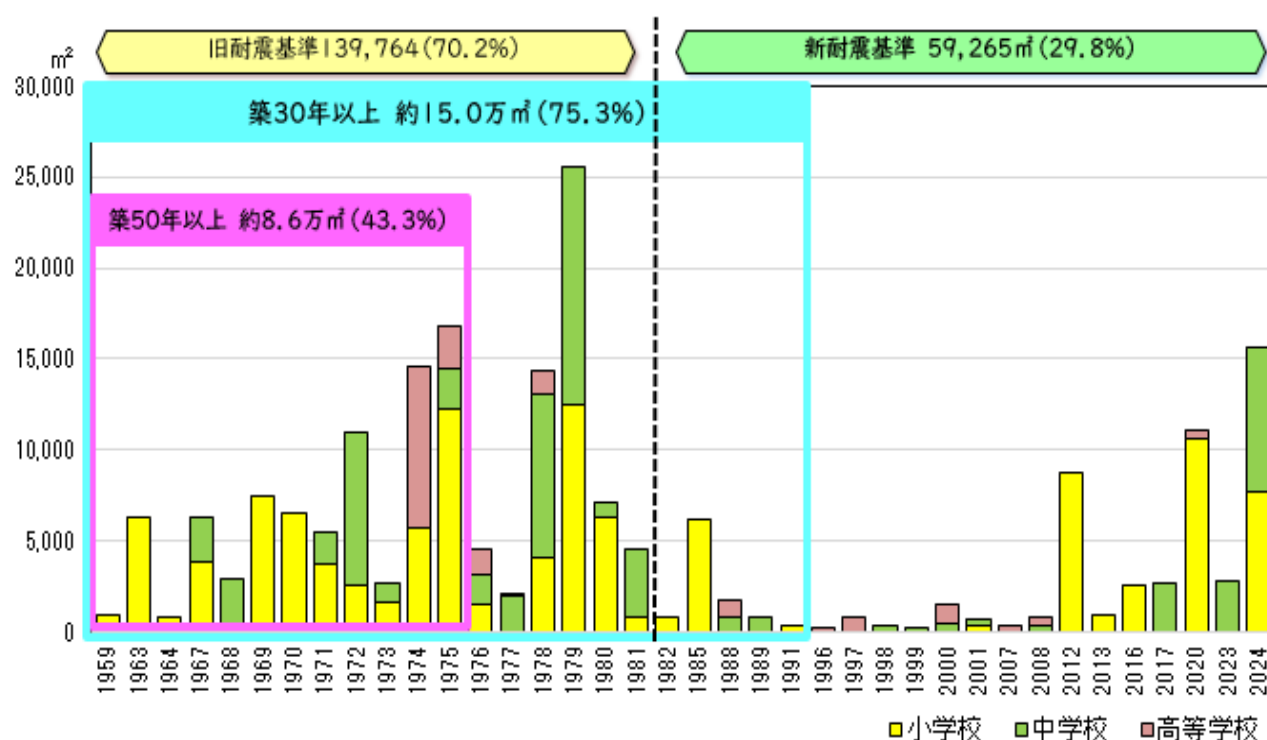
- ・県が実施するネットパトロールとの連携
- ・虐待など不適切な養育からこどもを守る取り組み

目標１６ 教育関連施設の整備

市立小・中・高等学校の施設及び市民の生涯学習を推進の拠点となる公民館・図書館・スポーツ施設などの各施設においては、市全体として持続可能な行財政運営が求められるなか、将来の人口予測に基づき、市民の理解を得ながら施設の適正な複合化・多機能化、総量圧縮などに取り組み、児童生徒及び市民が充実した活動を行うことができる施設環境を整えます。

幼稚園・こども園においては、施設の老朽化や経年劣化による不具合を解消するため、適宜工事や修繕を実施します。こども園においては、築後２０年が経過した施設から順次、大規模改修工事を実施します。

学校給食センターにおいては、令和元年度よりＰＦＩ事業による運営となったことから、事業者への指導や連携を密にし、徹底的な衛生管理のもと安全・安心な給食の提供を行い、未来を担うこどもたちへ持続可能な給食提供を目指します。



学校施設における築年経過年数ごとの延床面積

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
25	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数（累計）	15	22
26	市立高等学校における学校評価アンケートの「教育環境」に関する肯定的評価の割合	76.3%	80.0%

施策37 幼稚園・こども園の教育環境の維持・向上

安全・安心な教育・保育環境を確保するため、施設環境の維持・向上を図ります。

主な取り組み、事業

- ・施設の不具合箇所を把握し、適宜工事や修繕を実施
- ・こども園の大規模改修工事の計画的な実施

施策38 小中学校の教育環境の維持・向上

学校施設は、こどもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる機能的な施設環境を整えとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。

主な取り組み、事業

- ・学校施設の老朽化対策の推進
- ・複合化・多機能化の推進と保有総量圧縮の検討
- ・長寿命化の推進と適正な質の確保

関連する取り組み、事業

- ・公共建築物再生計画及び学校施設再生計画

施策39 市立高等学校の教育環境の維持・向上

必要に応じた改修工事や整備の実施等を通して、生徒が安心して学習に取り組めるよう、教育環境の確保に努めます。

主な取り組み、事業

- ・日常の施設管理
- ・施設の状況に応じた工事及び修繕等の実施
- ・校舎及び敷地内照明のLED化工事
- ・学校のICT環境、ネットワークの整備
- ・施設の改築や長寿命化、大規模改修についての検討

関連する取り組み、事業

- ・公共建築物再生計画及び学校施設再生計画

施策40 総合教育センターの環境整備

総合教育センターは昭和50年の施設開設から50年が経過しており、施設・設備の老朽化の進行が著しいことから、東習志野・実花地区における公共施設である東習志野図書館・東習志野コミュニティセンター、実花公民館との多機能化・複合化により、総合教育センターの再整備を行います。

主な取り組み、事業

- ・（仮称）新総合教育センター再整備事業

施策41 学校給食センターの環境整備

学校給食センターは、令和元年度よりPFI手法を導入し、官民連携による事業運営を行っていることから、民間事業者に対して徹底したモニタリング・フィードバックを行うとともに、連携の強化を図ることで、安全・安心な給食の提供に努めます。

主な取り組み、事業

- ・ 自校方式からセンター方式となる学校の受け入れ体制の整備
- ・ SPC（特別目的会社）とのスムーズな情報共有化と連携強化
- ・ 徹底的な衛生管理の充実

関連する取り組み、事業

- ・ 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック
- ・ 関係者協議会（毎月）での意見交換

施策42 社会教育施設・スポーツ施設の環境整備

市民が安全・安心して快適な環境のもとで、生涯学習に取り組むことができるよう、既存の社会教育施設や各種設備の老朽化の度合い、利用者のニーズに応じた改修・更新を、利用者・地域住民の理解の醸成を図りながら、生涯学習施設改修整備計画に基づき推進します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全について、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

さらに、市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことが出来るよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。

主な取り組み、事業

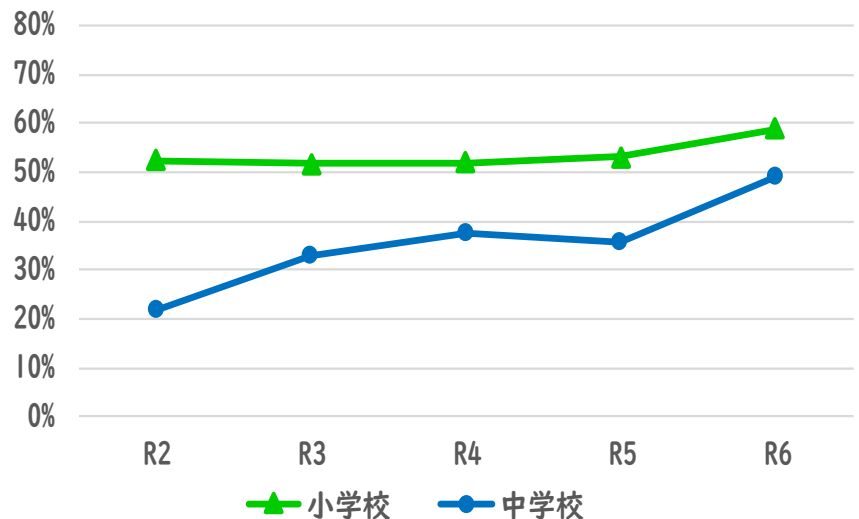
- ・ 社会教育施設の老朽化対策の推進
- ・ 菊田公民館の機能移転
- ・ (仮称) 新総合教育センター再整備
- ・ 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大
- ・ スポーツ施設の安全性の維持

目標 17 教育行政の効率的・効果的な展開

教職員の超過勤務（４５時間超え）は近年減少傾向にありますが、こどもと向き合う時間や教材研究の時間が十分確保できない状況です。習志野市では教職員の勤務状況を出退勤システム（ＩＣカード利用）の導入や文書收受等のデジタル化、研修のリモート化、中学校における自動採点システムの活用等の教育ＤＸを推進し、教職員の業務の効率化を図っていきます。また、出退勤管理のデジタル化により勤務時間を正確に把握し、健康維持のため産業医による面談の実施や業務の改善について助言していきます。

また、学校及び教育委員会の業務軽減を図るため、学校を対象とした調査の精選及び文書等配布の縮減を行っていきます。

さらに、学校および教育委員会の取り組みを「習志野教育だより」に掲載し、広く周知することで、理解や協力が得られるよう努めていきます。



教育広報誌

時間外在校等時間が４５時間以内の教職員の割合

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
27	時間外在校等時間が４５時間以内の教職員の割合 (11月)	小学校: 58.8% 中学校: 49.0%	100%

施策43 教育活動の充実と教職員の働き方改革の推進

教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、児童生徒の成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行える教育環境となるよう、働き方改革に取り組んでいきます。

主な取り組み、事業

- ・学校における産業医面談の実施
- ・教職員の出退勤記録の適正な管理（ＩＣカード）
- ・学校閉庁日の設定
- ・部活動ガイドラインに基づく指導
- ・会議、研修の精選や実施方法の改善（オンライン等）
- ・校務支援システムを用いた文書発出、文書管理
- ・自動採点システムの導入

施策44 教育委員会事務局の活性化

教育行政に関するＰＤＣＡサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。また、学校を対象とする調査の見直し、文書等配布の縮減を図り、校務のデジタル化を図ることで、学校のみならず教育委員会事務局の業務軽減を図っていきます。

主な取り組み、事業

- ・教育ＤＸの推進
- ・学校を対象として教育委員会が実施する調査の精選、文書等の配布の縮減
- ・「習志野教育だより」を通じた広報
- ・学校と教育委員会間におけるＦａｘ使用の廃止

施策45 新たな課題への対応と先進的な施策の研究

新たな教育課題に対して、他県や他市の取り組みを研究し、対応等を検討します。

主な取り組み、事業

- ・保護者負担軽減への取り組み

14 指標一覧

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
1	全国学力・学習状況調査にて「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	[市]80.7%[国]81.9% (小学校) [市]78.9%[国]80.3% (中学校)	全国平均 +2.0ポイント
2	いじめアンケートの集計結果 いじめの解消率	中学校：89% 小学校：96% (R6.3学期)	小中ともに100%
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果（体力合計点の平均）	[市]54.48[国]52.53 (小学校 男子) [市]55.39[国]53.92 (小学校 女子) [市]44.42[国]41.86 (中学校 男子) [市]50.65[国]47.37 (中学校 女子)	全国平均を上回る
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査にて「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	[市]92.2[国]93.3 (小学校 男子) [市]83.6[国]86.2 (小学校 女子) [市]89.4[国]90.3 (中学校 男子) [市]76.2[国]76.8 (中学校 女子)	全国平均を上回る
5	「職業にかかわる教育活動」に協力していただいた事業所の総数（のべ数）	291	320
6	英語教育実施状況調査の結果CEFR A1レベル以上の中学生の割合	57.5% (令和5年度)	62.5%
7	児童生徒タブレット端末の活用率	1ヶ月に1人9回使用	1ヶ月に1人20回使用
8	学校評価における児童生徒アンケートにおいて、「学校生活」に関する項目の肯定的な回答をした児童生徒の割合	88%	91%
9	保護者アンケートの「主体的に遊ぶこどもを育てている」について「満足している」の評価（公立全施設平均）	74%	80%
10	保護者アンケートの「こどものことについての質問や相談に気軽に応じてくれる」について「満足している」の評価（公立全施設平均）	70%	75%
11	市民カレッジ卒業生（累計）	1,867人	2,104人
12	公民館主催講座の受講者数	42,630人	44,900人

	指標の項目	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和15年度)
13	図書館利用者アンケートの「図書館の満足度」において「満足」「やや満足」と答えた人の割合	85%	90%
14	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団文化課主催事業への参加者数	910人	2,080人
15	習志野市芸術文化協会4事業(芸術祭・市民文化祭・市展・第九演奏会)への来場者数	5,165人	5,500人
16	県指定・市指定・国登録文化財の数	21	22
17	放課後子供教室の登録率	55%	65%
18	「する」スポーツの推進として、週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合	53.7%	60.0%
19	「みる」スポーツの推進として、競技会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合	28.0%	40.0%
20	「ささえる」スポーツの推進として、スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	9.0%	20.0%
21	家庭教育学級の実施回数及び延べ参加人数	193回 3,161人	200回 3,300人
22	地域学校協働活動に参加した延べ人数	17,242人	20,000人
23	休日における部活動が地域展開した部活動の割合(受益者負担)	運動部:0% (7部活 学校地域連携型 市費負担) 文化部:0% (7部活 地域クラブ型 市費負担)	運動部100% 文化部100%
24	「こども110番の家」の加入者数(累計)	1,089件	1,400件
25	学校施設再生計画に基づく小中学校の老朽化対策着手校数(累計)	15	22
26	市立高等学校における学校評価アンケートの「教育環境」に関する肯定的評価の割合	76.3%	80.0%
27	時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合(11月)	小学校:58.8% 中学校:49.0%	100%

15 習志野市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 習志野市教育振興基本計画を策定するため、習志野市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、素案を作成する。

- (1) 本市教育の理念や将来的にあるべき姿
- (2) 本市教育の充実に向けた施策の方向性
- (3) 習志野市基本構想の具体的な施策
- (4) その他本市教育の充実のため必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表第1の構成とする。

2 策定委員会についての事前協議及び連絡調整を行うため、教育振興基本計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設け、委員は別表第2の構成とする。

(運営)

第4条 策定委員会は学校教育部長が委員長となり、議長を務める。

2 策定委員会委員長が不在のときは、学校教育部次長がその職務を代理する。

3 作業部会は、学校教育部教育総務課長が部会長となり、議長を務める。

4 作業部会長が不在のときは、教育総務課主幹がその職務を代理する。

5 策定委員会の会議は委員長が招集し、作業部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 策定委員会会議、作業部会会議に関する事務は学校教育部教育総務課が行う。

附則

この要綱は、令和6年5月8日から施行し、基本計画策定を持って廃止する。

16 習志野市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

別表第1

(1) 策定委員会委員

年度	令和6年度		年度	令和7年度	
役割	氏名	所属等	役割	氏名	所属等
委員長	島本 博幸	学校教育部長	委員長	三角 寿人	学校教育部長
委員	府馬 一雄	生涯学習部長	委員	上原 香	生涯学習部長
委員	佐々木 博文	こども部長	委員	佐々木 博文	こども部長
委員	野村 健一	学校教育部次長	委員	渡辺 雅和	学校教育部次長
委員	芹澤 佐知子	生涯学習部次長	委員	越川 智子	生涯学習部次長
委員	相澤 慶一	こども部次長	委員	奥山 昭子	こども部次長
委員	江住 敏也	総合教育センター所長	委員	青野 孝幸	総合教育センター所長
委員	荻原 洋	青少年センター所長			

(2) 策定委員会作業部会委員

年度	令和6年度		年度	令和7年度	
役割	氏名	所属等	役割	氏名	所属等
部会長	早川 誠貴	教育総務課長	部会長	早川 誠貴	教育総務課長
副部会長	伊坂 尚子	教育総務課 主幹	副部会長	菅谷 茂良	教育総務課 主幹
委員	鈴木 真理子	教育総務課 企画調整係長	委員	播摩 泰子	教育総務課 企画調整係長
委員	三橋 憲太郎	教育総務課 財務施設係長	委員	三橋 憲太郎	教育総務課 財務施設係長
委員	村山 智恵子	学務課 学務係長	委員	鈴木 建史	学務課 学務係長
委員	黒田 みのり	保健体育安全課 保健体育安全係長	委員	北原 健二	保健体育安全課 保健体育安全係長
委員	春名 拓也	指導課 学習・生徒指導係長	委員	櫻井 智之	指導課 学習・生徒指導係長
委員	高橋 大悟	総合教育センター 調査研究係長	委員	白神 和幸	総合教育センター 調査研究係長
委員	谷澤 朋存	社会教育課 管理係長	委員	谷澤 朋存	社会教育課 管理係長
委員	伊東 尚志	中央公民館 管理係長	委員	伊東 尚志	中央公民館 管理係長
委員	勇 依子	中央図書館 奉仕係長	委員	勇 依子	中央図書館 奉仕係長
委員	忍 貴弘	生涯スポーツ課 スポーツ推進係長	委員	藤崎 智成	生涯スポーツ課 スポーツ推進係長
委員	辻村 純子	こども保育課 指導研修係長	委員	辻村 純子	こども保育課 指導研修係長



協 議 第 2 号

習志野市第3次学校施設再生計画（パブリックコメント案）について

習志野市第3次学校施設再生計画（パブリックコメント案）について、別紙のとおり協議する。

令和7年10月22日協議

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

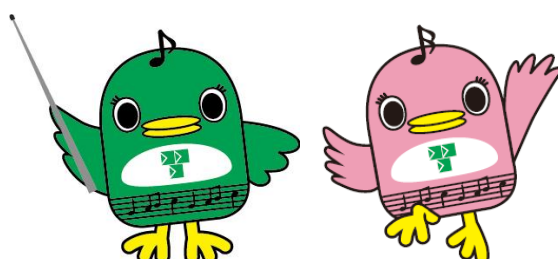
習志野市第3次学校施設再生計画

【令和8(2026)年度～令和 23(2041)年度】

素 案

令和8年3月

習志野市教育委員会



習志野市ご当地キャラ
「ナラシド♫」・「ソラシノ♫」

習志野市第3次学校施設再生計画（素案）

目次

第1章 学校施設再生計画の背景・目的等	3
1. 学校施設再生計画とは	3
2. 背景	4
3. 計画期間	5
4. 対象施設	5
第2章 学校施設の実態	6
1. 学校施設の運営状況・活用状況等の実態	6
2. 第2次学校施設再生計画の事業実施状況及び今後の見通し	24
第3章 学校施設整備の基本的な方針	30
1. 学校施設の目指すべき姿	30
2. 学校施設の整備の基本的な方針	31
第4章 第3次学校施設再生計画	36
1. 第3次学校施設再生計画の策定にあたって	36
2. 第3次学校施設再生計画 実施計画	41
3. 第3次学校施設再生計画 事業費の試算	48
第5章 学校施設再生計画の継続的運用方針	49
1. 情報基盤の整備と活用	49
2. 推進体制の整備	49
3. フォローアップ	49

第1章 学校施設再生計画の背景・目的等

1. 学校施設再生計画とは

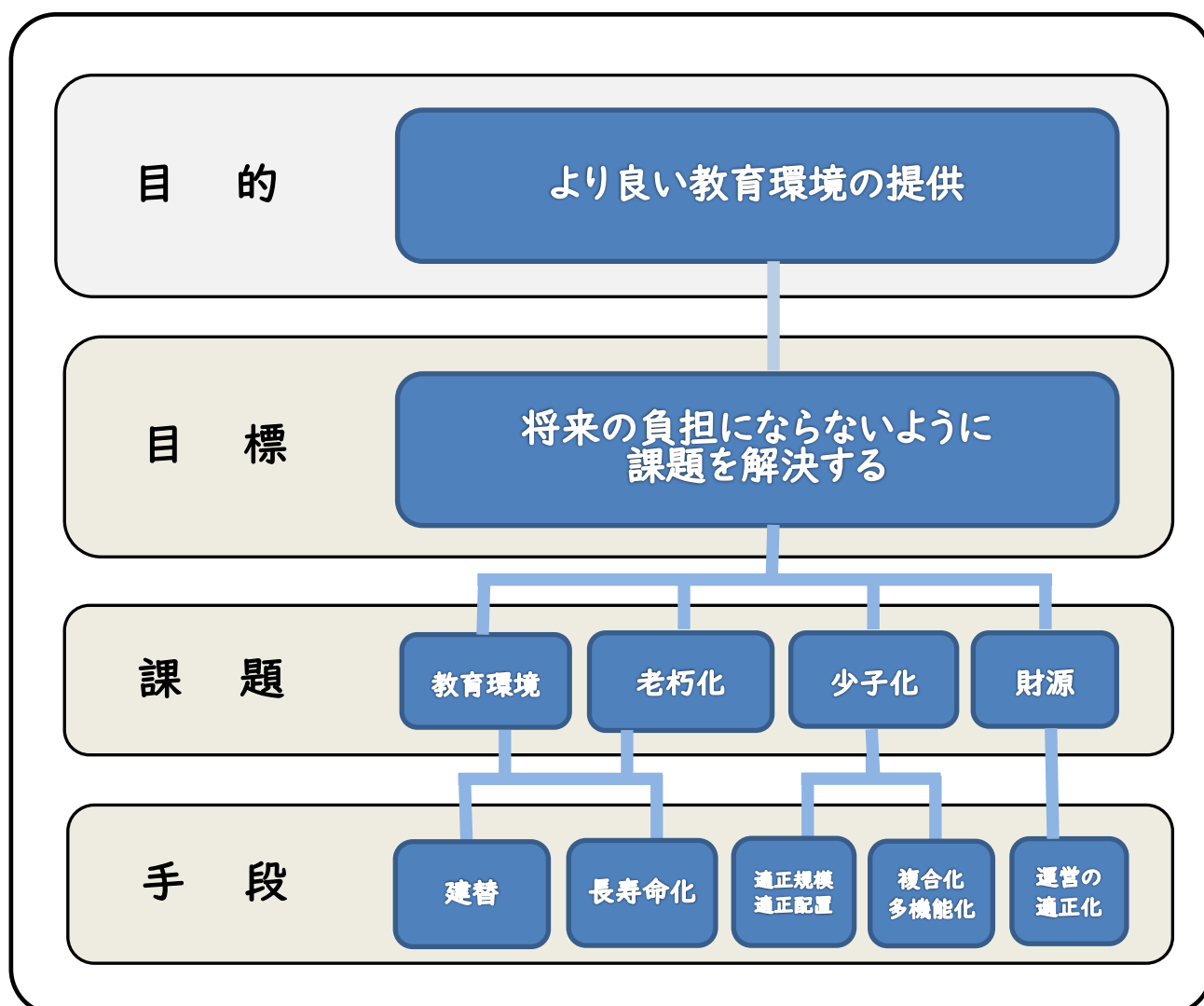
学校施設は学校教育活動を行う児童・生徒の学習及び生活の場として、重要な要素です。

学校施設再生計画とは、老朽化した学校施設を単に改修することではなく、子どもたちにより良い教育環境を提供することを目的とした学校施設の再生計画です。

子どもたちの教育環境をより良いものにしていかなければならない一方で、現在の社会経済情勢を踏まえ、習志野市全体の行財政運営の状況等にも考慮した上で、トータルコストの縮減・平準化などを図りながら、計画を立案する必要があります。

また、近年の学校をめぐる教育環境の変化を見据える中では、今までの学校施設を建設当時の状態に戻すだけでなく、時代の要請と変化に対応した教育水準などを満たした施設へと転換していく必要があります。

そこで、学校施設再生計画においては、子どもたちの将来に負担を先送りすることなく、管理手法の効率化や、コスト削減を行いながら、様々なアイデアを実践し、より良い教育の提供をするための環境整備を行いつつ、課題を解決することを目標とします。



2. 背景

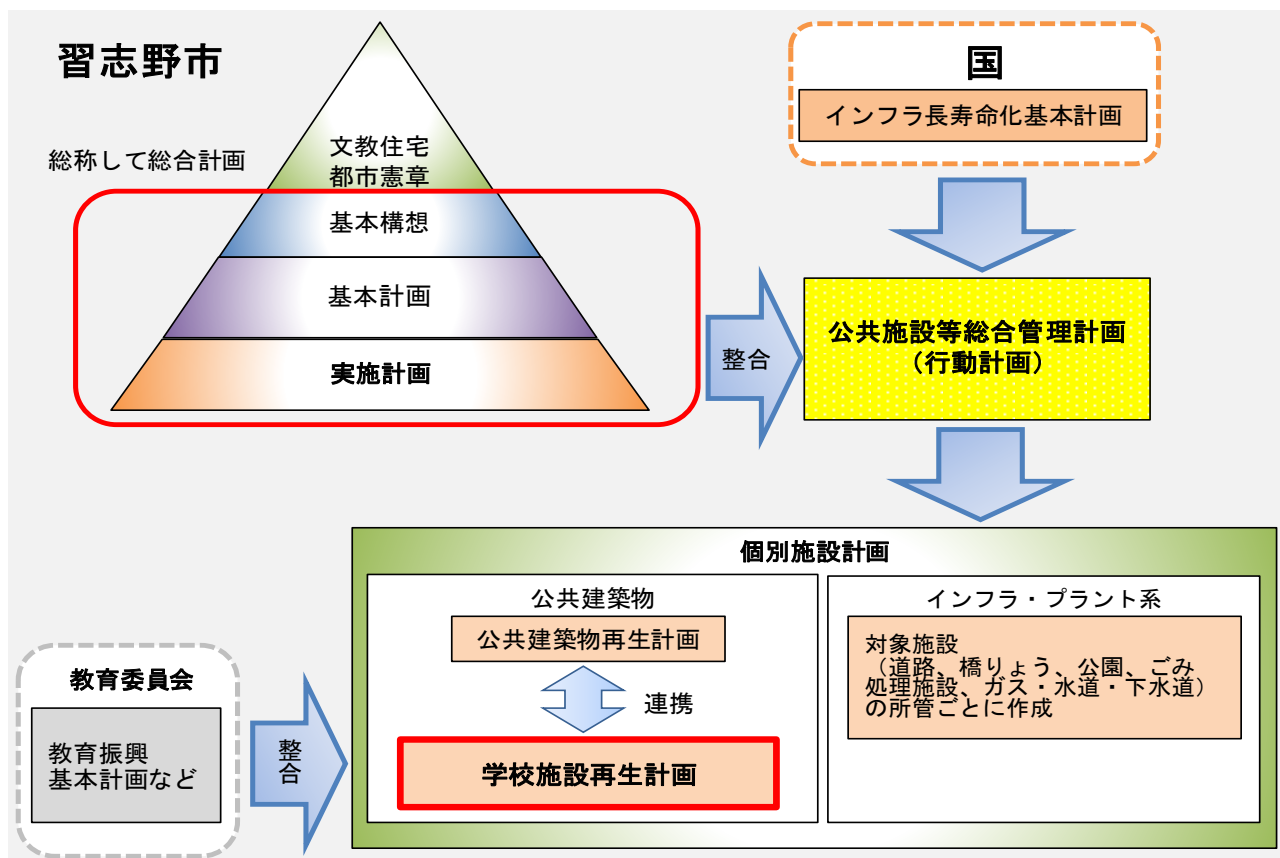
本市では、平成21(2009)年3月に、「公共施設マネジメント白書」を策定して、公共施設の老朽化対策に着手し、平成24(2012)年5月に、公共施設のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定しました。平成26(2014)年3月には、当該基本方針に基づく個別施設計画である「公共施設再生計画」を策定するとともに、教育委員会においても、平成26(2014)年1月に、「学校施設再生計画」を策定し、当該計画に基づく再生事業を推進してきました。

このような本市独自の取り組みを進めてきた中で、平成25(2013)年11月に、国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26(2014)年4月には総務省から、当該基本計画に基づく公共施設の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」及び当該総合管理計画に基づく「個別施設計画」の策定要請がありました。そのため本市では、平成28(2016)年3月に、「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共建築物に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方や取り組みの方向性を示すとともに、教育委員会においては、学校施設の個別施設計画として、令和2(2020)年3月に、「第2次学校施設再生計画」を策定し、学校施設の老朽化対策の取り組みを進めています。

この「第2次学校施設再生計画」は、令和7(2025)年度までの計画であることから、令和8(2026)年度以降の計画として、「習志野市第3次学校施設再生計画」を策定しました。

本計画は、本市が保有する公共建築物の個別施設計画である「第3次公共建築物再生計画」、また、令和8(2026)年度からを計画期間とする本市教育の基本的な方向性を示す「教育振興基本計画」との整合を図りながら、それぞれの計画の見直しを反映させ、学校施設の再生を進める実施計画として策定しました。

【図表1-1】 学校施設再生計画の位置付け



3. 計画期間

本計画の計画期間は、総合計画及び公共建築物再生計画との整合を図り、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの期間を第3期、令和16(2034)年度から令和23(2041)年度までの期間を第4期計画期間とします。

ただし、社会経済状況の変化や児童生徒数、学級数の動向、令和16(2034)年度からを計画期間とする次期教育振興基本計画の内容等を踏まえながら、計画期間の中でも、適宜、必要な見直しを行うこととします。

【図表1-2】 学校施設再生計画の計画期間



4. 対象施設

本市が保有する学校施設(小学校16校、中学校7校、高等学校1校の合計24校)を本計画における対象とします。

第2章 学校施設の実態

1. 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

(1) 対象施設一覧

本市が保有する学校施設は、令和7(2025)年3月31日現在で、小学校16校、中学校7校、高等学校1校であり、総延床面積は、19万9,028.88㎡となっています。

【図表2-1】学校施設一覧表(小学校)

		築50年以上		築30年以上		令和7年3月31日現在			
学校名		建物名	コミュニティ	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築後 経過年数
							西暦	和暦	
小学校	津田沼小学校	校舎1	津田沼	RC	4	7,003.00	2012	H24	14
	津田沼小学校	体育館	津田沼	S	2	1,740.00	2012	H24	14
	津田沼小学校	プール棟	津田沼	RC	2	933.26	2013	H25	13
	大久保小学校	体育館	藤崎	S	1	875.00	1959	S34	67
	大久保小学校	校舎1	藤崎	RC	4	7,697.70	2024	R6	2
	谷津小学校	校舎1	谷津	S	3	2,560.00	2016	H28	10
	谷津小学校	校舎2	谷津	RC	4	9,576.00	2020	R2	6
	谷津小学校	体育館	谷津	RC	2	1,023.00	2020	R2	6
	鷺沼小学校	校舎1	鷺沼・鷺沼台	RC	4	2,879.00	1970	S45	56
	鷺沼小学校	校舎2	鷺沼・鷺沼台	RC	3	2,175.00	1979	S54	47
	鷺沼小学校	体育館	鷺沼・鷺沼台	S	1	855.00	1964	S39	62
	実籾小学校	校舎1	実籾・新栄	RC	3	2,590.00	1963	S38	63
	実籾小学校	校舎2	実籾・新栄	RC	4	2,351.00	1978	S53	48
	実籾小学校	体育館	実籾・新栄	S	1	835.00	1970	S45	56
	大久保東小学校	校舎1	大久保・泉・本大久保	RC	3	3,759.00	1963	S38	63
	大久保東小学校	校舎2	大久保・泉・本大久保	RC	3	666.00	1967	S42	59
	大久保東小学校	校舎3	大久保・泉・本大久保	S	2	364.00	2001	H13	25
	大久保東小学校	体育館	大久保・泉・本大久保	S	1	748.00	1971	S46	55
	袖ヶ浦西小学校	校舎1	袖ヶ浦西	RC	2	1,586.00	1967	S42	59
	袖ヶ浦西小学校	校舎2	袖ヶ浦西	RC	2	822.00	1967	S42	59
	袖ヶ浦西小学校	校舎3	袖ヶ浦西	RC	2	781.00	1967	S42	59
	袖ヶ浦西小学校	校舎4	袖ヶ浦西	RC	4	1,272.00	1975	S50	51
	袖ヶ浦西小学校	校舎5	袖ヶ浦西	RC	4	2,081.00	1971	S46	55
	袖ヶ浦西小学校	体育館	袖ヶ浦西	S	1	802.00	1973	S48	53
	袖ヶ浦東小学校	校舎1	袖ヶ浦東	RC	3	3,700.00	1969	S44	57
	袖ヶ浦東小学校	校舎2	袖ヶ浦東	RC	4	1,086.00	1970	S45	56
	袖ヶ浦東小学校	校舎3	袖ヶ浦東	RC	1	217.00	1974	S49	52
	袖ヶ浦東小学校	体育館	袖ヶ浦東	S	1	814.00	1975	S50	51
	東習志野小学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,335.00	1969	S44	57
	東習志野小学校	校舎1	東習志野	RC	3	519.00	1969	S44	57
	東習志野小学校	校舎2	東習志野	RC	3	1,334.00	1969	S44	57
	東習志野小学校	校舎2	東習志野	RC	3	548.00	1969	S44	57
	東習志野小学校	校舎3	東習志野	RC	3	1,359.00	1970	S45	56
	東習志野小学校	校舎3	東習志野	RC	3	421.00	1970	S45	56
	東習志野小学校	校舎4	東習志野	RC	3	1,255.00	1974	S49	52
	東習志野小学校	体育館	東習志野	S	1	866.00	1971	S46	55
	屋敷小学校	校舎1	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	2,555.00	1972	S47	54
	屋敷小学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	1,428.00	1974	S49	52
	屋敷小学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	4	705.00	1976	S51	50
	屋敷小学校	校舎3	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	1,349.00	1980	S55	46
	屋敷小学校	体育館	本大久保・花咲・屋敷	S	1	814.00	1973	S48	53
	藤崎小学校	校舎1	藤崎	RC	3	2,827.00	1974	S49	52
	藤崎小学校	校舎2	藤崎	RC	4	2,117.00	1979	S54	47
	藤崎小学校	体育館	藤崎	S	1	814.00	1976	S51	50
	実花小学校	校舎1	実花	RC	4	5,038.00	1975	S50	51
	実花小学校	体育館	実花	RC	2	885.00	1978	S53	48
	向山小学校	校舎1	向山	RC	4	5,123.00	1975	S50	51
	向山小学校	体育館	向山	S	1	813.00	1978	S53	48
	向山小学校	校舎2	向山	RC	2	1,080.00	1979	S54	47
	秋津小学校	校舎1	秋津・茜浜	RC	4	3,260.00	1979	S54	47
	秋津小学校	校舎2	秋津・茜浜	RC	4	3,836.00	1979	S54	47
	秋津小学校	体育館	秋津・茜浜	S	2	850.00	1981	S56	45
	香澄小学校	校舎1	香澄・芝園	RC	3	1,614.00	1980	S55	46
	香澄小学校	校舎2	香澄・芝園	RC	4	3,326.00	1980	S55	46
	香澄小学校	体育館	香澄・芝園	S	2	855.00	1982	S57	44
	谷津南小学校	校舎1	向山	RC	4	5,274.00	1985	S60	41
	谷津南小学校	校舎2	向山	RC	1	342.00	1991	H3	35
	谷津南小学校	体育館	向山	S	1	885.00	1985	S60	41
小学校(16校) 小計						115,217.96	—	—	—

※大久保小学校は改築工事中であり、体育館は令和7年度に解体予定

※向山小学校は長寿命化改修工事実施済、屋敷小学校は令和7年度に長寿命化改修工事完了

【図表 2-1】 対象施設一覧表（中学校・高等学校）

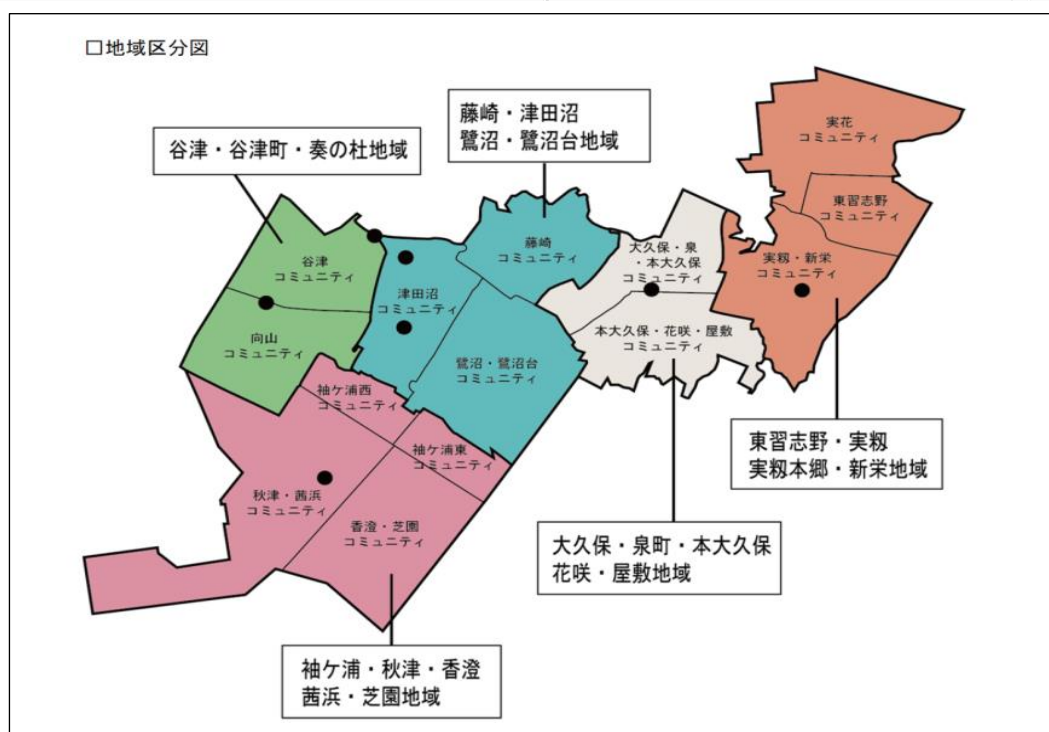
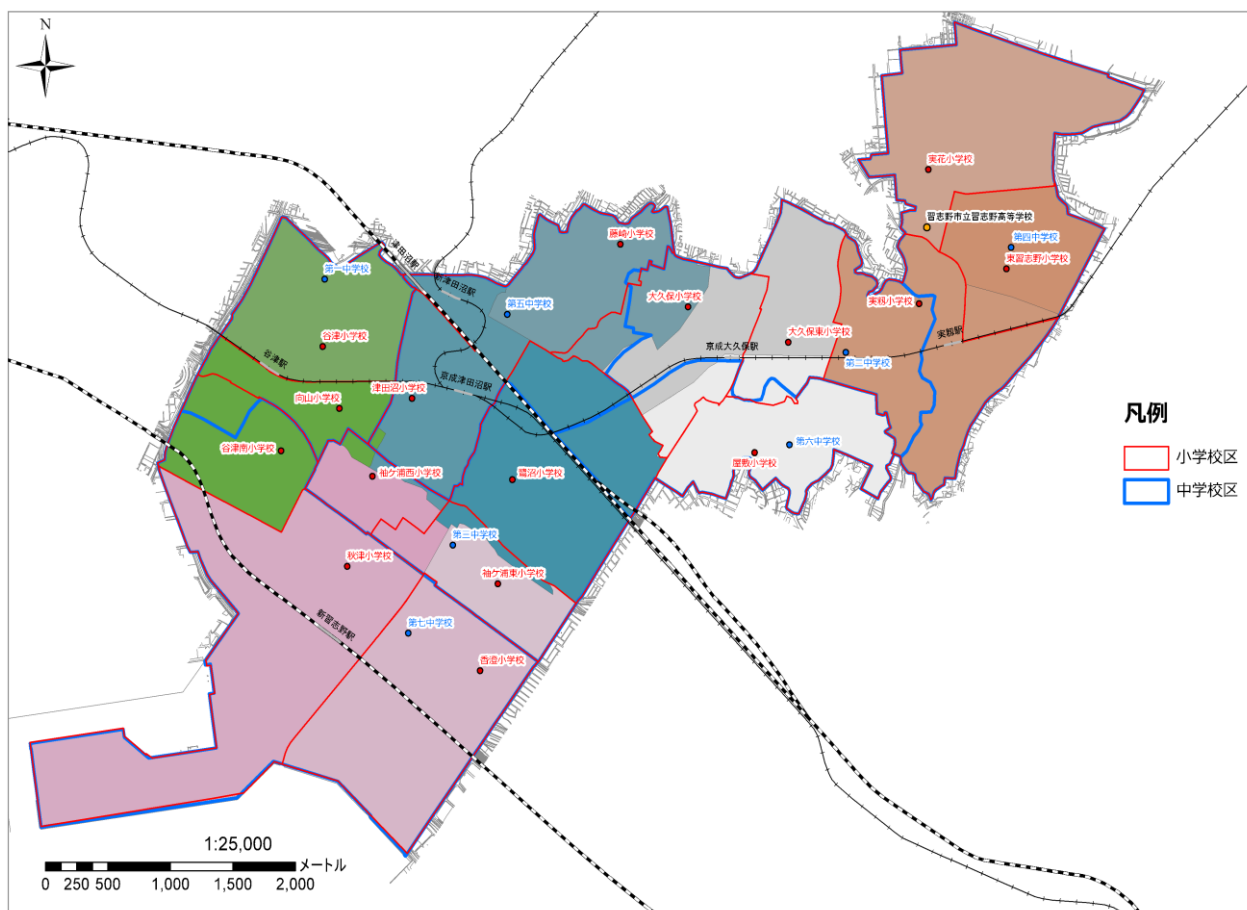
		築50年以上		築30年以上		令和7年3月31日現在			
学校名		建物名	コミュニティ	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		建築後 経過年数
							西暦	和暦	
中学校	第一中学校	校舎1	谷津	RC	4	1,759.00	1971	S46	55
	第一中学校	校舎2	谷津	RC	5	3,763.00	1972	S47	54
	第一中学校	校舎3	谷津	RC	1	176.00	1972	S47	54
	第一中学校	校舎4	谷津	RC	2	339.00	2008	H20	18
	第一中学校	体育館	谷津	RC	2	1,634.00	1972	S47	54
	第一中学校	校舎5	谷津	S	3	2,745.00	2023	R5	3
	第二中学校	体育館	実籾・新栄	RC	2	2,720.00	2017	H29	9
	第二中学校	校舎1	実籾・新栄	RC	4	7,908.00	2024	R6	2
	第三中学校	校舎1	袖ヶ浦東	RC	3	2,467.00	1967	S42	59
	第三中学校	校舎2	袖ヶ浦東	RC	3	2,809.00	1972	S47	54
	第三中学校	校舎3	袖ヶ浦東	RC	4	1,623.00	1976	S51	50
	第三中学校	校舎4	袖ヶ浦東	S	2	334.00	1998	H10	28
	第三中学校	体育館	袖ヶ浦東	RC	2	1,913.00	1978	S53	48
	第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	512.00	1968	S43	58
	第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,248.00	1968	S43	58
	第四中学校	校舎1	東習志野	RC	3	1,094.00	1968	S43	58
	第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	1,008.00	1973	S48	53
	第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	354.00	1975	S50	51
	第四中学校	校舎2	東習志野	RC	4	800.00	1980	S55	46
	第四中学校	校舎3	東習志野	RC	4	1,733.00	1975	S50	51
	第四中学校	校舎4	東習志野	RC	3	155.00	1975	S50	51
	第四中学校	校舎5	東習志野	S	1	279.00	1999	H11	27
	第四中学校	体育館	東習志野	RC	2	1,925.00	1977	S52	49
	第五中学校	校舎1	藤崎	RC	5	3,518.00	1978	S53	48
	第五中学校	校舎2	藤崎	RC	5	927.00	1981	S56	45
	第五中学校	校舎3	藤崎	RC	3	793.00	1989	H1	37
	第五中学校	校舎4	藤崎	RC	2	784.00	1978	S53	48
	第五中学校	校舎5	藤崎	RC	2	681.00	1981	S56	45
	第五中学校	校舎6	藤崎	RC	2	435.00	2000	H12	26
	第五中学校	体育館	藤崎	RC	2	1,678.00	1979	S54	47
	第六中学校	校舎1	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	2,855.00	1978	S53	48
	第六中学校	校舎2	本大久保・花咲・屋敷	RC	3	2,976.00	1979	S54	47
	第六中学校	校舎3	本大久保・花咲・屋敷	RC	2	349.00	2001	H13	25
	第六中学校	体育館	本大久保・花咲・屋敷	RC	2	2,446.00	1979	S54	47
	第七中学校	校舎1	香澄・芝園	RC	5	2,987.00	1979	S54	47
	第七中学校	校舎2	香澄・芝園	RC	5	1,672.00	1981	S56	45
	第七中学校	校舎3	香澄・芝園	RC	2	925.00	1979	S54	47
	第七中学校	校舎4	香澄・芝園	RC	2	386.00	1981	S56	45
	第七中学校	校舎5	香澄・芝園	RC	2	846.00	1988	S63	38
	第七中学校	体育館	香澄・芝園	RC	2	2,072.00	1979	S54	47
	中学校(7校) 小計						65,628.00	—	—
高等学校	習志野高等学校	校舎1	東習志野	RC	4	3,181.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎2	東習志野	RC	3	384.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎3	東習志野	RC	1	193.00	1976	S51	50
	習志野高等学校	校舎4	東習志野	RC	4	5,319.00	1974	S49	52
	習志野高等学校	校舎5	東習志野	RC	2	1,222.00	1978	S53	48
	習志野高等学校	体育館	東習志野	RC	2	2,302.00	1975	S50	51
	習志野高等学校	武道場	東習志野	RC	3	1,208.00	1976	S51	50
	習志野高等学校	その他1	東習志野	S	1	110.00	1977	S52	49
	習志野高等学校	その他2	東習志野	RC	2	854.00	1988	S63	38
	習志野高等学校	その他3	東習志野	S	2	263.00	1996	H8	30
	習志野高等学校	その他4	東習志野	S	2	814.00	1997	H9	29
	習志野高等学校	その他5	東習志野	RC	2	1,037.00	2000	H12	26
	習志野高等学校	その他7	東習志野	S	2	283.00	2007	H19	19
	習志野高等学校	その他8	東習志野	S	2	493.00	2008	H20	18
	習志野高等学校	室内練習場	東習志野	S	1	519.92	2020	R2	6
高等学校(1校) 小計						18,182.92	—	—	—
小中高等学校(24校) 合計						199,028.88	—	—	—

※第一中学校は長寿命化改修工事実施済

(2) 学校施設の配置状況

本市における学校施設の小学校16校、中学校7校、高等学校1校の配置状況は以下のとおりです。
また、学区と地域コミュニティは概ね一致していますが、部分的に分断されている箇所もあります。

【図表 2-2】 学校施設の配置状況



(3) 児童生徒数及び学級数の変化

① 児童生徒数及び学級数の推移

小学校の児童数は、約9,000人台で推移していましたが、令和4(2022)年度の9,097人を境に減少傾向に転じています。一方で学級数は、340 学級台で推移しており、全体で大きな増減は見られない状況です。

【図表 2-3】 小学校の児童数及び学級数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
津田沼小学校	25 (4) 655 (26)	24 (5) 639 (29)	23 (4) 661 (32)	24 (5) 637 (32)	23 (4) 617 (26)	23 (4) 588 (22)
大久保小学校	28 (3) 818 (19)	29 (4) 811 (22)	28 (4) 800 (26)	28 (5) 770 (27)	28 (5) 767 (33)	28 (5) 737 (37)
谷津小学校	36 (3) 1,132 (20)	40 (5) 1,200 (33)	43 (6) 1,272 (36)	44 (5) 1,309 (35)	45 (6) 1,326 (41)	46 (7) 1,298 (45)
鷺沼小学校	27 (2) 798 (14)	27 (2) 774 (9)	27 (2) 767 (11)	28 (4) 745 (23)	28 (4) 742 (24)	27 (4) 707 (24)
実籾小学校	16 (4) 385 (28)	16 (4) 366 (28)	16 (4) 344 (30)	16 (4) 333 (29)	15 (4) 308 (27)	16 (5) 310 (33)
大久保東小学校	20 (3) 461 (17)	18 (3) 439 (19)	16 (3) 432 (17)	16 (3) 427 (18)	17 (3) 429 (17)	17 (2) 437 (12)
袖ヶ浦西小学校	11 (3) 207 (15)	12 (4) 202 (20)	11 (4) 198 (23)	11 (4) 193 (24)	12 (5) 190 (26)	11 (4) 188 (25)
東習志野小学校	32 (3) 929 (18)	32 (3) 911 (23)	29 (3) 864 (24)	28 (3) 861 (20)	27 (3) 791 (23)	26 (3) 731 (21)
袖ヶ浦東小学校	13 (2) 291 (14)	12 (2) 280 (12)	11 (2) 265 (13)	12 (2) 267 (12)	12 (2) 256 (11)	13 (2) 256 (9)
屋敷小学校	29 (5) 799 (29)	29 (5) 789 (32)	29 (5) 796 (33)	30 (6) 789 (35)	29 (5) 778 (30)	28 (4) 767 (24)
藤崎小学校	22 (3) 637 (20)	23 (4) 612 (25)	22 (4) 602 (26)	22 (4) 570 (26)	22 (4) 573 (32)	22 (4) 562 (28)
実花小学校	24 (4) 635 (26)	25 (4) 648 (28)	25 (4) 658 (30)	23 (3) 652 (20)	23 (3) 649 (18)	21 (2) 617 (16)
向山小学校	13 (1) 266 (2)	14 (1) 267 (2)	13 (1) 273 (6)	13 (1) 296 (8)	14 (2) 312 (9)	14 (2) 327 (11)
秋津小学校	13 (2) 240 (15)	12 (2) 237 (9)	12 (2) 233 (11)	12 (2) 237 (12)	12 (2) 244 (11)	12 (2) 221 (10)
香澄小学校	13 (3) 241 (11)	13 (3) 222 (10)	13 (3) 215 (10)	12 (3) 218 (10)	12 (2) 221 (12)	12 (2) 221 (11)
谷津南小学校	20 (2) 537 (12)	23 (2) 628 (14)	26 (3) 704 (23)	29 (4) 793 (26)	29 (4) 857 (25)	32 (4) 928 (31)
計	342 (47) 9,031 (286)	349 (53) 9,025 (315)	344 (54) 9,084 (351)	348 (58) 9,097 (357)	348 (58) 9,060 (365)	348 (56) 8,895 (359)

※上段は学級数、下段は児童数。()は特別支援学級数・児童数で内数。

中学校の生徒数は、約 4,000 人から約 4,100 人、学級数は、130学級台から 140 学級台で推移しており、全体では大きな増減は見られない状況です。

【図表 2-4】 中学校の生徒数及び学級数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一中学校	21 (3) 618 (17)	21 (3) 626 (20)	22 (3) 661 (22)	24 (4) 697 (21)	24 (3) 733 (21)	25 (3) 749 (18)
第二中学校	24 (5) 668 (31)	24 (6) 654 (35)	24 (6) 666 (41)	24 (6) 661 (44)	23 (5) 618 (33)	21 (4) 591 (28)
第三中学校	16 (4) 382 (23)	15 (4) 371 (25)	15 (4) 357 (23)	14 (3) 348 (13)	14 (3) 354 (11)	12 (3) 344 (20)
第四中学校	26 (5) 767 (28)	26 (5) 777 (32)	26 (4) 819 (22)	27 (4) 824 (27)	26 (3) 809 (21)	26 (4) 823 (23)
第五中学校	20 (1) 675 (8)	22 (2) 668 (11)	24 (4) 701 (23)	25 (6) 698 (36)	25 (5) 704 (29)	24 (4) 726 (24)
第六中学校	15 (1) 457 (5)	17 (2) 486 (8)	16 (2) 483 (9)	19 (3) 533 (17)	19 (4) 528 (22)	19 (4) 534 (26)
第七中学校	15 (3) 412 (20)	15 (3) 411 (21)	15 (3) 376 (19)	13 (3) 351 (17)	12 (2) 320 (10)	12 (2) 316 (10)
計	137 (22) 3,979 (132)	140 (25) 3,993 (152)	142 (26) 4,063 (159)	146 (29) 4,112 (175)	143 (25) 4,066 (147)	139 (24) 4,083 (149)

※上段は学級数、下段は生徒数。()は特別支援学級数・生徒数で内数。

市立習志野高等学校の生徒数(定員)は、全日制が普通科720人、商業科240人の合わせて、960人となります。学級数は、普通科 18 学級、商業科 6 学級となります。

②児童生徒数及び学級数の推計

児童・生徒数推計の基本となるデータは、令和6（2024）年4月の住民基本台帳の人数を用いています。

【図表 2-5】 小学校の児童数及び学級数の推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
津田沼小学校	23 (4) 586 (22)	23 (4) 587 (22)	21 (3) 566 (16)	21 (3) 577 (16)	21 (3) 592 (16)	21 (3) 604 (16)
大久保小学校	29 (5) 747 (38)	29 (5) 721 (36)	29 (5) 705 (36)	29 (5) 701 (36)	28 (5) 671 (36)	27 (5) 653 (36)
谷津小学校	46 (7) 1,300 (44)	45 (6) 1,306 (43)	42 (5) 1,233 (37)	41 (5) 1,230 (37)	41 (5) 1,226 (37)	42 (5) 1,244 (37)
鷺沼小学校	27 (4) 672 (23)	25 (3) 662 (21)	25 (3) 675 (23)	25 (3) 664 (23)	25 (3) 662 (23)	26 (3) 688 (23)
実籾小学校	16 (5) 321 (32)	15 (4) 317 (32)	15 (4) 311 (30)	15 (4) 297 (30)	16 (4) 313 (30)	16 (4) 314 (30)
大久保東小学校	17 (2) 435 (12)	18 (2) 462 (11)	19 (2) 477 (12)	19 (2) 469 (12)	19 (2) 484 (12)	19 (2) 498 (12)
袖ヶ浦西小学校	9 (3) 174 (20)	10 (4) 174 (19)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 172 (21)	10 (4) 167 (21)	10 (4) 162 (21)
東習志野小学校	24 (3) 660 (19)	23 (3) 620 (20)	21 (3) 576 (18)	19 (3) 510 (18)	18 (3) 459 (18)	17 (3) 441 (18)
袖ヶ浦東小学校	11 (1) 228 (7)	10 (1) 226 (7)	10 (1) 222 (4)	10 (1) 218 (4)	9 (1) 203 (4)	8 (1) 193 (4)
屋敷小学校	28 (4) 752 (21)	27 (4) 702 (19)	26 (4) 669 (19)	24 (4) 600 (19)	22 (4) 549 (19)	20 (4) 480 (19)
藤崎小学校	22 (4) 544 (28)	22 (4) 568 (25)	22 (4) 579 (27)	22 (4) 572 (27)	22 (4) 560 (27)	22 (4) 554 (27)
実花小学校	21 (2) 591 (13)	21 (2) 576 (13)	19 (2) 511 (11)	18 (2) 475 (11)	17 (2) 431 (11)	16 (2) 392 (11)
向山小学校	14 (2) 353 (12)	15 (2) 391 (15)	16 (2) 417 (15)	17 (2) 432 (15)	18 (2) 442 (15)	18 (2) 437 (15)
秋津小学校	11 (2) 209 (10)	11 (2) 200 (10)	9 (1) 191 (7)	8 (1) 176 (7)	7 (1) 156 (7)	7 (1) 153 (7)
香澄小学校	13 (2) 233 (9)	13 (2) 237 (11)	13 (2) 241 (11)	12 (2) 235 (11)	11 (2) 231 (11)	11 (2) 227 (11)
谷津南小学校	34 (4) 960 (27)	35 (4) 971 (28)	34 (4) 950 (27)	33 (4) 888 (27)	32 (4) 842 (27)	29 (4) 752 (27)
計	345 (54) 8,765 (337)	342 (52) 8,720 (332)	331 (49) 8,495 (314)	323 (49) 8,216 (314)	316 (49) 7,988 (314)	309 (49) 7,792 (314)

※上段は学級数、下段は児童数。()は特別支援学級数・児童数で内数。

【図表 2-6】 中学校の生徒数及び学級数の推計

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第一中学校	25 (3) 754 (17)	26 (3) 829 (18)	28 (3) 915 (21)	30 (3) 1,004 (21)	31 (3) 1,023 (21)	31 (3) 1,013 (21)
第二中学校	18 (4) 521 (23)	18 (3) 525 (22)	18 (4) 517 (24)	20 (4) 570 (24)	19 (4) 552 (24)	19 (4) 547 (24)
第三中学校	13 (3) 357 (22)	15 (4) 359 (25)	13 (3) 358 (20)	13 (3) 347 (20)	13 (3) 347 (20)	12 (3) 335 (20)
第四中学校	26 (3) 821 (22)	26 (3) 823 (22)	25 (4) 783 (22)	25 (4) 760 (22)	24 (4) 703 (22)	23 (4) 663 (22)
第五中学校	24 (4) 728 (23)	24 (4) 719 (24)	25 (4) 710 (22)	23 (4) 678 (22)	23 (4) 686 (22)	22 (4) 640 (22)
第六中学校	19 (3) 531 (22)	19 (4) 519 (25)	19 (4) 513 (24)	19 (4) 510 (24)	19 (4) 501 (24)	18 (4) 490 (24)
第七中学校	11 (2) 308 (10)	11 (2) 307 (10)	12 (2) 308 (9)	11 (2) 320 (9)	12 (2) 331 (9)	11 (2) 319 (9)
計	136 (22) 4,020 (139)	139 (23) 4,081 (146)	140 (24) 4,104 (142)	141 (24) 4,189 (142)	141 (24) 4,143 (142)	136 (24) 4,007 (142)

	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
第一中学校	30 (3) 987 (21)	31 (3) 984 (21)	29 (3) 927 (21)	29 (3) 893 (21)
第二中学校	19 (4) 518 (24)	20 (4) 525 (24)	19 (4) 528 (24)	19 (4) 522 (24)
第三中学校	12 (3) 327 (20)	12 (3) 311 (20)	12 (3) 313 (20)	12 (3) 304 (20)
第四中学校	22 (4) 598 (22)	21 (4) 589 (22)	18 (4) 515 (22)	17 (4) 464 (22)
第五中学校	22 (4) 620 (22)	21 (4) 587 (22)	20 (4) 582 (22)	21 (4) 573 (22)
第六中学校	16 (4) 454 (24)	16 (4) 431 (24)	16 (4) 425 (24)	16 (4) 401 (24)
第七中学校	11 (2) 304 (9)	11 (2) 288 (9)	11 (2) 287 (9)	11 (2) 283 (9)
計	132 (24) 3,808 (142)	132 (24) 3,715 (142)	125 (24) 3,577 (142)	125 (24) 3,440 (142)

※上段は学級数、下段は生徒数。()は特別支援学級数・生徒数で内数。

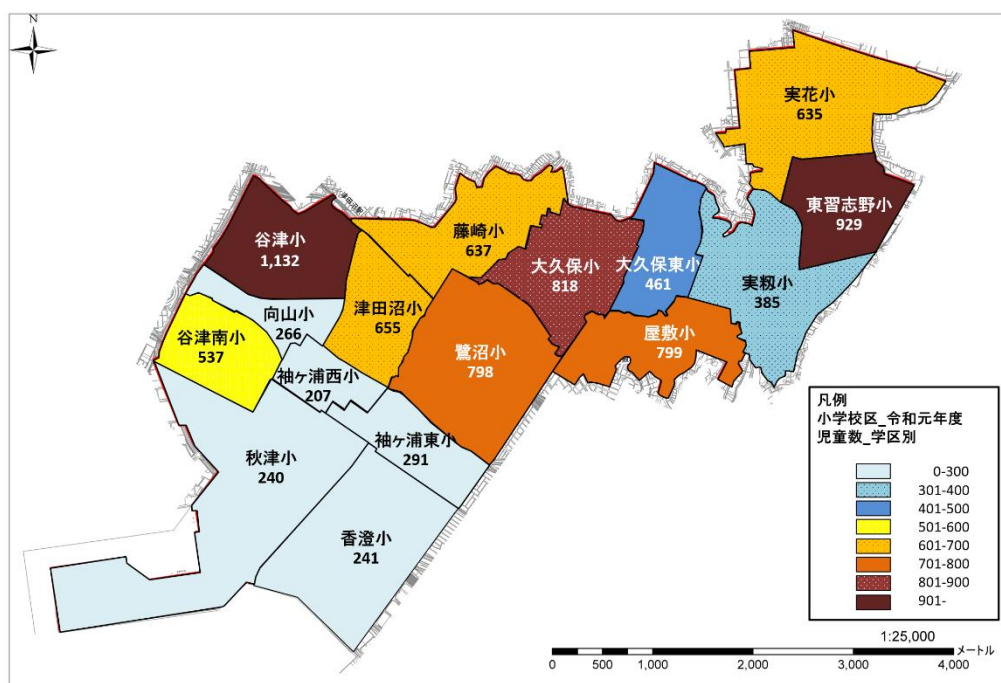
出典：令和6年度版 小・中学校児童・生徒数及び学級数推計（令和6年12月）

○小学校の児童数の推計

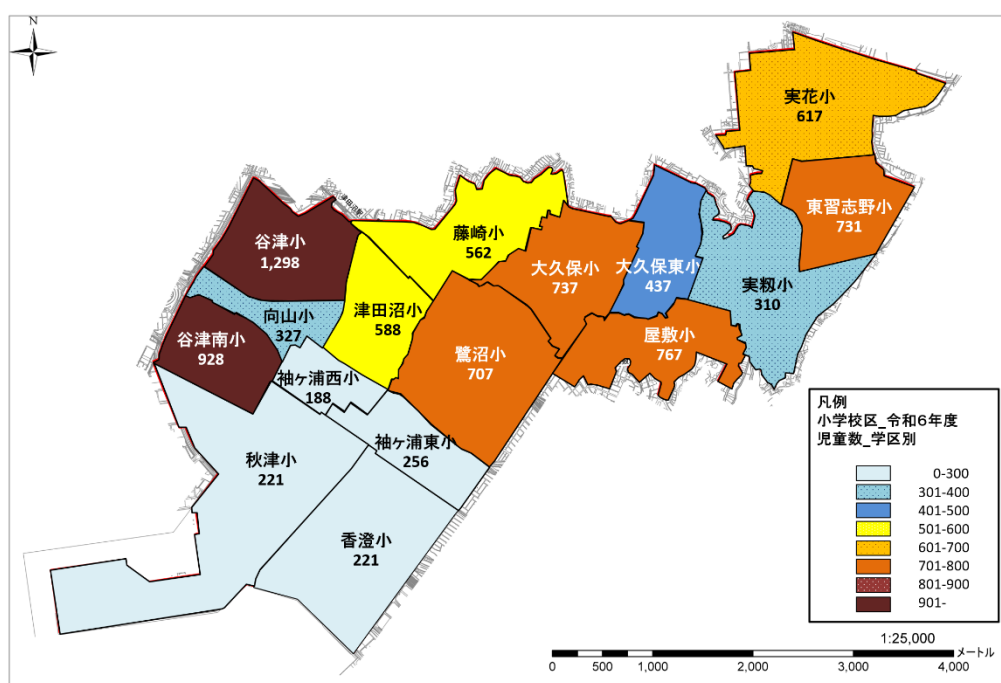
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の南側と北側の児童数の差が明確になっています。
- ・令和6(2024)年度における児童数は、谷津小、谷津南小、向山小の児童数が増加しましたが、その他の学校では減少傾向にあります。

【令和元(2019)年度】



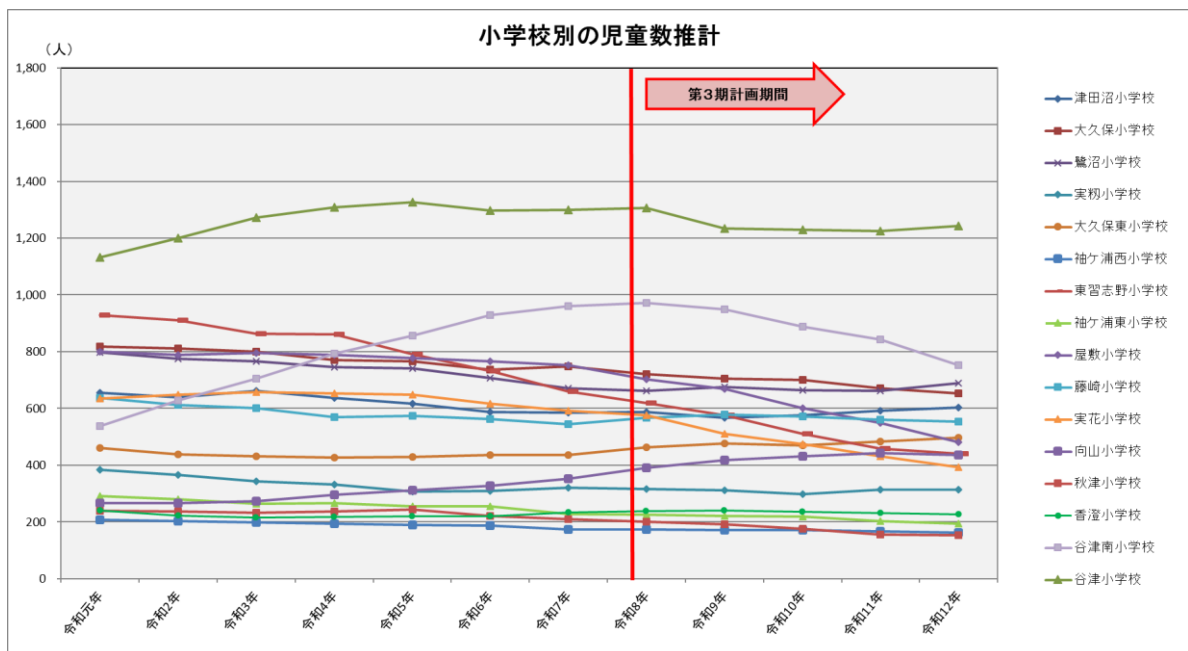
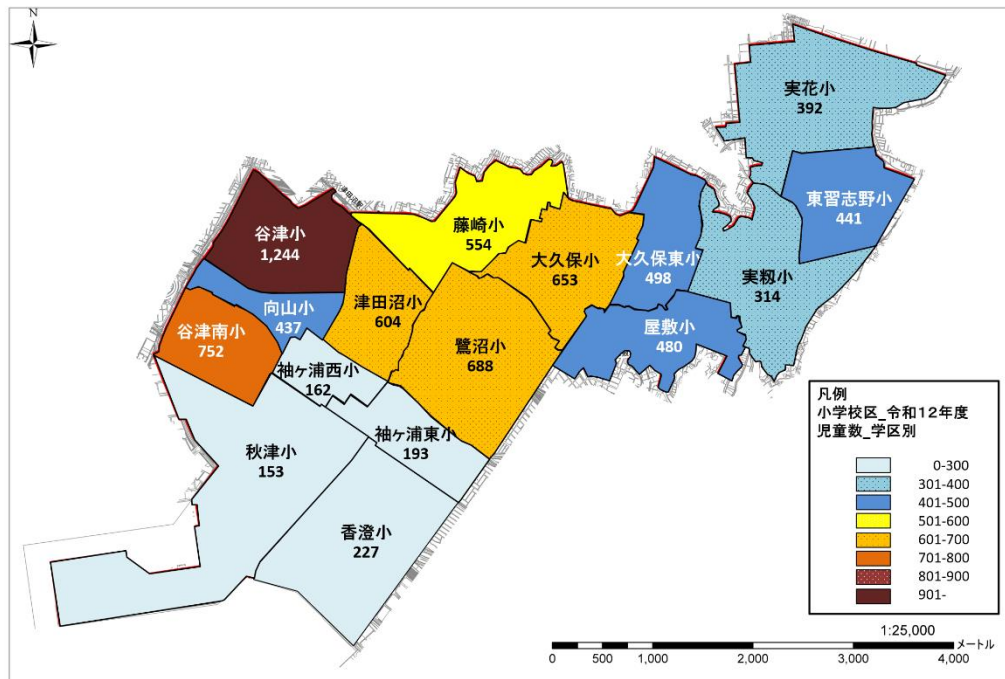
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和12(2030)年度)

- ・向山小では大幅な増加が予想されます。
- ・全体的に減少傾向にありますが、特に東習志野小、屋敷小、実花小、秋津小、谷津南小の減少が顕著となっています。

【令和12(2030)年度(推計値)】

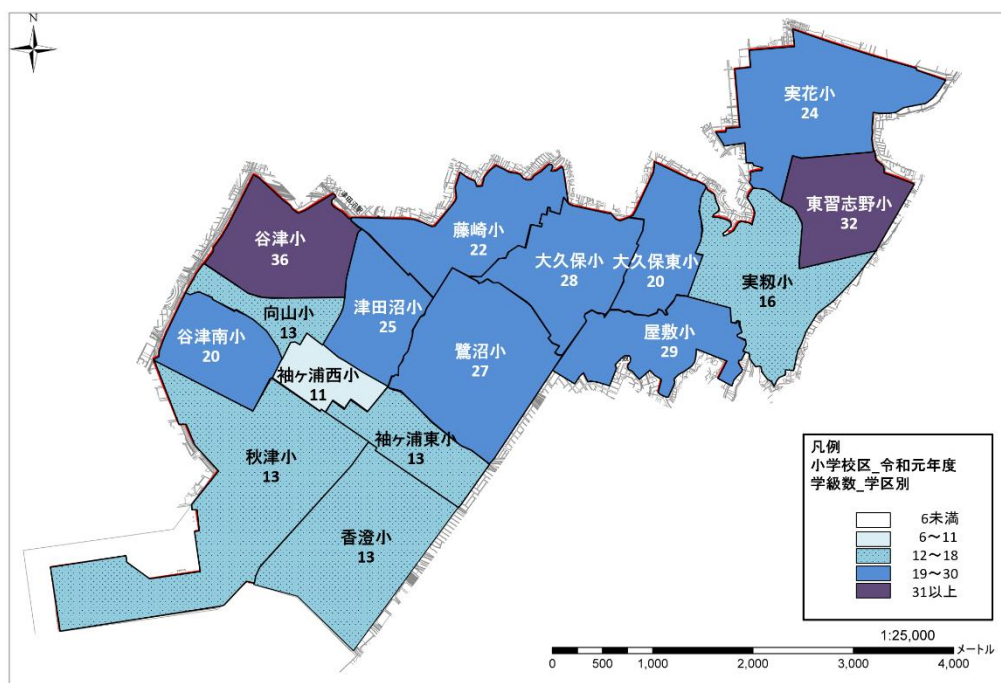


○小学校の学級数の推計

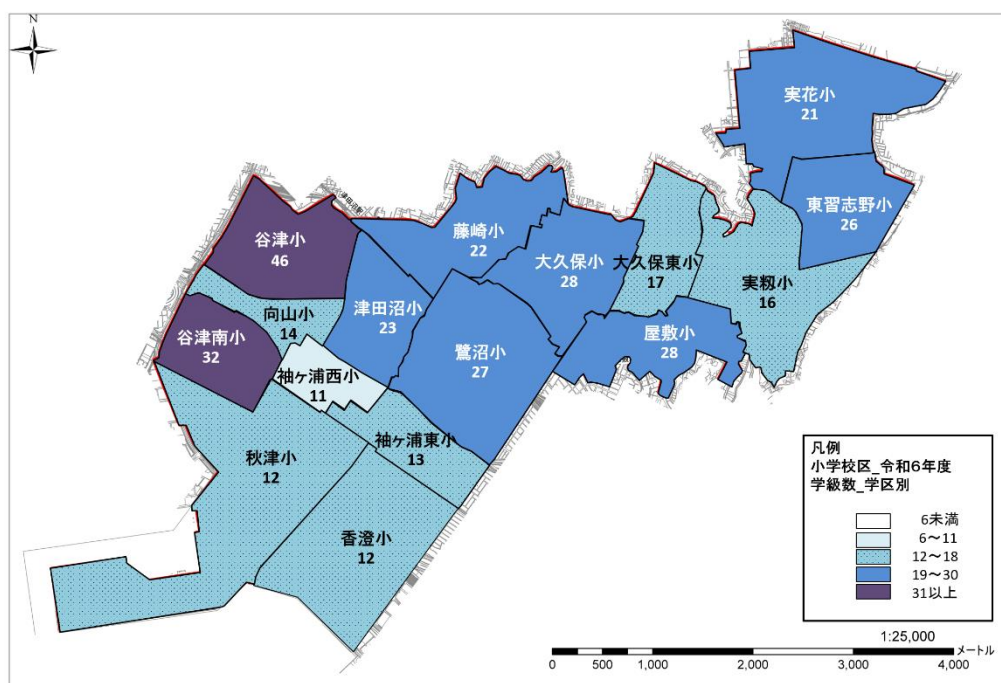
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の南側と北側の学級数の差が明確になっています。
- ・令和6(2024)年度における学級数は、谷津小46学級と最も多く、次いで谷津南小(32学級)、大久保小(28学級)、屋敷小(28学級)、鷺沼小(27学級)、東習志野小(26学級)となっています。その一方で袖ヶ浦西小(11学級)は11学級以下となっています。

【令和元(2019)年度】



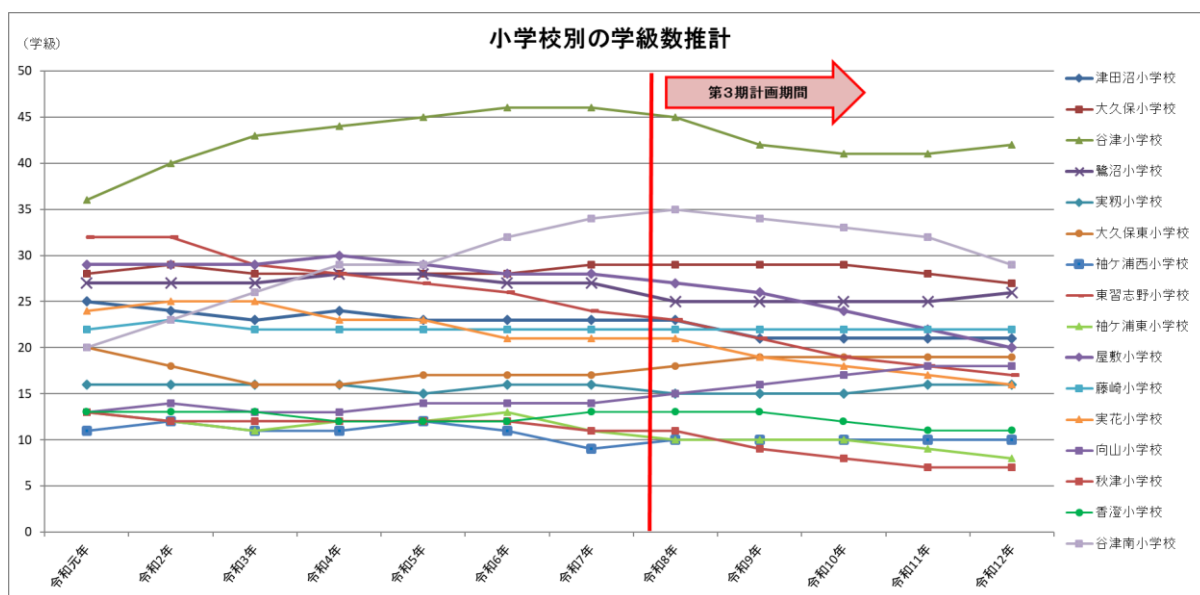
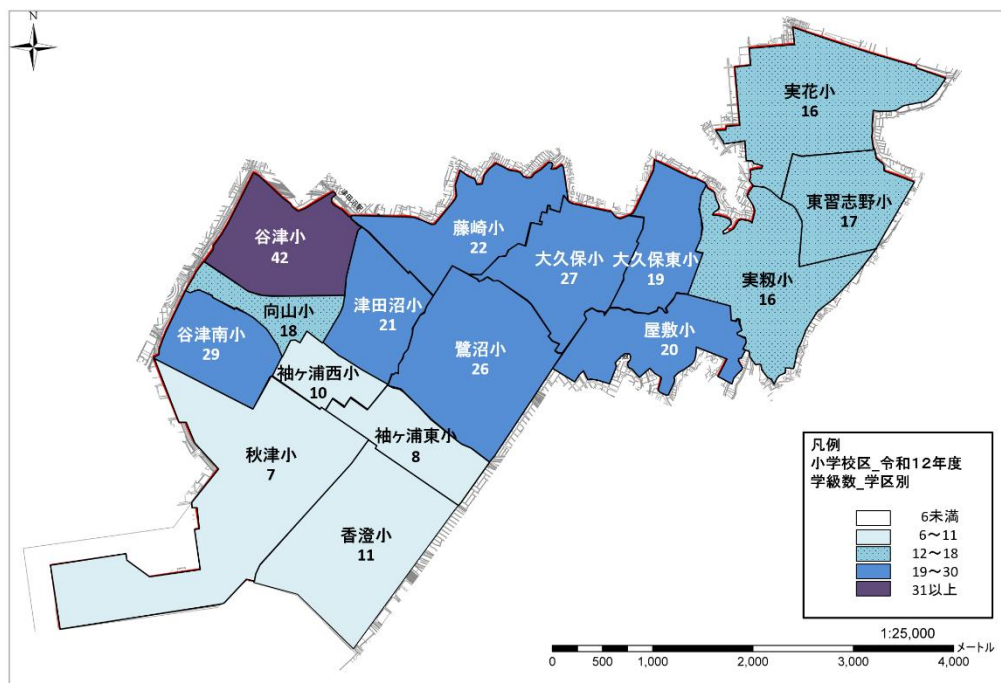
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和12(2030)年度)

- ・全体的に減少傾向にありますが、東習志野小、屋敷小、実花小、秋津小の減少が顕著となっています。

【令和12(2030)年度(推計値)】

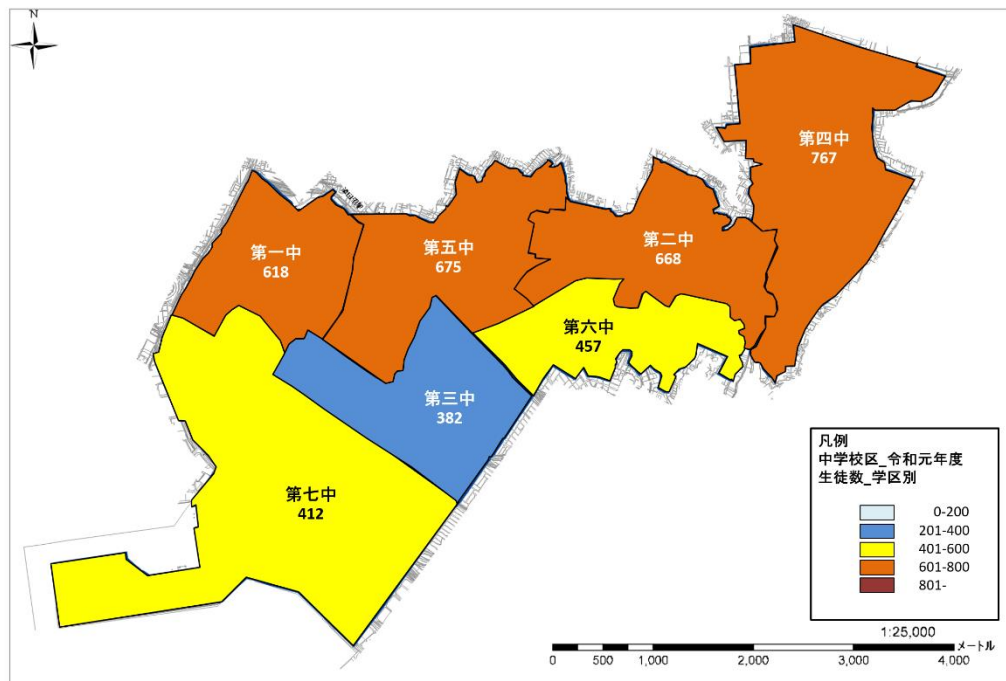


○中学校の生徒数の推計

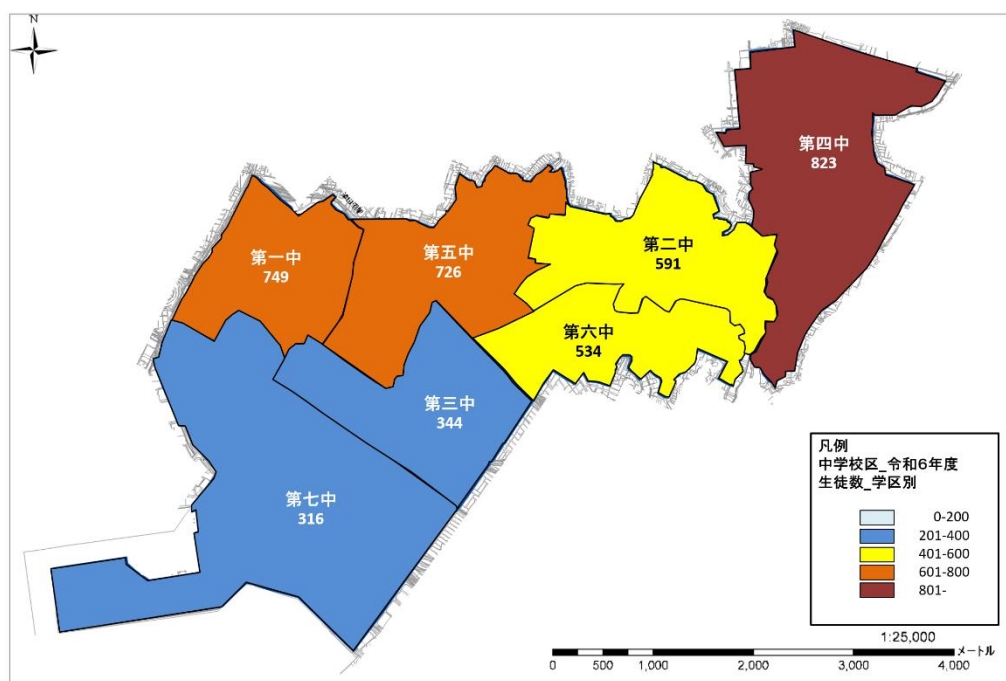
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・市内の北側の生徒数が多い傾向にあり、令和6(2024)年度においては、第一中、第四中、第五中は700人以上となっています。一方で、南側の第三中と第七中は300人台となっており、減少傾向にあります。

【令和元(2019)年度】



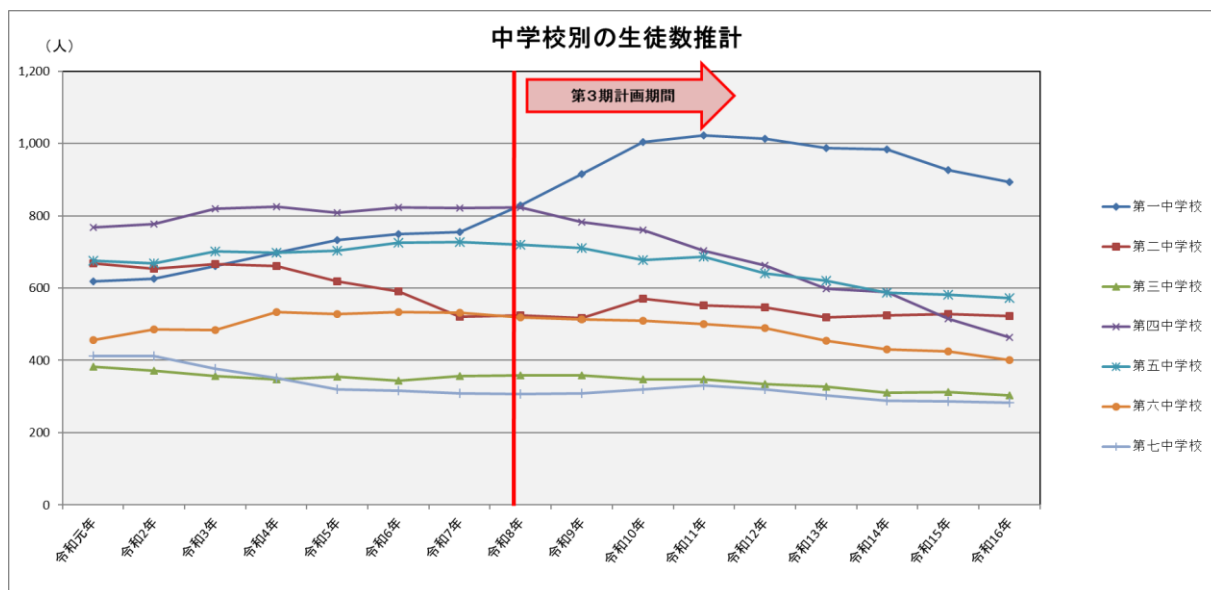
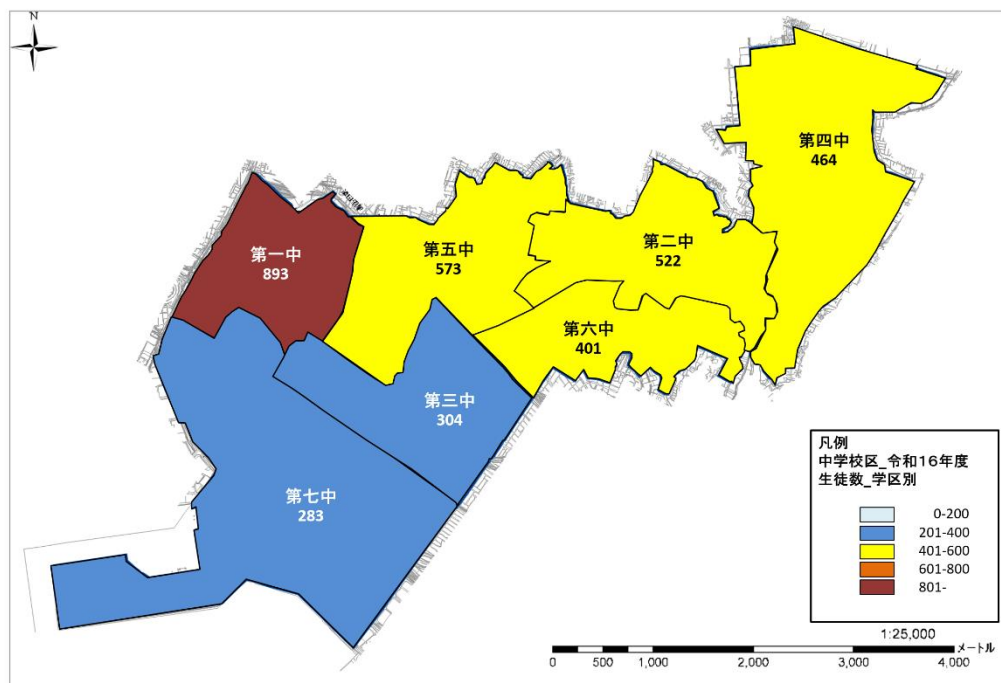
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和16(2034)年度)

- ・第一中は、大幅に増加する見込みとなっています。一方で、他の中学校では減少傾向にあり、特に第四中学校では減少が顕著となっています。

【令和16(2034)年度(推計値)】

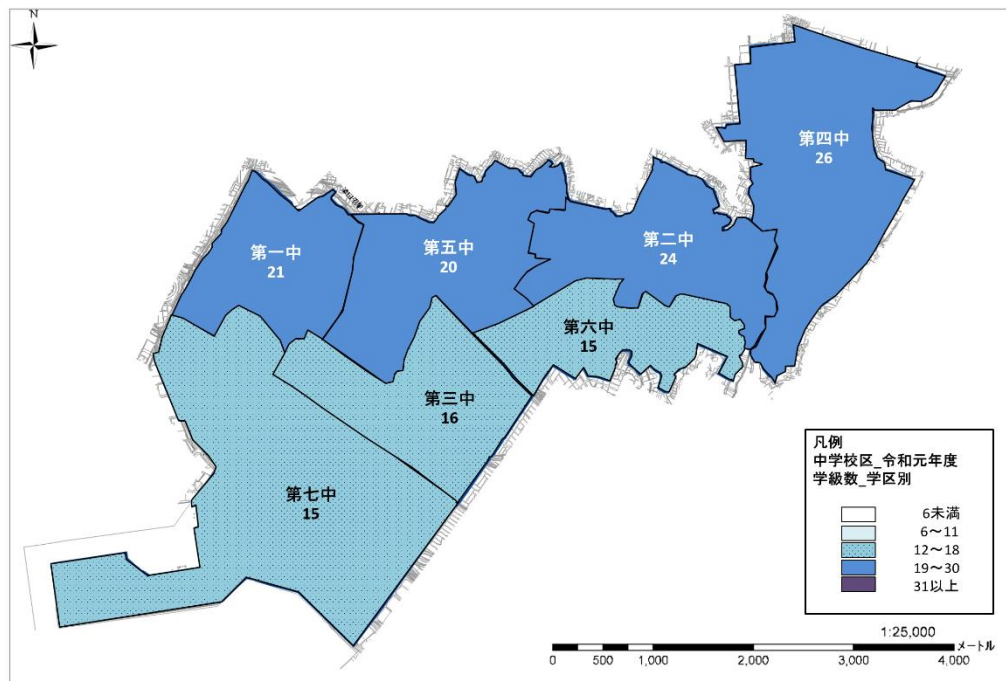


○中学校の学級数の推計

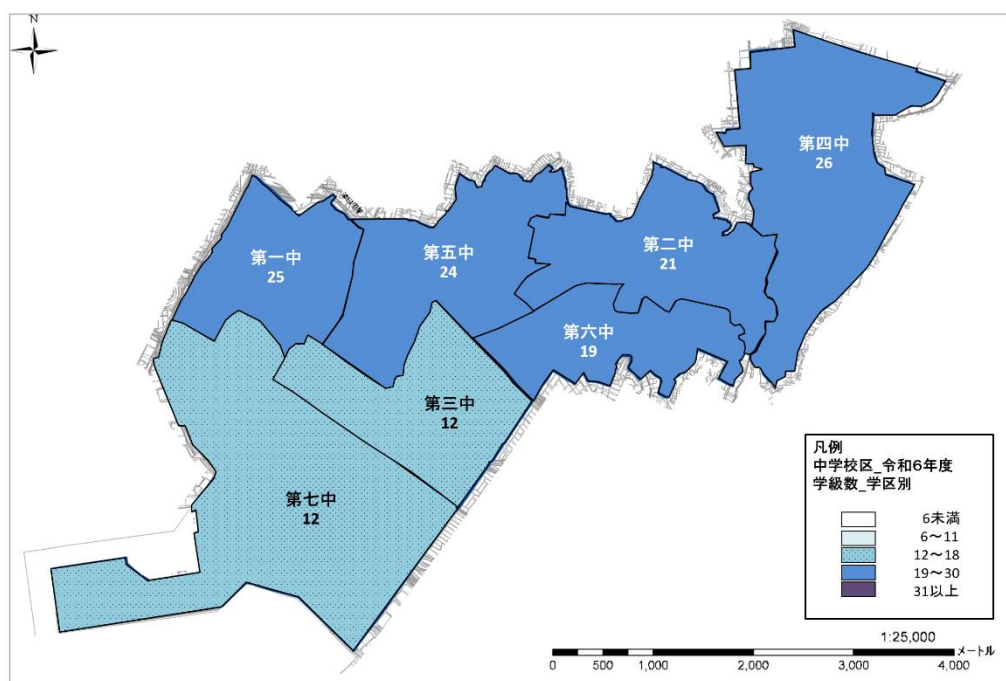
■現況について(令和元(2019)年度・令和6(2024)年度)

- ・第四中(26学級)、第一中(25学級)、第五中(24学級)、第二中(21学級)が20学級以上、次いで、第六中(19学級)、第三中(12学級)、第七中(12学級)となっています。
- ・第一中、第五中、第六中で増加傾向、第二中、第三中、第七中で減少傾向となっています。

【令和元(2019)年度】



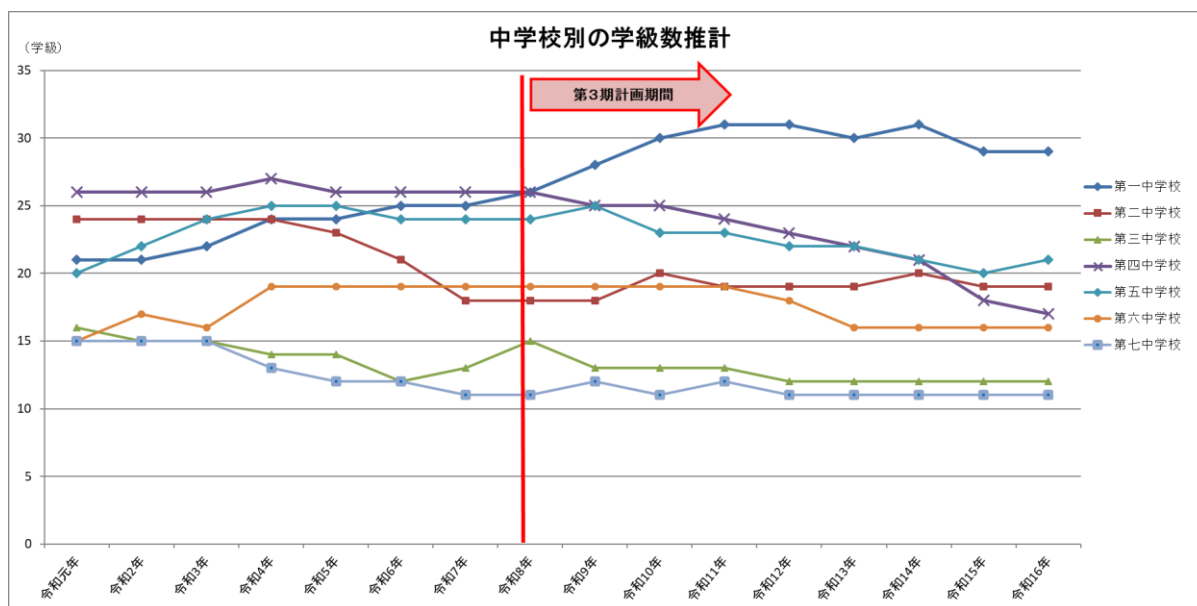
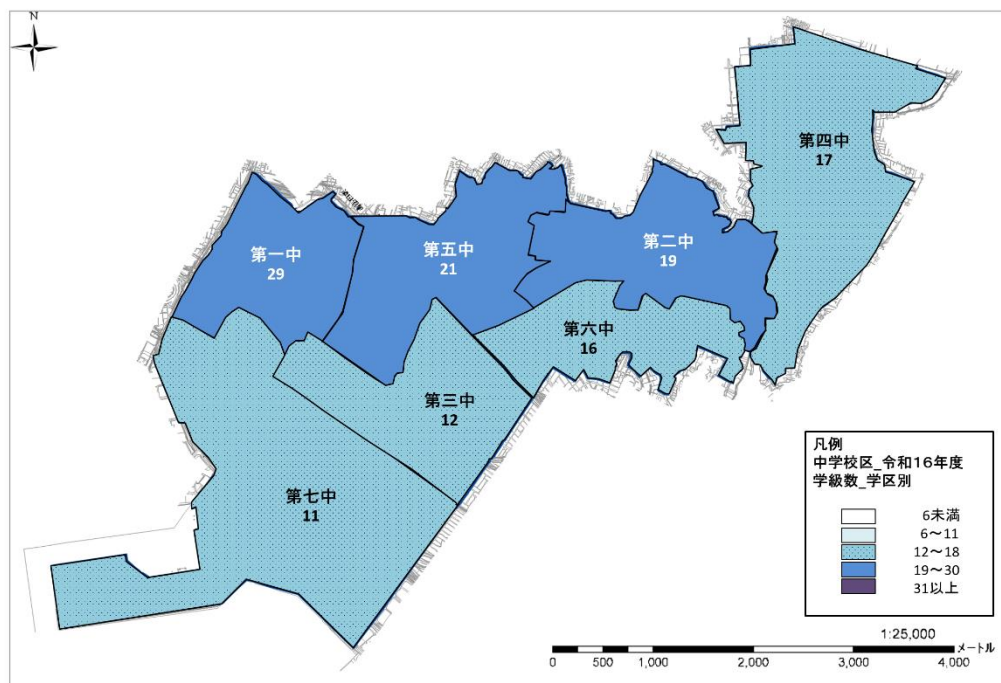
【令和6(2024)年度】



■今後の推移について(令和16(2034)年度)

・第一中で増加することが予想されます。一方で、第四中では減少が顕著となっています。

【令和16(2034)年度(推計値)】

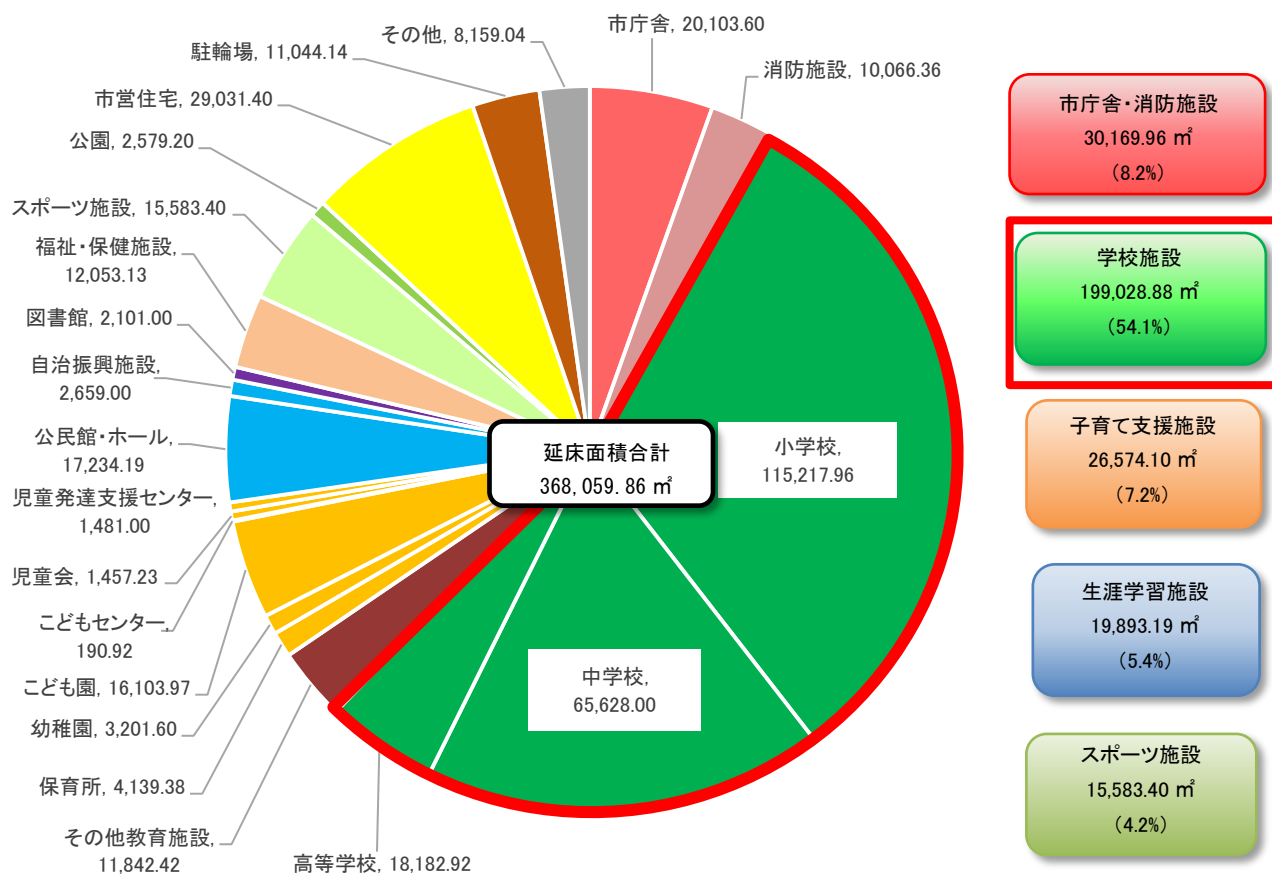


(4) 学校施設の保有状況

① 公共建築物に占める学校施設の割合

現在、本市が保有する公共建築物の総延床面積36万 8,059.86 ㎡のうち、本計画の対象となる学校施設は、19万 9,028.88 ㎡と54.1%を占めており、その内訳としては、小学校で31.3%、中学校で17.8%、高等学校で5.0%となっています。

【図表 2-7】 公共建築物に占める学校施設の割合（令和7年3月31日現在）



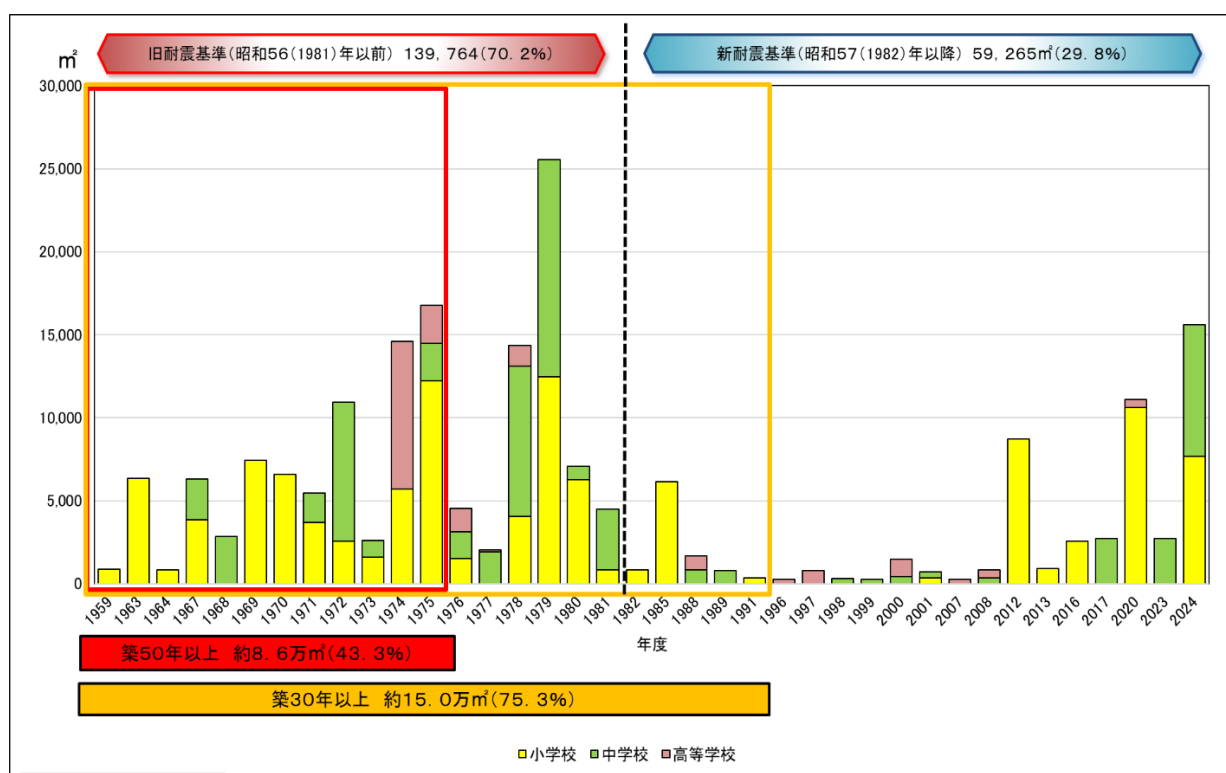
②学校施設の築年別整備状況(令和7年3月31日現在)

本市における学校施設は、築30年以上が 14 万 9,876 ㎡(75.3%)、築50年以上が 8 万 6,231 ㎡(43.3%)と高い割合となっています。

なお、築30年以上のうち、既に長寿命化改修工事を実施した向山小学校と第一中学校、令和7(2025)年度で長寿命化改修工事が完了する屋敷小学校の延床面積は2万4,283㎡(16.2%)となっており、今後は、これらを除いた学校施設の計画的な老朽化対策に取り組んでいく必要があります。

また、耐震基準では、旧耐震基準の建物が 13 万 9,764 ㎡(70.2%)でしたが、耐震改修が必要な建物については平成 25(2013)年度までに全て改修が完了しています。

【図表 2-8】 築年別整備状況



(5) 学校施設の老朽化状況の調査

本計画の策定にあたって、令和6(2024)年度に構造躯体の健全性や構造躯体以外の劣化状況等について、棟ごとに点検調査を行いました。

なお、本調査は、第2次学校施設再生計画策定にあたって、平成30(2018)年度にも調査を行っています。

①劣化状況評価

劣化状況の評価にあたっては、屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に A、B、C、D の 4 段階で評価しました。

【図表 2-9】(参考)劣化状況の評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

	評価	基準	評価点
良好  劣化	A	概ね良好	100 点
	B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)	75 点
	C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)	40 点
	D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり)、(躯体の耐久性に影響を与えている)、(設備が故障し施設運営に支障を与えている)等	10 点

経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

	評価	基準
良好  劣化	A	20 年未満
	B	20~40 年
	C	40 年以上
	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

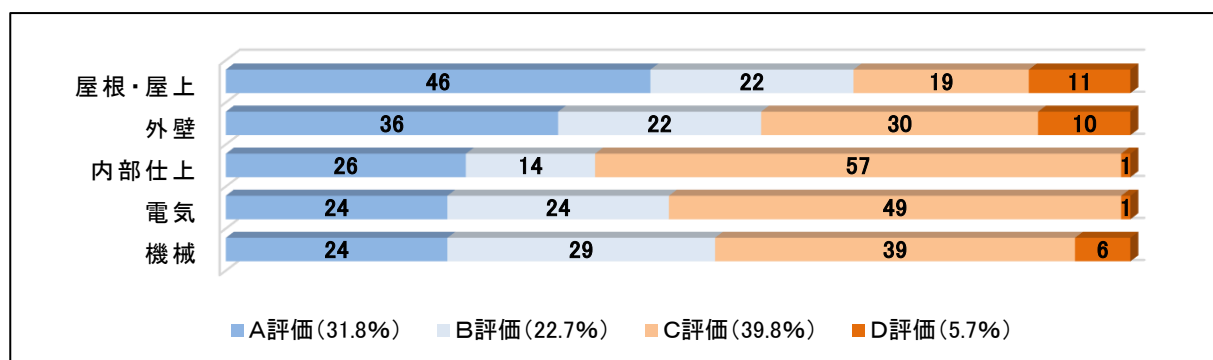
【調査の結果】

前回の平成30(2018)年度調査では、A評価とB評価の合計が43.3%でしたが、近年実施した建替えや改修により、54.5%と改善しています。(【図表 2-11】参照)

一方で、本市の学校施設の約8割を占める築 40 年以上の建物では、C 評価又は D 評価とされた建物が半数以上を占めており、今後も計画的な老朽化対策が必要となっています。

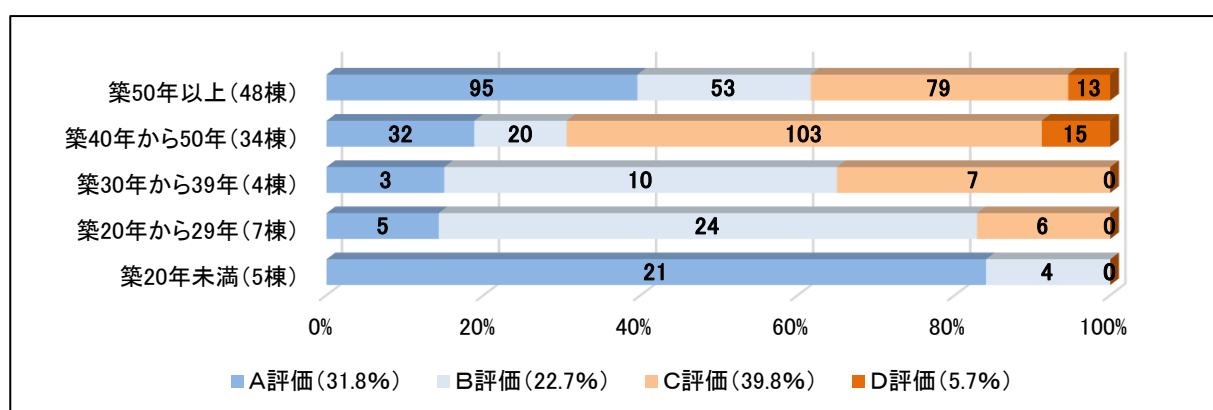
【図表 2-10】劣化状況評価結果（部位別該当建物数）

調査対象建物総数：98棟



【図表 2-11】劣化状況評価結果（築年数別該当建物数）

調査対象建物総数：98棟



②健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位の劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下記【図表 2-12】のように定め、③健全度を100点満点で算定します。（健全度が高いほど良好な状況となっており、健全度が低いほど劣化が進行していることとなります。）

【図表 2-12】 健全度の計算方法

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位コスト配分

1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

総和（部位の評価点 × 部位のコスト配分）÷ 60

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

（「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例）

	評価	⇒	評価点	×	配分	=	
1 屋根・屋上	C	⇒	40	×	5.1	=	204
2 外壁	D	⇒	10	×	17.2	=	172
3 内部仕上	B	⇒	75	×	22.4	=	1,680
4 電気設備	A	⇒	100	×	8	=	800
5 機械設備	C	⇒	40	×	7.3	=	292
計							3,148
÷							60
健全度							52

（出典：文部科学省 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書）

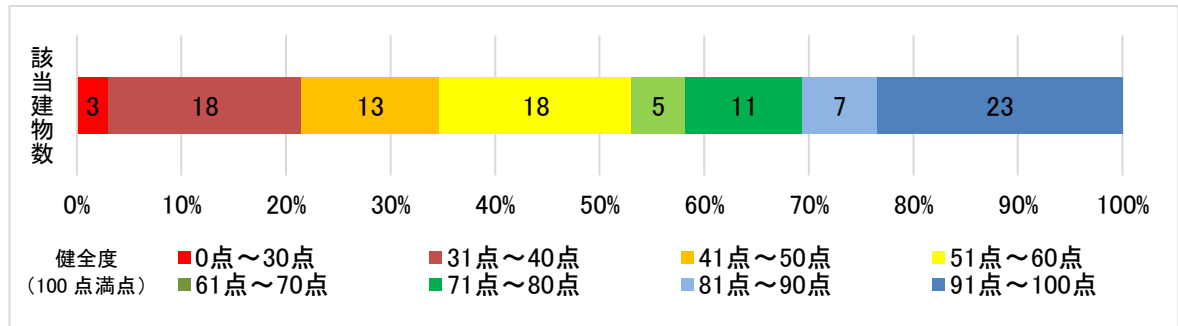
【算定の結果】

近年実施した建替えや改修により、健全度 91 点以上である建築物の割合が最も高くなっています。

一方で、健全度70点以下の建物が約6割となっており、特に、老朽化対策に着手していない建物が多い築40年から50年の建物では、健全度の平均点が 51.5 点となっていることから、今後も計画的な老朽化対策が必要となっています。（【図表 2-14】参照）

【図表 2-13】 健全度算定結果

調査対象建物総数:98棟



※劣化状況評価における全ての部位が A 評価であれば健全度は100点、B 評価であれば75点となります。

よって、75 点未満の建物は、いずれかの部位に安全上、機能上の不具合の発生の兆しや問題が生じていることになります。

【図表 2-14】 築年数別健全度平均点

調査対象建物総数:98棟

築年数区分	(該当棟数)	平均点
築20年未満	(5棟)	96.6点
築20年から29年	(7棟)	71.6点
築30年から39年	(4棟)	66.3点
築40年から50年	(34棟)	51.5点
築50年以上	(48棟)	67.7点
合計	(98棟)	63.8点

2. 第2次学校施設再生計画の事業実施状況及び今後の見通し

(1) 第2次学校施設再生計画における予定事業及びその進捗状況

令和2年度から令和7年度までを計画期間（以下、「第2期計画期間」という。）としている第2次学校施設再生計画における予定事業及びその進捗状況は、以下のとおりです。

【図表 2-15】 第2期計画における予定事業及び進捗状況

工事区分	学校名	予定/実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模改修	実籾小学校	予定		設計	工事	工事		
		実績		設計	工事			
大規模改修	袖ヶ浦東小学校	予定				設計	工事	工事
		実績				設計	工事	工事
大規模改修	谷津南小学校	予定	工事	工事	工事			
		実績		工事	工事	工事	工事	
長寿命化改修	屋敷小学校	予定		設計	設計	工事	工事	工事
		実績		設計	設計	工事	工事	工事
長寿命化改修	藤崎小学校	予定			設計	設計	工事	工事
		実績						設計
長寿命化改修	実花小学校	予定					設計	設計
		実績						
長寿命化改修	向山小学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	工事	工事	工事	
建替	谷津小学校	予定	工事	工事				
		実績	工事	工事				
建替	大久保小学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	設計／工事	工事	工事	工事
建替	大久保東小学校	予定			設計	設計	設計	工事
		実績			設計	設計	設計	設計／工事
建替	鷺沼小学校	予定				設計	設計	設計
		実績				設計	設計	設計
長寿命化改修	第一中学校	予定		設計	設計	工事	工事	工事
		実績		設計	設計	工事	工事	
長寿命化改修	第六中学校	予定						設計
		実績						
建替	第二中学校	予定	設計	設計	工事	工事	工事	
		実績	設計	設計	設計／工事	工事	工事	工事
建替	第三中学校	予定						設計
		実績						

事業内容の精査が必要となるなど、一部計画どおりに進められていない学校もありますが、計画されている学校のうち、8割の学校で事業に着手しています。

今後は、事業実施を見送った学校について、第3次学校施設再生計画に位置付けていく必要があります。

(2) 学校施設の老朽化状況の経年変化

平成30(2018)年度と令和6(2024)年度に実施した学校施設の老朽化状況の経年変化を見ますと、令和6(2024)年度の調査時点において工事に着手している建物は、改善が見られたものの、着手できていない建物では、全体的に評価が下降しており、今後必要な改修を行っていく必要があります。

【図表 2-16】 学校施設の老朽化状況（小学校）

施設の情報		平成30年度調査時点（A）						令和6年度調査時点（B）						（A）と（B）の差分					
施設名	建物名	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
津田沼小学校	校舎1	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
	体育館	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
鷺沼小学校	校舎1	C	C	C	B	B	49	D	C	C	C	B	47	↓	→	→	↓	→	↓
	校舎2	C	D	C	C	C	31	D	D	C	C	D	24	↓	→	→	→	↓	↓
	体育館	C	D	C	C	C	31	C	D	C	C	D	26	→	→	→	→	↓	↓
実籾小学校	校舎1	D	D	B	C	C	42	A	A	A	B	B	90	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	A	A	B	C	C	75	A	B	A	B	B	85	→	↓	↑	↑	↑	↑
	体育館	D	C	C	C	C	37	A	A	A	B	B	90	↑	↑	↑	↑	↑	↑
大久保東小学校	校舎1	C	C	D	C	C	29	C	C	D	C	C	30	→	→	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	B	C	C	66	B	B	B	C	C	61	→	→	→	→	→	↓
	校舎3	B	B	A	A	A	91	B	B	A	A	A	93	→	→	→	→	→	↑
	体育館	C	C	B	C	C	53	C	C	B	C	C	51	→	→	→	→	→	↓
袖ヶ浦西小学校	校舎1	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
	校舎2	A	C	A	B	A	79	A	C	A	B	B	77	→	→	→	→	↓	↓
	校舎3	A	C	A	B	A	79	A	C	A	B	B	77	→	→	→	→	↓	↓
	校舎4	A	B	A	B	A	90	A	B	A	B	B	85	→	→	→	→	↓	↓
	校舎5	A	A	A	A	A	100	A	A	A	B	B	90	→	→	→	↓	↓	↓
	体育館	B	B	B	B	B	75	B	B	B	B	B	75	→	→	→	→	→	→
東習志野小学校	校舎1	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
	校舎2	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
	校舎3	A	A	B	B	A	87	A	A	C	B	B	71	→	→	↓	→	↓	↓
	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	A	C	B	B	71	↑	↑	→	↑	↑	↑
	体育館	B	B	B	A	A	81	B	B	C	C	B	59	→	→	↓	↓	↓	↓
袖ヶ浦東小学校	校舎1	C	C	C	C	C	40	A	A	C	B	C	62	↑	↑	→	↑	→	↑
	校舎2	B	C	B	C	C	56	B	C	B	C	C	54	→	→	→	→	→	↓
	校舎3	B	C	B	C	C	56	A	A	C	B	C	62	↑	↑	↓	↑	→	↑
	体育館	B	D	C	C	C	34	B	D	C	C	C	35	→	→	→	→	→	↑
屋敷小学校	校舎1	C	B	C	C	C	50	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	C	B	C	C	C	50	C	B	C	C	C	48	→	→	→	→	→	↓
	校舎2	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	C	40	→	↓	→	→	→	↓
	校舎3	C	C	C	C	C	40	C	C	C	C	C	40	→	→	→	→	→	→
	体育館	B	B	B	C	B	70	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
藤崎小学校	校舎1	D	D	B	B	B	51	D	D	C	D	C	27	→	→	↓	↓	↓	↓
	校舎2	B	C	B	C	B	60	C	C	C	C	C	40	↓	→	↓	→	↓	↓
	体育館	C	D	C	B	B	40	C	D	C	C	B	42	→	→	→	↓	→	↑
実花小学校	校舎1	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	C	50	→	→	→	→	→	↓
	体育館	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	D	32	→	↓	→	→	↓	↓
向山小学校	校舎1	C	D	B	D	D	37	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	体育館	D	D	B	C	C	42	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
秋津小学校	校舎1	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	↑	↑
	校舎2	B	B	C	C	C	53	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	↑	↑
	体育館	D	C	C	C	C	37	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
香澄小学校	校舎1	B	B	C	C	B	57	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	C	C	B	57	B	B	C	C	B	59	→	→	→	→	→	↑
	体育館	B	C	C	C	B	47	C	C	C	C	C	40	↓	→	→	→	↓	↓
谷津南小学校	校舎1	D	D	C	B	B	38	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	C	D	B	B	B	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	体育館	C	D	B	B	B	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑

※ 大久保小学校・谷津小学校は竣工後間もないことから、調査対象外

【図表 2-16】 学校施設の老朽化状況（中学校・高等学校）

施設の情報		平成30年度調査時点（A）						令和6年度調査時点（B）						（A）と（B）の差分					
施設名	建物名	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度
第一中学校	校舎1	B	C	C	C	C	43	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎2	C	C	C	C	C	40	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎3	B	B	C	C	C	53	A	A	A	A	A	100	↑	↑	↑	↑	↑	↑
	校舎4	A	A	A	A	A	100	A	A	A	A	A	100	→	→	→	→	→	→
	体育館	A	A	C	C	C	62	A	A	A	A	A	100	→	→	↑	↑	↑	↑
第二中学校	体育館	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	—	A	A	A	A	A	100	—	—	—	—	—	—
第三中学校	校舎1	C	C	B	A	A	68	C	D	C	B	B	47	→	↓	↓	↓	↓	↓
	校舎2	C	C	B	A	A	68	D	D	C	B	B	45	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	校舎3	C	B	C	C	C	50	C	B	C	C	D	40	→	→	→	→	↓	↓
	校舎4	A	A	B	B	B	84	B	B	B	C	B	70	↓	↓	→	↓	→	↓
	体育館	C	B	B	C	C	63	C	C	C	C	D	32	→	↓	↓	→	↓	↓
第四中学校	校舎1	A	B	B	B	B	77	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎2	A	B	B	B	C	73	A	A	C	A	A	81	→	↑	↓	↑	↑	↑
	校舎3	A	B	B	B	C	73	A	A	B	A	A	92	→	↑	→	↑	↑	↑
	校舎4	A	B	B	B	B	77	A	A	B	A	A	92	→	↑	→	↑	↑	↑
	校舎5	A	A	B	B	B	84	B	B	B	B	B	75	↓	↓	→	→	→	↓
	体育館	C	B	C	C	C	50	A	B	C	C	C	52	↑	→	→	→	→	↑
第五中学校	校舎1	C	C	C	C	C	40	D	D	C	C	C	31	↓	↓	→	→	→	↓
	校舎2	C	C	C	C	C	40	D	C	C	C	C	38	↓	→	→	→	→	↓
	校舎3	B	C	C	C	C	43	B	C	C	C	C	42	→	→	→	→	→	↓
	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
	校舎5	C	C	C	C	C	40	A	C	C	C	C	44	↑	→	→	→	→	↑
	校舎6	A	A	B	B	B	84	A	A	B	B	C	73	→	→	→	→	↓	↓
	体育館	D	C	C	C	C	37	A	C	C	C	B	53	↑	→	→	→	↑	↑
第六中学校	校舎1	D	C	B	C	C	51	D	C	B	C	C	49	→	→	→	→	→	↓
	校舎2	D	C	C	C	C	37	D	C	C	C	C	38	→	→	→	→	→	↑
	校舎3	A	A	B	B	B	84	B	B	B	B	B	75	↓	↓	→	→	→	↓
	体育館	C	B	C	C	C	50	C	C	C	C	C	40	→	↓	→	→	→	↓
第七中学校	校舎1	D	C	B	C	C	51	D	C	C	C	C	38	→	→	↓	→	→	↓
	校舎2	C	C	B	C	C	53	C	C	C	C	C	40	→	→	↓	→	→	↓
	校舎3	D	C	B	C	C	51	D	C	C	C	C	38	→	→	↓	→	→	↓
	校舎4	C	C	B	C	C	53	A	C	C	C	C	44	↑	→	↓	→	→	↓
	校舎5	C	C	B	B	B	62	C	C	B	B	C	56	→	→	→	→	↓	↓
	体育館	C	B	B	C	C	63	C	C	C	C	C	40	→	↓	↓	→	→	↓
習志野高等学校	その他1	D	C	C	C	C	37	D	C	C	C	D	31	→	→	→	→	↓	↓
	その他2	C	C	B	B	B	62	C	C	B	B	C	56	→	→	→	→	↓	↓
	その他3	B	D	B	B	B	56	B	D	B	B	B	60	→	→	→	→	→	↑
	その他4	B	C	C	B	B	52	B	C	C	C	B	51	→	→	→	↓	→	↓
	その他5	B	B	C	B	B	62	B	B	C	B	B	64	→	→	→	→	→	↑
	その他7	A	A	A	A	A	100	B	B	A	B	B	83	↓	↓	→	↓	↓	↓
	その他8	A	A	A	A	A	100	B	B	A	A	A	93	↓	↓	→	→	→	↓
	校舎1	B	C	C	C	C	43	A	A	C	C	C	57	↑	↑	→	→	→	↑
	校舎2	B	B	B	C	C	66	A	A	C	C	C	57	↑	↑	↓	→	→	↓
	校舎3	C	B	B	C	C	63	A	A	C	C	C	57	↑	↑	↓	→	→	↓
	校舎4	C	C	C	C	C	40	A	A	C	C	C	57	↑	↑	→	→	→	↑
	校舎5	B	D	C	B	B	43	B	D	C	C	C	35	→	→	→	↓	↓	↓
	体育館	B	B	B	C	C	66	B	B	C	C	C	50	→	→	↓	→	→	↓
	武道場	C	A	B	C	C	70	C	B	C	C	C	48	→	↓	↓	→	→	↓

※第二中学校校舎は竣工後間もないことから、調査対象外

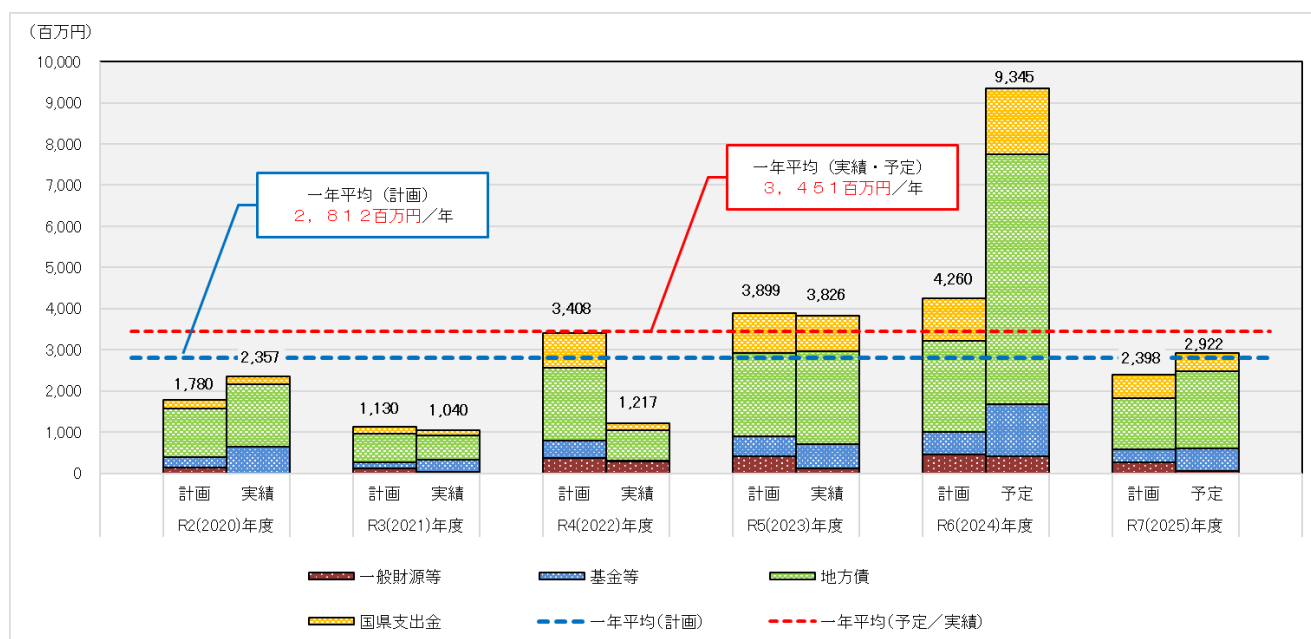
(3) 事業費及び財源内訳の実績

第2期計画期間における計画と実績で事業費に増減がありますが、これは、計画上は均等に割り振って各年度の事業費を計上していましたものの、実際に事業を実施する上で、各年度の事業費との差が生じたことによるものです。

計画における一年平均事業費は約 28 億円と見込んでいましたが、近年の建築資材価格の高騰、労務単価の上昇のほか、少人数教育やバリアフリー化など、現在の社会的要請に合わせた改修が生じたことなどにより、実績では約 35 億円となる見込みです。

また、事業費だけでなく、その財源としての地方債と基金の充当額も増加しており、地方債の償還費の増加や基金残高の減少といった後年度の負担が更に大きくなることが想定されます。

【図表 2-17】 第2期計画期間における事業費及び財源内訳（令和5（2023）年度実績までを反映）

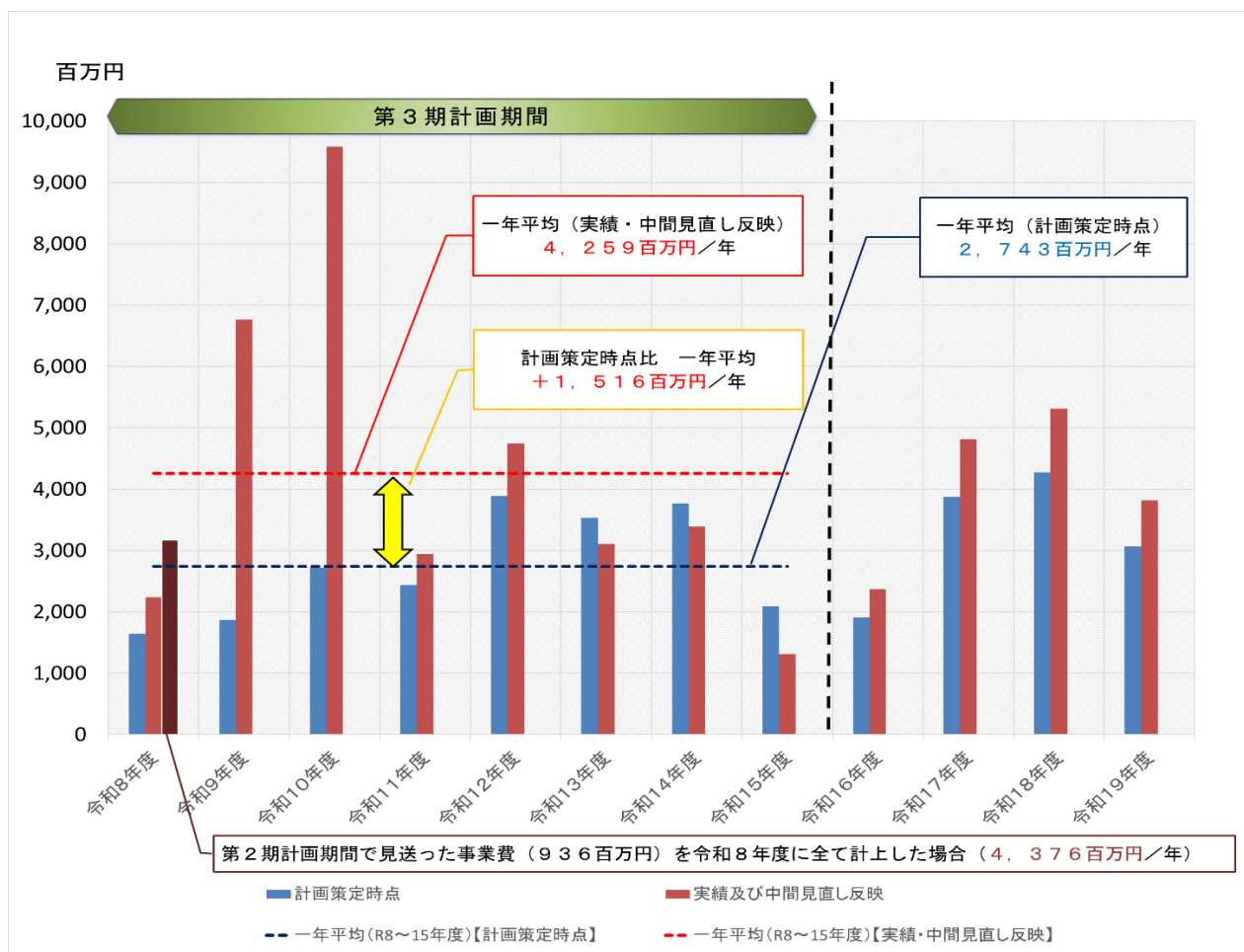


(4) 今後の事業費見込み

第2期計画期間中に、事業実施を見送った学校については、第3次学校施設再生計画に位置付けていく必要がありますが、建築資材価格の高騰や労務単価の上昇、社会環境の変化等への対応など、今後も事業費の増加が想定されます。

そこで、第2期計画期間での実績を踏まえ、今後の事業費見込みを試算しました。

【図表 2-18】 第2期計画期間での実績を踏まえた今後の事業費見込み額



【事業費見込み額の算出方法】

- ① 令和7年度当初予算までに設定された継続費の事業費を計上
- ② 上記以外は、第2次公共建築物再生計画における事業費（中間見直しを含む）に、令和5年度までの実績を踏まえ、計画策定時点からの伸び率を乗じて算出
（伸び率は令和5年度までに事業が完了した施設に限定して算出）

【試算の結果】

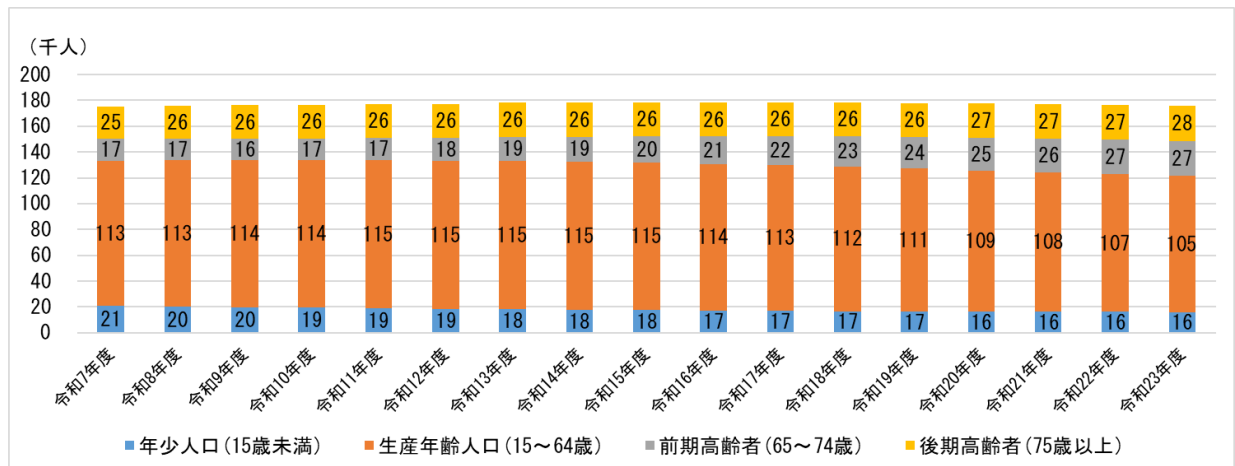
今後の事業費見込み額としては、第2期計画を策定した令和元（2019）年度時点での第3期計画期間における一年平均事業費は、約 27 億円でありましたが、令和5（2023）年度までの実績及び中間見直しを反映した結果、約 15 億円の増となる約 43 億円と見込んでいます。これに加え、第2期計画期間で見送った事業費が約 9 億円あり、更に事業費が増加することとなります。

なお、この試算は令和5（2023）年度までの実績を踏まえたものであり、今後も建築資材価格の高騰や労務単価の上昇が継続したり、社会環境の変化等への対応などが新たに必要となったりした場合は、更に事業費が増加する可能性があります。

(5) 本市の人口推計

令和6（2024）年度に実施した人口推計（中位推計）の結果では、65歳以上の高齢者人口が緩やかに増加していく一方、生産年齢人口が減少していく見込みとなっています。これは、社会保障関係経費の増加とそれを支える市税収入の減少を意味しており、学校施設整備の財源としての市税収入の確保が困難になると思われます。

【図表 2-19】 人口推計（中位推計）



（出典：「令和6年度習志野市人口推計結果報告書」より作成）

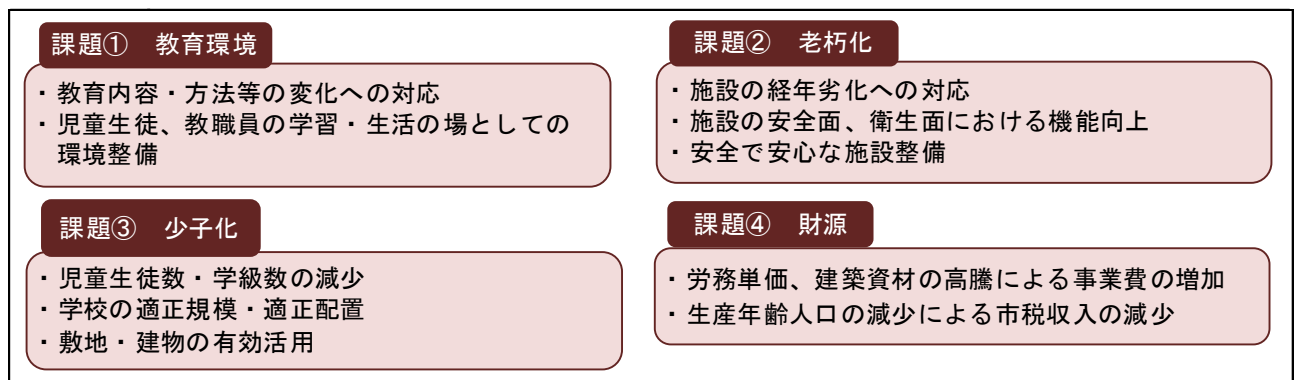
(6) 事業費及び財源内訳の実績並びに事業費見込み額の算出結果を踏まえた課題

前述のとおり、第2期計画期間における実績では、近年の建築資材価格の高騰、労務単価の上昇や現在の社会的要請に合わせた改修が生じたことなどにより、事業費が増加したほか、その財源としての地方債と基金の充当額も増加するなど、後年度の負担が更に大きくなることが想定されます。

また、第3期計画期間における事業費見込み額としては、第2期計画策定時点と比較して、一年平均で約15億円の増加と試算されているほか、人口推計結果から、社会保障関係経費の増加とそれを支える市税収入の減少が見込まれます。

以上のことから、今後の事業実施は困難となると想定され、第3期以降の事業計画については、この厳しい現状を踏まえた計画を立案していく必要があります。

【図表 2-20】 学校施設の整備を進めていくにあたっての課題



第3章 学校施設整備の基本的な方針

1. 学校施設の目指すべき姿

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものです。従って、充実した教育活動を存分に発揮できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全、安心なものでなくてはなりません。そのうえで、習志野市の教育の目指す姿を実現できる学校施設として整備していくことが重要になります。

また、「文教住宅都市憲章」のもと習志野市のまちづくりを進める中で、教育水準や教育環境をいかに向上させていくかという点は、まさに将来のまちづくりの根幹となる重要な視点です。学校施設の整備にあたっては、関係法令及び文部科学省の「小中学校施設整備指針」等を基本とし、各校の特色や教育理念・教育環境に十分配慮しながら、以下に示す5つの視点に立ち、施設の整備に取り組んでいきます。

視点① 柔軟性に富んだ施設

多様化する教育や学習内容を確実に支える基盤として、多機能で柔軟性を備えた施設とし、変化する教育内容や教育方法に弾力的に対応できる構造にします。

視点② ゆとりと潤いのある施設

児童生徒の学習の場・生活の場として、ゆとりと潤いのある施設とするとともに、学習意欲を高める生活空間などを形成します。

視点③ 環境に配慮した施設

再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー設備の導入、緑化等を通して、環境への負荷を抑制し、周辺の自然環境と調和した施設とします。

視点④ 安全・安心で質の高い教育環境

学校施設は災害時に地域の避難所になることから、地域の人々の生命を守る施設・機能を備えたものとし再生します。

視点⑤ 地域との交流・連携施設

地域に開かれた学校づくりを推進するため、子どもを含めた地域の人々が交流・連携しやすい空間を形成します。

2. 学校施設整備の基本的な方針

(1) 習志野市の老朽化対策の基本方針

習志野市公共施設等総合管理計画（令和7年度改訂予定）

公共建築物

(1) 老朽化対策の基本方針

基本方針1 複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

《基本方針1-1》

- ・施設重視から機能優先の考え方により、公共建築物の複合化・多機能化を積極的に推進します。
- ・公共建築物が目標耐用年数を迎える一定期間前の段階で、存続、廃止などの今後の方向性に関する検討を行います。

《基本方針1-2》

- ・適正な機能をできる限り維持し、総量を圧縮することにより、公共建築物の更新等経費を削減します。

《基本方針1-3》

- ・人口動態、市民ニーズなどを勘案して、公共建築物の更新の優先順位付けを行います。
- ・優先順位は公共建築物につけるのではなく、機能に順位付けを行います。

基本方針2 長寿命化の推進と適正な質の確保

《基本方針2-1》

- ・計画的な維持保全を実施することにより、公共建築物の長寿命化を推進します。
- ・予防保全を実施することにより公共建築物のライフサイクルコストを低減します。
- ・法定点検等を着実に実施し、安全性の確保が困難な状況が確認された際には、計画の見直しを速やかに検討します。
- ・防水、外壁、設備等の耐用年数が異なるものについて、適切な時期に予防保全を実施することができるよう計画に位置付けます。

《基本方針2-2》

- ・バリアフリー化、耐震化、ユニバーサルデザイン及び脱炭素化を推進するとともに、効率的運営などによる公共建築物の質的向上を図ります。

《基本方針2-3》

- ・災害時における避難所としての機能を強化・維持します。

基本方針3 資産の有効活用と財源の確保

《基本方針3-1》

- ・機能統合などにより発生した未利用地については、原則売却・貸付などによる有効活用を実施し、老朽化対策の財源として公共施設等再生整備基金に積み立てます。
- ・老朽化対策の財源確保策として、民間活力の活用を推進します。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

小学校・中学校・習志野高等学校

【課題】

「学校施設再生計画」の対象施設である小学校、中学校、習志野高等学校の床面積は、市が保有する建築物の 54.1%を占めており、そのうち、建築後 30 年以上を経過する床面積の割合は、75.3%であり老朽化が深刻な問題となっています。

しかし、老朽化対策を計画的に実行するために策定した「学校施設再生計画」に基づく整備事業の実行段階では、様々な課題が顕在化し、老朽化対策が計画通りには実施できなかったことから、課題解決に向けた対策の実践が必要となっています。

今後は、教育環境の変化への対応、複合化・多機能化の推進、施設の老朽化への対応、事業費の増加と生産年齢人口の減少による市税収入の減少など、学校施設の再生にあたっての課題に適切に対応するため、具体的な対策を実践し、次代を担う児童・生徒の教育環境の改善に向け早期の対策を実行していく必要があります。

また、習志野高等学校は、本市が保有する施設で最大の延床面積を有する施設であり、施設更新には多額の経費を要することや、将来的にも市立高校の存在は、本市のまちづくりに大きな影響を与えることが想定されることから、早い段階からの施設更新計画の検討が必要です。

【基本方針】

- ◎ 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件となるものであることから、「学校施設再生計画」に基づき、充実した教育活動を存分に実施できる、機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育む場としてふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた施設整備を行います。
- ◎ その際、本市の教育の目指す姿を踏まえ、**「柔軟性に富んだ施設」、「ゆとりと潤いのある施設」、「環境に配慮した施設」、「安全・安心して質の高い教育環境」、「地域との交流・連携施設」**の5つの視点に立ち、施設整備に取り組みます。
- ◎ 学校の施設整備にあたっては、社会経済状況の変化に適切に対応するため、将来的な人口減少や少子化の進行、今後の市内の開発動向、厳しさを増す財政状況など、本市の行財政運営状況を考慮するとともに、上記の各課題解決に向けた対策を早期に実践しつつ、適宜、「学校施設再生計画」の見直しを行い、トータルコストの縮減、平準化などを図っていくこととします。
- ◎ また、施設を長きにわたり有効に活用する、長寿命化改修を優先的に検討するとともに、維持管理については、引き続き「事後保全型」から「予防保全型」への転換を図っていくこととします。
- ◎ 習志野高等学校については、これまで市立高校として築いてきた、進学指導や部活動、地域とのつながりといった、確かな実績を継承しつつ、さらに向上させていくことで、受験生や保護者に選ばれる、特色や魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ◎ 習志野高等学校は、令和 17(2035)年度からの建替え着手が計画されていますが、老朽化が進んでいることから、それまでの間についても必要な修繕、改修を実施します。
- ◎ 習志野高等学校の施設更新に向けては、そのあり方を含め、多くの検討が必要と想定されることから、関係機関等との協議も含め、早い段階から着手していくこととします。

(2) 基本方針を踏まえた今後の取り組み

習志野市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画としての位置付けとなっている本計画においては、以下の取り組みを通じ、老朽化した学校施設の再生を推進します。

①複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮

I 施設整備規模の圧縮

学校施設の建替えを行う際には、将来的な児童生徒数・学級数の減少も視野に入れ、校舎建設を2期に分けるなど、施設整備規模の圧縮による事業費及び維持管理費の削減に取り組みます。

また、さらにその後の児童生徒数・学級数の減少の可能性についても考慮し、学校以外の用途への転用や減築等を行えるよう、それぞれの動線を確保した柔軟性の高い学校施設の整備についても検討していきます。

II 施設の「あり方検討」による保有総量の圧縮【新規】

児童生徒数・学級数の減少により生じた余裕教室については、引き続き、放課後児童会や放課後子供教室等での活用を進め、施設の有効活用を進めていきます。

また、市長事務部局で進める各駅勢圏を基に5つの地域区分に分けられた各地域における公共施設の「あり方検討」の進捗にあわせ、地域コミュニティの核としての役割も担っている学校を地域の拠点とし、建替えや長寿命化改修を実施する際には、児童生徒の安全や教育環境の確保に十分な配慮をしながら、当該地域に必要な他施設との複合化・多機能化等を図ることで、市が保有する公共建築物全体の総量圧縮を検討していきます。

【「あり方検討」の実施時期】

各施設における「長寿命化改修／機能向上大規模改修」または「建替」の設計開始年度から概ね10年前から2年前までの間

※ただし、付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになることがあります。

②長寿命化の推進と適正な質の確保

I 施設の長寿命化の推進

学校施設の築年数や劣化状況などに応じて、構造躯体を再利用する長寿命化改修を引き続き実施することで、環境負荷の低減及び事業費を抑制し、限りある予算で、より多くの学校施設の整備に取り組みます。

II 適正な質の確保

近年の多様な学習内容・学習形態への変化や施設のバリアフリー化といった社会的要請に対応した環境整備を行います。

また、施設の劣化状況調査や法定点検等を通じて施設の実態を把握し、その結果に応じて速やかに計画の見直しを行うとともに、外壁や設備といった部位別の修繕工事を計画に位置付けることで、計画的な予防保全を実施し、ライフサイクルコストの低減と適切な維持保全に努めます。

(3) 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準

①改修等の整備水準

本市全体の財政状況を鑑み、これまで以上にコスト削減を徹底したうえで、学校施設の再生に取り組むこととします。

そのうえで、建替及び改修等における各部の整備水準を設定し、適切な仕様を選択することにより、建物の整備水準の統一化を図ります。

②維持管理の項目・手法等

継続的に建物の健全性を保つため、効率的に定期点検を実施していきます。点検の評価項目については、過年度に実施した建物の劣化状況調査と同様に、建物の各部位に対して、段階的に判定していきます。

③学校プール施設の老朽化に伴うあり方

これまでの学校へのプール施設設置の可否基準については、民間プール施設の活用により、気温や天候に影響されない計画的な水泳授業の実施やプールの維持管理に係る教職員の労力やコストの削減が期待できることから、建替、長寿命化改修、大規模改修を行う際に、設計時に民間プール施設の活用を含めて学校プールの整備の可否や内容を判断するとしており、令和7(2025)年度は、小学校4校について民間プール施設にて業務委託の上、水泳授業を実施しました。

今後、小学校のプール施設につきましては、大規模改修や改築を行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建替時において、民間プール施設の利用へ順次移行することとします。

また、中学校については、原則自校プール施設での水泳授業を行うこととしますが、令和9(2027)年に告示が予定されている次期学習指導要領の内容を考慮し、改めて令和10(2028)年度以降の水泳授業のあり方について検討します。

④空調設備の設置

小中学校への空調設備の設置については、普通教室は令和元(2019)年度に、特別教室及び体育館は令和7(2025)年度までに整備を行いました。空調設備の更新につきましては、耐用年数及び使用状況を鑑み、学校運営に支障がないよう段階的に計画します。

※大久保小学校体育館は、令和8(2026)年度に完成する新体育館の建替にあわせ整備を行います。

⑤エレベーターの整備

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月1日内閣官房)の次展開であり、計画期間が令和8(2026)年度から令和12(2030)年度とされる「第1次国土強靱化実施中期計画」においても公立小中学校施設について防災機能強化に係る整備目標等が示されたことから、本市においては校舎の建替や長寿命化改修を行う際等に整備することとします。

⑥給食室の整備

現在の学校給食は、単独校方式と給食センター方式で提供を行っています。小学校の給食室の整備については、建替時等に単独校方式と給食センター方式を比較検討し、給食室の整備の可否を判断することとします。

なお、中学校においては、すべて単独校方式となっていることや給食センターは中学校の給食提供を行っていないことなどから、現状のまま、単独校方式を維持することとします。

【図表 3-1】改修等の整備水準（案）

標準的な整備水準一覧表（案）							
部 位		整備水準			〔 設備等 修繕水準 〕	既存の整備水準	
		建替	長寿命化改修	大規模改修			
外部	屋根・屋上	防水	防水改修		補修程度	防水	
		断熱あり	断熱あり	断熱なし	断熱なし	断熱なし	
	外壁	塗装 （耐候性塗料）	塗装改修 （耐候性塗料、複層塗材E）		補修程度	塗装	
		断熱あり	断熱あり	断熱なし	断熱なし	断熱なし	
	外部開口部	スチールサッシ アルミサッシ	サッシ交換 （カバー・はつり工法）		開閉調整程度	スチールサッシ アルミサッシ	
			シーリング打替え		シーリング打替え		
		複層強化ガラス または 強化ガラス	複層強化ガラス または 強化ガラス	強化ガラス		ガラス	
	その他	手すり （アルミ・スチール溶融 亜鉛メッキ）	手すり改修 （更新または塗装改修）			手すり	
	内部	内部仕上げ （教室等）	床：ビニルシート 壁：塗装 天井：ボード	床：ビニルシート 壁：塗装（下地共） 天井：ボード（下地共）	床：ビニルシート 壁：塗替え 天井：張替え	補修程度	床：ビニルタイル 壁：塗装 天井：ボード
		トイレ	乾式	乾式化		現状維持	湿式（タイル張り）
洋式			洋式化		洋式化・補修程度	建設時の便器	
家具類		新設	更新	塗装程度			
外構	グラウンド 設備等	散水設備（自動） 防球ネット・フェンス 大型バス駐車スペース 来客等用駐車場	ネット改修		補修程度	散水設備（人力） 建設時の仕様	
省エネ化	電気設備	LED照明 太陽光発電	LED照明に交換		LED照明に交換	蛍光灯・水銀灯	
	給排水衛生 設備	節水型便器 小便器（センサー）	節水型便器 小便器（センサー）			建設時の便器	
		手洗い（センサー）	手洗い（センサー）	部分改修		手洗い（センサー）	
		受水槽＋増圧ポンプ	受水槽＋増圧ポンプ	部分改修		受水槽＋高架水槽	
	空調設備	ヒートポンプ式 マルチエアコン	ヒートポンプ式 マルチエアコン	部分改修	補修程度	ヒートポンプ式 マルチエアコン	
バリアフリー	建築	車椅子対応駐車場	車椅子対応駐車場				
		スロープ・手すり	スロープ・手すり				
		案内板・カウンター ・誘導ブロック	案内板・カウンター ・誘導ブロック				
	トイレ	多機能トイレ （車椅子対応・オストメイト対応）	多機能トイレ （車椅子対応・オストメイト対応）	部分改修		多機能トイレ （車椅子対応）	
昇降機	車椅子対応	車椅子対応					
防災・防犯	防犯カメラ	防犯カメラ	防犯カメラ				
	給排水衛生 設備	受水槽 （災害時利用蛇口付・緊急遮断弁付） マンホールトイレ	受水槽 （災害時利用蛇口付・緊急遮断弁付） マンホールトイレ			受水槽 （災害時利用蛇口付き）	

※改修範囲は実施設計時に定めるものとする

第4章 第3次学校施設再生計画

1. 第3次学校施設再生計画の策定にあたって

これまで述べてきたように、学校施設の老朽化や社会経済情勢といった課題を踏まえると、現状のままでは、今後学校施設再生の取り組みを進めていくことは困難であると考えられます。一方で、児童生徒の安全・安心を確保し、適切な教育環境を整えていく必要もあります。

これらの課題を踏まえ、第3次学校施設再生計画の策定にあたっては、以下の見直しを行うこととしました。

(1) 目標耐用年数の設定【新規】

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は47年となっていますが、これは税務上、減価償却費を算定するためのものであり、使用可能年限を示すものではありません。物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされて、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合には70年から80年程度、さらに技術的には100年以上もたせるような長寿命化も可能であるとされています。

これを踏まえ、第2期計画期間における事業実績や他市の事例なども考慮し、物理的な耐用年数として【図表4-1】のとおり設定します。

【図表4-1】構造別の目標耐用年数一覧

構 造	目標耐用年数※1
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） または 鉄筋コンクリート造（RC造）	70～100年
重量鉄骨造（S造）	70年～80年（100年※2）
軽量鉄骨造（LGS造）	50年
木造（W造）	50年

※1 建物の劣化状況、周辺施設との関係性や今後の施設の維持コストなどを考慮して、記載の年数より短いまたは長い年数とすることもあります。

※2 目標耐用年数を100年とする校舎と一体的に整備する学校体育館などは、S造であっても目標耐用年数を100年とする場合もあります。

(2)「長寿命化改修」及び「機能向上大規模改修」の定義【見直し】

これまで、長寿命化に適すると判断するコンクリート圧縮強度の基準を本市独自に「20N／mm²以上」と設定していましたが、環境負荷の低減及び事業費を抑制し、限りある予算で、より多くの学校施設の整備に取り組んでいくため、第2期計画期間における長寿命化改修の実績を踏まえて、文部科学省の基準に合わせることにしました。

また、「公共施設再生基本方針」策定後に竣工した建物は、「使えるものはより長く使う」という考えのもと行われる長寿命化改修とは前提が異なることから、「機能向上大規模改修」とし、名称を差別化しました。

【長寿命化改修/機能向上大規模改修の定義】（見直し後）

- (1) 構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が13.5N／mm²超であるもの
- (2) 建築後40年以上を経過しているもの
- (3) 改修後は原則として、その後30年以上使用するもの

(3)設備等修繕の位置付け【新規】

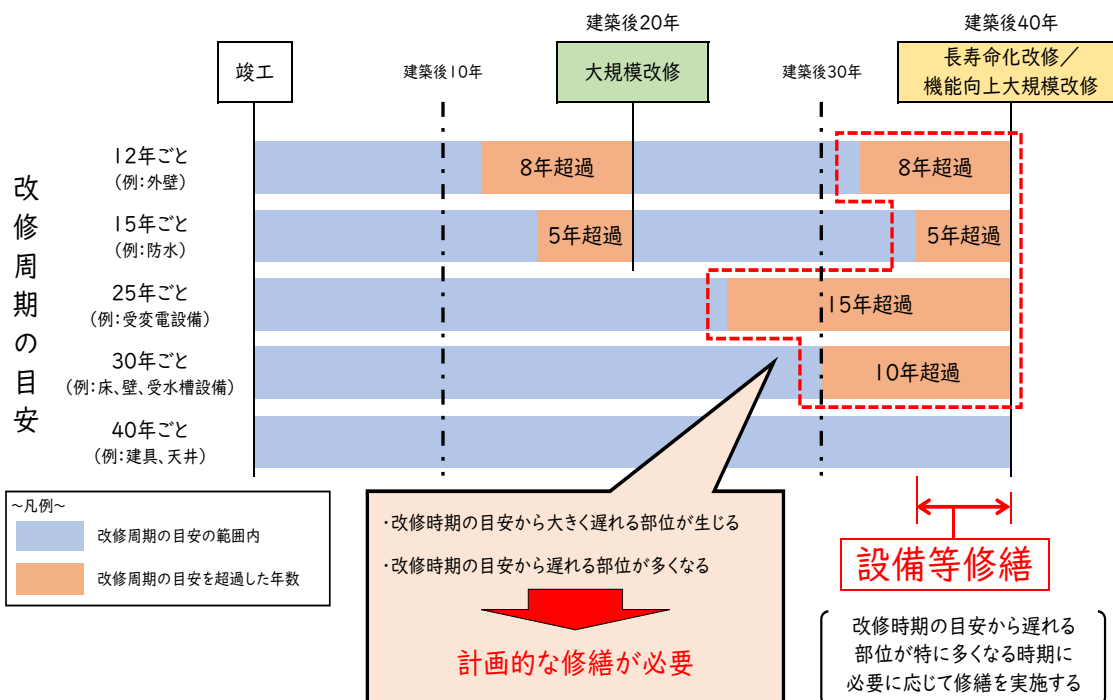
建物を構成する外壁、屋上防水、設備といった部位ごとに、改修が必要とされる時期の目安が異なるため、建築後一定の周期で実施する「大規模改修」や「長寿命化改修」だけでは、改修時期が目安から大きく遅れる部位が生じてしまいます。

そのため、本計画においては、新たに「設備等修繕」に関する事業費を計画に明確に位置付け、施設の安全性を確保する観点から、着実に実施していくことにしました。

【設備等修繕の定義】（新規）

建築後一定の周期で実施する改修工事とは別に、必要に応じて実施する部位別の修繕工事

【図表 4-2】「設備等修繕」実施の一例



(4) 竣工から再整備までの標準的なケース別スケジュール

各方針に基づき、一定のルールでケース分けした竣工から再整備までの標準的なケース別スケジュールを以下のように設定し、事業計画を立案します。

原則	
・ 構造、築年数などで分類したケースに応じて、竣工から再整備までに一定の大規模な改修等を実施する。 ・ ケースによっては、必要に応じて大規模な改修とは別に設備等修繕を実施する。 ・ 竣工から一定の時期が経過した段階で、施設の今後のあり方を検討する。	
例外	
・ 「あり方検討」や定期点検の結果によっては、ケース分類に関わらず、目標耐用年数よりも短いまたは長い年数での施設の廃止・再整備の実施や、計画上で位置付けた年度・内容の改修とは別に、劣化状況を踏まえた工事を実施する。 ・ 同一敷地内に複数の棟がある場合は、最も早期の対策が必要な棟（劣化状況などで判断）を基準として工期及び改修内容を設定する。 ・ ただし、当該各棟の建築後の経過年数や劣化状況に相当な差異がある場合や、計画期間における事業費の平準化、施設の利用制限の抑制などが必要な場合は棟ごとの改修の是非について事業の実施前に検討する。 ・ また、「総合計画」や「都市マスタープラン」に基づいて一体的に今後の施設のあり方を検討すべき場合などは、当該地域内の建築物のうち最も早く工期を迎える建築物に合わせて、当該一体的に検討すべき施設の各建築物における「あり方検討」や改修工事の実施時期を設定する。	

図表 4-3 標準的なスケジュールの概要

ケース分けの条件	構造	SRC造、RC造、S造				LGS造		W造								
	竣工年度	2012年度以降				2011年度以前										
	令和2(2020)年4月時点での築年数	20年未満				20年以上50年以下		51年以上								
	ケース分類	ケース1 (SRC造、RC造)		ケース2 (S造)		ケース3		ケース4		ケース5		ケース6		ケース7		
基本的な改修の考え方		【長寿命化 実施不要】 機能回復・機能向上改修により目標耐用年数まで使用				【長寿命化 実施対象】 機能回復・長寿命化改修により目標耐用年数を延伸				【長寿命化 実施対象外】 必要最低限の機能回復を実施し目標耐用年数経過時に建替						
目標耐用年数		100年		80年 (100年※1)		80年※2		80年		70年		50年		50年		
竣工から再整備までのスケジュール	「あり方検討」実施開始時期		「機能向上大規模改修」及び「建替」設計開始10年度前から				「長寿命化改修」及び「建替」設計開始10年度前から				「建替」設計開始10年度前から					
	工事種別	【機能回復】大規模改修	・21年目 ・61年目 ・81年目		・21年目 ・61年目 (・81年目※1)		・21年目 ・61年目		—		—		21年目		—	
		【機能向上】長寿命化改修／機能向上大規模改修	41年目		41年目		41年目		51年目		—		—		—	
		建替	101年目		81年目 (101年目※1)		81年目		81年目		71年目		51年目		51年目	
		設備等修繕	・36～40年目 ・76～80年目		36～40年目		36～40年目		建築物の状況に応じて実施		56～60年目		—		—	

※1 目標耐用年数を100年とするSRC造またはRC造の建築物と一体で整備された建築物については、目標耐用年数を100年とする場合もある。

※2 施設の劣化状況や工事履歴等を勘案し、目標耐用年数を100年とする場合もある。

(参考) 工事種類の分類

各工事の種別については、図表4-4のとおりです。

図表 4-4 工事種別ごとの工事内容

				大規模 改修	長寿命化改修/ 機能向上大規模改修	建替	設備等 修繕
改修の 効果	劣化部位の機能回復 機能回復			該当	該当		非該当
	社会的な要請への対応 機能向上			非該当	該当		非該当
	物理的耐用年数の延伸			非該当	該当※1		非該当
	劣化部位の修繕			非該当	非該当		該当
改修内容／改修周期の目安 ※2	建築外構	防水	15年ごと	○	○		▲
		外壁	12年ごと	○	○		▲
		建具	40年ごと	▲	○		▲
		鉄部塗装※3		▲	○		—
	建築内部	床	30年ごと	▲	○		▲
		壁	30年ごと	▲	○		▲
		天井	40年ごと	▲	○		▲
		建具		▲	○		—
		家具		—	▲		—
	電気	受変電設備	25年ごと	▲	○		▲
		幹線設備		▲	○		—
		強電設備		▲	○		—
		弱電設備		▲	○		—
	機械	受水槽設備	30年ごと	▲	○		▲
		給排水設備		▲	○		—
		換気設備		▲	○		—
		空調設備		▲	○		—
	共通	便所		▲	○		—
		躯体		—	▲		—
		外構※4		—	▲		—
		その他※5		▲	▲		—

※1 長寿命化改修に限る(詳細は次頁参照)

※2 一般的に改修が必要とされる時期の目安

※3 非常階段・バルコニー手摺等

※4 門扉・フェンス・外構排水等

※5 学校要望等

凡例

○: 全面改修

▲: 部分改修

—: 改修せず

(参考) 工事種別ごとの工期及び単価

本計画における各工事の単価については、第2次公共建築物再生計画における施設分類ごとに設定した各工事の単価または第2期計画期間で実施した工事の実績に対し、令和6(2024)年度までの物価上昇率を乗じて設定しました。

なお、工事期間については第2次公共建築物再生計画及び第2次学校施設再生計画から変更していません。

図表 4-5 施設分類・工事種別ごとの工期及び単価一覧

設計/工事	工期/単価 ※1	工事種別					
		大規模改修	長寿命化改修/ 機能向上大規模改修	建替 ※2			設備等修繕
				既存解体	新築	外構	
計画・設計	工期	1年	2年	3年			—
	単価	8,400	17,000	5,400	39,000	1,400	—
工事	工期	2年	3年	3年			1年
	単価	165,000	293,000	76,000	552,000	20,000	6,375

※1 ・延床面積が 200 m²未満である場合は、工事種別に関わらず「設計1年、工事1年」とする。

・単価の単位は[円/m²](消費税 10%)とする。

※2 「既存解体」、「新築」、「外構」に分けて設定することとし、それぞれ以下の面積に対して乗じるものとする。

「既存解体」：既存建築物の延床面積に対する単価

「新築」：建替後の建築物の延床面積に対する単価

「外構」：敷地面積に対する単価

(5) 事業費の平準化、事業実施時期の見直し

先述のとおり、第2期計画期間での実績を踏まえた、第3期計画期間の事業費の見込み額は、約15億円の増となる約43億円と見込んでおり、これに加え、第2期計画期間で見送った事業費が約9億円あることから、更に事業費が増加することとなり、今後の事業実施は困難となることが想定されます。

そのため、実現可能な計画となるよう、これまでの事業計画に対し、事業実施時期や方法を見直す必要があります。

また、市長事務部局において進める各駅勢圏における公共施設の「あり方検討」にあたっては、庁内における合意形成及び市民説明会、パブリックコメントの実施など、一定の期間が必要となります。

このようなことから、第3期以降に実施を予定していた事業を原則5年遅らせることとしますが、施設の老朽化状況や計画期間中の事業量を考慮した上で、必要な「設備等修繕」を行うことで、施設の安全性・機能性を確保します。

2. 第3次学校施設再生計画 実施計画

第3次学校施設再生計画策定にあたっての見直し事項を踏まえ、本計画の計画期間である令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までの事業実施計画については、【図表 4-6】のとおりとなります。

施設の「あり方検討」の実施時期は、各駅勢圏における公共施設の「長寿命化改修／機能向上大規模改修」または「建替」の設計開始年度から概ね10年前から2年前までの間とし、当該地域に必要な他機能との複合化・多機能化等を図ることを検討します。

※ただし、付近の施設の検討時期に合わせて、前倒しになることがあります。

凡 例	以下の工事種別に応じた記号を事業実施年度に記載
	《工事種別に応じた記号》 □ 建替(設計) ○ 大規模改修(設計) ◇ 長寿命化改修(設計) ■ 建替(工事) ● 大規模改修(工事) ◆ 長寿命化改修(工事) ◇ 機能向上大規模改修(設計) ◇ あり方検討 ◆ 機能向上大規模改修(工事) ▨ 設備等修繕(工事)※ ※設備等修繕は工事のみで設計については位置付けていない。

【図表 4-6】事業実施計画

通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
				計画□ 期間	第3期								第4期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	小学校	津田沼小学校			－	概要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

通 し 番 号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																
				計画□ 期間	第3期							第4期								
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
5	小 学 校	実籾小学校		概要																
				事業費	4,134百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事□ 時期	第4期:R18～23	工事□ 種別	建替	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8									
	校舎1、2	RC	4,941.00 ㎡																	
	体育館	S	835.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・建替について、令和18(2036)～20(2038)年度に設計、令和21(2039)～23(2041)年度に工事を実施する。															
S38(1963)		63																		
6	小 学 校	大久保東小学校		概要																
				事業費	5,859百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5□	工事□ 時期	第3期:R8～12	工事□ 種別	建替□	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8									
	校舎1、2、4	RC	5,389.00 ㎡																	
	校舎3□ 体育館	S	1,112.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・第1期工事(～令和10(2028)年度)については、継続費に基づき実施する。 ・第2期工事(令和11(2029)年度～)については、本計画策定時点で想定している工期及び本計画で定める平均的な単価に基づき位置付ける。□ ・建替について、令和8(2026)～12(2030)年度に工事を実施する。□															
S38(1963)		63																		
7	小 学 校	袖ヶ浦西小学校		概要																
				事業費	241百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事□ 時期	第4～5期以降:R22～27	工事□ 種別	建替	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8									
	校舎1～5	RC	6,542.00 ㎡																	
	体育館	S	802.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・建替について、令和22(2040)～24(2042)年度に設計、令和25(2043)～27(2045)年度に工事を実施する。															
S42(1967)		59																		
8	小 学 校	袖ヶ浦東小学校		概要																
				事業費																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事□ 時期	第5期以降:R24～29	工事□ 種別	建替	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8									
	校舎1～3	RC	5,003.00 ㎡																	
	体育館	S	814.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・建替について、令和24(2042)～26(2044)年度に設計、令和27(2045)～29(2047)年度に工事を実施する。															
S44(1969)		57																		

通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																				
				計画□ 期間	第3期										第4期									
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23				
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041				
9	小学校	東習志野小学校		概要																				
				事業費																				
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事□ 時期	第5期以降:R24～29	工事□ 種別	建替	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8													
	校舎1～4	RC	7,144.00 ㎡																					
	体育館	S	866.00 ㎡																					
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・建替について、令和 24 (2042) ～ 26 (2044) 年度に設計、令和 27 (2045) ～ 29 (2047) 年度に工事を実施する。																				
S44 (1969)	57																							
10	小学校	屋敷小学校		概要																				
				事業費																				
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事□ 時期	第5期以降:R32～37	工事□ 種別	建替	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8													
	校舎1～3	RC	6,037.00 ㎡																					
	体育館	S	814.00 ㎡																					
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	・建替について、令和 32 (2050) ～ 34 (2052) 年度に設計、令和 35 (2053) ～ 37 (2055) 年度に工事を実施する。																				
S47 (1972)	54																							
11	小学校	藤崎小学校		概要	◇	◇	◆	◆	◆															
				事業費	1,741百万円																			
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事□ 時期	第3期:R8～12	工事□ 種別	長寿命化改修	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8													
	校舎1,2	RC	4,944.00 ㎡																					
	体育館	S	814.00 ㎡																					
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	・継続費に基づき、設計を行う。 ・工事の時期及び事業費については、設計最終年度の翌年度を初年度として、本計画で定める平均的な工期及び単価に基づき位置付ける。□ ・長寿命化改修について、令和 8 (2026) ～ 9 (2027) 年度に設計、令和 10 (2028) ～ 12 (2030) 年度に工事を実施する。																				
S49 (1974)	52																							
12	小学校	実花小学校		概要			◇	◇	◆	◆	◆													
				事業費	1,836百万円																			
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事□ 時期	第3期:R11～15	工事□ 種別	長寿命化改修	あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8													
	校舎1	RC	5,038.00 ㎡																					
	体育館	S	885.00 ㎡																					
建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・長寿命化改修について、令和 11 (2029) ～ 12 (2030) 年度に設計、令和 13 (2031) ～ 15 (2033) 年度に工事を実施する。																				
S50 (1975)	51																							

通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																	
				計画 □ 期間	第3期								第4期								
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
13	小学校	向山小学校		概要																	
				事業費																	
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 □ 時期	第5期以降:R35～40	工事 □ 種別	建替	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R9										
	校舎1、2	RC	6,203.00 m																		
	体育館	S	813.00 m																		
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化 □ 対策の □ 方針	・建替について、令和35(2053)～37(2055)年度に設計、令和38(2056)～40(2058)年度に工事を実施する。																
	S50(1975)	51																			
14	小学校	秋津小学校		概要																	
				事業費	41百万円2,463百万円																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 □ 時期	第3期:R8～11□ 第3～4期:R15～19	工事 □ 種別	設備等修繕□ 長寿命化改修	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R8										
	校舎1、2	RC	7,096.00 m																		
	体育館	S	850.00 m																		
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化 □ 対策の □ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～11(2029)年度の間に実施する。□ ・長寿命化改修について、令和15(2033)～16(2034)年度に設計、令和17(2035)～19(2037)年度に工事を実施する。																
	S54(1979)	47																			
15	小学校	香澄小学校		概要																	
				事業費	58百万円2,083百万円																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4□	工事 □ 時期	第3期:R8～12□ 第4期:R16～20□	工事 □ 種別	設備等修繕□ 長寿命化改修□	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R8										
	校舎1、2	RC	4,940.00 m																		
	体育館	S	855.00 m																		
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化 □ 対策の □ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。□ ・長寿命化改修について、令和16(2034)～17(2035)年度に設計、令和18(2036)～20(2038)年度に工事を実施する。□																
	S55(1980)	46																			
通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																	
				計画 □ 期間	第3期								第4期								
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
16	小学校	谷津南小学校		概要																	
				事業費	263百万円																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 □ 時期	第4～5期以降:R21～25	工事 □ 種別	長寿命化改修	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R9										
	校舎1、2	RC	5,616.00 m																		
	体育館	S	885.00 m																		
	建築年度(最古)	建築後経過年数		老朽化 □ 対策の □ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・長寿命化改修について、令和21(2039)～22(2040)年度に設計、令和23(2041)～25(2043)年度に工事を実施する。																
	S60(1985)	41																			

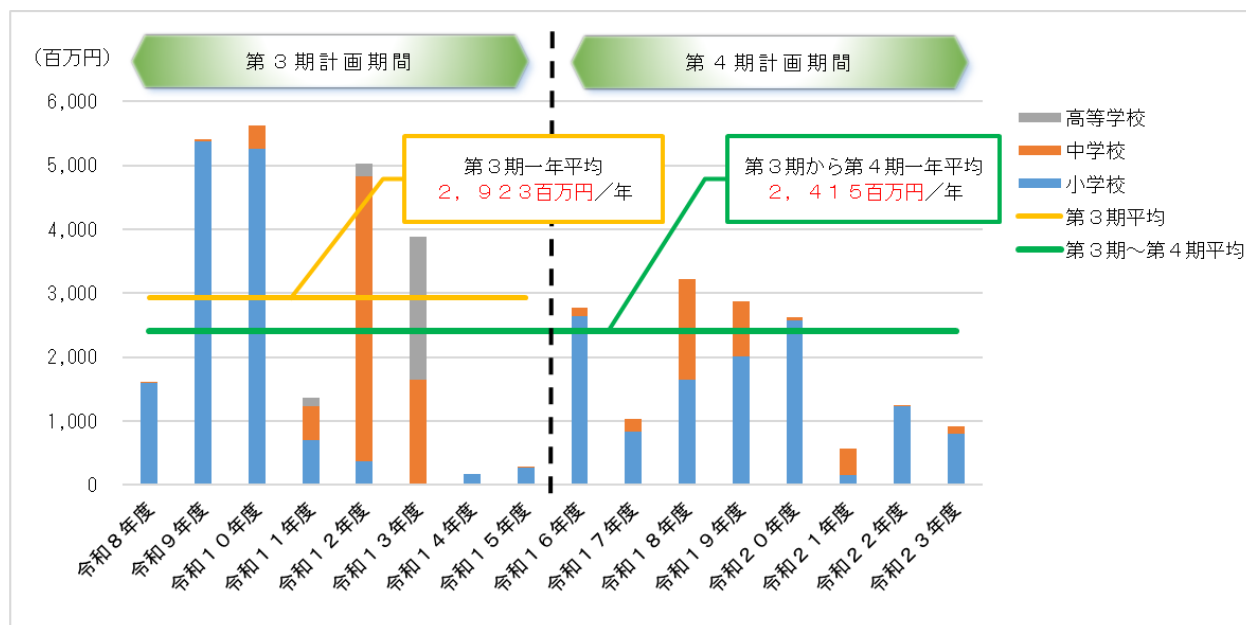
通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																
				計画 □ 期間	第3期								第4期							
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
17	中 学 校	第一中学校		ー	概要															
				事業費																
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事 □ 時期	第5期以降:R31～36	工事 □ 種別	建替	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R9									
	校舎1～4	RC	6,037.00 ㎡																	
	体育館□ 校舎5	S	4,409.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建替について、令和31(2049)～33(2051)年度に設計、令和34(2052)～36(2054)年度に工事を実施する。															
S46(1971)		55																		
18	中 学 校	第二中学校		①	概要															
				事業費																
	②	概要																		
	事業費																			
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	① ケース□ ② ケース1	工事 □ 時期	① 第5期以降:R24～26□ ② 第5期以降:R26～28	工事 □ 種別	① 大規模改修□ ② 大規模改修	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R8									
	① 体育館	S	2,720.00 ㎡																	
	② 校舎1	RC	7,908.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・校舎1と体育館で建築年度が相当年数異なることから、それぞれの建築年度に基づき事業の実施内容及び時期を定める。 ・ただし、体育館における劣化状況評価の結果や健全度が高いことから、学校施設全体での劣化状況や事業費平準化のための調整結果を踏まえ、大規模改修の実施時期を5年後ろ倒しする。 ① 第二中学校(体育館)□ ・大規模改修について、令和24(2042)年度に設計、令和25(2043)～26(2044)年度に工事を実施する。□ ② 第二中学校(校舎1)□ ・大規模改修について、令和26(2044)年度に設計、令和27(2045)～28(2046)年度に工事を実施する。															
H29(2017)		9																		
19	中 学 校	第三中学校		ー	概要		○	●	●									□	□	
				事業費	1,586百万円 304百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事 □ 時期	第3期:R9～11□ 第4～5期以降:R22～27	工事 □ 種別	大規模改修□ 建替	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R8									
	校舎1～3	RC	6,899.00 ㎡																	
	校舎4□ 体育館	S	2,247.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・大規模改修について、令和9(2027)年度に設計、令和10(2028)～11(2029)年度に工事を実施する。□ ・建替について、令和22(2040)～24(2042)年度に設計、令和25(2043)～27(2045)年度に工事を実施する。															
S42(1967)		59																		
20	中 学 校	第四中学校		ー	概要														□	
				事業費	36百万円															
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース5	工事 □ 時期	第4～5期以降:R23～28	工事 □ 種別	建替	あり方 □ 検討 □ 開始 □ 年度	第3期:R8									
	校舎1～4	RC	6,904.00 ㎡																	
	校舎5□ 体育館	S	2,204.00 ㎡																	
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・建替について、令和23(2041)～25(2043)年度に設計、令和26(2044)～28(2046)年度に工事を実施する。															
S43(1968)		58																		

通し 番号	施設名・基本情報			各施設の対策内容の概要																		
				計画□ 期間	第3期								第4期									
					R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
21	中 学 校	第五中学校		概要																		
				事業費	56百万円 2,733百万円																	
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事□ 時期	第3期:R8～12□ 第3～4期:R12～16					工事□ 種別	設備等修繕□ 長寿命化改修				あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8				
	校舎1～6	RC	7,138.00 m ²																			
	体育館	S	1,678.00 m ²																			
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。□ ・長寿命化改修について、令和12(2030)～13(2031)年度に設計、令和14(2032)～16(2034)年度に工事を実施する。																	
S52(1977)		49																				
22	中 学 校	第六中学校		概要																		
				事業費	55百万円 2,674百万円																	
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事□ 時期	第3期:R8～12□ 第3～4期:R13～17					工事□ 種別	設備等修繕□ 長寿命化改修				あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8				
	校舎1～3	RC	6,180.00 m ²																			
	体育館	S	2,446.00 m ²																			
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。□ ・長寿命化改修について、令和13(2031)～14(2032)年度に設計、令和15(2033)～17(2035)年度に工事を実施する。																	
S53(1978)		48																				
23	中 学 校	第七中学校		概要																		
				事業費	45百万円 2,755百万円																	
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	ケース4	工事□ 時期	第3期:R8～11□ 第3～4期:R15～19					工事□ 種別	設備等修繕□ 長寿命化改修				あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8				
	校舎1～5	RC	6,816.00 m ²																			
	体育館	S	2,072.00 m ²																			
	建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・建物の劣化状況や事業費平準化の都合から、標準的なスケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～11(2029)年度の間に実施する。□ ・長寿命化改修について、令和15(2033)～16(2034)年度に設計、令和17(2035)～19(2037)年度に工事を実施する。																	
S54(1979)		47																				
24	高 校	習志野高等学校		① 概要																		
				事業費	2,726百万円																	
	① 校舎1～5□ 体育館□武道場□ その他2、5		② 概要																			
			事業費	2百万円																		
	建物名	構造	延床面積(計)	分類	① ケース4□ ② ケース4	工事□ 時期	① 第3期:R11～13□ ② 第3～4期:R14～18					工事□ 種別	① 大規模改修□ ② 設備等修繕				あり方□ 検討□ 開始□ 年度	第3期:R8				
	① 校舎1～5□ 体育館□武道場□ その他2、5	RC	16,648.00 m ²																			
② その他1、3、4、 7、8□ 室内練習場	S	2,483.00 m ²																				
建築年度(最古)		建築後経過年数	老朽化□ 対策の□ 方針	・同一敷地内において、旧耐震基準に基づいて建設された棟と新耐震基準に基づいて建設された棟が混在していることから、耐震基準別に建物の劣化状況等を勘案し、標準的な改修スケジュールとは異なる改修時期及び内容を位置付ける。 ・なお、室内練習場はリース物件であり、リース期間満了後の取り扱いは事業者との協議によることとしているため、改修の具体的な時期や内容は定めない。 ① 習志野高等学校(校舎1～5、体育館、武道場、その他1、2)□ ・大規模改修について、令和11(2029)年度に設計、令和12(2030)～13(2031)年度に工事を実施する。□ ② 習志野高等学校(その他3～5、7、8、室内練習場)□ ・設備等修繕について、必要に応じて令和14(2032)～18(2036)年度の間に実施する。																		
S49(1974)		52																				

3. 第3次学校施設再生計画 事業費の試算

第3次学校施設再生計画の策定にあたって、見直しを行った実施計画に基づく事業費の試算結果は、本計画の計画期間である第3期から第4期計画期間における一年平均事業費は約24億2千万円であり、直近5年間（令和元（2019）年度から令和5（2023）年度）の決算における一年平均事業費が約28億円であることから、実現可能なものと言えます。

【図表 4-7】事業費試算結果



第5章 学校施設再生計画の継続的運用方針

1. 情報基盤の整備と活用

本計画を推進するにあたり、学校施設の状況や改修履歴などを施設情報として一元管理し、蓄積・更新することが重要となります。

以下の情報を適切に管理し、施設の実態を把握することで、今後の改修内容や時期などを総合的に判断します。

- ・学校施設の基本情報（学校施設台帳など）
- ・改修、修繕の履歴
- ・点検時の指摘事項（定期点検、法定点検の結果）
- ・各学校からの報告や修繕の要望

各施設情報は、施設状況に変更が生じた際や改修、報告などが行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め内容を確認します。

2. 推進体制の整備

- ① 学校施設の状況を正確に把握するため、学校や教育委員会、市の管財・財政・建設等の関連各課、点検等実施業者などとの連携が重要です。

また、児童生徒により良い教育環境を継続的に提供するとともに、将来世代に過度な負担とならないように学校施設の老朽化対策を進めていくには、市長事務部局で進める各駅勢圏における公共施設の「あり方検討」の進捗にあわせ、当該地域に必要な他施設との複合化・多機能化等により、市全体の公共建築物の総量圧縮を検討していく必要があります。

本計画に基づき建替や長寿命化及び大規模改修等を確実に実施するため、関係部署との連携や市民との情報共有など、推進体制の充実を図ります。

- ② 学校施設の再生に向けた実施体制を構築することで、市としてのノウハウが蓄積でき、同じ対応が可能なものは、平準化を図ることで、費用や時間を縮減することができます。

3. フォローアップ

本計画に基づき、効率的かつ効果的な学校施設の再生を進めて行くためには、PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

- ① 施設の状況把握及びあり方を検討した上で、それを踏まえた実施計画を策定 Plan（計画）
- ② 計画に基づく日常的な維持管理や適切な改修を実施 Do（実行）
- ③ 整備による効果を検証し、整備手法の改善点などを整理 Check（評価）
- ④ 本計画及び次期計画に反映 Action（改善）

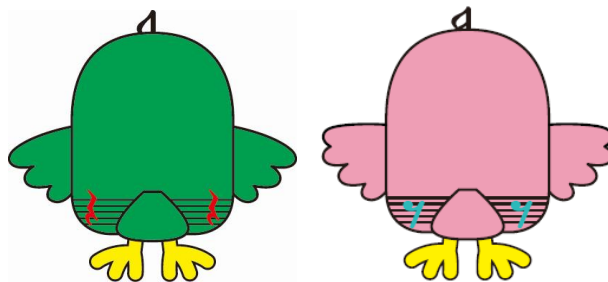
また、毎年度、事業の進捗状況、劣化状況調査の結果などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

【用語説明】

長寿命化：老朽化した建物やインフラについて、物理的な不具合を直し耐久性を高めるとともに、その機能や性能を現在求められる水準まで引き上げる改修を実施することで、一般的な施設の耐用年数よりも長く使い続けるようにすること。

コンクリート圧縮強度：コンクリートの圧縮強度とは、そのコンクリートがどれだけの力（重さ）に耐えられるかを示したもので、コンクリートが圧縮力を受けて破壊するときの最大強さを単位面積当たりの力で表した値のことです。「圧縮強度試験」の方法は、円柱状のコンクリート試験体の上下端面に圧力を加えて、どこまで耐えられるかを計測します。試験体が破壊するまでに試験機が示した最大荷重（N：ニュートン）を試験体の断面積（mm²：平方ミリメートル）で除して圧縮強度（N/mm²：ニュートン毎平方ミリメートル）を求めます。

複合化・多機能化：一つの建物に異なる用途の機能が存在する状態を「複合化」、一つの空間を利用時間で分けて異なる用途の機能として利用することを「多機能化」という。



習志野市第3次学校施設再生計画（令和8年度～令和23年度）

発行年月：令和8年3月

発 行：習志野市教育委員会 学校教育部 教育総務課

所 在 地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電 話：047-451-1122

協 議 第 3 号

習志野市子どもの読書活動推進計画（パブリックコメント案）について

習志野市子どもの読書活動推進計画（パブリックコメント案）について、別紙のとおり協議する。

令和7年10月22日協議

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画 (素案) Ver.9

(令和8(2026)～15(2033)年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～

後ほど図を挿入

令和7年 10 月 22日時点

習志野市教育委員会

はじめに

※教育長あいさつが入ります。

習志野市教育委員会教育長 小熊 隆

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等	5
1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化	5
2 国・千葉県の動向	5
第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等	6
1 前期計画の振り返り	6
(1) 実施状況	6
(2) 前期計画の目標達成状況	7
(3) アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点	10
第4章 基本目標・基本方針・施策体系	17
1 基本目標	17
2 基本方針	17
3 施策体系	18
4 計画の目標値	19
第5章 計画の実現に向けた取り組み	20
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進	20
基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施	20
基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信	21
基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み	23
基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上	24
基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進	25
基本施策⑥ 学校での読書活動の推進	25
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	27
基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実	27
基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり	28
基本施策⑨ 子ども読書活動推進体制の整備	29
基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保	30
「子どもの発達段階に応じた取り組み」	31
「計画の推進」	35
【参考資料】	36
計画の策定プロセス	37
子どもの読書活動の推進に関する法律	38
習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領	40
子どもの読書活動 関係施設一覧	42
習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果（抜粋）	48

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」の基本理念に基づき策定するものです。

近年、生活環境の変化や価値観の多様化等により、すべての世代の「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。文化庁が令和6(2024)年に全国の16歳以上を対象にして実施した調査では、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が6割に上り、過去最大の数値となりました。

その中で、子どもたちも年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率^①の高さは課題となっています。

習志野市では、平成16(2004)年4月に「習志野市読書活動推進計画」、平成31(2019)年4月に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

この間、国のGIGAスクール構想により、小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、教育におけるデジタル化が進展し、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整っていることから、引き続き、多様な機会の提供に取り組む必要があります。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、知識や豊かな心を育むことができるよう、前期計画に続き、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

また、特に育児をしながら自身の生育過程を振り返っている保護者にとっても、子どもとともに過ごす読書時間が自らの癒しや励ましにつながってほしいと願うものです。

読書とは、教養・娯楽・情報収集・語彙力の向上のためだけではなく、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のうちで非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくための助けとなるものです。著名な児童文学者のリリアン・H・スミス^②は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

これらのことから、国や県の動向や本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

① 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

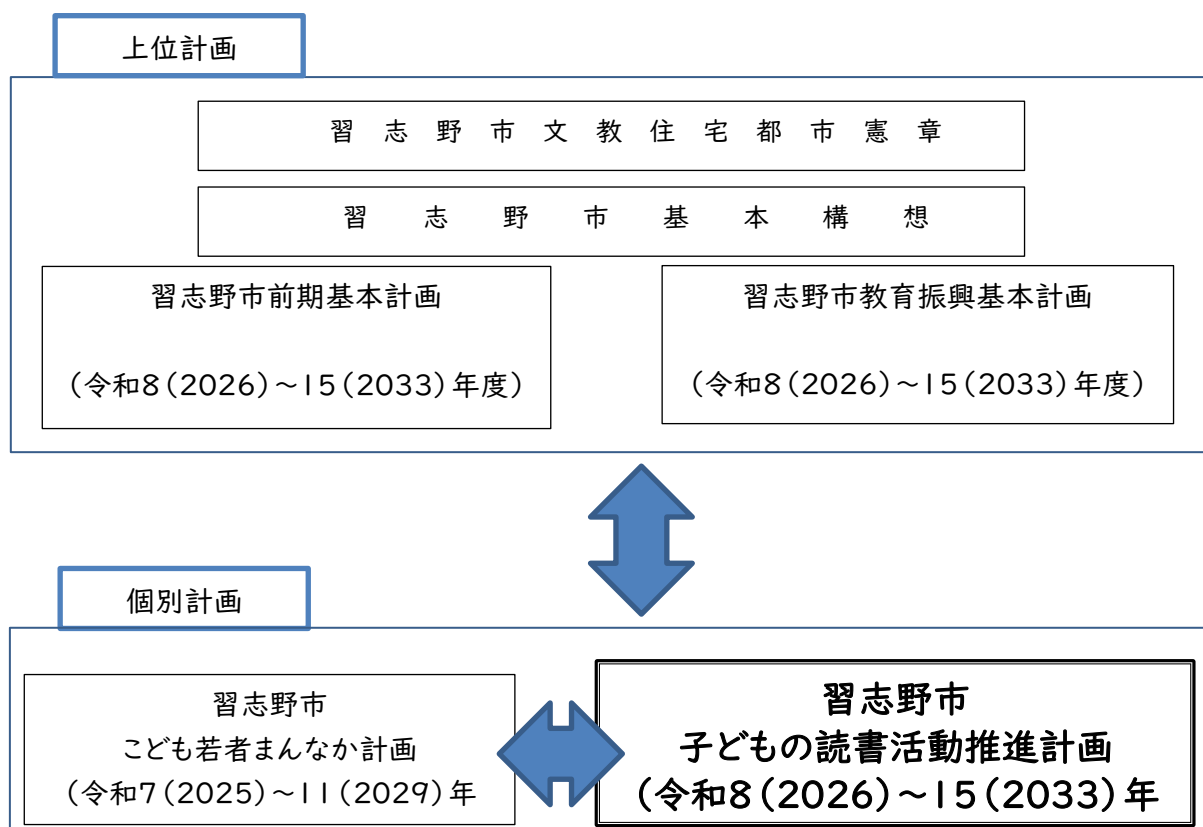
② リリアン・H・スミス：アメリカの児童文学者、小説家(1887-1983)。引用は「児童文学論」(岩波書店 2016 年刊)

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、策定します。なお、国計画における基本的方針は、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点です。

さらに、令和元(2019)年6月に施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき策定された、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」及び千葉県の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の内容を踏まえて策定します。

また、市の他の計画について、「習志野市基本構想」における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた「習志野市前期基本計画(令和8(2026)～15(2033)年度)」や「習志野市教育振興基本計画(令和8(2026)～15(2033)年度)」の子どもの読書施策に関する個別計画とするとともに、「習志野市こども若者まんなか計画(令和7(2025)～11(2029)年度)」と調和を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね18歳以下の子ども」と「子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教育・福祉・保健関係者等」とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等

1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

(1) GIGAスクール構想による1人1台端末の配備

令和元(2019)年に国から提唱されたGIGAスクール構想により、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。子どもたちにとってICT機器が身近なものとなり、紙の本だけではなく、電子媒体でも読書ができる環境が広まりました。

(2) スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用増・低年齢化

東京大学とベネッセ教育総合研究所が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査^③では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かりました。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況です。

2 国・千葉県の動向

(1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

国は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい方等も読書に親しむことができる社会の実現に向けて、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)を制定しました。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が策定されたほか、子どもに対する読書バリアフリーの取り組みとしては、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にその内容が反映されました。

千葉県についても、令和5(2023)年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、子どもに対する取り組みとしても「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」にその内容を反映しました。

(2) 学校図書館図書整備等計画の策定

令和4(2022)年1月、国は、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小・中学校等において、「学校図書館図書標準^④」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

^③ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」(令和5年10月)、ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datashu04/datashu04_pdf.pdf,
(参照 2025-7-15)

^④ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に国が定めたもの
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm
(参照 2025-7-31)

第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等

Ⅰ 前期計画の振り返り

(Ⅰ) 実施状況

前習志野市子どもの読書活動推進計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）に基づき実施した77の事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、中間年度である令和4（2022）年度末に計画の修正を行いました。

令和7（2025）年度までの7か年における主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会の提供を行いました。なお、おはなし会については、一部実施されていない施設もみられました。

基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

各関係機関にて、計画的な図書の購入や市民・保護者からの寄贈を募り、図書室や園の絵本コーナーの充実を図りました。また、幼稚園、保育所、こども園等では園で絵本の貸し出し等を行いました。また、一部実施されていない施設もみられました。

小・中学校では、令和5（2023）年7月に習志野市学校電子図書館（ナラシド♪ライブラリー）を導入し、読書の方法が広がりました。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

家庭・地域に向けて公民館で子どもの読書活動の大切さを学ぶ家庭教育学級を実施しました。

学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、各校・園で子どもの成長に合わせた読書指導を行いました。また、市立図書館では、館の利用に関する情報を周知するとともに、子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催しました。

基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動推進体制の整備として、保育所等では、保護者への情報発信ツールとして導入した保育業務支援システムを活用して、市立図書館からのお知らせや園で読み聞かせた本を周知しました。また、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図りました。

子どもの読書に係る人材の育成として、各市立図書館でおはなし会のボランティア登録を募り、活動を行いました。また、学校司書等が会議や研修に参加し、情報共有を図ることで資質の向上に努めました。

今後に向けて

- ・各幼稚園、保育所、こども園、学校等では、子どもが読書を楽しめるようにさまざまな取り組みを行っていますが、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や図書館の活用等、取り組み内容にばらつきがあり、全体での情報共有を行い、取り組みを広げていく必要があります。
- ・子どもたちの生活環境は今後さらに多様化していくことが予測され、全ての子どもが本に親しむことができるよう、多様な主体が相互に連携を強化して取り組む必要があります。

(2) 前期計画の目標達成状況

① 読書が好きな子どもの割合

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	80.7%	75.3%	72.7%	82.1%	86.0%
千葉県	74.6%	73.7%	72.6%		
国	74.3%	73.1%	71.8%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	75.5%	75.3%	69.7%	78.5%	81.0%
千葉県	73.6%	70.2%	68.5%		
国	69.9%	68.2%	66.0%		

(資料)

平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度：全国学力・学習状況調査 (国)

令和 6 (2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート (習志野市)

読書が好きな子どもの割合は、小学校6年生・中学校3年生いずれも年度により増減が見られますが、令和6 (2024) 年度の数値は、計画策定当時に集計した値 (平成29 (2017) 年度) から上回る結果となりました。ただし、目標値に対しては、小学校6年生は約4ポイント、中学校3年生は約2ポイント下回り、未達成となりました。

中学校3年生は小学校6年生よりも読書が好きな割合が下がっています。様々な取り組みにより、国や千葉県平均は超えているものの、特に学年が上がるにつれて読書離れが起きていることがうかがえます。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

② 普段 (月～金曜日) の、1日当たりの読書時間【30分以上】

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	43.0%	42.6%	40.8%	39.7%	48.0%
千葉県	38.7%	38.4%	40.0%		
国	36.5%	36.4%	37.3%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	31.2%	32.1%	33.7%	24.7%	37.0%
千葉県	31.4%	29.1%	30.9%		
国	29.2%	27.3%	28.4%		

(資料)

平成 29(2017) 年度～令和 5(2023) 年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和 6(2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間については、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)を下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、小学校6年生は約8ポイント、中学校3年生は約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1回以上】

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために利用した回数

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	29.0%	49.4%	27.5%	58.2%	40.0%
千葉県	35.0%		30.1%		
国	38.6%		32.9%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	12.2%	25.8%	14.9%	27.4%	20.0%
千葉県	16.5%		16.0%		
国	19.4%		18.5%		

(資料)

平成 29(2017) 年度、令和 5(2023) 年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和 4(2022) 年度、令和 6(2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数(月1回以上)については、年度により調査媒体が異なり、数値の揺れがありますが、令和6年度の数値において、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29年度)を2倍近く上回る結果となりました。

また、目標値に対して、小学校6年生は約18ポイント、中学校3年生は約7ポイント上回り、目標を達成しました。

豊富に蔵書がある学校図書館や地域の図書館に足を運び、本に触れられるように、引き続き蔵書の充実に努め、魅力的な周知を実施していく必要があります。

ー未就学児ー

④本が好きな保護者の割合

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	78.6%	77.9%	66.8%	84.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

本が好きな保護者の割合については、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約11ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約17ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

本に親しむ子どもを増やすには、保護者に向けてもアプローチを行い、親子で読書を楽しめるようなイベントや講座を開催するなどの取り組みが必要だと考えます。

⑤子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	74.6%	67.6%	65.5%	80.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

週1回以上子どもに読み聞かせを行う回数についても、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約9ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約15ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

⇒P.16【未就学児の読書活動について】へ

⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	45.6%	44.2%	38.7%	51.0%

(資料) 市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

月1冊以上、市立図書館で子どもの本を借りる割合についても、計画策定当時に集計した値（平成30（2018）年度）から徐々に減少し、令和6（2024）年度には約7ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

令和6（2024）年度に実施したアンケートで、読み聞かせに使う本の入手方法について尋ねたところ、「家にある本を利用する」が78.9%と最も多く、「本屋やインターネットで購入」が58.5%、「図書館から借りる」という回答は3番目に多い34.5%でありました。他にも、幼稚園、保育所、こども園から借りるという人も4.6%存在しています。このことから、本の入手方法は市立図書館に限らずさまざまなことが分かりました。市立図書館は、豊富な蔵書の中から自分で手に取って選ぶことができたり、司書が本の選び方の相談に乗ることができること等が特徴であり、引き続きその魅力について伝えていくことが大切です。

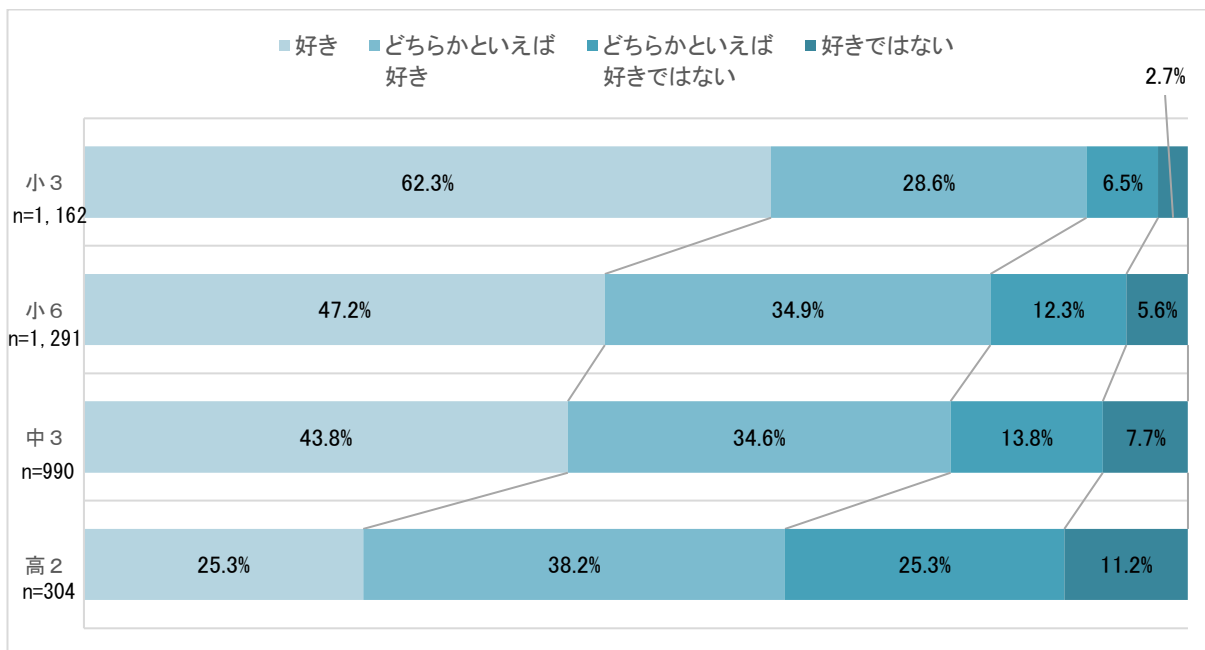
（3）アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点

【学年が上がるにつれての読書離れについて】

令和6年度に実施したアンケート調査によると、読書が好きな子どもの割合は、学年間（小3・小6・中3・高2）の比較において、小学校3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。また、1日あたりの読書時間についても、同様の傾向にあります。

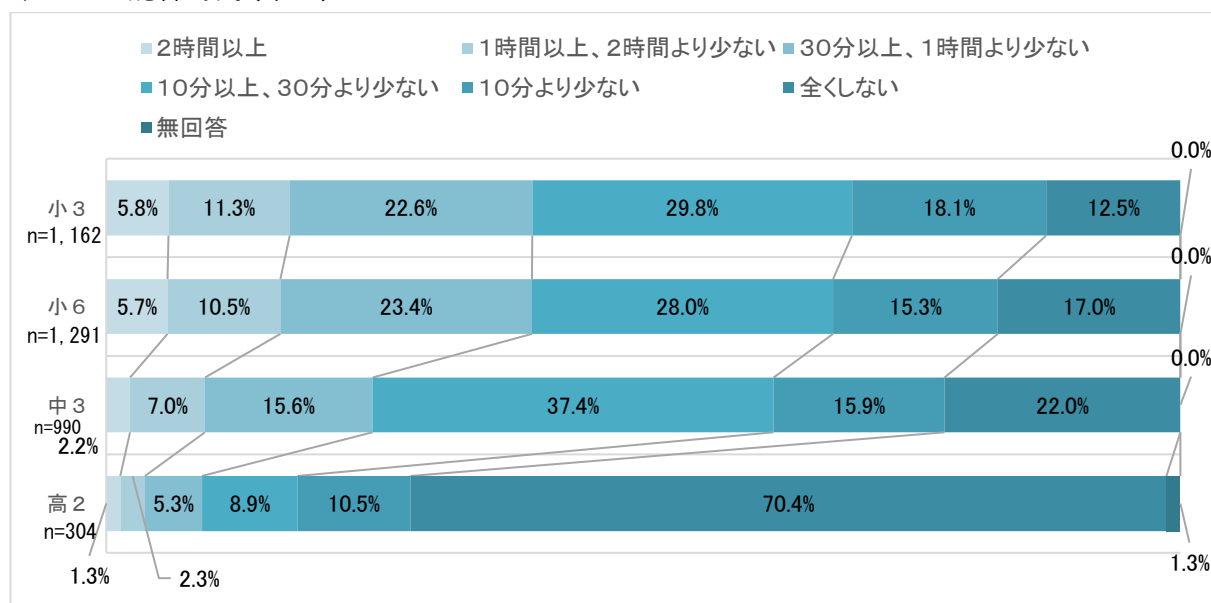
16歳以上が対象ではありますが、令和5（2023）年度に文化庁が実施した「国語に関する世論調査」でも、全国的に読書量が減っているとの回答が、過去の調査で最多の69.1%（16歳から19歳の年齢別では66.3%）となり、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは学年が上がるにつれて読書離れとなる要因の一つであると考えます。

◆読書は好きか



（資料）令和6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

◆一日の読書時間(平日)について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

《参考》

「読書量が減っている理由」について回答した割合(年齢別: 16~19 歳)

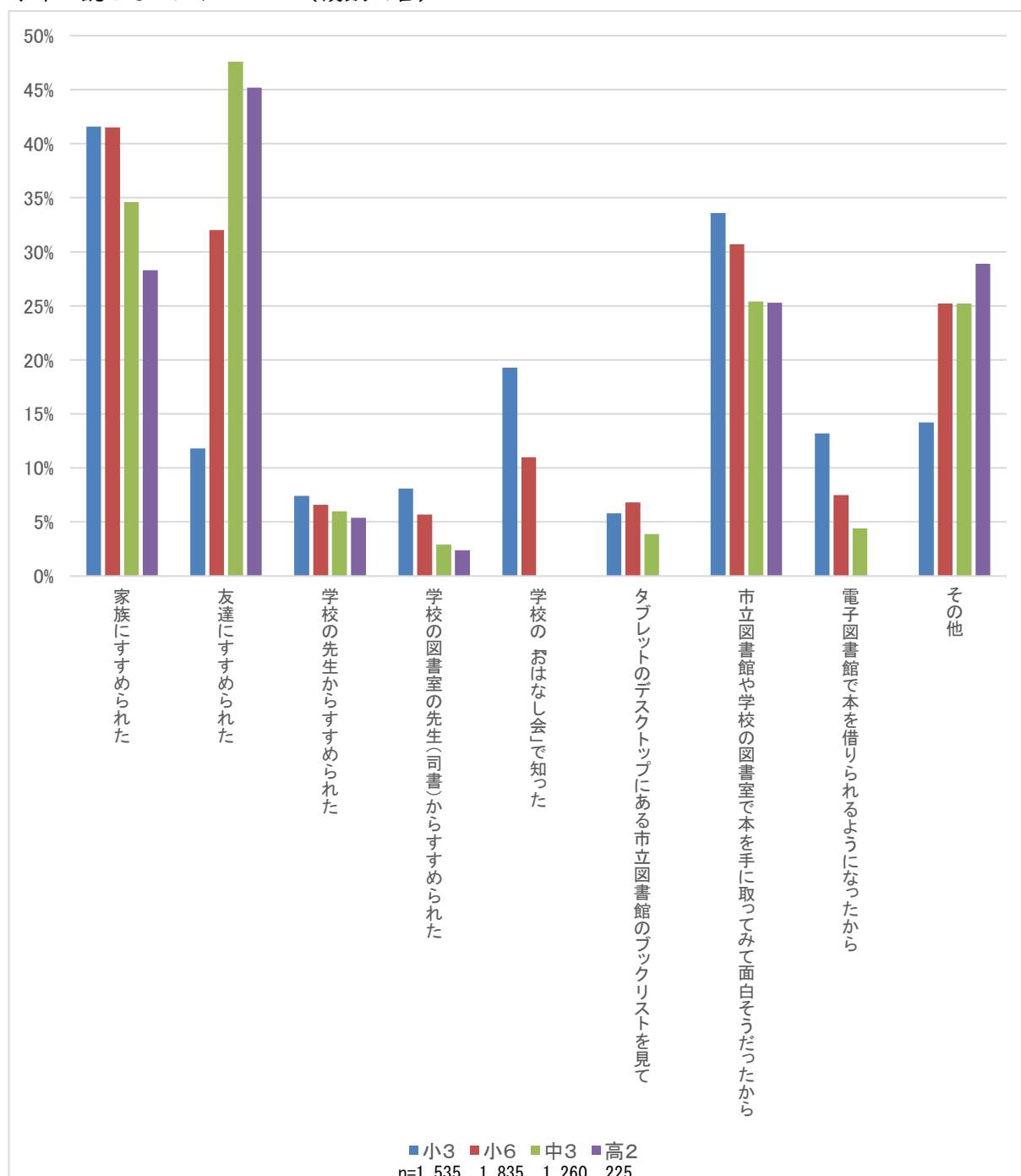
総数 (人)	情報機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等)で時間が取られる	仕事や勉強が忙しくて読む時間がない	視力など健康上の理由	テレビの方が魅力的である	読書の必要性を感じない
55人	70.9%	56.4%	1.8%	7.3%	12.7%

魅力的な本が減っている	近くに本屋や図書館がない	良い本の選び方が分からない	読みたい本が電子書籍でしか読めない	学校での読書指導が十分でない
1.8%	3.6%	5.5%	-	5.5%

(資料) 令和 5 (2023) 年度国語に関する世論調査(文化庁) ※全国調査

本を読むきっかけについて尋ねた設問では、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めています。「友達にすすめられた」は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。また、「図書館や図書室で本を手にとって面白そうだったから」も一定割合を占めますが、一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」という回答は比較的低くなっています。なお、令和3(2021)年に国立青少年教育振興機構が実施した調査^⑤では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示唆されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性があります。

◆本を読むきっかけについて(複数回答)



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

^⑤ 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」(令和3年3月)。国立青少年教育振興機構。
https://www.niye.go.jp/pdf/210811_02.pdf , (参照 2025-7-15)

今後の取り組みの視点

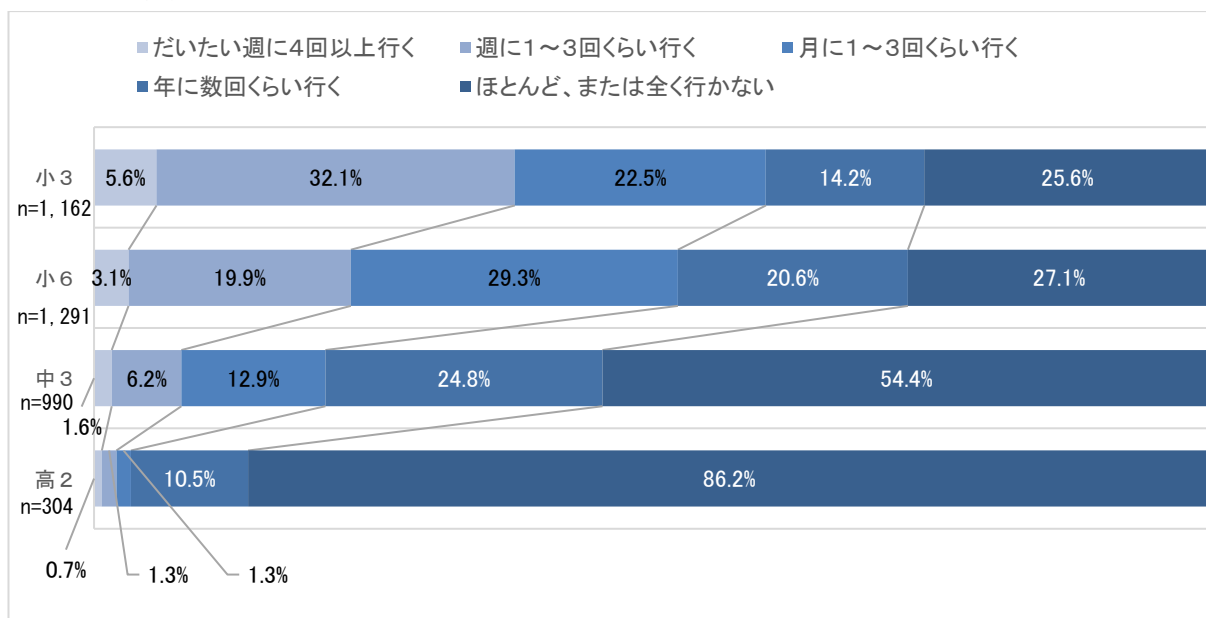
- ◆SNS などでは得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・学校図書館や市立図書館の司書など、周りの大人がいかに伝えられるかが大切だと考えます。⇒基本施策①③へ
- ◆その中で、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割は大きく、啓発に繋がるような情報発信をしていく必要があります。⇒基本施策②へ
- ◆しかしながら、本を読むことを強制的に押し付けるのではなく、「面白い本があるよ」といったように、やわらかく本の良さを伝えていくことが重要です。

【学校での読書活動の推進について】

学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。「こうすればもっと学校図書室へ行く」という設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面の回答が最も多く見られ、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くありました。

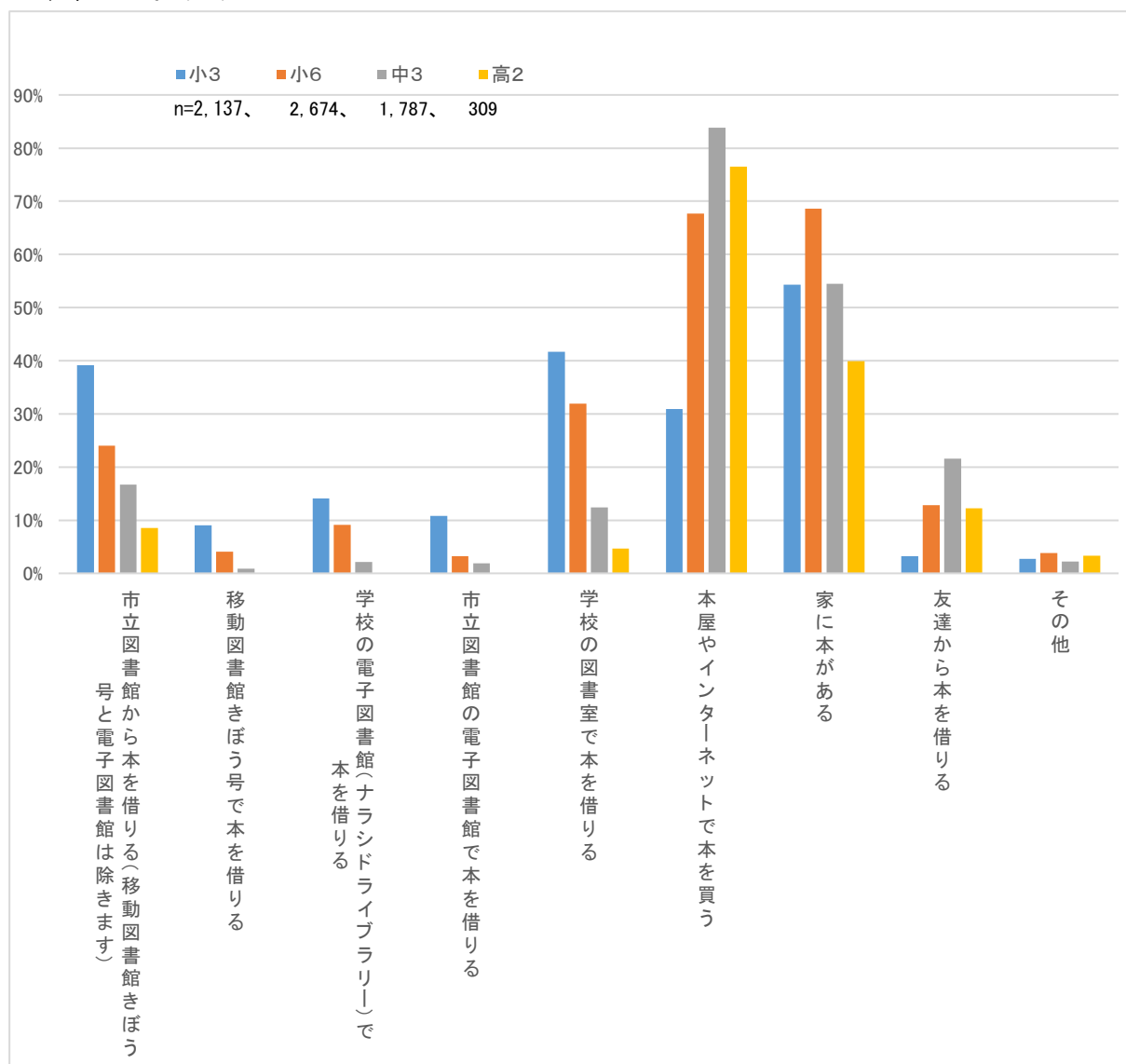
また、本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館で借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りる割合が上昇する傾向が見られています。

◆学校図書館について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

◆本の入手方法



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

今後の取り組みの視点

◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室がもっと使われる取り組みを行う必要があります。

(利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討など)

⇒基本施策⑧へ

◆各学校での取り組みを学校間で共有し、取り組みを全市的に広めていく必要があります。

⇒基本施策④⑥へ

◆子どもの読書活動の推進について、教職員等への意識付けを行い、授業やさまざまな目的で子どもが本に触れる機会を作っていくことが大切です。

⇒基本施策④へ

【未就学児の読書活動について】

9 ページの前期計画の目標達成状況によると、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあります。

また、他の設問で、家庭の中で子どもに読み聞かせを行うのは「母親」との回答が最も多く、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1 番多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多く見られました。アンケートのフリーアンサーでは、幼稚園、保育所、こども園でたくさん読み聞かせをしてほしいという声や、園での本の貸出しを希望する声が複数寄せられました。

共働き家庭が増加し、習志野市でも保育施設の数が増えている中、仕事等で忙しい保護者等による子どもへの読み聞かせの頻度が減っていることが要因の1つであると考えられ、幼稚園・保育所・こども園での読書への期待が大きくなっています。

◆読み聞かせをするうえで、障壁となっていること（複数回答）

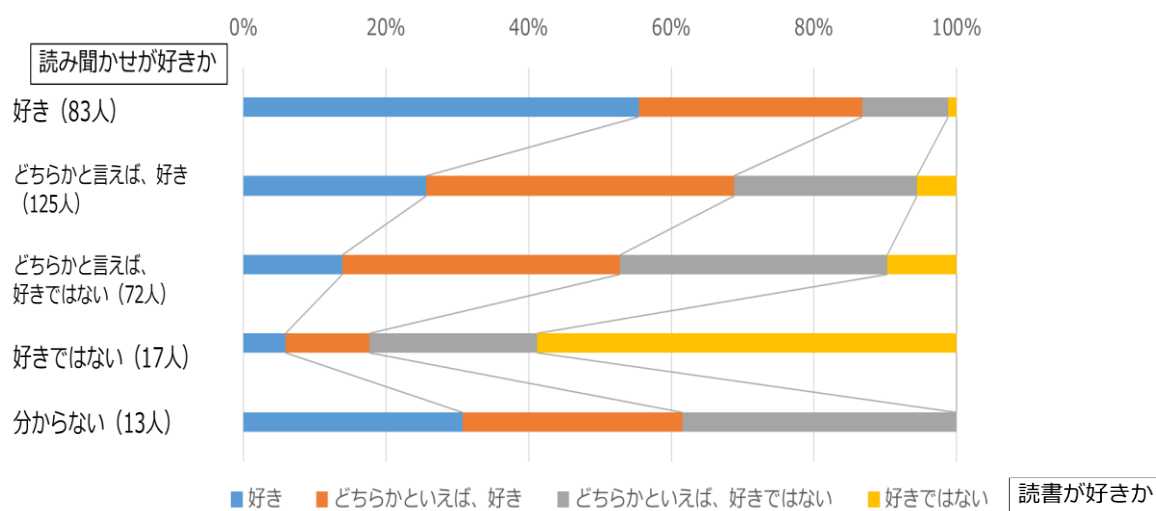
回答	障壁は特にない	保護者が仕事や家事で忙しく時間がない	子どもが習い事などで忙しく時間がない	保護者が読み聞かせに興味がない	子どもが本に興味を持たない	保護者が疲れていて読み聞かせできない
回答数	75	167	11	13	41	102
割合	24.8%	55.1%	3.6%	4.3%	13.5%	33.7%

回答	本の入手が難しい	本の選び方が難しい	その他	回答総数	回答者数
回答数	13	13	19	454	303
割合	4.3%	4.3%	6.3%		

（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

また、保護者自身の読書の好き嫌い子どもへの読み聞かせの好き嫌いについては、相関が見られました。

◆縦：読み聞かせが好きか 横：読書が好きか（クロス集計）



（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

なお、市立幼稚園、保育所、こども園において、職員による読み聞かせの実施や保護者への読書の啓発を積極的に行っていますが、市立図書館や読み聞かせを行っている地域のボランティア団体等と連携できていない園がありました。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査^⑥によると、小学校入学前に保護者から読み聞かせを「週4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、入学後の読書時間が1.5～2倍長くなる傾向にあり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向にあることが分かっています。

今後の取り組みの視点

◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取り組み

（手軽に読める本の紹介や幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせ強化 等）

⇒基本施策②⑤へ

時間がなく図書館に行けない層への取り組み

（電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知 等）⇒基本施策⑦へ

◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取り組みの推進 ⇒基本施策②⑤へ

保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取り組み

（読み聞かせの意義や「家読（うちどく）」の普及 等）

◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取り組み⇒基本施策①へ

◆「図書館」と幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化

⇒基本施策⑨へ

◆「図書館・幼稚園・保育所・こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨へ

^⑥ 「子どもの読書行動の実態－調査結果からわかること－」（令和 5 年 10 月）.ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf ,
 （参照 2025-7-15）

第4章 基本目標・基本方針・施策体系

1 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等それぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取り組みを進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえつつ、前期計画に引き続き次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の2つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

I 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの実施

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考え方のもと、主に意識面に働きかけるという観点で、取り組みを実施します。

また、親子で一緒に絵本を読んだり、友達におすすめの本を紹介し合うなど、本を通して人と人の絆が生まれるような環境づくりや活動を実施します。

なお、子どもに本を読むことを無理に押しつけることは、読書の習慣化に繋がらず、読書自体が好きではなくなってしまうおそれがあります。本を読むことを勧める時は、子ども自らが読みたいと感じるような関わりを行うよう意識していきます。

II 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもたちが読みたいときに本が身近にあることが大切であるという考え方のもと、市立図書館、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。また、障がいや日本語を母語としない等、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

併せて、関係者、関係機関との連携をより強化し、子どもの読書活動の推進に向けて一体的に取り組みます。

基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

基本方針Ⅰ

社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

- 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施
- 基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信
- 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み
- 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
- 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進
- 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

基本方針Ⅱ

読書環境の整備と連携体制の構築

- 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実
- 基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり
- 基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備
- 基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

4 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小・中・高校生－

① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	90.9%	90%以上を維持
小学校6年生	82.1%	86.0%
中学校3年生	78.5%	81.0%
高校2年生	63.5%	69.0%

② 不読率(平日に本をまったく読まない子どもの割合)

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	12.5%	7.0%
小学校6年生	17.0%	12.0%
中学校3年生	22.0%	17.0%
高校2年生	70.4%	65.0%

※国・県の不読率の定義は、学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除き、「1ヶ月に本を1冊も読まない子どもの割合」としています。

※今後は、指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体を通した文書図画に触れる機会の状況についても本市独自に把握します。

－未就学児－

③ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
4歳児の保護者	65.5%	80.0%

第5章 計画の実現に向けた取り組み

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組めます。

基本方針Ⅰ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施

子どもが本を読むきっかけをつくり、楽しい読書経験ができるよう、おはなし会や講座等の催しを開催します。

また、保護者に向け、子どもの読書活動の意義等の啓発を行うほか、親子で読書を楽しめるような取り組みを行います。

★…前期計画での振り返り等を踏まえた重点施策

No.	事業	具体的な内容	担当
1	★おはなし会等の実施	子どもたちが絵本や物語に親しめるように、施設職員及びボランティア団体など、多様な主体による絵本や紙芝居の読み聞かせやおはなし会を実施します。 また、子どもが読み聞かせを楽しんでいる様子を保護者に見てもらったり、一緒に参加して親子で読書を楽しめるような企画を実施します。	図書館 こどもセンター きらっ子ルーム 公民館 小学校
2	講座の実施	図書館・公民館での子ども向け講座において、講座に関係した本を紹介するなど、本に関心のない子どもでも図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。また、図書館でも工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努めます。	図書館 公民館
3	★大人向け講演会・講座の実施	子どもの読書や児童文学に関する講演会や絵本及び本の選び方に関する講座を開催し、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。 また、読書に関心がない大人に向けて周知方法等を工夫し、例えば、親子が気軽に来て一緒に楽しめるような企画や講座を開催します。	図書館

基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信

子どもが自分の興味のある本に出会い、読書の楽しさに気づいてもらえるよう、各関係機関からおすすめの本等の情報発信を行います。

また、仕事や家事で忙しい保護者でも、手軽に読み聞かせができるような絵本の紹介を行うなど、「家読（うちどく）※」の一助となる取り組みを実施します。

※家読（うちどく）とは

「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所であり、保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をするのが大切です。



4	「家読（うちどく）」マークの活用	家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」について、市立図書館が作成した「家読（うちどく）マーク」を活用し、啓発や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
5	★広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信	市の広報紙や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や市立図書館利用について紹介します。	社会教育課 図書館
6	★子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
7	★学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 小学校 中学校 高校

8	家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級、親子講座などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館
9	子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を引き続き掲載するとともに、「家読(うちどく)」の普及に努めます。	子育てサービス課 図書館 社会教育課
10	子どもや中高生向け展示コーナーの工夫	子どもや中高生が興味のある本と出会うきっかけを作るため、市立図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
11	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
12	★SNSの活用の推進	中高生の読書や市立図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、SNSの活用を検討します。	図書館
13	図書館利用案内等の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、市立図書館以外の場所に、市立図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、市立図書館を利用していない方にも興味を持っていただくよう努めます。	図書館
14	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるという「子ども読書の日」の趣旨に合わせた事業や展示等を行います。	図書館
15	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本を探すお手伝いや、薦める本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館では、専用カウンターにて相談を受け付けます。	図書館
16	★ブックリストの配布等	子どもの年齢に応じて作成したブックリスト「よんでみて!」を、市立図書館やこどもセンターなどの各施設及び市内の小・中学生に配布します。そのほか、毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター(中高生向)」、「としよかんはらっぱ4・5・6(小学校4・5・6年生向)」、「としよかんはらっぱ(小学校1・2・3年生向)」の発行を継続し、児童生徒に配布しているタブレット端末に市立図書館のホームページでいつでも見られるようにします。	図書館 小学校 中学校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

17	★中高生の保護者への情報発信	中高生になると読書時間が急激に減少する中で、自分の興味がある本に出会い、楽しんでもらえるよう、大人の中で一番近い存在である保護者に向け、子どもの年齢に合わせたおすすめの本の紹介などの情報発信を行います。	社会教育課 図書館 中学校 高校

基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み

子どもたちが本に触れたり、図書館に行くきっかけをつくり、楽しい読書体験ができるよう取り組みます。

18	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんとも保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育てサービス課
19	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
20	小学1年生入学時の利用登録	移動図書館の巡回先の小学校で行っている1年生入学時における市立図書館の利用登録について、全小学校で実施します。	図書館
21	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることで、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
22	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生が、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験することで、市立図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
23	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務の体験を通じて、市立図書館と読書への関心を高めます。	図書館
24	ジュニア司書の推進	市立図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習を開催し、カリキュラムを終了した生徒を「ジュニア司書」として認定する子ども司書 ^⑦ 事業を推進します。	図書館
25	学習室の設置による中高生の図書館利用の促進	中央図書館及び新習志野図書館の学習室に、図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、学習室の利用を目的に来館した中高生を図書館利用に結びつける取り組みを実施します。	図書館

^⑦ 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、カリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

26	中央図書館の学校への図書館開放	市立図書館の使い方や本の探し方を伝え、図書館に親しむことを目的として、中央図書館の休館日に小学校のクラスや学年単位での開放を行います。	図書館
27	授業での図書館利用の推進	さまざまな授業科目や目的で学校図書館を利用・活用します。	指導課 小学校 中学校 高校
28	児童・生徒の読書に対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰を実施します。また、各学校の図書委員会では、学校図書館での貸出し冊数等に基づく表彰を実施しているところですが、学校長や教職員などが評価していく機会を拡充します。	小学校 中学校 高校
29	中高生の図書館事業への参加	中高生に市立図書館に親しみをもってもらえるよう、中高生本人からおすすめの本やイラストを投稿してもらい、中高生向けの図書コーナーに掲示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館のコミュニケーションの場を設け、図書館活動を共に行えるよう、事業を計画し、実施します。また、学校と連携し、中高生からおすすめの本についてのPOPや帯の投稿、学校図書館と市立図書館の本の交換展示などを実施し、図書館を中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 指導課 中学校 高校

基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するためには、家庭以外で子どもたちが生活のほとんどを過ごす学校、幼稚園・保育所・こども園での読書指導が重要です。職員等の大人が読書の大切さを意識し、研修による知識、技術の向上に努めるほか、他校の好事例等の情報共有を行うことで、市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
30	読書活動に関する研修会への参加	職員等が読書指導や読み聞かせの研修会に参加し、子どもの読書活動への理解を深めるとともに、知識、技術の向上に努めます。	小学校 中学校 高校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園
31	図書館職員の研修会参加	市立図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館

32	★教職員への学校図書館活用の意識付け	さまざまな授業科目や目的で学校図書館が活用されるよう、教職員や学校司書に働きかけを行います。	指導課 小学校 中学校 高校
33	★各学校図書館間・司書教諭間の情報共有	各学校司書が出席する司書会議、指導課と各学校の図書主任の教職員・学校司書が出席する図書主任会議を開催し、各学校への読書活動推進の働きかけや取り組みの共有を行います。	指導課 小学校 中学校 高校

基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進

読書の習慣付けのきっかけとして、乳幼児期から絵本が身近にあることが重要です。乳幼児が家庭以外で過ごす時間の多い幼稚園・保育所・こども園で、保育者が絵本の読み聞かせ等を行ったり、乳幼児が絵本に触れられる環境を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
34	★幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進	子どもが本に親しみ、本を読む習慣を身に付けられるように、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。 また、絵本の貸出し、保育の中での市立図書館の利用など、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園

基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

学校図書館以外の場所でも学校内で本に触れる機会を作ることが、子どもたちにとって本がより身近な存在とするため、クラスで過ごす時間や放課後の居場所で読書に親しむ環境・機会を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
35	放課後児童会での読書活動の充実	子どもが静かに読書をする時間を設けることに加え、読み聞かせを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、放課後児童会間で蔵書の交換を行い、より多様な読書の機会を確保します。	児童育成課
36	学級文庫の充実	市立図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校
37	学校での読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小学校 中学校 高校

38	学校での「朝読」等の実施	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や市立図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小学校 中学校
39	★学校司書の配置と活用	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討します。 また、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 ^⑧ 、教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介、授業への関わり等を行います。	指導課 小学校 中学校 高校
40	放課後子供教室での読書活動の充実	子どもが放課後を過ごす放課後子供教室で、静かに読書をする場所を設けることに加え、読書に親しむことができるプログラムを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、全学年の子どもが興味を持つような蔵書の整備に努めます。	社会教育課

^⑧言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実

家庭や学校、図書館など、それぞれ子どもが過ごすところで本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。各機関で豊富な蔵書を揃え、手軽に本を手にとることができるような環境を整備します。

No.	事業	具体的な内容	担当
41	蔵書の充実等	市立図書館では、子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、市立図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所・こども園、こどもセンター、きらっ子ルーム、放課後児童会では、図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。 また、公民館の図書コーナーでは、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。	図書館 幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 児童育成課 公民館
42	★学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施	市立図書館では、各施設の読み聞かせや学校の調べ学習、小・中学校の朝読書を支援するため、学校に向けた団体貸出しを行います。 また、市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる年中行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
43	市民からの本の寄贈の受付と各施設への提供	市立図書館で、市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館
44	★電子図書館の利用の促進	さまざまな読書環境や機会を提供するため、電子図書館 ^⑨ の利用を促進・周知するとともに先進的な取り組みについて調査、研究します。	図書館
45	★学校電子図書館利活用の推進	小・中学校生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」の利活用の拡大を図ります。	指導課 小学校 中学校
46	移動図書館の学校への巡回	市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用しやすくなるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。	図書館
47	予約本の市役所受け取りの普及	各市立図書館の予約本を、市役所でも受け取りができることを周知します。	社会教育課 図書館

^⑨ 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり

各学校では、子どもの年齢や教育に適した資料を充実させるほか、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境を整えます。

No.	事業	具体的な内容	担当
48	★学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習・情報センター」としての機能の強化を図り、児童・生徒が手に取りたくなるような、選書を心がけます。	指導課 小学校 中学校 高校
49	★学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報センターとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機の設置等を検討します。	総合教育センター 小学校 中学校 高校
50	★学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動を様々な授業で推進していきます。	小学校 中学校 高校
51	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル [®] や読書月間の設定等に取り組みます。	小学校 中学校 高校

⑩ ビブリオバトル：発表者たちがおススメの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもと関わる各関係機関が連携協力し、さまざまな読書体験を作り出すことが大切です。

No.	事業	具体的な内容	担当
52	★子どもの読書に関わる関係者のニーズ集約・連携・進捗管理	本計画に関わる関係者（市立図書館・各施設・ボランティア団体など）のニーズを集約するとともに、関係者間の連携ができるよう繋ぐ役割を担います。 また、地域住民や NPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組めます。	社会教育課
53	★図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化	子どもたちがさまざまな読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や本の団体貸出を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園
54	★地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり	公民館は、地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に活動場所を提供します。 市立図書館は、公民館、学校、幼稚園・保育所・こども園等で読み聞かせをしている団体に長時間の図書館資料の貸出しにより活動を支援します。 また、これから地域で学校等で読み聞かせを始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	社会教育課 図書館 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校

基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど、全ての子どもたちが読書を楽しむことができるよう、環境の整備及び機会の確保に努めます。

55	障がいのある子ども の読書活動の支援	市立図書館は、障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック ^⑩ を収集します。市立図書館と学校、関係機関が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小学校 中学校 高校 障がい福祉課 あじさい療育 支援センター ひまわり発達 相談センター
56	日本語を母語としな い子どもの読書活動 の支援	市立図書館は、日本語を母語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館

^⑩ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

《子どもの発達段階に応じた取り組み》

子どもの読書習慣を形成するためには、発達段階に応じて途切れのないアプローチを行うことが重要です。基本施策①～⑩までの計56事業については、下の表のとおり年齢別に分類し、取り組みます。

○幼稚園、保育所等の時期（6歳頃まで） 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。 さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。	（事業番号・事業名） No.1 おはなし会等の実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.6 子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.8 家庭教育学級等での「家読（うちどく）」等の情報発信 No.9 子育てハンドブックを活用した「家読（うちどく）」の普及 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNSの活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.18 ブックスタート事業の実施 No.19 誕生記念図書館カードの配布 No.21 読書手帳の配布 No.34 幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進 No.41 蔵書の充実等 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○小学生の時期（6歳から12歳まで） 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。	（事業番号・事業名） No.1 おはなし会等の実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読（うちどく）」マークの活用

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。	No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNS の活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.20 小学1年生入学時の利用登録 No.21 読書手帳の配布 No.22 1日図書館員の実施 No.26 中央図書館の学校への図書館開放 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.35 放課後児童会での読書活動の充実 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.40 放課後子供教室での読書活動の充実 No.41 蔵書の充実等 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.46 移動図書館の学校への巡回 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○中学生の時期(12歳から15歳まで) 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。	(事業番号・事業名) No.4 「家読(うちどく)」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進

	No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.23 職場体験の受入れ No.24 ジュニア司書の推進 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで） 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。	（事業番号・事業名） No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.37 学校での読書指導の充実 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.48 学校図書館の資料の充実

	No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援

★子どもの読書活動の推進における大人の役割

家庭（保護者など）

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の習慣化に積極的な役割を果たしていく必要があります。そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

学校・幼稚園・保育所・こども園（教職員・学校司書・保育士など）

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

地域（市立図書館・ボランティア団体など）

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる取り組みを一層推進する必要があります。

＜計画の推進＞

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、教育・福祉・保健関係者、保護者、地域住民、NPO 法人、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

(2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況、実績等を「子どもの読書活動推進計画推進委員会」において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析・評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」及び「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組みます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（ICT）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、取り組み項目を適宜、追加・修正を行うなど必要に応じた見直しを行います。

【参考資料】

計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、前期計画（平成31（2019）～令和7（2025）年度）の成果検証や課題把握のため、令和6（2024）年度に「子どもの読書に関するアンケート」を行いました。これらの調査結果をもとに、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から構成する「習志野市社会教育委員会」における審議を経た上で、令和7（2025）年11月に「習志野市子どもの読書活動推進計画（令和8（2026）～令和15（2033）年度）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集し、「令和8年習志野市教育委員会第3回定例会」での議決を経て策定しました。

（1）計画の策定経過

	日程	会議・作業等	内容
令和6年	2月1日	令和5年度第3回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査内容の検討
	5月1日～ 6月10日	アンケート調査の実施	
	8月22日	令和6年度第1回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査結果の報告
	9月25日	令和6年習志野市 教育委員会第4回定例会	アンケート調査結果の報告
令和7年	1月22日	令和7年習志野市 教育委員会第1回定例会	習志野市社会教育委員への諮問に関する審議
	1月30日	令和6年度第3回 習志野市社会教育委員会	計画策定に係る諮問
	6月24日	令和7年度第1回 習志野市社会教育委員会	策定に係る進捗報告・具体的施策の審議
	8月22日	令和7年度第2回 習志野市社会教育委員会	素案の審議及び答申案の検討、答申の決定
	9月24日	令和7年習志野市 教育委員会第9回定例会	習志野市社会教育委員からの答申についての報告
	10月22日	令和7年習志野市 教育委員会第10回定例会	パブリックコメントの実施について
	10月24日	臨時庁議	パブリックコメントの実施について
	11月12日	令和7年度第3回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメントの実施について
	11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：●●名 意見などの件数：●●件
令和8年	2月●日	令和7年度第4回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメント結果報告
	3月19日	庁議	最終案についての報告
	3月25日	令和8年習志野市 教育委員会第3回定例会	最終案についての審議

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

（設置）

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- （2）その他推進計画に関し必要な事項

（組織等）

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

（資料の提出等）

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	学務課長
6	指導課長
7	障がい福祉課長
8	こども保育課長
9	子育てサービス課長

子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	4園	20園	
幼稚園	3園	2園	
こども園	7園	5園	
小規模 保育事業所		11園	
ひまわり発達 相談センター	1施設		
あじさい療育 支援センター	1施設		

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	9施設		
放課後児童会	38施設		
放課後子供教室	15施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

(ア) 保育所・幼稚園・こども園

① 市立保育所(4園)

名称	所在地
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

② 私立保育園(20園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
プレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO 本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津1丁目15番22号津田沼ザ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号アーバンビル3階～5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号

リトルガーデンインターナショナル新習志野 保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッ ピングセンター内
キッズガーデン津田沼園	谷津2丁目9番18号
大久保みのり保育園	大久保2丁目7番7号
青葉保育園	津田沼3丁目14番17号
藤崎みつばし保育園	藤崎3丁目2番19号

③ 市立幼稚園(3園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号

④ 私立幼稚園(2園)

名称	所在地
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(7園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号
向山こども園	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園	藤崎4丁目20番3号

⑥ 私立こども園(5園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
プレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園 青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号
幼稚園型認定こども園 第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
幼稚園型認定こども園 習志野みのり幼稚園	藤崎4丁目20番3号

⑦ 小規模保育事業所(11園)

名称	所在地
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4丁目11番11号 小倉第一ビル1階
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1丁目12番13号 フォーレス奏の杜1階
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6丁目15番1号 グラシア津田沼2 1階
杜の子保育園	奏の杜2丁目17番10号 West 奏の杜1階

ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼1丁目23番1号 イオンモール津田沼3階
スマイルセレスンススポーツ保育園谷津	谷津5丁目4番8号京成谷津駅前ビル2階
ひまわり保育園	大久保1丁目21番14号 琴富ビル2階C号室
ひまわり保育園2nd	大久保1丁目20番19号 エスタシオ1階
ひまわり保育園3rd	本大久保4丁目12番3-B号 パルテール習志野
ひまわり保育園 Sola	谷津6丁目16番19号スマートプラン津田沼 ツインビルB棟1階
ロゼッタ保育園	秋津5丁目5番6号

(イ) ひまわり発達相談センター

名称	所在地
ひまわり発達相談センター	秋津3丁目5番1号

(ウ) 障害児通所支援事業所

名称	所在地
あじさい療育支援センター	秋津3丁目4番1号

(エ) 小学校・中学校・高等学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実籾1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実籾高等学校	実籾本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)

(オ) こどもセンター・きらっ子ルーム(9施設)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
向山こども園こどもセンター	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園こどもセンター	藤崎4丁目20番3号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

(カ) 放課後児童会

名称	所在地
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦1丁目1番1号
大久保第一児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第二児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第三児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第四児童会	藤崎6丁目9番28号
鷺沼第一児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第二児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第三児童会	鷺沼1丁目8番28号
谷津第一児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第二児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第三児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第四児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第五児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第六児童会	谷津5丁目1番17号
大久保東児童会	大久保2丁目12番1号
東習志野第一児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第二児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第三児童会	東習志野3丁目4番2号
実花第一児童会	東習志野6丁目7番2号
実花第二児童会	東習志野6丁目7番2号
つだぬま第一児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第二児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第三児童会	津田沼4丁目5番1号
向山第一児童会	谷津2丁目16番32号
向山第二児童会	谷津2丁目16番32号
実籾児童会	実籾1丁目25番1号
藤崎第一児童会	藤崎4丁目12番1号
藤崎第二児童会	藤崎4丁目12番1号
屋敷第一児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第二児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第三児童会	屋敷2丁目1番1号
秋津児童会	秋津3丁目1番1号
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦5丁目11番1号
香澄児童会	香澄4丁目6番1号
谷津南第一児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第二児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第三児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第四児童会	谷津3丁目1番36号

(キ) 放課後子供教室

名称	所在地
大久保東小学校放課後子供教室	大久保2丁目12番1号(大久保東小学校内)
東習志野小学校放課後子供教室	東習志野3丁目4番2号(東習志野小学校内)
秋津小学校放課後子供教室	秋津3丁目1番1号(秋津小学校内)
袖ヶ浦西小学校放課後子供教室	袖ヶ浦1丁目1番1号(袖ヶ浦西小学校内)
袖ヶ浦東小学校放課後子供教室	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)
藤崎小学校放課後子供教室	藤崎4丁目12番1号(藤崎小学校内)
屋敷小学校放課後子供教室	屋敷2丁目1番1号(屋敷小学校内)
実花小学校放課後子供教室	東習志野6丁目7番2号(実花小学校内)
向山小学校放課後子供教室	谷津2丁目16番32号(向山小学校内)
香澄小学校放課後子供教室	香澄4丁目6番1号(香澄小学校内)
鷺沼小学校放課後子供教室	鷺沼3丁目1番1号(鷺沼小学校内)
津田沼小学校放課後子供教室	津田沼4丁目5番2号(津田沼小学校内)
大久保小学校放課後子供教室	藤崎6丁目9番28号(大久保小学校内)
谷津南小学校放課後子供教室	谷津3丁目1番36号(谷津南小学校内)
実籾小学校放課後子供教室	実籾1丁目25番1号(実籾小学校内)

※令和9年度開設予定:谷津小学校(習志野市こども若者まんなか計画)

(ク) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

(ケ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)

○調査対象者及び調査方法

対象(※)	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
4歳児保護者	インターネット	R6.5.14 ～ R6.5.31	351人	310人	88%
小学校3年生		R6.5.1 ～ R6.6.10	1,467人	1,162人	79%
小学校6年生			1,444人	1,291人	89%
中学校3年生			1,338人	990人	74%
高校2年生	紙	R6.5.14 ～ R6.5.17	316人	304人	96%

※4歳児保護者…市立幼稚園・保育所・こども園に通う4歳児保護者への連絡ツール「コドモン」に登録している保護者全員

小学校3年生・6年生…市立小学校(16校)の3年生・6年生全員

中学校3年生…市立中学校(7校)の3年生全員

高校2年生…習志野市立習志野高等学校の2年生全員

【4歳児保護者への設問】

- ①子どもとの関係
- ②家族構成
- ③家庭で誰が子どもに読み聞かせをしているか
- ④読み聞かせは好きか
- ⑤読み聞かせの頻度
- ⑥一回あたりの読み聞かせの時間
- ⑦読み聞かせをして良かったこと
- ⑧本の入手方法
- ⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしているか
- ⑩読み聞かせをするうえで障壁となっていること
- ⑪図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑫借りない理由はなにか(⑪で「借りない」人)
- ⑬回答者が子どもの頃、読み聞かせをしてもらったか
- ⑭通園している園名
- ⑮回答者自身は読書が好きか
- ⑯子どもがテレビやスマホなどを視聴することに対する制限の有無
- ⑰子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと(自由記載)

【小学校3年生～高校2年生への設問】

- ①(高校2年生のみ)住まいは市内・市外のどちらか
- ②読書は好きか
- ③学校図書室に行く頻度
- ④こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ⑤地域図書館に行く頻度
- ⑥こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑦普段の読書時間(平日)
- ⑧普段の読書時間(休日)
- ⑨本の入手方法
- ⑩本を読むきっかけ
- ⑪(小・中学校のみ)通学している学校名

○アンケート調査結果(抜粋)

1. 4歳児保護者 (○は設問番号)

①あなたとお子さんの関係を教えてください。

回答	父親	母親	祖父	祖母	その他の親族等	計
回答数	47	263	0	0	0	310
割合	15.2%	84.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

③あなたのご家庭では、誰がお子さんに読み聞かせをしていますか。(複数回答)

回答	読み聞かせをしていない	父親	母親	子どもの兄弟姉妹	祖父	祖母
回答数	24	179	278	48	3	23
割合	7.7%	57.7%	89.7%	15.5%	1.0%	7.4%

回答	曾祖父母	その他の親族等	回答総数	回答者数
回答数	0	1	556	310
割合	0.0%	0.3%		

⑧読み聞かせに使う本は、主にどのように入手しますか。(複数回答)

回答	市立図書館から本を借りる (移動図書館きぼう号と電子図書館は除きます)	移動図書館きぼう号で本を借りる	市立図書館の電子図書館で本を借りる	幼稚園・保育所(園)等から本を借りる	本屋やインターネットで本を購入する	家にある本を利用する
回答数	98	9	4	13	166	224
割合	34.5%	3.2%	1.4%	4.6%	58.5%	78.9%

回答	電子書籍を利用する(電子図書館は除きます)	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・知人から本を借りる・もらう ・通信教育の教材として入手する ・他市(千葉市)等の移動図書館で本を借りる など
回答数	9	22	545	284	
割合	3.2%	7.7%			

⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしていきますか。(複数回答)

回答	市立図書館のブックリスト	市立図書館以外(出版社等)のブックリスト	子育て関連の本	子育て関連のウェブサイト	幼稚園・保育所(園)等からの情報	友人等からの情報
回答数	41	14	35	56	49	56
割合	14.5%	4.9%	12.4%	19.8%	17.3%	19.8%

回答	もともと知っている本から選ぶ	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・自分の子どもが選んだ本(記載多数) ・自分で探して選ぶ ・図書館からの情報 など
回答数	145	85	481	283	
割合	51.2%	30.0%			

習志野市子どもの読書活動推進計画
(令和8(2026)～15(2033)年度)

■発行・編集 習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課
〒275-8601
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画 (素案) Ver.9 (令和8(2026)～15(2033)年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～

後ほど図を挿入

令和7年 10 月 22日時点

習志野市教育委員会

はじめに

※教育長あいさつが入ります。

習志野市教育委員会教育長 小熊 隆

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等	5
1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化	5
2 国・千葉県の動向	5
第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等	7
1 前期計画の振り返り	7
(1) 実施状況	7
(2) 前期計画の目標達成状況	8
(3) アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点	11
第4章 基本目標・基本方針・施策体系	18
1 基本目標	18
2 基本方針	18
3 施策体系	19
4 計画の目標値	20
第5章 計画の実現に向けた取り組み	21
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進	21
基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施	21
基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信	22
基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み	24
基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上	25
基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進	26
基本施策⑥ 学校での読書活動の推進	26
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	28
基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実	28
基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり	29
基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備	30
基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保	31
《子どもの発達段階に応じた取り組み》	32
《計画の推進》	36
【参考資料】	37
計画の策定プロセス	38
子どもの読書活動の推進に関する法律	39
習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領	41
子どもの読書活動 関係施設一覧	43
習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)	49

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」の基本理念に基づき策定するものです。

近年、~~デジタル化された情報が社会に多く氾濫する中、~~生活環境の変化や価値観の多様化等により、すべての世代の「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。文化庁が令和6(2024)年に全国の16歳以上を対象にして実施した調査では、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が6割に上り、過去最大の数値となりました。~~また、子どもたちについても、GIGAスクール構想により小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、学習・生活環境が大きく変わってきています。~~

その中で、子どもたちも年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率^①の高さは課題となっています。

~~子どもは、読書活動^②を通して「言葉を学び」、「感性を磨き」、「表現力を高め」、「創造力を豊かなものにし」、人生をより深く生きる力を身に付けていくものです。~~

習志野市では、平成16(2004)年4月に「習志野市読書活動推進計画」、平成31(2019)年4月に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

この間、国の GIGA スクール構想により、小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、教育におけるデジタル化が進展し、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整っていることから、引き続き、多様な機会の提供に取り組む必要があります。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、知識や豊かな心を育むことができるよう、前期計画に続き、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

また、特に育児をしながら自身の生育過程を振り返っている保護者にとっても、子どもとともに過ごす読書時間が自らの癒しや励ましにつながってほしいと願うものです。

読書とは、教養・娯楽・情報収集・語彙力の向上のためだけではなく、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のため非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくための助けとなるものです。~~に欠かせないものです。~~著名な児童文学者のリリアン・H・スミス^③は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

これらのことから、国や県の動向や本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

① 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

② 読書活動：個人が本を読むため、また、読書の内容を豊かにするための様々な活動

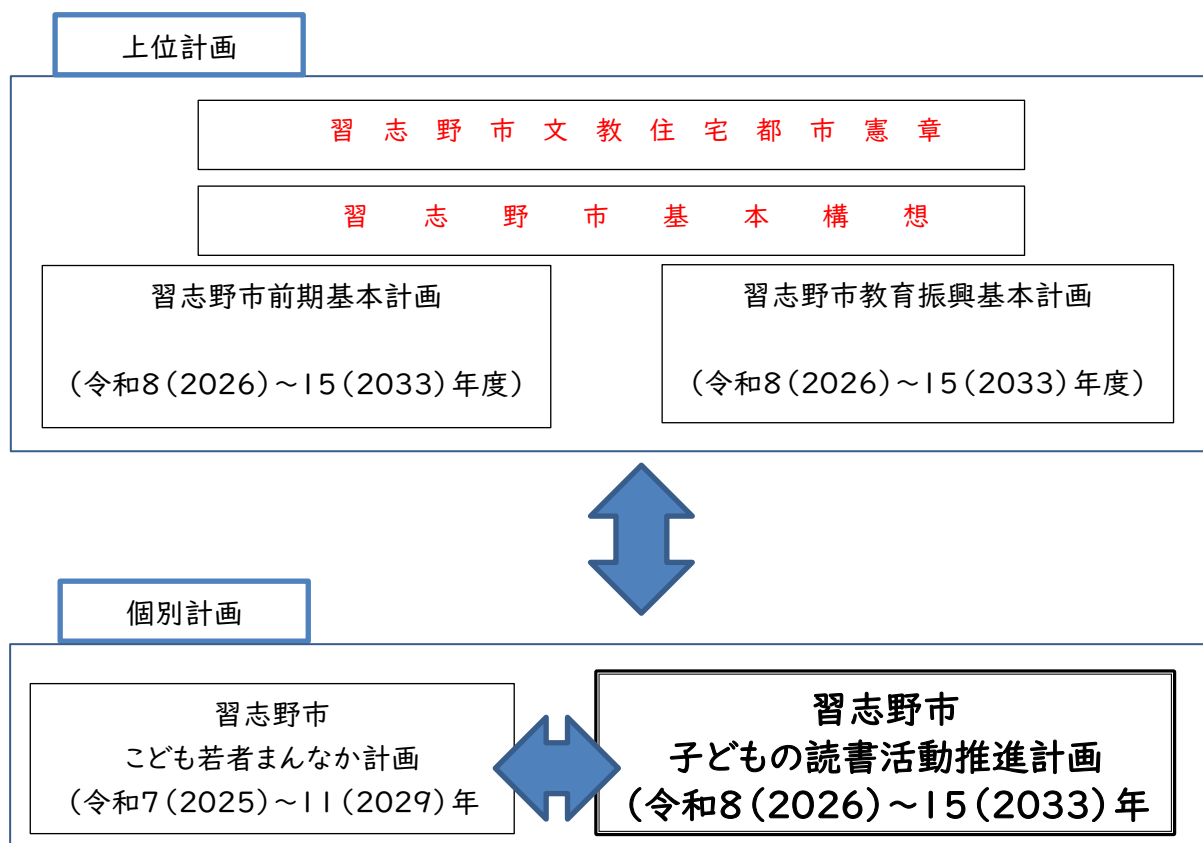
③ リリアン・H・スミス：アメリカの児童文学者、小説家(1887-1983)。引用は「児童文学論」(岩波書店 2016 年刊)

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、策定します。なお、国計画における基本的方針は、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点です。

さらに、令和元(2019)年6月に施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき策定された、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」及び千葉県の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の内容を踏まえて策定します。

また、市の他の計画について、「習志野市基本構想」における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた「習志野市前期基本計画(令和8(2026)～15(2033)年度)」や「習志野市教育振興基本計画(令和8(2026)～15(2033)年度)」の子どもの読書施策に関する個別計画とするとともに、~~計画の内容を反映し、既に執行している~~「習志野市こども若者まんなか計画(令和7(2025)～11(2029)年度)」と調和を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね18歳以下の子ども」と「子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教育・福祉・保健関係者等」とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等

1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

(1) GIGAスクール構想による1人1台端末の配備

令和元(2019)年に国から提唱されたGIGAスクール構想により、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。子どもたちにとってICT機器が身近なものとなり、紙の本だけではなく、電子媒体でも読書ができる環境が広まりました。

(2) スマートフォン、パソコン及びタブレット ~~YouTubeや各SNS等~~ の利用増・低年齢化

東京大学とベネッセ教育総合研究所が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査^④では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かりました。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況です。

2 国・千葉県の動向

(1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

国は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい方等も読書に親しむことができる社会の実現に向けて、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)を制定しました。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が策定されたほか、子どもに対する読書バリアフリーの取り組みとしては、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にその内容が反映されました。

千葉県についても、令和5(2023)年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、子どもに対する取り組みとしても「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」にその内容を反映しました。

(2) 学校図書館図書整備等計画の策定

令和4(2022)年1月、国は、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小・中学校等において、「学校図書館図書標準^⑤」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

^④ 「子どもの読書行動の実態－調査結果からわかること－」(令和5年10月)、ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datashu04/datashu04_pdf.pdf,
(参照 2025-7-15)

^⑤ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に国が定めたもの
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm
(参照 2025-7-31)

~~(3) 教育振興基本計画の策定~~

~~国は、令和5(2023)年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定しました。本計画においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイング^⑥の向上」の2つのコンセプトが掲げられ、今後5年間の教育政策の目標のうち、「豊かな心の育成」として、読書活動の充実が示されました。~~

~~具体的には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づき、公立図書館と学校の連携をはじめとした学校図書館の整備充実、多様な子どもの読書機会の確保等、子どもの読書活動を推進するとし、電子書籍の活用や、デジタル社会に対応した読書環境の整備を行うこととされています。~~

⑥ ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみにならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等

Ⅰ 前期計画の振り返り

(Ⅰ) 実施状況

前習志野市子どもの読書活動推進計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）に基づき実施した **77** の事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、中間年度である令和4（2022）年度末に計画の修正を行いました。

令和7（2025）年度までの7か年における主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会の提供を行いました。なお、おはなし会については、一部実施されていない施設もみられました。

基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

各関係機関にて、計画的な図書の購入や市民・保護者からの寄贈を募り、図書室や園の絵本コーナーの充実を図りました。また、幼稚園、保育所、こども園等では園で絵本の貸し出し等を行いました。また、一部実施されていない施設もみられました。

小・中学校では、令和5（2023）年7月に習志野市学校電子図書館（ナラシド♪ライブラリー）を導入し、読書の方法が広がりました。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

家庭・地域に向けて公民館で子どもの読書活動の大切さを学ぶ家庭教育学級を実施しました。

学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、各校・園で子どもの成長に合わせた読書指導を行いました。また、市立図書館では、館の利用に関する情報を周知するとともに、子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催しました。

基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動推進体制の整備として、保育所等では、保護者への情報発信ツールとして導入した保育業務支援システムを活用して、市立図書館からのお知らせや園で読み聞かせた本を周知しました。また、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図りました。

子どもの読書に係る人材の育成として、各市立図書館でおはなし会のボランティア登録を募り、活動を行いました。また、学校司書等が会議や研修に参加し、情報共有を図ることで資質の向上に努めました。

今後に向けて

- ・各幼稚園、保育所、こども園、学校等では、子どもが読書を楽しめるようにさまざまな取り組みを行っていますが、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や図書館の活用等、取り組み内容にばらつきがあり、全体での情報共有を行い、取り組みを広げていく必要があります。
- ・子どもたちの生活環境は今後さらに多様化していくことが予測され、全ての子どもが本に親しむことができるよう、多様な主体が**相互**に連携を強化して取り組む必要があります。

(2) 前期計画の目標達成状況

①読書が好きな子どもの割合

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	80.7%	75.3%	72.7%	82.1%	86.0%
千葉県	74.6%	73.7%	72.6%		
国	74.3%	73.1%	71.8%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	75.5%	75.3%	69.7%	78.5%	81.0%
千葉県	73.6%	70.2%	68.5%		
国	69.9%	68.2%	66.0%		

(資料)

平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度：全国学力・学習状況調査 (国)

令和 6 (2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート (習志野市)

読書が好きな子どもの割合は、小学校6年生・中学校3年生いずれも年度により増減が見られますが、令和6(2024)年度の数値は、計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)から上回る結果となりました。ただし、目標値に対しては、小学校6年生は約4ポイント、中学校3年生は約2ポイント下回り、未達成となりました。

中学校3年生は小学校6年生よりも読書が好きな割合が下がっています。様々な取り組みにより、国や千葉県平均は超えているものの、特に学年が上がるにつれて読書離れが起きていることがうかがえます。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

②普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間【30分以上】

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

(小学校6年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	43.0%	42.6%	40.8%	39.7%	48.0%
千葉県	38.7%	38.4%	40.0%		
国	36.5%	36.4%	37.3%		

(中学校3年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	31.2%	32.1%	33.7%	24.7%	37.0%
千葉県	31.4%	29.1%	30.9%		
国	29.2%	27.3%	28.4%		

(資料)

平成 29 (2017) 年度～令和 5 (2023) 年度：全国学力・学習状況調査 (国)

令和 6 (2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート (習志野市)

普段 (月～金曜日) の、1 日当たりの読書時間については、小学校 6 年生・中学校 3 年生いずれも計画策定当時に集計した値 (平成 29 (2017) 年度) を下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、小学校 6 年生は約 8 ポイント、中学校 3 年生は約 12 ポイントと大きく下回り、未達成となりました。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月 1 回以上】

※昼休みや放課後、休日に本 (教科書や参考書、漫画や雑誌は除く) を読んだり、借りたりするために利用した回数

(小学校 6 年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	29.0%	49.4%	27.5%	58.2%	40.0%
千葉県	35.0%		30.1%		
国	38.6%		32.9%		

(中学校 3 年生)

対象	H29 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	目標値
習志野市	12.2%	25.8%	14.9%	27.4%	20.0%
千葉県	16.5%		16.0%		
国	19.4%		18.5%		

(資料)

平成 29 (2017) 年度、令和 5 (2023) 年度：全国学力・学習状況調査 (国)

令和 4 (2022) 年度、令和 6 (2024) 年度：子どもの読書に関するアンケート (習志野市)

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数(月1回以上)については、年度により調査媒体が異なり、数値の揺れがありますが、令和6年度の数値において、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29年度)を2倍近く上回る結果となりました。

また、目標値に対して、小学校6年生は約18ポイント、中学校3年生は約7ポイント上回り、目標を達成しました。

豊富に蔵書がある学校図書館や地域の図書館に足を運び、本に触れられるように、引き続き蔵書の充実に努め、魅力的な周知を実施していく必要があります。

ー未就学児ー

④本が好きな保護者の割合

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	78.6%	77.9%	66.8%	84.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

本が好きな保護者の割合については、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約11ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約17ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

本に親しむ子どもを増やすには、保護者に向けてもアプローチを行い、親子で読書を楽しめるようなイベントや講座を開催するなどの取り組みが必要だと考えます。

⑤子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	74.6%	67.6%	65.5%	80.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

週1回以上子どもに読み聞かせを行う回数についても、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約9ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約15ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

⇒P.16【未就学児の読書活動について】へ

⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30 年度 (計画策定 当時の状況)	R4 年度	R6 年度	目標値
習志野市	45.6%	44.2%	38.7%	51.0%

(資料) 市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

月1冊以上、市立図書館で子どもの本を借りる割合についても、計画策定当時に集計した値（平成30（2018）年度）から徐々に減少し、令和6（2024）年度には約7ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

令和6（2024）年度に実施したアンケートで、読み聞かせに使う本の入手方法について尋ねたところ、「家にある本を利用する」が78.9%と最も多く、「本屋やインターネットで購入」が58.5%、「図書館から借りる」という回答は3番目に多い34.5%でありました。他にも、幼稚園、保育所、こども園から借りるという人も4.6%存在しています。このことから、本の入手方法は市立図書館に限らずさまざまな方法であることが分かりました。市立図書館は、豊富な蔵書の中から自分で手に取って選ぶことができたり、司書が本の選び方の相談に乗ることができること等が特徴であり、引き続きその魅力について伝えていくことが大切です。

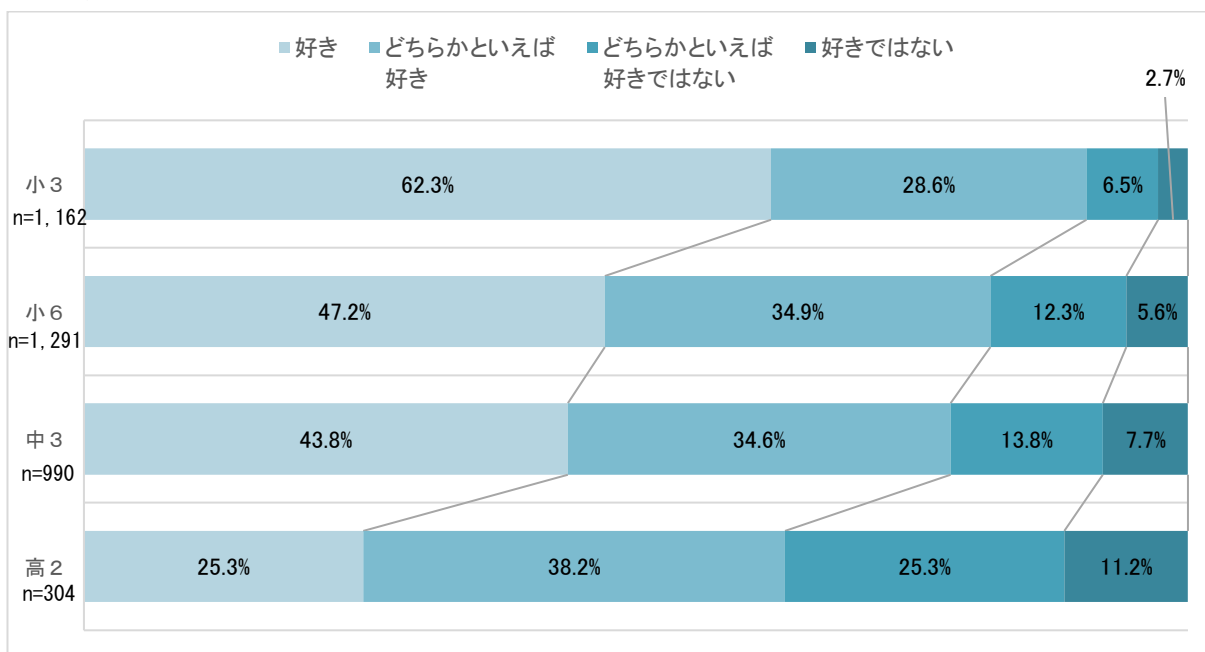
（3）アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点

【学年が上がるにつれての読書離れについて】

令和6年度に実施したアンケート調査によると、読書が好きな子どもの割合は、学年間（小3・小6・中3・高2）の比較において、小学校3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。また、1日あたりの読書時間についても、同様の傾向にあります。

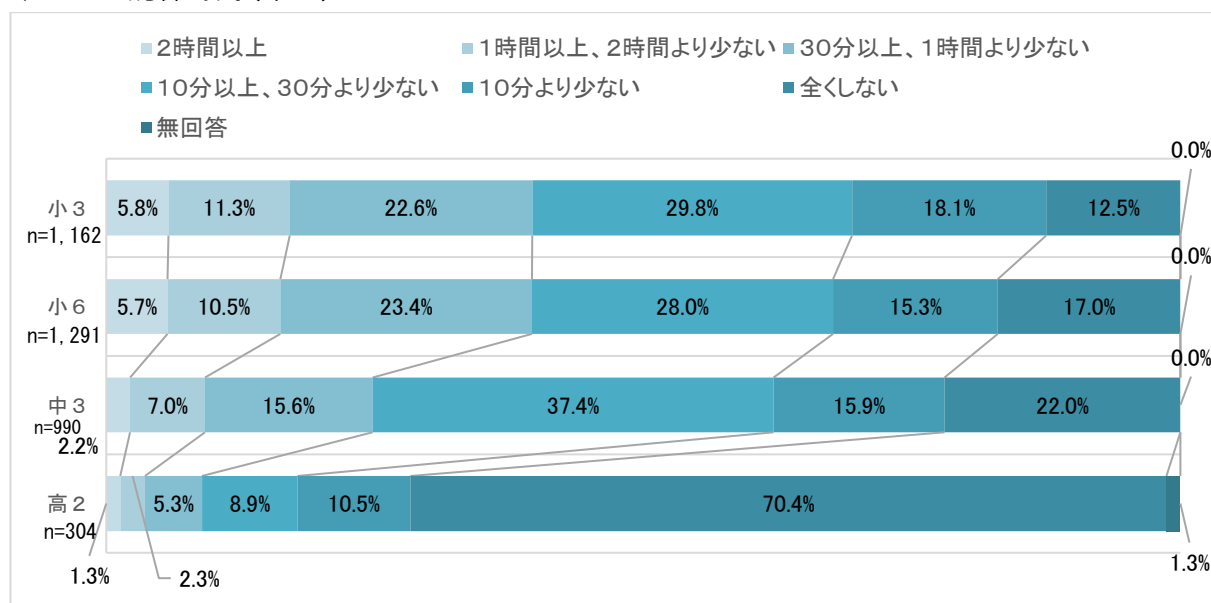
16歳以上が対象ではありますが、令和5（2023）年度に文化庁が実施した「国語に関する世論調査」でも、全国的に読書量が減っているとの回答が、過去の調査で最多の69.1%（16歳から19歳の年齢別では66.3%）となり、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは学年が上がるにつれて読書離れとなる要因の一つであると考えます。

◆読書は好きか



（資料）令和6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

◆一日の読書時間(平日)について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

《参考》

「読書量が減っている理由」について回答した割合(年齢別: 16~19 歳)

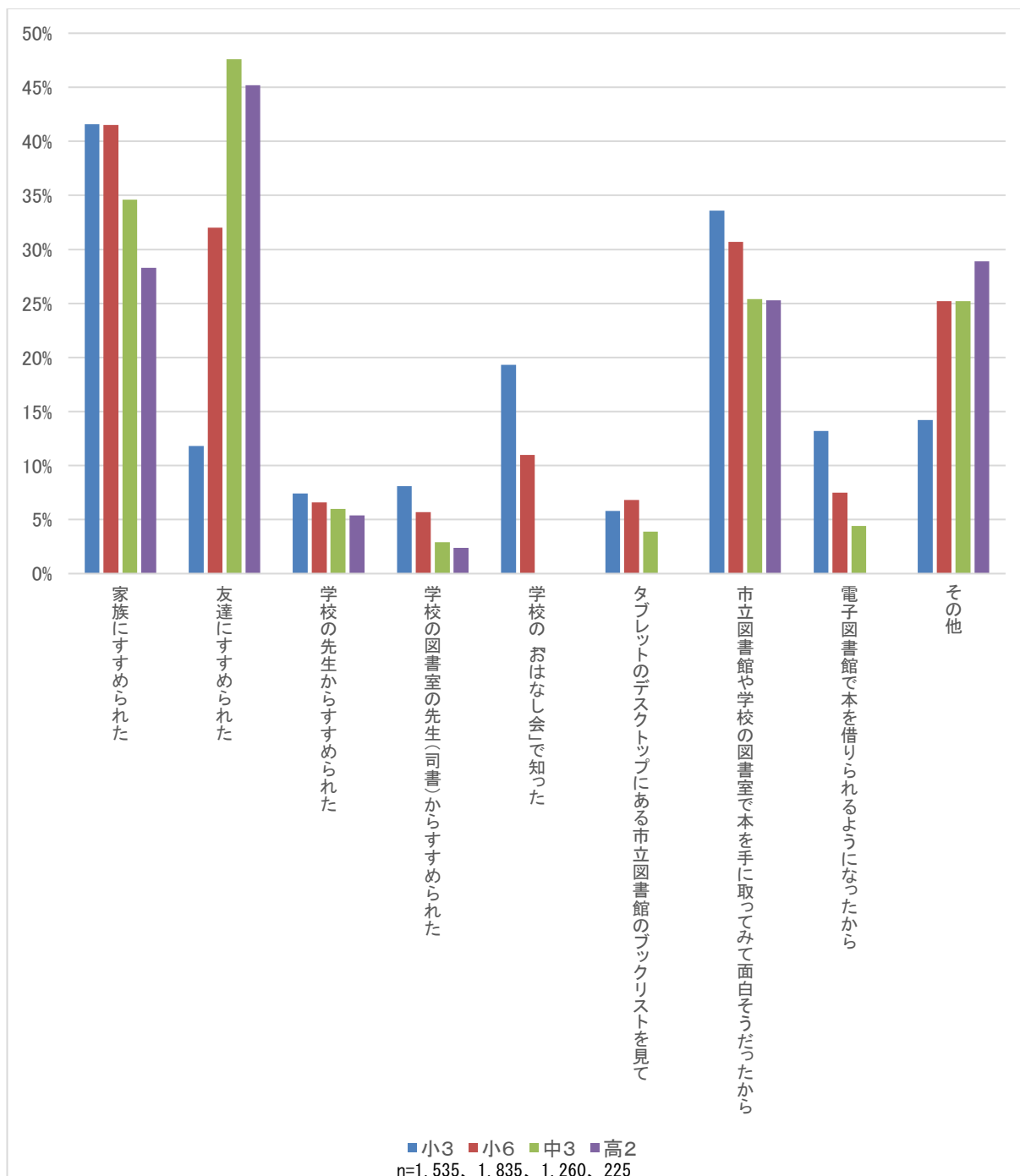
総数 (人)	情報機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等)で時間が取られる	仕事や勉強が忙しくて読む時間がない	視力など健康上の理由	テレビの方が魅力的である	読書の必要性を感じない
55人	70.9%	56.4%	1.8%	7.3%	12.7%

魅力的な本が減っている	近くに本屋や図書館がない	良い本の選び方が分からない	読みたい本が電子書籍でしか読めない	学校での読書指導が十分でない
1.8%	3.6%	5.5%	-	5.5%

(資料) 令和 5 (2023) 年度国語に関する世論調査(文化庁) ※全国調査

本を読むきっかけについて尋ねた設問では、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めています。「友達にすすめられた」「~~SNS等で知った~~」は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。また、「図書館や図書室で本を手にとってみて面白そうだったから」も一定割合を占めますが、一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」という回答は比較的低くなっています。なお、令和3(2021)年に国立青少年教育振興機構が実施した調査^⑦では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示唆されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性があります。

◆本を読むきっかけについて(複数回答)



^⑦ 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」(令和3年3月)。国立青少年教育振興機構。
https://www.niye.go.jp/pdf/210811_02.pdf , (参照 2025-7-15)

今後の取り組みの視点

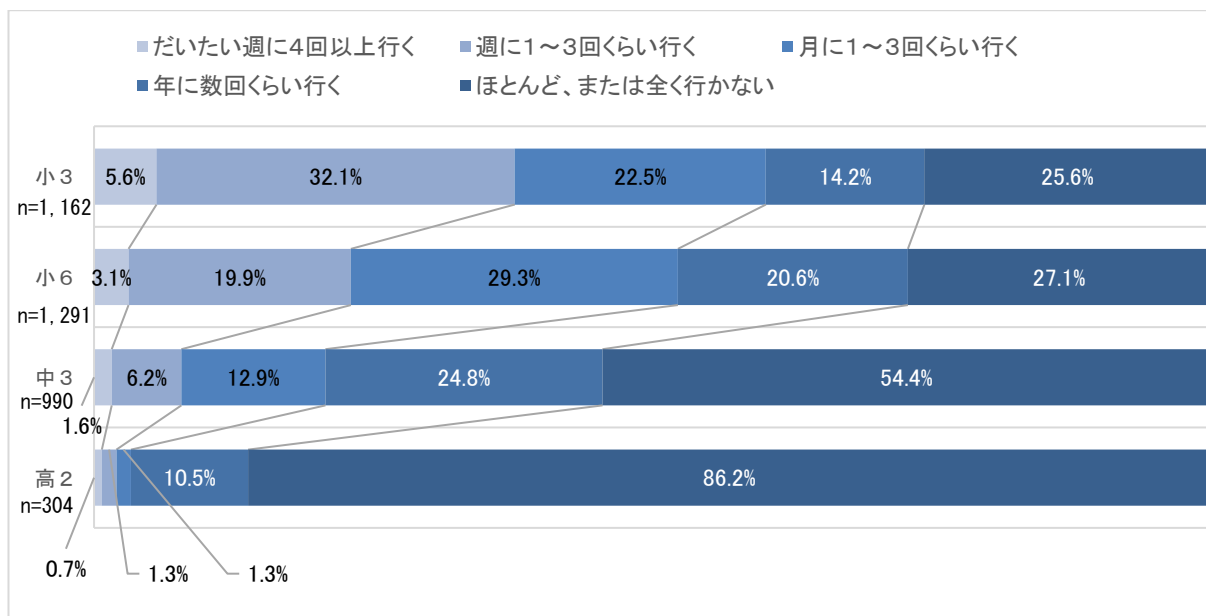
- ◆SNS などでは得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・学校図書館や市立図書館の司書など、周りの大人がいかに関わられるかが大切だと考えます。⇒基本施策①③へ
- ◆その中で、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割の大きさを、親が自覚できるようなは大きく、啓発に繋がるような情報発信をしていく必要があります。⇒基本施策②へ
- ◆しかしながら、本を読むことを強制的に押し付けるのではなく、「面白い本があるよ」といったように、やわらかく本の良さを伝えていくことが重要です。

【学校での読書活動の推進について】

学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。「こうすればもっと学校図書室へ行く」という設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面の回答が最も多く見られ、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くありました。

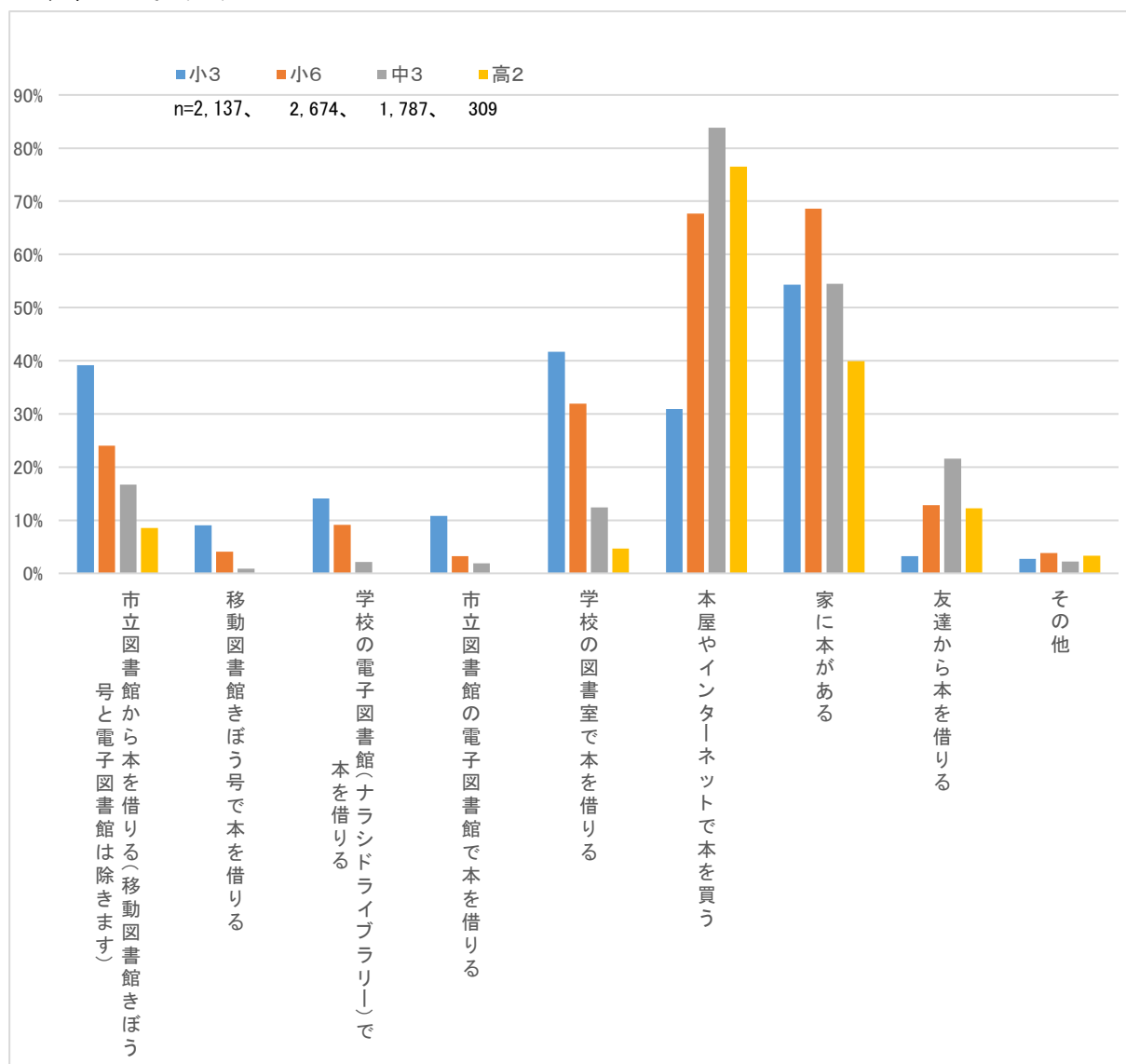
また、本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館で借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りる割合が上昇する傾向が見られています。

◆学校図書館について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

◆本の入手方法



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

今後の取り組みの視点

◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室がもっと使われる取り組みを行う必要があります。

(利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討など)

⇒基本施策⑧へ

◆各学校での取り組みを学校間で共有し、取り組みを全市的に広めていく必要があります。

⇒基本施策④⑥へ

◆子どもの読書活動の推進について、教職員等への意識付けを行い、授業やさまざまな目的で子どもが本に触れる機会を作っていくことが大切です。

⇒基本施策④へ

【未就学児の読書活動について】

9 ページの前期計画の目標達成状況によると、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあります。

また、他の設問で、家庭の中で子どもに読み聞かせを行うのは「母親」との回答が最も多く、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1 番多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多く見られました。アンケートのフリーアンサーでは、幼稚園、保育所、こども園でたくさん読み聞かせをしてほしいという声や、園での本の貸出しを希望する声が複数寄せられました。

共働き家庭が増加し、習志野市でも保育施設の数が増えている中、仕事等で忙しい保護者等による子どもへの読み聞かせの頻度が減っていることが要因の1つであると考えられ、**幼稚園・保育所・こども園での読書への期待が大きくなっています。**

◆読み聞かせをするうえで、障壁となっていること（複数回答）

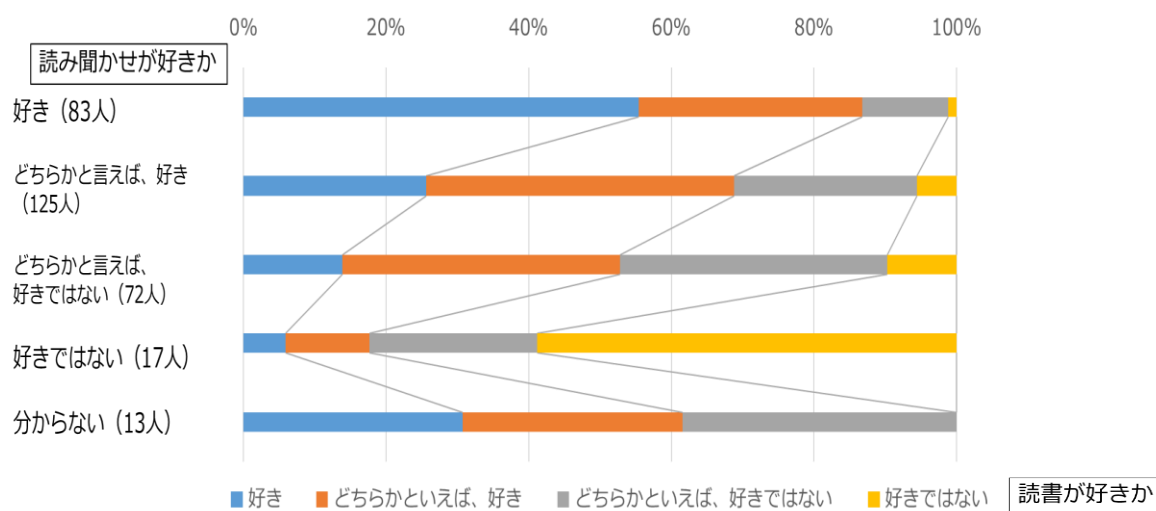
回答	障壁は特にない	保護者が仕事や家事で忙しく時間がない	子どもが習い事などで忙しく時間がない	保護者が読み聞かせに興味がない	子どもが本に興味を持たない	保護者が疲れていて読み聞かせできない
回答数	75	167	11	13	41	102
割合	24.8%	55.1%	3.6%	4.3%	13.5%	33.7%

回答	本の入手が難しい	本の選び方が難しい	その他	回答総数	回答者数
回答数	13	13	19	454	303
割合	4.3%	4.3%	6.3%		

（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

また、保護者自身の読書の好き嫌い子どもへの読み聞かせの好き嫌いについては、相関が見られました。

◆縦：読み聞かせが好きか 横：読書が好きか（クロス集計）



（資料）令和 6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

なお、市立幼稚園、保育所、こども園において、職員による読み聞かせの実施や保護者への読書の啓発を積極的に行っていますが、市立図書館や読み聞かせを行っている地域のボランティア団体等と連携できていない園がありました。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査^⑧によると、小学校入学前に保護者から読み聞かせを「週4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、入学後の読書時間が1.5～2倍長くなる傾向にあり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向にあることが分かっています。

今後の取り組みの視点

◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取り組み

（手軽に読める本の紹介や幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせ強化 等）

⇒基本施策②⑤へ

時間がなく図書館に行けない層への取り組み

（電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知 等）⇒基本施策⑦へ

◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取り組みの推進 ⇒基本施策②⑤へ

保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取り組み

（読み聞かせの意義や「家読（うちどく）」の普及 等）

◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取り組み⇒基本施策①へ

◆「図書館」と幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化

⇒基本施策⑨へ

◆「図書館・幼稚園・保育所・こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨へ

^⑧ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」（令和 5 年 10 月）.ベネッセ教育総合研究所

https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf ,

（参照 2025-7-15）

第4章 基本目標・基本方針・施策体系

1 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等それぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取り組みを進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえつつ、前期計画に引き続き次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の2つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

I 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの実施

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考え方のもと、主に意識面に働きかけるという観点で、取り組みを実施します。

また、親子で一緒に絵本を読んだり、友達におすすめの本を紹介し合うなど、本を通して人と人の絆が生まれるような環境づくりや活動を実施します。

なお、子どもに本を読むことを無理に押しつけることは、読書の習慣化に繋がらず、読書自体が好きではなくなってしまうおそれ可能性があります。本を読むことを勧める時は、子ども自らが読みたいと感じるような関わりを行うよう意識していきます。

II 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもたちが読みたいときに本が身近にあることが大切であるという考え方のもと、市立図書館、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。また、障がいや日本語を母語としない等、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

併せて、関係者、関係機関との連携をより強化し、子どもの読書活動の推進に向けて一体的に取り組みます。

基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

基本方針Ⅰ

社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

- 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施
- 基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信
- 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み
- 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
- 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進
- 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

基本方針Ⅱ

読書環境の整備と連携体制の構築

- 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実
- 基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり
- 基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備
- 基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

4 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小・中・高校生－

① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	90.9%	90%以上を維持
小学校6年生	82.1%	86.0%
中学校3年生	78.5%	81.0%
高校2年生	63.5%	69.0%

② 不読率(平日に本をまったく読まない子どもの割合)

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	12.5%	7.0%
小学校6年生	17.0%	12.0%
中学校3年生	22.0%	17.0%
高校2年生	70.4%	65.0%

~~※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く~~

※国・県の不読率の定義は、~~学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除き~~、「1ヶ月に本を1冊も読まない子どもの割合」としています。

※今後は、指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体を通した文書図画に触れる機会の状況についても本市独自に把握します。

~~③ 地域図書館における10年間で1回以上地域図書館を利用した小中学生の割合~~

~~対象~~	~~現 状 (令和6(2024)年度)~~	~~目標値 (令和15(2033)年度)~~
~~小・中学生~~	~~29.9%~~	~~35.0%~~

－未就学児－

③ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
4歳児の保護者	65.5%	80.0%

第5章 計画の実現に向けた取り組み

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組めます。

基本方針Ⅰ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施

子どもが本を読むきっかけをつくり、楽しい読書経験ができるよう、おはなし会や講座等の催しを開催します。

また、保護者に向け、子どもの読書活動の意義等の啓発を行うほか、親子で読書を楽しめるような取り組みを行います。

★…前期計画での振り返り等を踏まえた重点施策

No.	事業	具体的な内容	担当
1	★おはなし会等の実施	子どもたちが絵本や物語に親しめるように、施設職員及びボランティア団体など、多様な主体による絵本や紙芝居の読み聞かせやおはなし会を実施します。 また、子どもが読み聞かせを楽しんでいる様子を保護者に見てもらったり、一緒に参加して親子で読書を楽しめるような企画を実施します。	図書館 こどもセンター きらっ子ルーム 公民館 小学校
2	講座の実施	図書館・公民館での子ども向け講座において、講座に関係した本を紹介するなど、本に関心のない子どもでも図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。また、図書館でも工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努めます。 ~~工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努め、また、講座に関係した本を紹介するなど、市立図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。~~	図書館 公民館
3	★大人向け講演会・講座の実施	子どもの読書や児童文学に関する講演会や絵本及び本の選び方に関する講座を開催し、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。 また、読書に関心がない大人に向けて周知方法等を工夫し、例えば、親子が気軽に来て一緒に楽しめるような企画や講座を開催します。	図書館

基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信

子どもが自分の興味のある本に出会い、読書の楽しさに気づいてもらえるよう、各関係機関からおすすめの本等の情報発信を行います。

また、仕事や家事で忙しい保護者でも、手軽に読み聞かせができるような絵本の紹介を行うなど、「家読（うちどく）※」の一助となる取り組みを実施します。

※家読（うちどく）とは

「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所であり、保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をするのが大切です。



4	「家読（うちどく）」マークの活用	家族で読書を楽しむ「家読（うちどく）」について、市立図書館が作成した「家読（うちどく）マーク」を活用し、啓発や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
5	★広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信	市の広報紙や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や市立図書館利用について紹介します。	社会教育課 図書館
6	★子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
7	★学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 小学校 中学校 高校

8	家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級、親子講座などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館
9	子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及への図書館利用案内の掲載	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を引き続き掲載するとともに、「家読(うちどく)」の普及に努めます。	子育てサービス課 図書館 社会教育課
10	子どもや中高生向け展示コーナーの工夫	子どもや中高生が興味のある本と出会うきっかけを作るため、市立図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
11	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
12	★SNSの活用の推進	中高生の読書や市立図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、SNSの活用を検討します。	図書館
13	図書館利用案内等の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、市立図書館以外の場所に、市立図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、市立図書館を利用していない方にも興味を持っていただくよう努めます。	図書館
14	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるという「子ども読書の日」の趣旨に合わせた事業や展示等を行います。	図書館
15	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本を探すお手伝いや、薦める本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館では、専用カウンターにて相談を受け付けます。	図書館
16	★ブックリストの配布等	子どもの年齢に応じて作成したブックリスト「よんでみて!」を、市立図書館やこどもセンターなどの各施設及び市内の小・中学生に配布します。 そのほか、毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター(中高生向)」、「としょかんはらっぱ4・5・6(小学校4・5・6年生向)」、「としょかんはらっぱ(小学校1・2・3年生向)」の発行を継続し、児童生徒に配布しているタブレット端末に市立図書館のホームページでいつでも見られるようにします。	図書館 小学校 中学校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

17	★中高生の保護者への情報発信	中高生になると読書時間が急激に減少する中で、自分の興味がある本に出会い、楽しんでもらえるよう、大人の中で一番近い存在である保護者に向け、子どもの年齢に合わせたおすすめの本の紹介などの情報発信を行います。	社会教育課 図書館 中学校 高校

基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み

子どもたちが本に触れたり、図書館に行くきっかけをつくり、楽しい読書体験ができるよう取り組みます。

18	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんと保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育てサービス課
~~19~~	~~セカンドブック事業の検討~~	~~ブックスタート事業に続き、3歳～小学校入学前の子ども全員に向けた読書への関心を高める取り組みの実施について検討します。~~	~~未定~~
~~20~~ 19	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
~~21~~ 20	小学1年生入学時の利用登録	移動図書館の巡回先の小学校で行っている1年生入学時における市立図書館の利用登録について、全小学校で実施します。	図書館
~~22~~ 21	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることで、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
~~23~~ 22	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生が、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験することで、市立図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
~~24~~ 23	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務の体験を通じて、市立図書館と読書への関心を高めます。	図書館
~~25~~ 24	ジュニア司書の推進	市立図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習を開催し、カリキュラムを終了した生徒を「ジュニア司書」として認定する子ども司書 ^⑨ 事業を推進します。	図書館

^⑨ 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、カリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

~~26~~ 25	学習室の設置による 中高生の図書館利 用の促進	中央図書館及び新習志野図書館の学習室に、 図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、 学習室の利用を目的に来館した中高生を図書 館利用に結びつける取り組みを実施します。	図書館
~~27~~ 26	中央図書館の学校 への図書館開放	市立図書館の使い方や本の探し方を伝え、図書 館に親しむことを目的として、中央図書館の休館 日に小学校のクラスや学年単位での開放を行い ます。	図書館
~~28~~ 27	授業での図書館利 用の推進	さまざまな授業科目や目的で学校図書館を利用・活用します。	指導課 小学校 中学校 高校
~~29~~ 28	児童・生徒の読書に 対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰を実施します。 また、各学校の図書委員会では、学校図書館で の貸出し冊数等に基づく表彰を実施しているところ ですが、学校長や教職員などが評価していく機会 会場を拡充します。	小学校 中学校 高校
~~30~~ 29	中高生の図書館事 業への参加	中高生に市立図書館に親しみをもってもらえるよう、 中高生本人からおすすめの本やイラストを投稿してもらい、 中高生向けの図書コーナーに掲 示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館 のコミュニケーションの場を設け、図書館活動を 共に行えるよう、事業を計画し、実施します。 また、学校と連携し、中高生からおすすめの本に ついての POP や帯の投稿、学校図書館と市立 図書館の本の交換展示などを実施し、図書館を 中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 指導課 中学校 高校

基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するためには、家庭以外で子どもたちが生活のほとんどを過ごす学校、幼稚園・保育所・こども園での読書指導が重要です。職員等の大人が読書の大切さを意識し、研修による知識、技術の向上に努めるほか、他校の好事例等の情報共有を行うことで、市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
~~31~~ 30	読書活動に関する研 修会への参加	職員等が読書指導や読み聞かせの研修会に参加し、 子どもの読書活動への理解を深めるとともに、知識、 技術の向上に努めます。	小学校 中学校 高校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

~~32~~ 31	図書館職員の研修 会参加	市立図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館
~~33~~ 32	★教職員への学校 図書館活用の意識 付け	さまざまな授業科目や目的で学校図書館が利活用されるよう、教職員や学校司書に働きかけを行います。	指導課 小学校 中学校 高校
~~34~~ 33	★各学校図書館間・ 司書教諭間の情報 共有	各学校司書が出席する司書会議、指導課と各学校の図書主任の教職員・学校司書が出席する図書主任会議を開催し、各学校への読書活動推進の働きかけや取り組みの共有を行います。	指導課 小学校 中学校 高校

基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進

読書の習慣付けのきっかけとして、乳幼児期から絵本が身近にあることが重要です。乳幼児が家庭以外で過ごす時間の多い幼稚園・保育所・こども園で、保育者が絵本の読み聞かせ等を行ったり、乳幼児が絵本に触れられる環境を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
~~35~~ 34	★幼稚園・保育所・ こども園での読み聞 かせや図書館利用 の推進	子どもが本に親しみ、本を読む習慣を身に付けられるように、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。 また、絵本の貸出し、保育の中での市立図書館の利用など、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園

基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

学校図書館以外の場所でも学校内で本に触れる機会を作ることが、子どもたちにとって本がより身近な存在とするため、クラスで過ごす時間や放課後の居場所で読書に親しむ環境・機会を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
~~36~~ 35	放課後児童会での 読書活動の充実	子どもが静かに読書をする時間を設けることに加え、読み聞かせを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、放課後児童会間で蔵書の交換を行い、より多様な読書の機会を確保します。	児童育成課
~~37~~ 36	学級文庫の充実	市立図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校

~~36~~ 37	学校での読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小学校 中学校 高校
~~37~~ 38	学校での「朝読」等の実施	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や市立図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小学校 中学校
~~40~~ 39	★学校司書の配置と活用	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討します。 また、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 ^⑩ 、教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介、授業への関わり等を行います。	指導課 小学校 中学校 高校
~~41~~ 40	放課後子供教室での読書活動の充実	子どもが放課後を過ごす放課後子供教室で、静かに読書をする場所を設けることに加え、読書に親しむことができるプログラムを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、全学年の子どもが興味を持つような蔵書の整備に努めます。	社会教育課

^⑩言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実

家庭や学校、図書館など、それぞれ子どもが過ごすところで本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。各機関で豊富な蔵書を揃え、手軽に本を手にとることができるような環境を整備します。

No.	事業	具体的な内容	担当
~~42~~ 41	蔵書の充実等	市立図書館では、子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、市立図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所・こども園、こどもセンター、きらっ子ルーム、放課後児童会では、図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。 ~~また、公民館の図書コーナーでは、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。~~	図書館 幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 児童育成課 公民館
~~43~~	~~公民館の図書コーナーの充実と周知~~	~~市立図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して、各公民館の図書室や図書コーナーに子どもの本を揃え、貸出しを行います。また、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。~~	~~公民館~~
~~44~~ 42	★学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施	市立図書館では、各施設の読み聞かせや学校の調べ学習、小・中学校の朝読書を支援するため、学校に向けた団体貸出しを行います。 また、市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる年中行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
~~45~~ 43	市民からの本の寄贈の受付と各施設への提供	市立図書館で、市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館
~~46~~ 44	★電子図書館の利用の促進	さまざまな読書環境や機会を提供するため、電子図書館 ^⑩ の利用を促進・周知 ~~もします。~~ するとともに先進的な取り組みについて調査、研究します。	図書館
~~47~~ 45	★学校電子図書館利活用の推進	小・中学校生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」の利活用 ~~の拡大~~ を図ります。	指導課 小学校 中学校

^⑩ 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

~~48~~ 46	移動図書館の学校への巡回	市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用しやすくなるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。	図書館
~~49~~ 47	予約本の市役所受け取りの普及	各市立図書館の予約本を、市役所でも受け取りができることを周知します。	社会教育課 図書館

基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり

各学校では、子どもの年齢や教育に適した資料を充実させるほか、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境を整えます。

No.	事業	具体的な内容	担当
~~50~~ 48	★学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習・情報センター」としての機能の強化を図り、児童・生徒が手に取りたくなるような、選書を心がけます。	指導課 小学校 中学校 高校
~~51~~ 49	★学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報センターとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機の設置等を検討します。	総合教育センター 小学校 中学校 高校
~~52~~ 50	★学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動を様々な授業で推進していきます。	小学校 中学校 高校
~~53~~ 51	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル ^⑫ や読書月間の設定等、 ~~読書に対する意欲化~~ に取り組めます。	小学校 中学校 高校

⑫ ビブリオバトル：発表者たちがおススメの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもと関わる各関係機関が連携協力し、さまざまな読書体験を作り出すことが大切です。

~~また、本計画の進行管理や評価、目標値の達成度や効果の検証を行い、各事業の効果的な推進に取り組めます。~~

No.	事業	具体的な内容	担当
~~54~~ 52	★子どもの読書に関わる関係者のニーズ集約・連携・進捗管理	本計画に関わる関係者（市立図書館・各施設・ボランティア団体など）のニーズを集約するとともに、関係者間の連携ができるよう繋ぐ役割を担います。 また、地域住民や NPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組めます。 ~~また、本計画の策定担当課として、各事業の進捗状況や実績等の進行管理と評価、また、本計画の目標値の達成度や効果の検証を行い、各事業の効果的な推進に取り組めます。~~	社会教育課
~~55~~ 53	★図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化	子どもたちがさまざまな読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や本の団体貸出を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園
~~56~~ 54	★地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり	公民館は、地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に活動場所を提供します。 市立図書館は、公民館、学校、幼稚園・保育所・こども園等で読み聞かせをしている団体に長時間の図書館資料の貸出しにより活動を支援します。 また、これから地域で学校等で読み聞かせを始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	社会教育課 図書館 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校

基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど、全ての子どもたちが読書を楽しむことができるよう、環境の整備及び機会の確保に努めます。

~~57~~ 55	障がいのある子ども の読書活動の支援	市立図書館は、障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック^⑬を収集します。市立図書館と学校、関係機関が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小学校 中学校 高校 障がい福祉課 あじさい療育 支援センター ひまわり発達 相談センター
~~58~~ 56	日本語を母語としない 子どもの読書活動 の支援	市立図書館は、日本語を母語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館

^⑬ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

《子どもの発達段階に応じた取り組み》

子どもの読書習慣を形成するためには、発達段階に応じて途切れのないアプローチを行うことが重要です。基本施策①～⑩までの計5658事業については、下の表のとおり年齢別に分類し、取り組みます。

○幼稚園、保育所等の時期（6歳頃まで） 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。 さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。	（事業番号・事業名） No.1 おはなし会等の実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.6 子育てふれあい広場等での「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.8 家庭教育学級等での「家読（うちどく）」等の情報発信 No.9 子育てハンドブックを活用した「家読（うちどく）」の普及 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNSの活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.18 ブックスタート事業の実施 ~~No.19 セカンドブック事業の検討~~ No.19 誕生記念図書館カードの配布 No.21 読書手帳の配布 No.34 幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進 No.41 蔵書の充実等 ~~No.43 公民館の図書コーナーの充実と周知~~ No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○小学生の時期（6歳から12歳まで） 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。	（事業番号・事業名） No.1 おはなし会等の実施 No.2 講座の実施 No.3 大人向け講演会・講座の実施 No.4 「家読（うちどく）」マークの活用

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。	No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.11 子ども向けホームページの充実 No.12 SNS の活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.20 小学1年生入学時の利用登録 No.21 読書手帳の配布 No.22 1日図書館員の実施 No.26 中央図書館の学校への図書館開放 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.35 放課後児童会での読書活動の充実 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.40 放課後子供教室での読書活動の充実 No.41 蔵書の充実等 ~~No.43 公民館の図書コーナーの充実と周知~~ No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.46 移動図書館の学校への巡回 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○中学生の時期(12歳から15歳まで) 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。 自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。	(事業番号・事業名) No.4 「家読(うちどく)」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫

	No.12 SNS の活用の推進 No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.23 職場体験の受入れ No.24 ジュニア司書の推進 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
○高校生の時期（おおむね 15 歳から 18 歳まで） 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。	（事業番号・事業名） No.4 「家読（うちどく）」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読（うちどく）」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読（うちどく）」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進 ~~No.16 ブックリストの配布等~~ No.17 中高生の保護者への情報発信 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.37 学校での読書指導の充実 No.39 学校司書の配置と活用

	No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援

★子どもの読書活動の推進における大人の役割

家庭（保護者など）

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の習慣化に積極的な役割を果たしていく必要があります。そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

学校・幼稚園・保育所・こども園（教職員・学校司書・保育士など）

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

地域（市立図書館・ボランティア団体など）

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる取り組みを一層推進する必要があります。

＜計画の推進＞

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、教育・福祉・保健関係者、保護者、地域住民、NPO 法人、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

(2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況、実績等を「子どもの読書活動推進計画推進委員会」において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析・評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」及び「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組みます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（ICT）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、**取り組み項目を適宜、追加・修正を行うなど必要に応じた見直しを行います。**

【参考資料】

計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、前期計画（平成31（2019）～令和7（2025）年度）の成果検証や課題把握のため、令和6（2024）年度に「子どもの読書に関するアンケート」を行いました。これらの調査結果をもとに、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から構成する「習志野市社会教育委員会」における審議を経た上で、令和7（2025）年11月に「習志野市子どもの読書活動推進計画（令和8（2026）～令和15（2033）年度）（案）」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見（パブリックコメント）を募集し、「令和8年習志野市教育委員会第3回定例会」での議決を経て策定しました。

（1）計画の策定経過

	日程	会議・作業等	内容
令和6年	2月1日	令和5年度第3回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査内容の検討
	5月1日～ 6月10日	アンケート調査の実施	
	8月22日	令和6年度第1回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査結果の報告
	9月25日	令和6年習志野市 教育委員会第4回定例会	アンケート調査結果の報告
令和7年	1月22日	令和7年習志野市 教育委員会第1回定例会	習志野市社会教育委員への諮問に関する審議
	1月30日	令和6年度第3回 習志野市社会教育委員会	計画策定に係る諮問
	6月24日	令和7年度第1回 習志野市社会教育委員会	策定に係る進捗報告・具体的施策の審議
	8月22日	令和7年度第2回 習志野市社会教育委員会	素案の審議及び答申案の検討、答申の決定
	9月24日	令和7年習志野市 教育委員会第9回定例会	習志野市社会教育委員からの答申についての報告
	10月22日	令和7年習志野市 教育委員会第10回定例会	パブリックコメントの実施について
	10月24日	臨時庁議	パブリックコメントの実施について
	11月12日	令和7年度第3回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメントの実施について
	11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：●●名 意見などの件数：●●件
令和8年	2月●日	令和7年度第4回 習志野市社会教育委員会	~~最終案についての協議~~ パブリックコメント結果報告
	3月19日	庁議	最終案についての報告
	3月25日	令和8年習志野市 教育委員会第3回定例会	最終案についての審議

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

（設置）

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- （2）その他推進計画に関し必要な事項

（組織等）

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

（資料の提出等）

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	学務課長
6	指導課長
7	障がい福祉課長
8	こども保育課長
9	子育てサービス課長

子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	4園	20園	
幼稚園	3園	2園	
こども園	7園	5園	
小規模 保育事業所		11園	
ひまわり発達 相談センター	1施設		
あじさい療育 支援センター	1施設		

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	9施設		
放課後児童会	38施設		
放課後子供教室	15施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

(ア) 保育所・幼稚園・こども園

① 市立保育所(4園)

名称	所在地
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

② 私立保育園(20園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号 奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
プレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO 本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津1丁目15番22号 津田沼ザ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号 アーバンビル3階～5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号

リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッピングセンター内
キッズガーデン津田沼園	谷津2丁目9番18号
大久保みのり保育園	大久保2丁目7番7号
青葉保育園	津田沼3丁目14番17号
藤崎みつばし保育園	藤崎3丁目2番19号

③ 市立幼稚園(3園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号

④ 私立幼稚園(2園)

名称	所在地
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(7園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号
向山こども園	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園	藤崎4丁目20番3号

⑥ 私立こども園(5園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
プレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園 青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号
幼稚園型認定こども園 第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
幼稚園型認定こども園 習志野みのり幼稚園	藤崎4丁目20番3号

⑦ 小規模保育事業所(11園)

名称	所在地
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4丁目11番11号 小倉第一ビル1階
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1丁目12番13号 フォーレス奏の杜1階
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6丁目15番1号 グラシア津田沼2 1階
杜の子保育園	奏の杜2丁目17番10号 West 奏の杜1階

ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼1丁目23番1号 イオンモール津田沼3階
スマイルセレスンススポーツ保育園谷津	谷津5丁目4番8号京成谷津駅前ビル2階
ひまわり保育園	大久保1丁目21番14号 琴富ビル2階C号室
ひまわり保育園2nd	大久保1丁目20番19号 エスタシオ1階
ひまわり保育園3rd	本大久保4丁目12番3-B号 パルテール習志野
ひまわり保育園 Sola	谷津6丁目16番19号スマートプラン津田沼 ツインビルB棟1階
ロゼッタ保育園	秋津5丁目5番6号

(イ) ひまわり発達相談センター

名称	所在地
ひまわり発達相談センター	秋津3丁目5番1号

(ウ) 障害児通所支援事業所

名称	所在地
あじさい療育支援センター	秋津3丁目4番1号

(エ) 小学校・中学校・高等学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実籾1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実籾高等学校	実籾本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)

(オ) こどもセンター・きらっ子ルーム(9施設)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
向山こども園こどもセンター	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園こどもセンター	藤崎4丁目20番3号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

(カ) 放課後児童会

名称	所在地
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦1丁目1番1号
大久保第一児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第二児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第三児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第四児童会	藤崎6丁目9番28号
鷺沼第一児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第二児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第三児童会	鷺沼1丁目8番28号
谷津第一児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第二児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第三児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第四児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第五児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第六児童会	谷津5丁目1番17号
大久保東児童会	大久保2丁目12番1号
東習志野第一児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第二児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第三児童会	東習志野3丁目4番2号
実花第一児童会	東習志野6丁目7番2号
実花第二児童会	東習志野6丁目7番2号
つだぬま第一児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第二児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第三児童会	津田沼4丁目5番1号
向山第一児童会	谷津2丁目16番32号
向山第二児童会	谷津2丁目16番32号
実籾児童会	実籾1丁目25番1号
藤崎第一児童会	藤崎4丁目12番1号
藤崎第二児童会	藤崎4丁目12番1号
屋敷第一児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第二児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第三児童会	屋敷2丁目1番1号
秋津児童会	秋津3丁目1番1号
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦5丁目11番1号
香澄児童会	香澄4丁目6番1号
谷津南第一児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第二児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第三児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第四児童会	谷津3丁目1番36号

(キ) 放課後子供教室

名称	所在地
大久保東小学校放課後子供教室	大久保2丁目12番1号(大久保東小学校内)
東習志野小学校放課後子供教室	東習志野3丁目4番2号(東習志野小学校内)
秋津小学校放課後子供教室	秋津3丁目1番1号(秋津小学校内)
袖ヶ浦西小学校放課後子供教室	袖ヶ浦1丁目1番1号(袖ヶ浦西小学校内)
袖ヶ浦東小学校放課後子供教室	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)
藤崎小学校放課後子供教室	藤崎4丁目12番1号(藤崎小学校内)
屋敷小学校放課後子供教室	屋敷2丁目1番1号(屋敷小学校内)
実花小学校放課後子供教室	東習志野6丁目7番2号(実花小学校内)
向山小学校放課後子供教室	谷津2丁目16番32号(向山小学校内)
香澄小学校放課後子供教室	香澄4丁目6番1号(香澄小学校内)
鷺沼小学校放課後子供教室	鷺沼3丁目1番1号(鷺沼小学校内)
津田沼小学校放課後子供教室	津田沼4丁目5番2号(津田沼小学校内)
大久保小学校放課後子供教室	藤崎6丁目9番28号(大久保小学校内)
谷津南小学校放課後子供教室	谷津3丁目1番36号(谷津南小学校内)
実籾小学校放課後子供教室	実籾1丁目25番1号(実籾小学校内)

※令和9年度開設予定:谷津小学校(習志野市こども若者まんなか計画)

(ク) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

(ケ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)

○調査対象者及び調査方法

対象(※)	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
4歳児保護者	インターネット	R6.5.14 ～ R6.5.31	351人	310人	88%
小学校3年生		R6.5.1 ～ R6.6.10	1,467人	1,162人	79%
小学校6年生			1,444人	1,291人	89%
中学校3年生			1,338人	990人	74%
高校2年生	紙	R6.5.14 ～ R6.5.17	316人	304人	96%

※4歳児保護者…市立幼稚園・保育所・こども園に通う4歳児保護者への連絡ツール「コドモン」に登録している保護者全員

小学校3年生・6年生…市立小学校(16校)の3年生・6年生全員

中学校3年生…市立中学校(7校)の3年生全員

高校2年生…習志野市立習志野高等学校の2年生全員

【4歳児保護者への設問】

- ①子どもとの関係
- ②家族構成
- ③家庭で誰が子どもに読み聞かせをしているか
- ④読み聞かせは好きか
- ⑤読み聞かせの頻度
- ⑥一回あたりの読み聞かせの時間
- ⑦読み聞かせをして良かったこと
- ⑧本の入手方法
- ⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしているか
- ⑩読み聞かせをするうえで障壁となっていること
- ⑪図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑫借りない理由はなにか(⑪で「借りない」人)
- ⑬回答者が子どもの頃、読み聞かせをしてもらったか
- ⑭通園している園名
- ⑮回答者自身は読書が好きか
- ⑯子どもがテレビやスマホなどを視聴することに対する制限の有無
- ⑰子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと(自由記載)

【小学校3年生～高校2年生への設問】

- ①(高校2年生のみ)住まいは市内・市外のどちらか
- ②読書は好きか
- ③学校図書室に行く頻度
- ④こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ⑤地域図書館に行く頻度
- ⑥こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑦普段の読書時間(平日)
- ⑧普段の読書時間(休日)
- ⑨本の入手方法
- ⑩本を読むきっかけ
- ⑪(小・中学校のみ)通学している学校名

○アンケート調査結果(抜粋)

1. 4歳児保護者 (○は設問番号)

①あなたとお子さんの関係を教えてください。

回答	父親	母親	祖父	祖母	その他の親族等	計
回答数	47	263	0	0	0	310
割合	15.2%	84.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

③あなたのご家庭では、誰がお子さんに読み聞かせをしていますか。(複数回答)

回答	読み聞かせをしていない	父親	母親	子どもの兄弟姉妹	祖父	祖母
回答数	24	179	278	48	3	23
割合	7.7%	57.7%	89.7%	15.5%	1.0%	7.4%

回答	曾祖父母	その他の親族等	回答総数	回答者数
回答数	0	1	556	310
割合	0.0%	0.3%		

⑧読み聞かせに使う本は、主にどのように入手しますか。(複数回答)

回答	市立図書館から本を借りる (移動図書館きぼう号と電子図書館は除きます)	移動図書館きぼう号で本を借りる	市立図書館の電子図書館で本を借りる	幼稚園・保育所(園)等から本を借りる	本屋やインターネットで本を購入する	家にある本を利用する
回答数	98	9	4	13	166	224
割合	34.5%	3.2%	1.4%	4.6%	58.5%	78.9%

回答	電子書籍を利用する(電子図書館は除きます)	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・知人から本を借りる・もらう ・通信教育の教材として入手する ・他市(千葉市)等の移動図書館で本を借りる など
回答数	9	22	545	284	
割合	3.2%	7.7%			

⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしていきますか。(複数回答)

回答	市立図書館のブックリスト	市立図書館以外(出版社等)のブックリスト	子育て関連の本	子育て関連のウェブサイト	幼稚園・保育所(園)等からの情報	友人等からの情報
回答数	41	14	35	56	49	56
割合	14.5%	4.9%	12.4%	19.8%	17.3%	19.8%

回答	もともと知っている本から選ぶ	その他	回答総数	回答者数	「その他」の主な回答 ・自分の子どもが選んだ本(記載多数) ・自分で探して選ぶ ・図書館からの情報 など
回答数	145	85	481	283	
割合	51.2%	30.0%			

習志野市子どもの読書活動推進計画
(令和8(2026)～15(2033)年度)

■発行・編集 習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課
〒275-8601
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)

協 議 第 4 号

習志野市文化振興計画（パブリックコメント案）について

習志野市文化振興計画（パブリックコメント案）について、別紙のとおり協議する。

令和7年10月22日協議

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

第2次習志野市 文化振興計画

(令和8(2026)～15(2033)年度)

令和8年3月 習志野市教育委員会

はじめに

※ 教育長挨拶文が入ります。

令和8年3月

習志野市教育委員会教育長 小 熊 隆

目次

第1章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画期間(第2次)	5
3 計画の位置づけ	6
4 本計画における文化の捉え方	6
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	7
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	7
2 習志野市の文化の現状	9
3 習志野市の文化振興の現状と課題	15
第3章 将来像と方向性	30
1 将来像	30
2 方向性	30
第4章 施策と取り組み	32
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	33
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	33
【施策2】身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	38
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	39
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	40
【施策1】こどもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	40
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	43
【施策3】伝統文化を担うこどもや若手の育成	43
【方向性3】文化を活かす ～活用～	45
【施策1】「音楽のまち習志野」の推進	45
【施策2】文化的資源の活用	48
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり	51
第5章 推進に向けて	55
1 関係各課等との調整	55
2 評価の方法	55
参考資料	56

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで5年間で第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4(2022)年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間(令和3(2021)～7(2025)年度)の取り組みと、総合指標の達成度等を確認し、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しみ心豊かに暮らせるよう、本第2次計画を策定するものです。

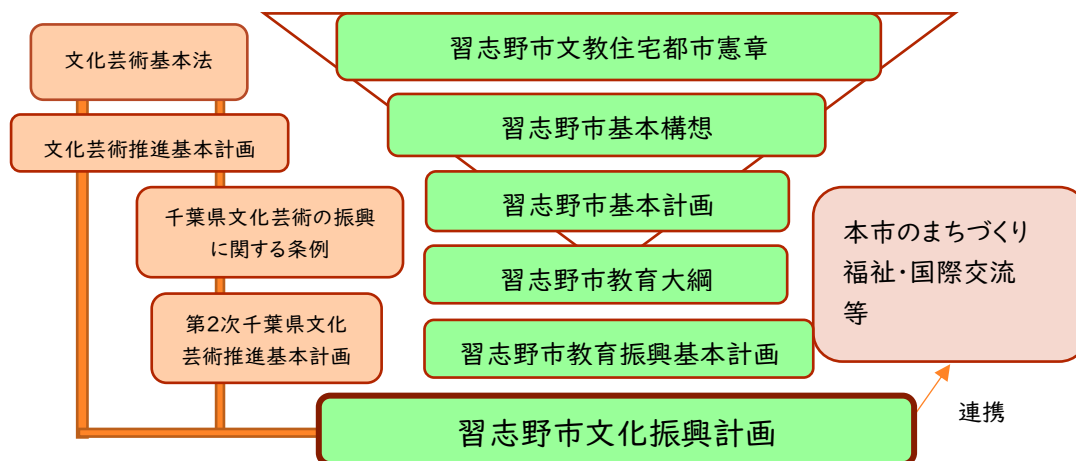
2 計画期間(第2次)

令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間で本計画の計画期間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第2期文化芸術推進基本計画」や千葉県の「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の内容等を踏まえ、策定します。

市の計画では、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）や習志野市教育振興基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の文化芸術施策に関する個別計画とし、さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野も踏まえた内容とします。



4 本計画における文化の捉え方

本計画において「文化」とは、「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で定義する文化の範囲に加え、本市の自然や歴史等を背景として育まれたものを含めます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」及び「地域における文化芸術」とします。

なお、最新の電子機器等を用いた発信手段によるものも含みます。

■文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲

ジャンル	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

Ⅰ 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

(1) 社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中であって、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれデジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたちが定着するとともに、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

(2) 国の動向

「文化芸術基本法」の改正により(旧・文化芸術振興基本法)、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の「文化芸術推進基本計画(第1期)」が策定されました。

加えて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とその基本計画によって障害のある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応等実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、「第2期文化芸術推進基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)」では、第1期計画の基本的な「中長期目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【文化芸術推進基本計画(第2期)における今後の文化芸術施策の目指すべき姿(中長期的目標)】

中長期目標1:文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標2:創造的で活力ある社会の形成

中長期目標3:心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4:持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

【文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組】

- ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 文化芸術のグローバル展開の加速
- 文化芸術を通じた地方創生の推進
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

(3) 県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。

その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

習志野市では、これまでも市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりが進められてきました。地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組み、そして市が推進する特色ある文化政策等、多様な主体が関わり合いながら、文化の振興が図られています。

以下に、現在までの習志野市における主な文化活動の展開状況について概観します。

① 公民館での活動の展開

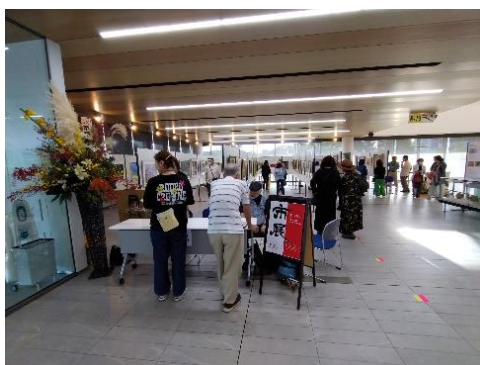
昭和 45 (1970) 年に制定した文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてきました。特に昭和 40 年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の生涯学習、文化活動を支援すると共に、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、市民文化祭等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られています。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

② 習志野市芸術文化協会による活動の展開

本市の文化芸術活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和 38 (1963) 年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成 6 (1994) 年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術、音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道等の連盟が加入し、地域に根差した活動を行う中で、平成 21 (2009) 年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在はそれぞれの活動を行う他、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、習志野市美術展覧会（市展）等を開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展に取り組んでいます。

さらに、近年ではいくつかの連盟で「伝統文化親子教室」を開催し、こどもたちや若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでいます。



習志野市美術会
「市展」(市庁舎開催)

③ 「音楽のまち習志野」の展開

本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、こどもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ「音楽のまち」として習志野の名を高めてきました。

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正4年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツの民謡のメロディーを収容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。このように古くから音楽と関わりの深い本市では、昭和44(1969)年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラス・合唱をはじめとする音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では中学校区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビー等を活用したコンサートも行われ、身近な施設で音楽に触れることのできる環境にあります。

それらを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53(1978)年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まっていた中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

文化芸術活動の拠点及び交流の場として多くの方に親しまれてきた習志野文化ホールでしたが、建築後40年が経過し施設の老朽化による大規模改修を早期に必要とする中、JR津田沼駅南口再開発事業にともない令和5(2023)年3月31日をもって、長期休館となりました。ホールの長期休館により、身近な場所での鑑賞・活動機会の提供や広域的なホール利用が課題となっています。

一方で、習志野文化ホールに代わる新しいホールの建設も計画中であり、“文教住宅都市”、「音楽のまち 習志野」のシンボルとしてふさわしい、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場となるべく検討しています。



NPO 法人習志野第九合唱団
習志野第九演奏会



「ならしの学校音楽祭」

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、習志野第九演奏会であり、以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、現在では他市のホールに場を移していますが、年末の恒例行事として変わらず盛況を博しています。

さらに、学校においては、昭和47(1972)年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51(1976)年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞しました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56(1981)年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12(2000)年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校の3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

また、平成29年度には、全日本小学校バンドフェスティバルで大久保小学校、全日本マーチングコンテストで第二中学校、第四中学校、習志野高等学校がそれぞれ金賞を受賞し、マーチング全国大会で市内4校同時金賞受賞の快挙を達成しました。

その後も優秀な成績を残している学校の音楽活動ですが、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小学生、後に中学生にも楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになりました。その集大成が、年度末に行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を発表し、好評を得ています。

なお、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、こどもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。

このように文教住宅都市憲章制定から50年以上が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される（仮称）新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



「藤崎富士講社の
富士塚」

■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	1. 小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	2. 旧大沢家住宅	有形文化財
	3. 旧鴛田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	4. 下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	5. 藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	1. 実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	2. 谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	3. 谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	4. 谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	5. 谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	6. ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	7. 海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	8. 藤崎富士講社の富士塚	民俗文化財
	9. 鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	10. 藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	1. 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	2. 旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	3. 廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	4. 廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	5. 廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	6. 廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動で利用できる公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設があり、多くの市民が利用しています。

①公民館

昭和46(1971)年の菊田公民館、昭和48(1973)年の旧大久保公民館の開館に始まり、昭和52(1977)年に旧屋敷公民館、昭和54(1979)年に実花公民館、昭和56(1981)年に袖ヶ浦公民館、昭和57(1982)年に谷津公民館と順次整備が進み、さらに平成4(1992)年には新習志野公民館が開館し、市民が学習や文化活動に取り組みやすくなりました。

公民館は、市民の知識や技能の習得、文化芸術の練習や発表への参加、さらには地域交流の拠点として子どもから高齢者まで多世代が利用しています。

しかし、老朽化が進行しており、令和元(2019)年には旧大久保公民館は中央公民館に改称し、旧屋敷公民館等の機能を統合して、プラッツ習志野内に新たに開館しました。

また、菊田公民館は令和13(2031)年度末で築後60年を迎え、本市の公共建築物再生計画において機能停止と位置付けられています。そのため諸室機能については旧庁舎跡地の公共施設とこども園に統合後の津田沼幼稚園舎にて代替する予定としています。

実花公民館は(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されています。

新しい複合施設として生まれ変わった後も、市民に親しまれ、多くの人に利用され続けることが期待されています。

②市民ホール

市民ホールは、老朽化が進んだ京成大久保駅周辺の公共施設の再編を受け、令和元(2019)年にプラッツ習志野内に開設されました。

市民ホールには、音響や照明設備が整っており、京成大久保駅前という利便性も相まって、日頃の練習成果を発表する場としてだけでなく、多くの人々が音楽や様々な文化を楽しむ鑑賞の場としても広く利用されています。



「市民カレッジ公開講座」

③図書館、自治振興施設

習志野市の図書館は、昭和 41（1966）年に旧市民会館内の図書室から始まり、昭和 55（1980）年に大久保図書館が独立開館し、昭和 57（1982）年に東習志野図書館開館、平成に入り新習志野・藤崎・谷津の各図書館が開館しました。

令和元（2019）年に大久保図書館は、藤崎図書館の機能を統合し、中央図書館としてプラッツ習志野内で開館しました。

各図書館を結ぶ図書館情報システムと資料の配送業務により、市内全体で蔵書を共有できる体制を整えています。

また、市民による図書館ボランティア活動も行われ、市民と連携した運営に取り組んだり、出生児に特別にデザインした「誕生記念図書館カード」を配布する等、読書への関心を乳幼児期から育てるきっかけづくり等も行っています。

その他の施設として、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置し、講座やイベント、サークル活動への諸室の貸し出し等日常的に多くの市民に利用されています。

今後、（仮称）新総合教育センターの再整備により、老朽化が進んでいる東習志野図書館と東習志野コミュニティセンターは実花公民館と共に複合化が予定されています。

④ 歴史資料展示室

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる常設施設がなく、埋蔵文化財調査室、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっています。

今後、（仮称）新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。

また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の収蔵場所の確保を検討しています。



「実籾3丁目遺跡出土土器」



歴史講座

3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや、公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

(1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の状況」については、鑑賞・活動共に過去1年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加しています。30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇しつつ60代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が26.9%、「興味があるものがない」が22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい30代・40代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる50代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい80代以上に対しては身近な場所

で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

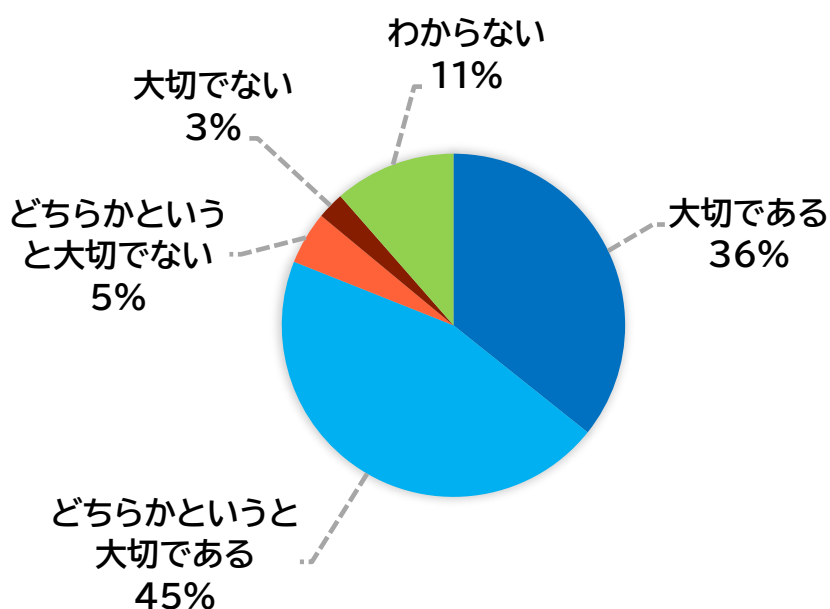
イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサート等の行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さについて

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約80%となっています。

【文化芸術の鑑賞や活動の大切さ】 (n=865)

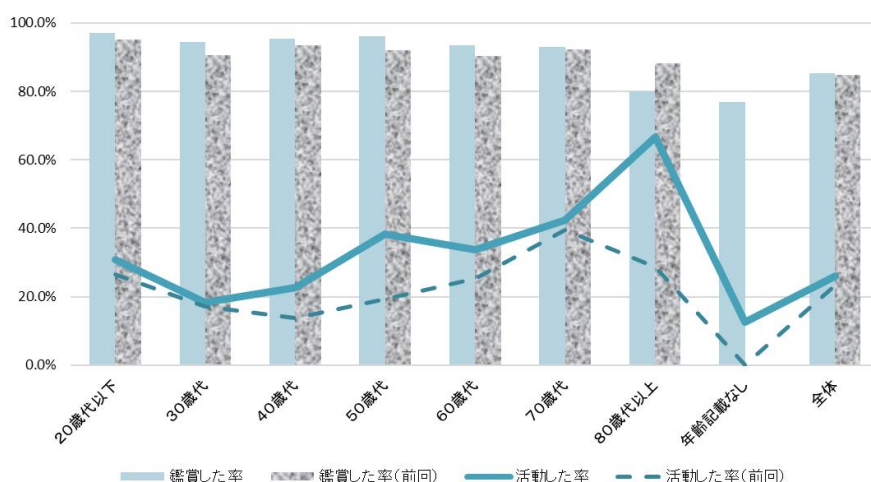


出典：文化スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。

過去の文化芸術の鑑賞／活動の経験



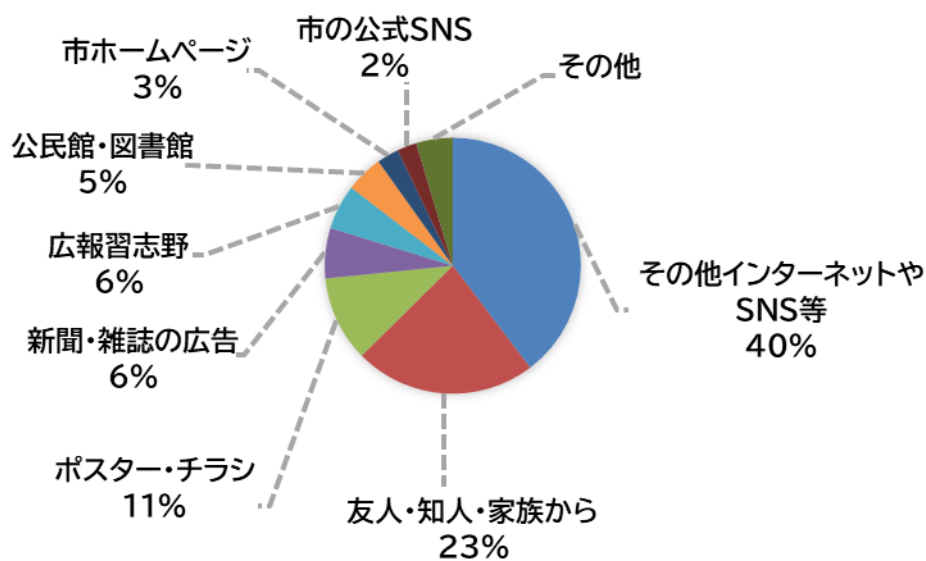
(n= 前回 1,047 今回 886)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式HPやSNS以外の)その他インターネットやSNS等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式HP」、「市の公式SNS」はあまり利用されていません。

【過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先】(複数回答)



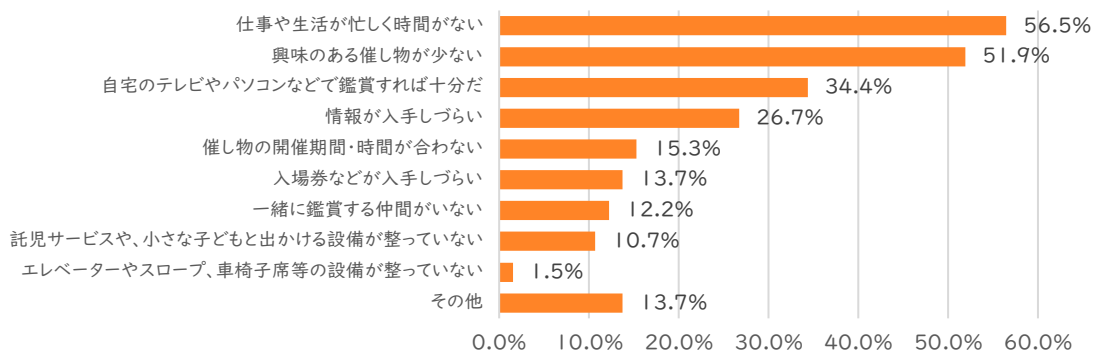
(n=708)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

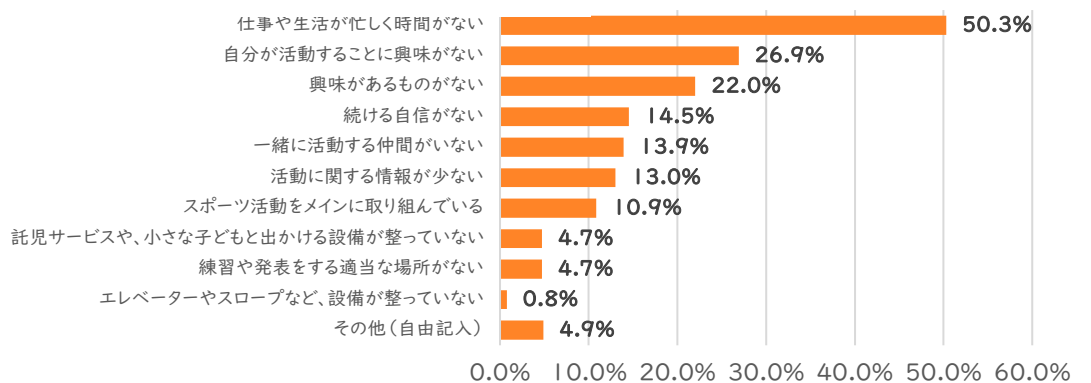
■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

【鑑賞していない理由(複数回答)】



【活動していない理由(複数回答)】

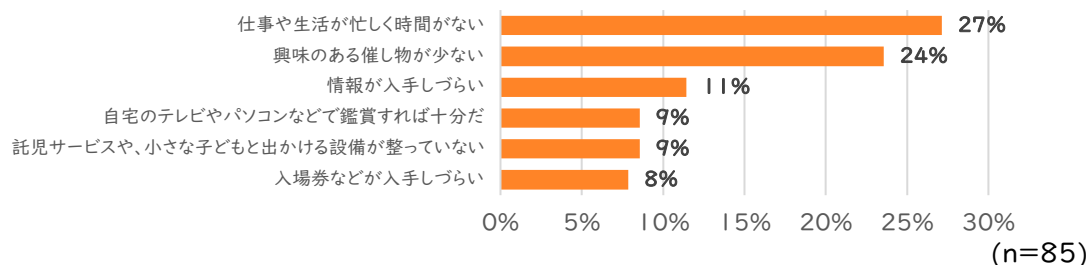


(n=131)

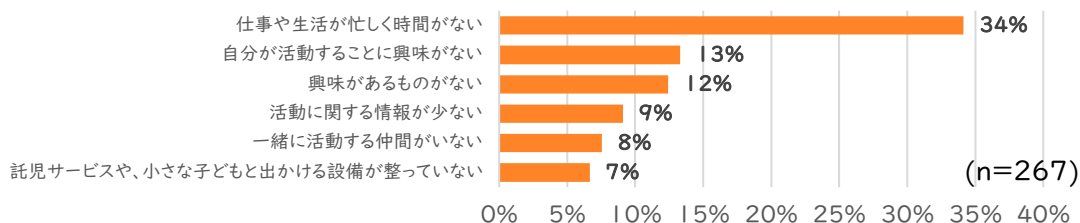
(n=654)

<子ども(15歳以下)がいる人の場合(上位6つ)>

【鑑賞していない理由(15歳以下の子どもがいる場合上位)】



【活動していない理由(15歳以下の子どもがいる場合)】

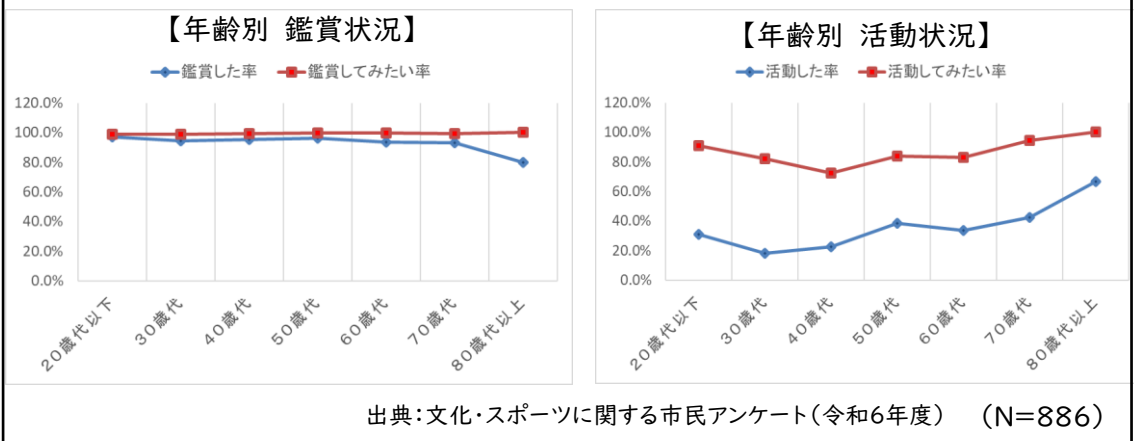


出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は80%と意欲と経験に差が出ています。

過去1年間の活動については、30代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。



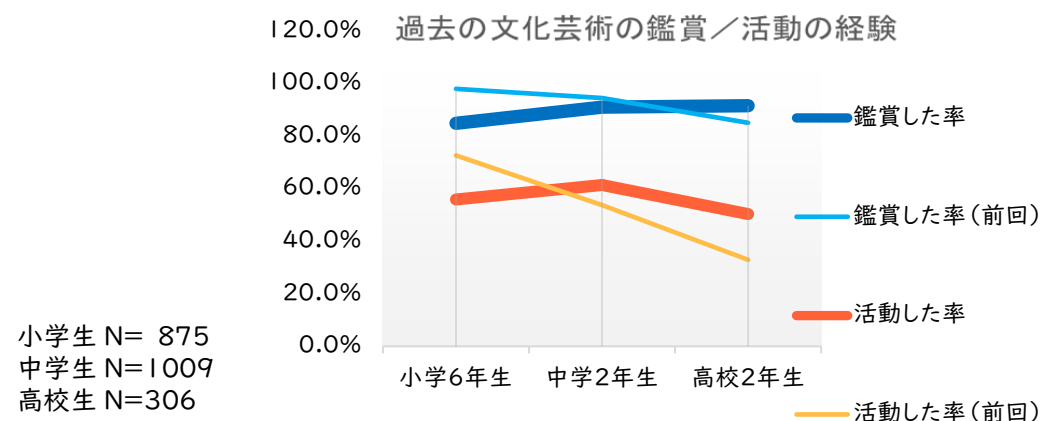
(2) こどもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験(学校行事を除く)主体的な経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるに連れ下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、こどもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続きこどもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

■こどもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

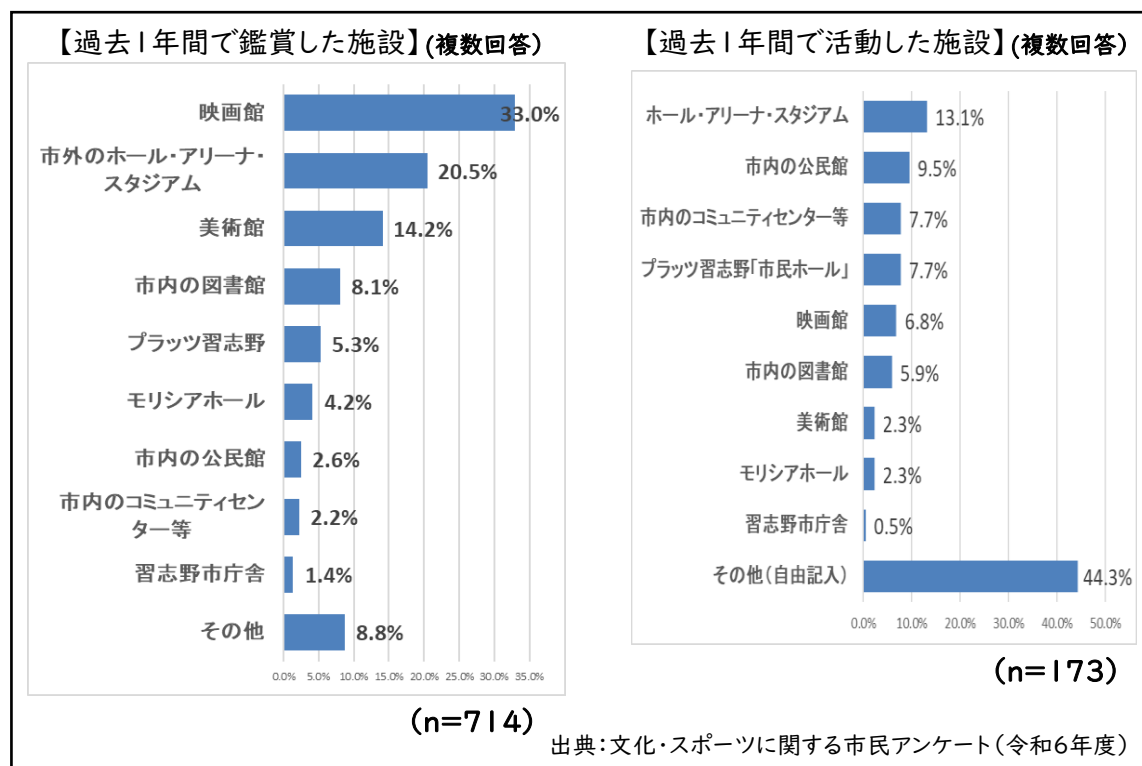


出典:文化に関する市立小中高生アンケート(令和6年度)

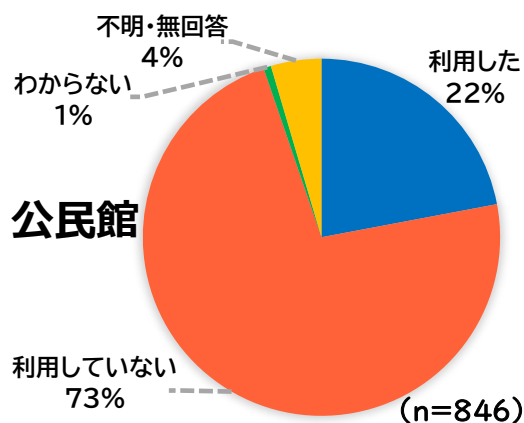
(3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

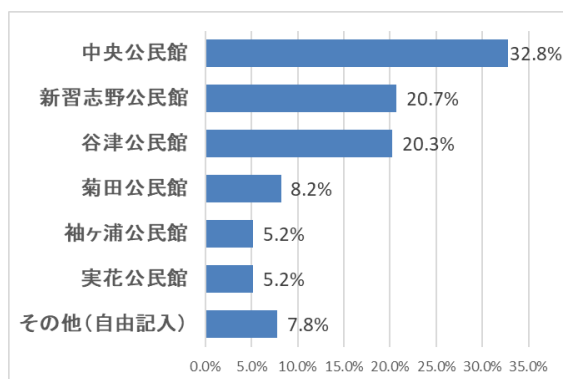
過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようにあれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が35.1%、「利用方法がわかりやすい」が29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。



【過去1年間の公民館の利用と利用した公民館】



(複数回答)



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

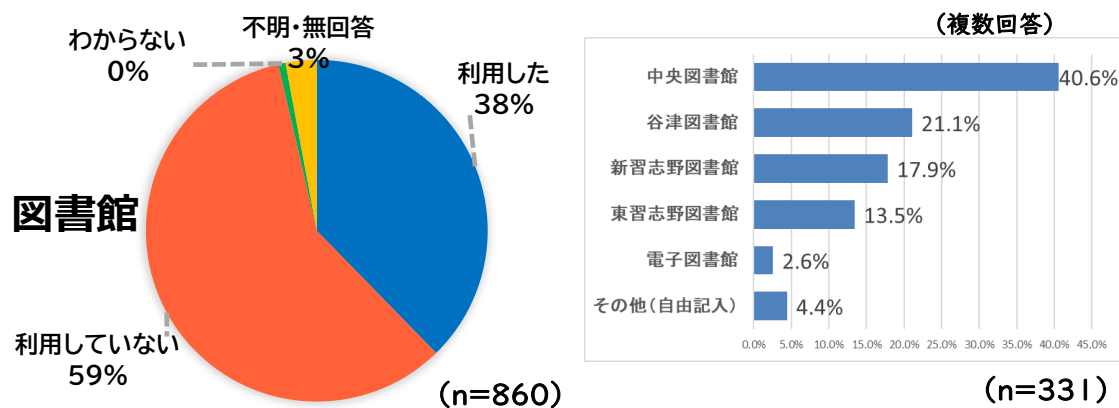
■公民館を利用したくなる条件

どのようであれば公民館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
利用方法がわかりやすい	192	29.9%
興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている(具体的に記入)	123	19.1%
自分がやりたいことを教わったり、体験することができる(具体的に記入)	113	17.6%
学習スペースがある	89	13.8%
音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要な設備や備品が整っている	34	5.3%
世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
その他(自由記入)	79	12.3%

(n=643)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

【過去1年間の図書館の利用と利用した図書館】



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■図書館を利用したくなる条件

どのようであれば図書館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3%
どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる	159	30.2%
図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7%
家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1%
利用方法がわかりやすい	101	19.2%
学習スペースがある	65	12.4%
その他(自由記入)	74	14.1%

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (n=526)

(4) 文化財の保存・活用について

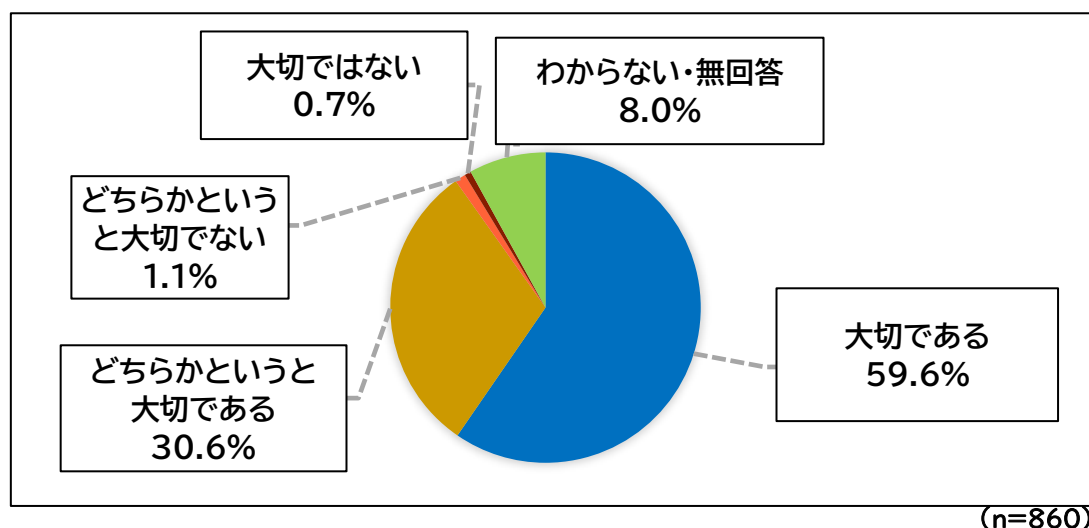
文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて

文化財を保存・活用することの大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約90%となっています。

【文化財を保存・活用することの大切さ】



■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を大切だと思う理由(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他(自由記入)	7	0.9%

(n=799)

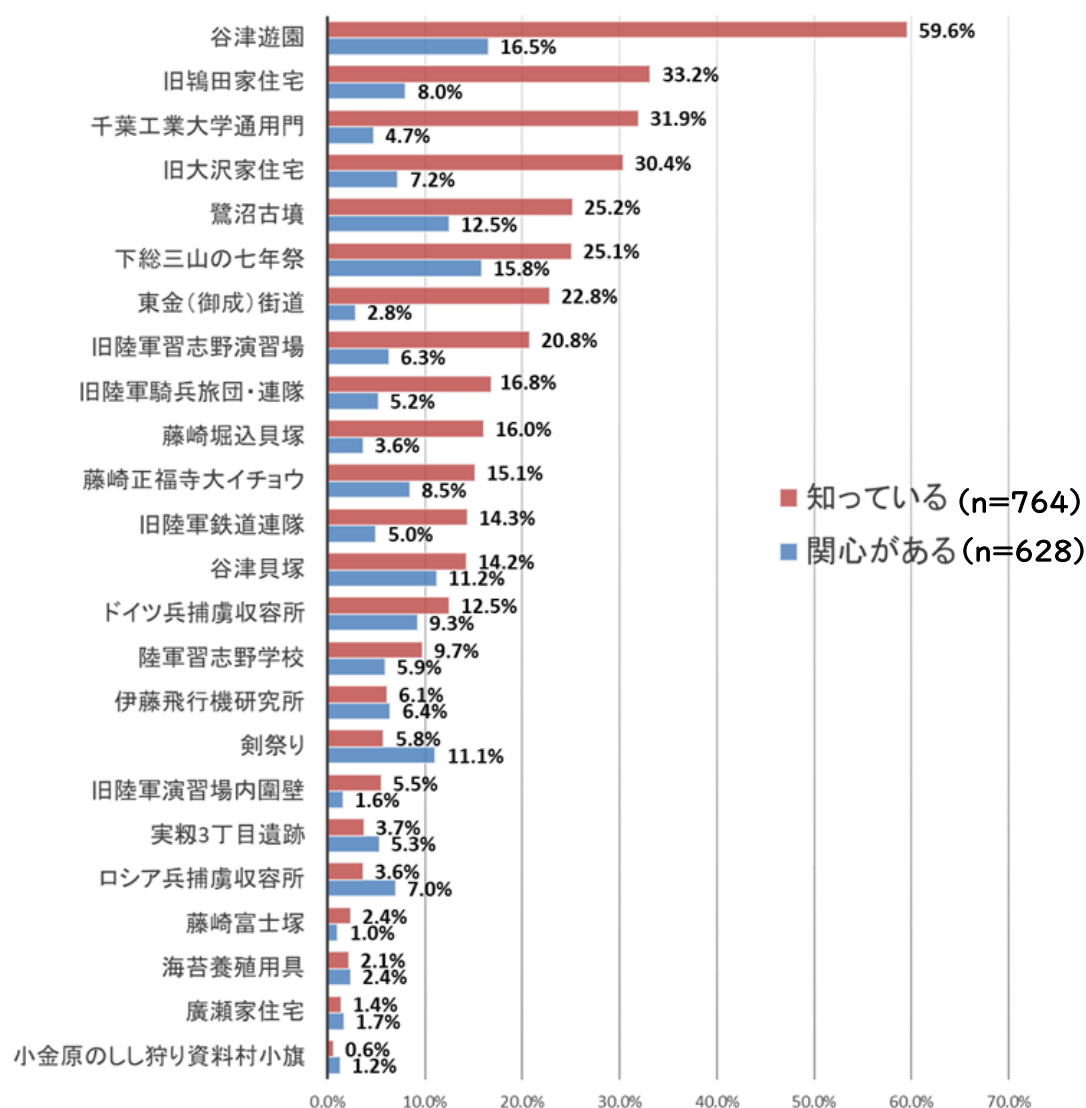
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鵜田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」、が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回答)



出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

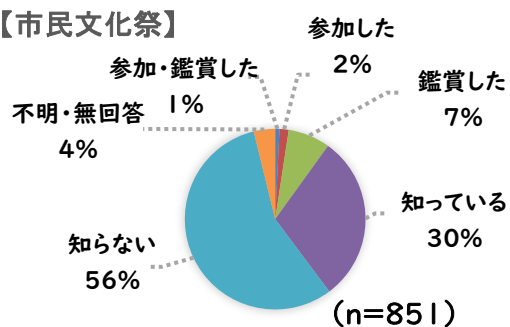
本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。しかし、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。特に「市展」や習志野第九演奏会を知らない市民は約7割となっています。認知度の向上を図ると共に参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられます。

また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した文化芸術活動に関するアンケート(令和6(2024)年度)によると本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっています。

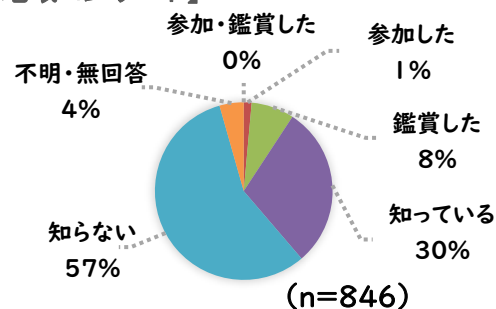
また、市民は今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについて誰もが利用しやすいホールの整備、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。

■ イベントの認知度と参加・鑑賞経験

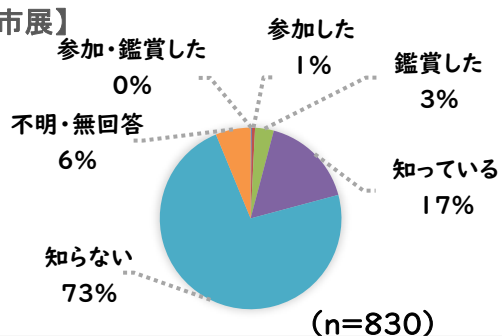
【市民文化祭】



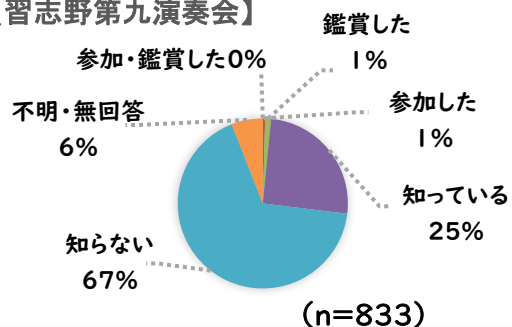
【地域コンサート】



【市展】

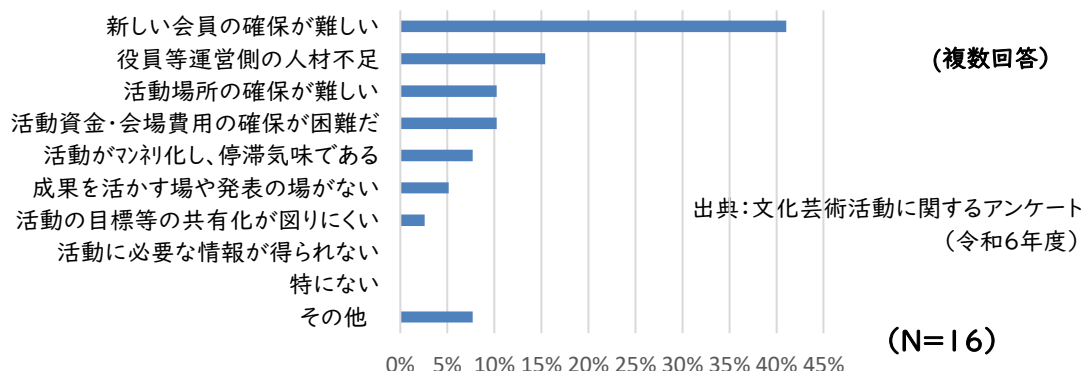


【習志野第九演奏会】



■ 習志野市芸術文化協会所属団体が活動をする上で困っていること

「新しい会員の確保が難しい」が約4割と多くなっています。



■若年層の文化芸術団体が活動をする上で困っていること(主な意見)

※習志野市芸術文化協会非所属団体等の個別ヒアリング等(5団体 音楽2、美術3)

- ・練習・発表、作品制作・展示の場所がない。
- ・大型楽器等を施設で借用できない、借用をする際補助をして欲しい。
- ・市民ギャラリーの設置と学芸員等の配置。

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力を入れた方が良い取り組み(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%

(n=886)

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第1次習志野市文化振興計画(令和3(2021)～7年(2025)年度)」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

<方向性Ⅰ> 文化に触れる～機会の提供～

【評価指標】Ⅰ項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	<u>85.2%</u>	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	<u>26.1%</u>	25%

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ5取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は 3段階評価

A:実施予定事項が概ねできた(80～100%) B:実施予定事項が一部できた(21～79%)

C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)

令和6年度は、 5段階評価

A+: (120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた

A: (100%)実施予定事項が達成できた

B: (75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった

C: (50%)実施予定の半分程度が達成できた

D: (25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった「文化芸術活動をした市民の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した市民の割合」は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては市民文化祭、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業等、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動が再開したことに伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実等、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

＜方向性Ⅱ＞文化をつなぐ ～継承と育成～

【評価指標】Ⅰ項目で達成

指標名	評価手法	策定時 RⅠ実績	R6実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	<u>89.5%</u>	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	<u>63.1%</u>	58%

※学校行事を除く主体的な鑑賞を対象とする

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ3取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4(2022)	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※評価記号 A+～D の表す達成度は＜方向性Ⅰ＞と同様。R6(2024)より5段階評価に変更。

評価指標であった『文化芸術活動をした小中高生の割合』は目標値を達成した一方で、『文化芸術を鑑賞した小中高生の割合』は達成できませんでした。コロナ禍によって奪われた、こどもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、こどもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、「伝統文化親子教室」等世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBとなるものが見られましたが令和4年度以降は大半がA評価に回復しています。

＜方向性Ⅲ＞文化を活かす ～活用～

【評価指標】達成項目なし

指標名	評価手法	策定時 RⅠ実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	<u>16回</u> (R6)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鶴田家住宅) 1日当たりの入館者数	実績値	61.1人	<u>63人</u> (R4)	70人

※県指定文化財(旧大沢家・旧鶴田家住宅)1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ9取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4(2022)	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

※評価記号 A+～D の表す達成度は＜方向性Ⅰ＞と同様。R6(2024)より5段階評価に変更。

評価指標であった『公民館での音楽会・コンサートの実施回数』及び『県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1日あたりの入館者数』はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成できませんでした。本市が育んできた質の高い音楽文化、文化財、公民館等の施設、そこで活動する人材等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

地域コンサートの開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5・6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍等、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根つき始めています。

第3章 将来像と方向性

1 将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。第2次習志野市文化振興計画においても第1次計画を踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様または微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

文化芸術に実際に触れる重要性は維持しながら置かれた環境に関わらず、誰もが文化に触れられるよう、ICTを活用した鑑賞機会の提供等環境づくりを進めます。市庁舎や公共施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、（公財）習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、情報発信にも力を入れていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担うこどもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。特にコロナ禍によって奪われたこどもたちの鑑賞・活動機会の提供に注力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担うこどもたちに活動を継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

こどもや若い世代が文化芸術に実際に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の大人・若者の高い技術が次世代のこどもたちの意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、「伝統文化親子教室」や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

文化財をはじめとする本市の文化を教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させ地域の活性化に向けた活用につなげます。これらと共に、歴史資料展示室の開設や講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、「音楽のまち習志野」を象徴する、「ならしの学校音楽祭」や地域コンサート、習志野第九演奏会等の支援を行います。

さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、(仮称)新総合教育センターの再設備においては公民館・図書館等複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組みます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【習志野市教育振興基本計画政策Ⅱ】	生涯にわたる学びの推進	【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供 (1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり (2) 多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進 (3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実 (4) 障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 (5) 幅広い鑑賞機会の充実 (6) 誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供 (7) 市ホームページ・SNS等を活用した情報提供
				1. 土日・祝日等の講座等の実施 2. 利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 4. 図書館資料の充実 5. 市民文化祭の実施 6. 多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供 7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実 9. 障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実
				11. 市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援 13. ICTを利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知 15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信
			【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 こどもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり (1) 未就学のこどもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供 (2) 教育における文化芸術活動の推進
				16. 公民館等でのアートスタートの実施 17. 親子で本に親しむ機会の提供 18. 伝統文化に触れる行事等の実施 19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化に触れる行事等の実施(再掲No.18)
				22. 「伝統文化親子教室」の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化芸術団体と小中学校生の交流の場づくり 25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実
			【方向性3】文化を活かす活用	施策2 文化を次世代につなげる環境の整備 (1) 文化の世代間交流の場の提供 (2) 文化財の保存の推進
				27. 「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供
				29. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実(再掲No.20) 30. コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 31. 身近なところでこどもたちが目標を持つことができる環境の維持 32. 地域の人材を活かした音楽会の実施
			【方向性3】文化を活かす活用	施策3 伝統文化を担うこどもや若手の育成 (1) 「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援 (2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり (3) 「音楽のまち」を象徴する新ホールの検討
				33. 音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討 34. 学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35. 親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36. 文化的資源の展示や活用 37. 歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】 38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲No.14)
				40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供 42. プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催 43. 複合施設連携による学びと地域交流の場づくり 44. 地元大学等と連携した公民館事業の実施 45. 学生の公民館活動への参加機会の提供 46. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施 48. プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49. 市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり

【方向性Ⅰ】文化に触れる ～機会の提供～

文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢、障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に公共施設等を活用し、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に触れる機会等の情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

また、若者を中心に、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、これらの活動も文化芸術活動としてとらえ、ICTを活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2% (令和6年度)	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1% (令和6年度)	30.1%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に実際に体験した鑑賞や活動のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れた機会の状況についても把握します。

【施策Ⅰ】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供

本市は、文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。年齢や生活環境などの対象別、また地域の特性別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(1)】 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館
3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

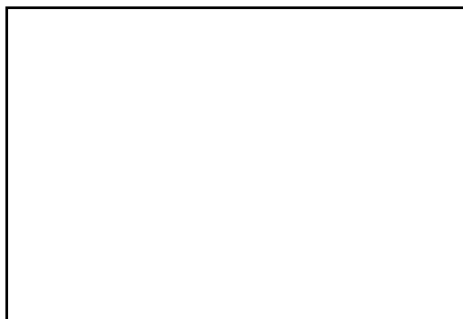
【小施策(2)】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、公共施設の他、公用施設においても市民文化祭の会場としての活用に取り組めます。

また、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所 管
5	市民文化祭の実施	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する市民文化祭を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供	市庁舎・自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化を体験する機会をつくれます。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



習志野市芸術文化協会市民文化祭（市庁舎開催）



（公財）習志野市文化スポーツ振興財団主催事業「カルチャー＆スポーツ」

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を行うことで、親がこどもを預けて自分の時間を持つことができ、参加へのハードルを低くすることができます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待できます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実	子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実	親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



「子育てママのクッキング」



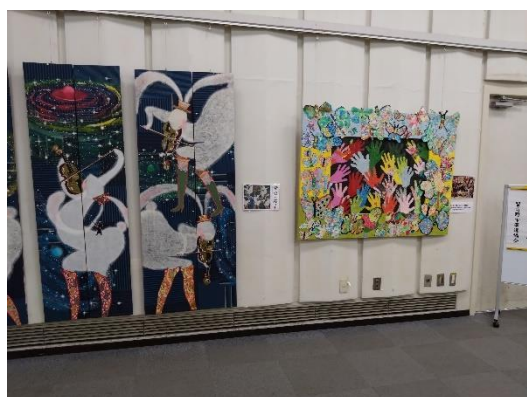
写真

【小施策(4)】障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供

障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動に触れる機会を充実させ、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がい者による舞台発表を行う他、理解と交流を深めるため障がいの有無に関係なく作品を共に展示する展覧会等を開催します。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みを行う習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



習志野市芸術文化協会芸術祭
(特非)希望の虹レインボー学園
ちぎり絵作品展示



青少年訪問団(タスカルーサ市)
旧鵜田家住宅庭園でのお囃子鑑賞

【施策2】 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民にとって身近な場所で、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】幅広い鑑賞機会の充実

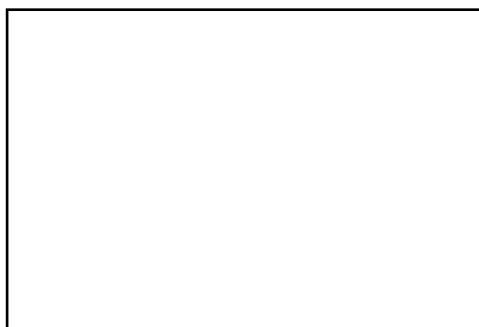
プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていく必要があります。

市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団が、演奏家等をスポーツ施設や地域のイベント等へ派遣することにより、市民が質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課



写真



(公財)習志野市文化スポーツ振興財団「月待コンサート」

【小施策(2)】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ ¹ を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供	本市が所蔵する資料や作品を、ICTを活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課

【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページ・SNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※¹「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組めます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した 小中高生の割合	アンケート調査	89.5% (令和6年度)	93%
文化芸術活動をした 小中高生の割合	アンケート調査	63.1% (令和6年度)	67%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に学校行事を除き、実際に鑑賞や活動した体験のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別に学校行事やデジタルの媒体での鑑賞や活動の状況についても把握します。

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり

子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学の子どもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組めます。

【小施策(1)】未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、子どもたちが文化芸術に触れるアートスタートを実施すると共に、絵本に触れるブックスタート事業等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、日本の伝統文化が身近に感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をするアートスタートを実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供	こどもが生まれた家庭への誕生記念図書館カードの配布、絵本を贈呈するブックスタート事業等、親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施	伝統文化を感じられる行事を実施します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課

【小施策(2)】教育における文化芸術活動の推進

こどもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会を提供すると共に、ICT を活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供	小・中学校において、質の良い音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行、デジタルを活用した発信等文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実	「小中学校音楽会」や「ならしの学校音楽祭」等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
21	伝統文化に触れる行事等の実施(再掲)	伝統文化を感じられる行事を実施します。	指導課 保健体育安全課 公民館



写真



「ならしの”こども美術館”」

【施策2】 文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人とこどもが交流する機会の拡充に取り組みます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により次世代へ文化を継承するため、「伝統文化親子教室」の取り組みを強化すると共に、習志野市芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	「伝統文化親子教室」の開催支援	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援	文化芸術団体が行う市展や市民文化祭に小中高生が参加や出品することを推進し、世代を超えた交流ができるように支援します。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中生の交流の場づくり	習志野第九演奏会の公開リハーサル見学を行い、本市で培われてきた文化を共有する交流を支援します。	社会教育課

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実	埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課

【施策3】 伝統文化を担うこどもや若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、こども・若者が文化を学び、体験する機会をつくります。

【小施策(1)】伝統文化を担うこども・若者の育成

これからの本市の文化を担うこどもや若者を育てるため、引き続き「伝統文化親子教室」の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験をはじめ、地域の行事や慣習への理解を深める機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	「伝統文化親子教室」の開催支援（再掲）	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能体験及び地域の行事や慣習への理解を深める機会の提供	伝統芸能や地域行事・慣習について、こどもや若者が体験したり、理解を深める機会を提供します。	公民館指導課



写真



伝統文化親子教室開催支援
（市庁舎ハミング階段での発表）

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させていきます。特に文化財をはじめ、本市で特徴のある音楽文化や、公民館活動等について、地域の活性化に向けた文化の活用の取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630 人 (令和6年度)	44,900 人
県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)の開館日1日当たりの入館者数	実績値	61 人 (令和6年度)	70 人

【施策1】「音楽のまち習志野」の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に「音楽のまち習志野」としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。

【小施策(1)】「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、子どもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



「小中学校管楽器講座」

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を 発表する機会の充実（再掲）	「小中学校音楽会」や「ならしの 学校音楽祭」等、学校行事や部 活動で音楽を発表する機会を設 けると共に、習志野高等学校吹 奏楽部が小中学生に演奏指導 を行う取り組みを支援し、次世代 の音楽人材の育成につなげてい きます。	指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場 と鑑賞機会の提供	コンクールにおいて優秀な成績 を収めた団体の演奏の発表の場 として「ならしの学校音楽祭」を 実施し、鑑賞機会を提供します。	指導課
31	身近なところで子どもたちが目標 を持つことができる環境の維持	「習志野市小・中学校管楽器講 座」への参加や「ならしの学校音 楽祭」への出場を目指したり、習 志野第九演奏会のリハーサル見 学の機会等をとおして刺激や感 銘を受け、身近なところでこども たちが目標を持つことができる 環境をつくれます。	指導課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しみ交流が図れる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	学習圏会議※ ² や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である音楽のまちの強みを活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



「バラの街♪音楽会」

【小施策(3)】「音楽のまち」を象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいても音の響きを重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	音の響きを大事にし、幅広い利用に対応できる誰もが利用しやすいホールとなるよう再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課

※² 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する「地域コンサート」がある。

【施策2】 文化的資源の活用

本市には、文化財や美術品、民俗行事をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるよう、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信 【新規】	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知や、インターネットでの発信・説明板の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	文化的資源の展示や活用	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進 【新規】	歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。 また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の計画的な補修並びに新たな収蔵場所を検討します。	社会教育課



「旧鵜田家住宅お月見の会」



歴史資料展示

【小施策（2）】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として広く発信し、観光や産業の活性化を図ります。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップを配布・発信し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知（再掲）	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



「習志野ドイツフェア&フードフェス」



「習志野市歴史・文化財マップ」

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり

公民館は本市の地域文化の担い手のひとつとして市民のまちづくりを後押ししてきました。地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげ広く共有すると共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い、作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

また、(仮称)新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館等を機能統合して複合施設を開設し、人と人がつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催 【新規】	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり 【新規】	(仮称)新総合教育センターの再整備において公民館・図書館等の機能統合による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



写真



写真

【小施策(2)】大学等と連携した公民館活動

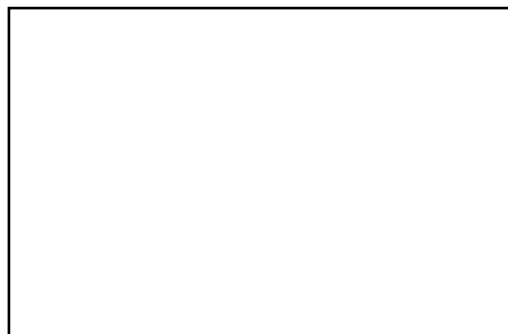
公民館では、文化活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等での地元大学や高校との連携を通じて、若者が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施	青年講座等において地元の大学や高校と連携しながら、公民館事業に取り組みます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



「ユースリーダー講座」



写真

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを広く共有していくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野のフューチャーセンターならしにおいて、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくります。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館



写真



「きくたこどもまつり」

【小施策(4)】地域を担う人材の育成

これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで地域を学んだ市民をはじめ、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援	市民活動の導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから活動の初動段階を応援するイベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンターが登録管理・運営する「クリエイターズクラブ」の活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくりまします。	社会教育課



写真



「ボランティア活動とは」(車椅子体験)

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、習志野市芸術文化協会や（公財）習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決するとともに、広い視野をもって取り組みます。

その他にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

さらに現状を把握しながら状況に即した対応をし、取り組み項目については適宜、追加・修正を行う等必要に応じた見直しを行います。

2 評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議をはじめ、各関係審議会に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

参考資料

1 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

2 習志野市文化振興計画について諮問・答申

社会教育法(抄)【第四章】

習志野市社会教育委員の設置に関する条例

習志野市社会教育委員

3 習志野市文教住宅都市憲章

文化芸術基本法

千葉県文化芸術の振興に関する条例

4 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

第2次習志野市 文化振興計画

(令和8(2026)～15(2033)年度)

令和8年3月 習志野市教育委員会

はじめに

※ 教育長挨拶文が入ります。

令和8年3月

習志野市教育委員会教育長 小 熊 隆

目次

第1章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画期間(第2次)	5
3 計画の位置づけ	6
4 本計画における文化の捉え方	6
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	7
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	7
2 習志野市の文化の現状	9
3 習志野市の文化振興の現状と課題	14
第3章 将来像と方向性	29
1 将来像	29
2 方向性	29
第4章 施策と取り組み	31
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	33
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	33
【施策2】身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	38
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	39
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	40
【施策1】こどもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	40
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	43
【施策3】伝統文化を担うこどもや若手の育成	44
【方向性3】文化を活かす ～活用～	45
【施策1】「音楽のまち習志野」の推進	45
【施策2】文化的資源の活用	48
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり	50
第5章 推進に向けて	55
1 関係各課等との調整	55
2 評価の方法	55
参考資料	56

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで5年間で第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4(2022)年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間(令和3(2021)～令和7(2025)年度)の取り組みと、総合指標の達成度等を確認し、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しみ心豊かに暮らせるよう、本第2次計画を策定するものです。

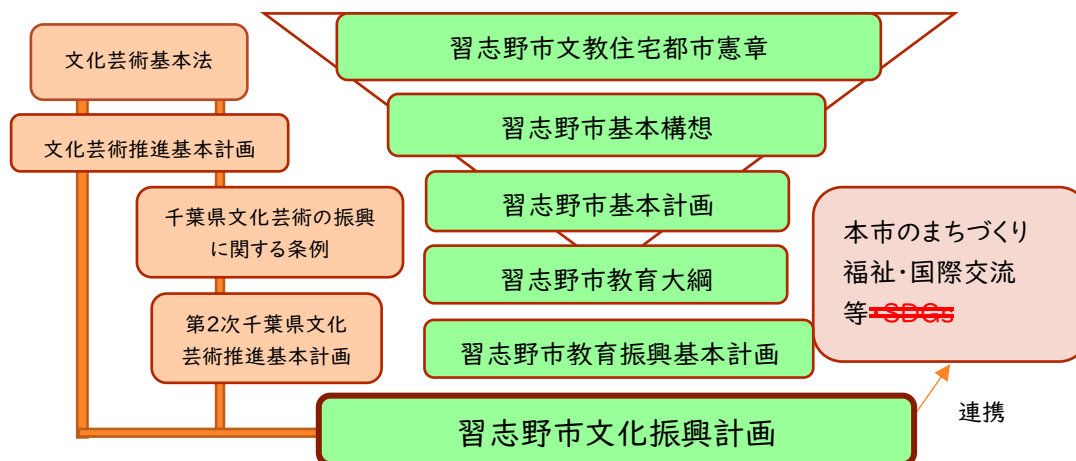
2 計画期間(第2次)

令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間で本計画の計画期間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第2期文化芸術推進基本計画」や千葉県「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の内容等を踏まえ、策定します。

市の計画では、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）や習志野市教育振興基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の文化芸術施策に関する個別計画とし、さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野も踏まえた内容とします。



4 本計画における文化の捉え方

本計画において「文化」とは、「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で定義する文化の範囲に加え、本市の自然や歴史等を背景として育まれたものを含めます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」及び「地域における文化芸術」とします。

なお、最新の電子機器等を用いた発信手段によるものも含まれます。

■文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲

ジャンル	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

Ⅰ 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

（Ⅰ）社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中において、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれデジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたちが定着するとともに、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

（Ⅱ）国の動向

「文化芸術基本法」の改正により（旧・文化芸術振興基本法）、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定されました。

加えて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とその基本計画によって障害のある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応等実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、「第2期文化芸術推進基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）」では、第1期計画の基本的な「中長期目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【文化芸術推進基本計画（第2期）における今後の文化芸術施策の目指すべき姿（中長期的目標）】

中長期目標1：文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標2：創造的で活力ある社会の形成

中長期目標3：心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4：持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

【文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組】

- ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 文化芸術のグローバル展開の加速
- 文化芸術を通じた地方創生の推進
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

(3) 県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。

その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」、「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

習志野市では、これまでも市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりが進められてきました。地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組み、そして市が推進する特色ある文化政策等、多様な主体が関わり合いながら、文化の振興が図られています。

以下に、現在までの習志野市における主な文化活動の展開状況について概観します。

① 公民館での活動の展開

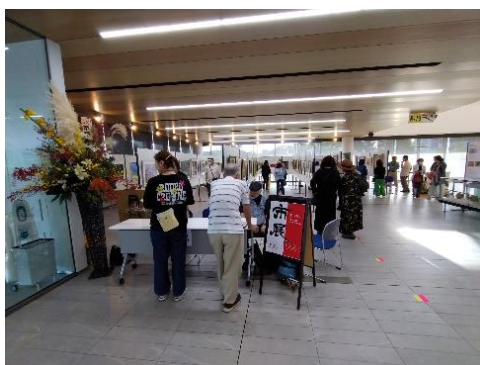
昭和 45 (1970) 年に制定した文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてきました。特に昭和 40 年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の生涯学習、文化活動を支援すると共に、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、市民文化祭等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られています。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

② 習志野市芸術文化協会による活動の展開

本市の文化芸術活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和 38 (1963) 年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成 6 (1994) 年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術、音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道等の連盟が加入し、地域に根差した活動を行う中で、平成 21 (2009) 年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在はそれぞれの活動を行う他、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、習志野市美術展覧会（市展）等を開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展に取り組んでいます。

さらに、近年ではいくつかの連盟で「伝統文化親子教室」を開催し、こどもたちや若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでいます。



習志野市美術会
「市展」(市庁舎開催)

③ 「音楽のまち習志野」の展開

本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、こどもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ「音楽のまち」として習志野の名を高めてきました。

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正4年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツの民謡のメロディーを収容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。このように古くから音楽と関わりの深い本市では、昭和44(1969)年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラス・合唱をはじめとする音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では中学校区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビー等を活用したコンサートも行われ、身近な施設で音楽に触れることのできる環境にあります。

それらを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53(1978)年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まっていた中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

文化芸術活動の拠点及び交流の場として多くの方に親しまれてきた習志野文化ホールでしたが、建築後40年が経過し施設の老朽化による大規模改修を早期に必要とする中、JR津田沼駅南口再開発事業にともない令和5(2023)年3月31日をもって、長期休館となりました。ホールの長期休館により、身近な場所での鑑賞・活動機会の提供や広域的なホール利用が課題となっています。

一方で、習志野文化ホールに代わる新しいホールの建設も計画中であり、“文教住宅都市”、「音楽のまち 習志野」のシンボルとしてふさわしい、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場となるべく検討しています。



NPO 法人習志野第九合唱団
習志野第九演奏会



「ならしの学校音楽祭」

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、習志野第九演奏会であり、以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、現在では他市のホールに場を移していますが、年末の恒例行事として変わらず盛況を博しています。

さらに、学校においては、昭和47(1972)年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51(1976)年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞しました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56(1981)年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12(2000)年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校の3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

また、平成29年度には、全日本小学校バンドフェスティバルで大久保小学校、全日本マーチングコンテストで第二中学校、第四中学校、習志野高等学校がそれぞれ金賞を受賞し、マーチング全国大会で市内4校同時金賞受賞の快挙を達成しました。

その後も優秀な成績を残している学校の音楽活動ですが、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小学生、後に中学生にも楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになりました。その集大成が、年度末に行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を発表し、好評を得ています。

なお、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、こどもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。

このように文教住宅都市憲章制定から50年以上が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される（仮称）新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



「藤崎富士講社の
富士塚」

■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	1. 小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	2. 旧大沢家住宅	有形文化財
	3. 旧鴛田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	4. 下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	5. 藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	1. 実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	2. 谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	3. 谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	4. 谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	5. 谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	6. ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	7. 海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	8. 藤崎富士講社の富士塚	民俗文化財
	9. 鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	10. 藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	1. 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	2. 旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	3. 廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	4. 廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	5. 廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	6. 廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動で利用できる公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設があり、多くの市民が利用しています。

①公民館

昭和46(1971)年の菊田公民館、昭和48(1973)年の旧大久保公民館の開館に始まり、昭和52(1977)年に旧屋敷公民館、昭和54(1979)年に実花公民館、昭和56(1981)年に袖ヶ浦公民館、昭和57(1982)年に谷津公民館と順次整備が進み、さらに平成4(1992)年には新習志野公民館が開館し、市民が学習や文化活動に取り組みやすくなりました。

公民館は、市民の知識や技能の習得、文化芸術の練習や発表への参加、さらには地域交流の拠点として子どもから高齢者まで多世代が利用しています。

しかし、老朽化が進行しており、令和元(2019)年には旧大久保公民館は中央公民館に改称し、旧屋敷公民館等の機能を統合して、プラッツ習志野内に新たに開館しました。

また、菊田公民館は令和13(2031)年度末で築後60年を迎え、本市の公共建築物再生計画において機能停止と位置付けられています。そのため諸室機能については旧庁舎跡地の公共施設と子ども園に統合後の津田沼幼稚園舎にて代替する予定としています。

実花公民館は(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されています。~~なお、跡施設には歴史資料展示室が設けられる予定です。~~←下の「④歴史資料展示室」の記述とダブルため削除

新しい複合施設として生まれ変わった後も、市民に親しまれ、多くの人に利用され続けることが期待されています。

②市民ホール

市民ホールは、老朽化が進んだ京成大久保駅周辺の公共施設の再編を受け、令和元(2019)年にプラッツ習志野内に開設されました。

市民ホールには、音響や照明設備が整っており、京成大久保駅前という利便性も相まって、日頃の練習成果を発表する場としてだけでなく、多くの人々が音楽や様々な文化を楽しむ鑑賞の場としても広く利用されています。



「市民カレッジ公開講座」

③ 図書館、自治振興施設

習志野市の図書館は、昭和 41 (1966) 年に旧市民会館内の図書室から始まり、昭和 55 (1980) 年に大久保図書館が独立開館し、昭和 57 (1982) 年に東習志野図書館開館、平成に入り新習志野・藤崎・谷津の各図書館が開館しました。

令和元 (2019) 年に大久保図書館は、藤崎図書館の機能を統合し、中央図書館としてブラッツ習志野内で開館しました。

各図書館を結ぶ図書館情報システムと資料の配送業務により、市内全体で蔵書を共有できる体制を整えています。

また、市民による図書館ボランティア活動も行われ、市民と連携した運営に取り組んだり、出生児に特別にデザインした「誕生記念図書館カード」を配布する等、読書への関心を乳幼児期から育てるきっかけづくり等も行っています。

その他の施設として、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置し、講座やイベント、サークル活動への~~諸室~~の貸し出し等日常的に多くの市民に利用されています。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により、老朽化が進んでいる東習志野図書館と東習志野コミュニティセンターは~~実花公民館~~と共に複合化が予定されています。

④ 歴史資料展示室

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる~~資料館「郷土資料館」(郷土資料室)は、これまで本格的な~~常設施設がなく、埋蔵文化財調査室、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっていました。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。

また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の收藏場所の確保を検討して~~お~~います。



「実籾3丁目遺跡出土土器」



歴史講座

3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや、公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

(1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の状況」については、鑑賞・活動共に過去1年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加しています。30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇しつつ60代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が26.9%、「興味があるものがない」が22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい30代・40代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を

新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる 50 代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい 80 代以上に対しては身近な場所で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

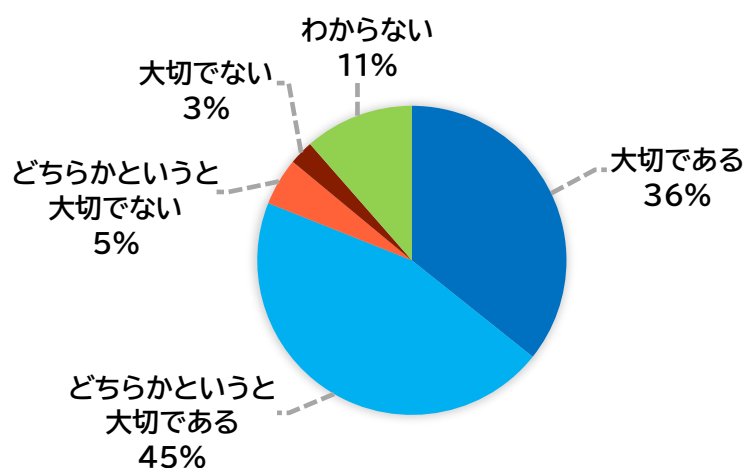
イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサート等の行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さについて

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約80%となっています。

【文化芸術の鑑賞や活動の大切さ】 (n=865)

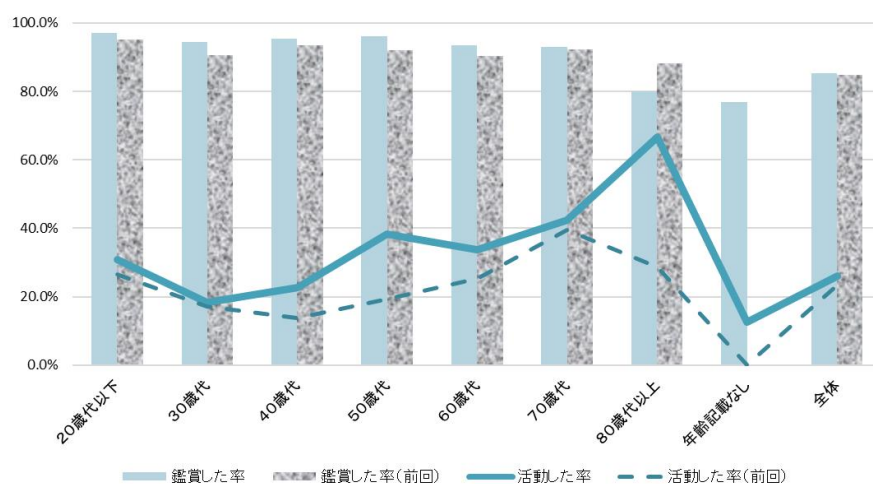


出典：文化スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。

過去の文化芸術の鑑賞／活動の経験



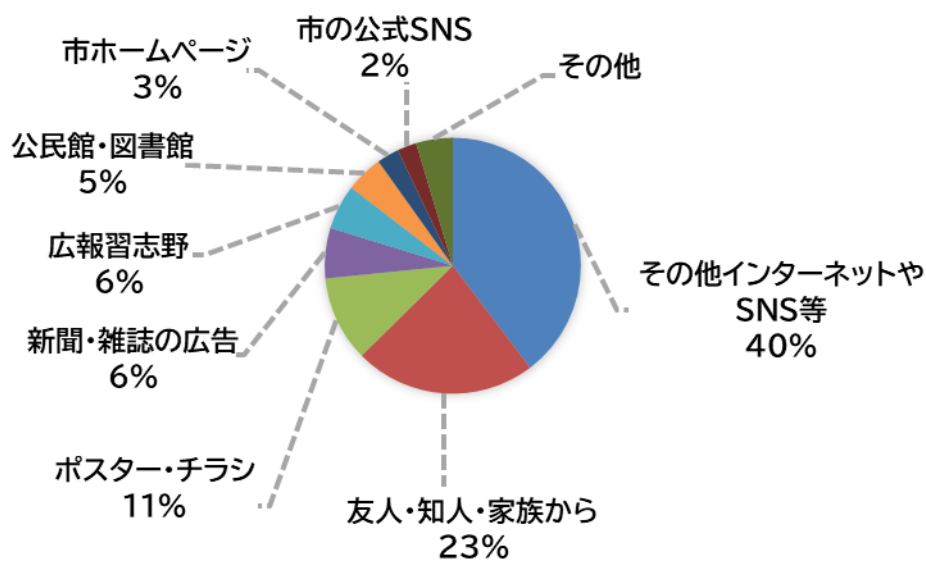
(n= 前回 1,047 今回 886)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式 HP や SNS 以外の) その他インターネットや SNS 等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式 HP」、「市の公式 SNS」はあまり利用されていません。

【過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先】(複数回答)



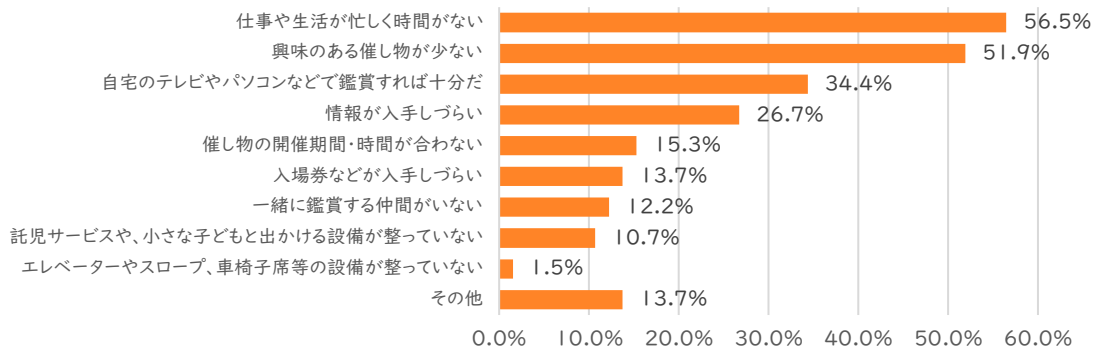
(n=708)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

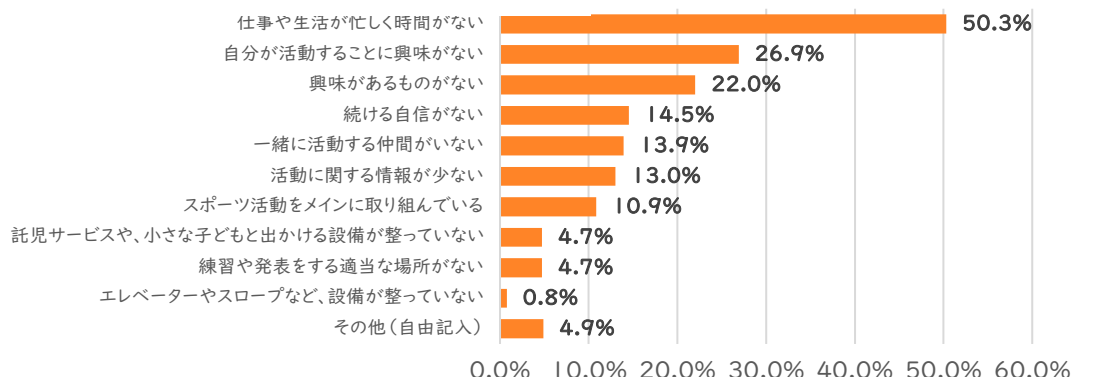
鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下のこどもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さなこどもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

【鑑賞していない理由(複数回答)】



【活動していない理由(複数回答)】

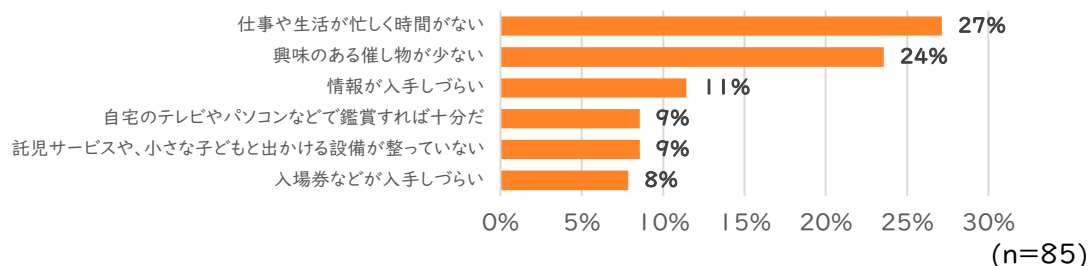
(n=131)



(n=654)

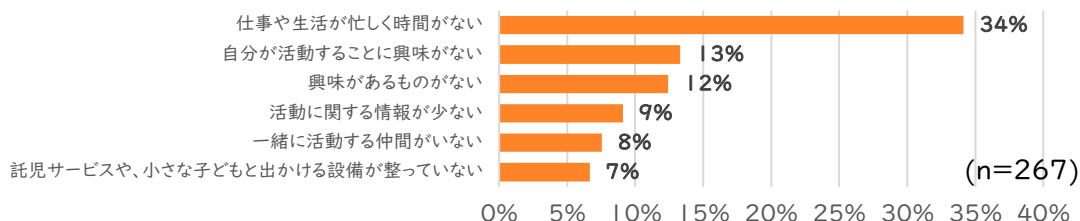
<こども(15歳以下)がいる人の場合(上位6つ)>

【鑑賞していない理由(15歳以下のこどもがいる場合上位)】



(n=85)

【活動していない理由(15歳以下のこどもがいる場合)】

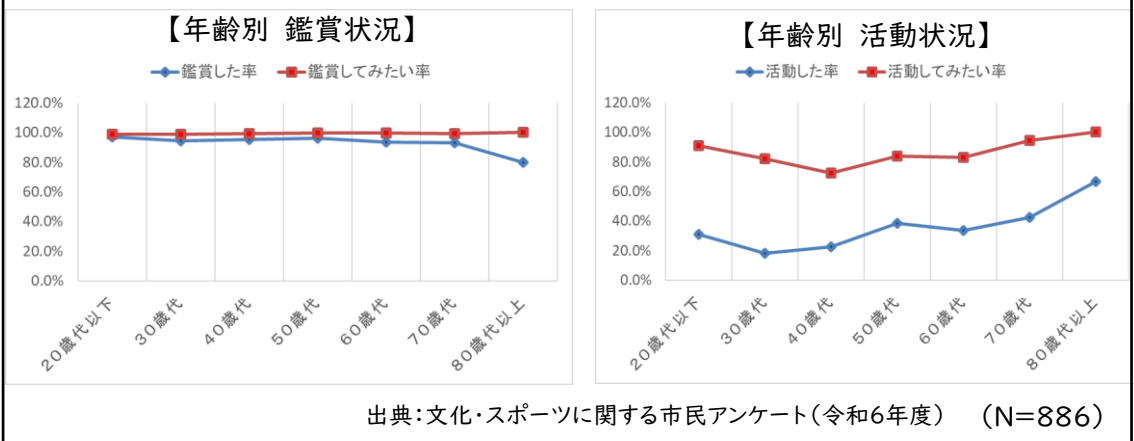


(n=267)

■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は80%と意欲と経験に差が出ています。

過去1年間の活動については、30代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。



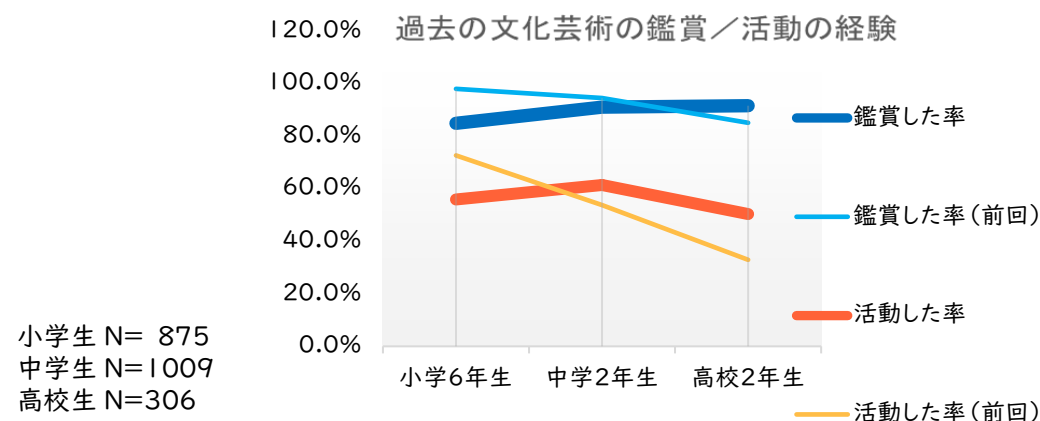
(2) こどもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験(学校行事を除く)主体的な経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるに連れ下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、こどもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続きこどもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

■こどもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

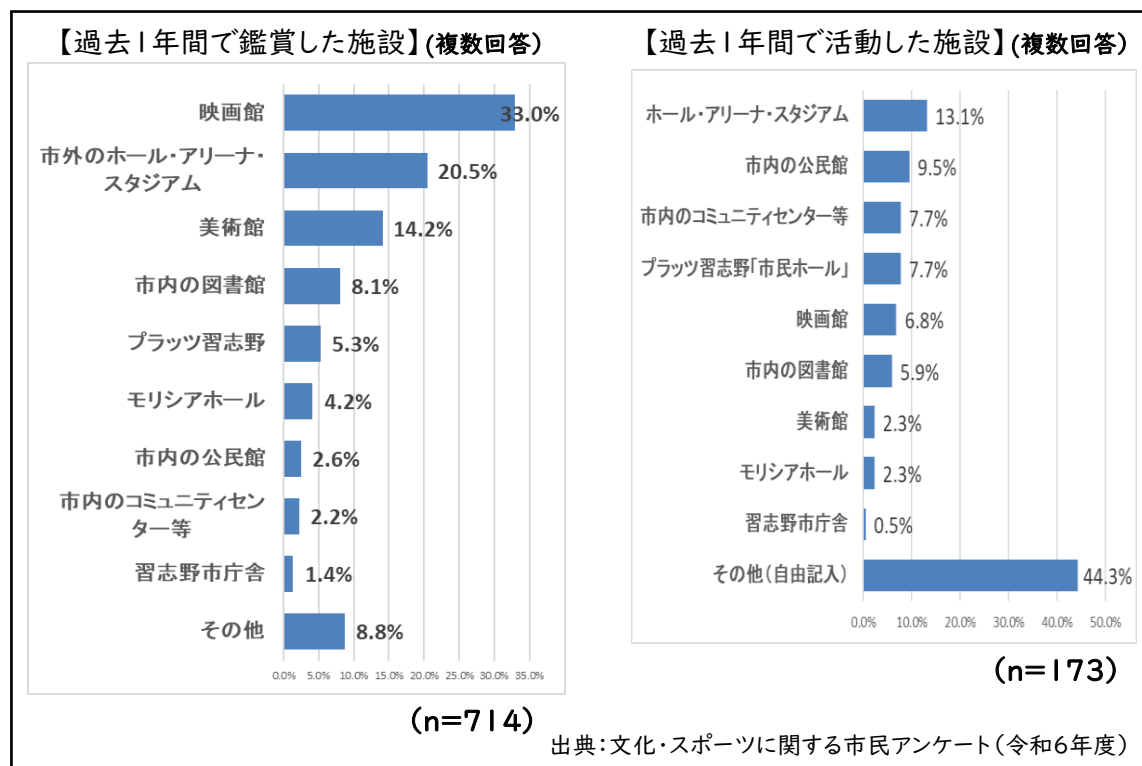


出典:文化に関する市立小中高生アンケート(令和6年度)

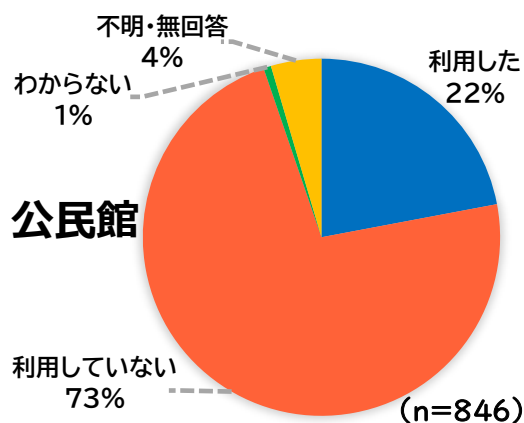
(3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

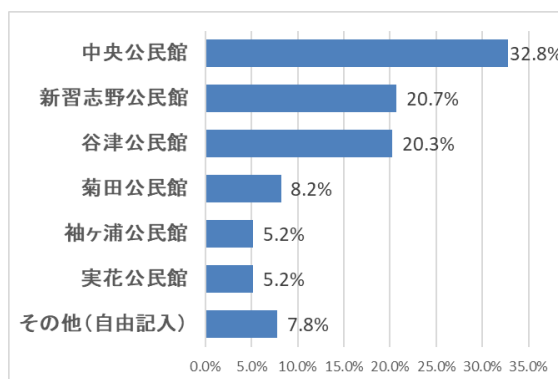
過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようにであれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が35.1%、「利用方法がわかりやすい」が29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。



【過去1年間の公民館の利用と利用した公民館】



(複数回答)



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

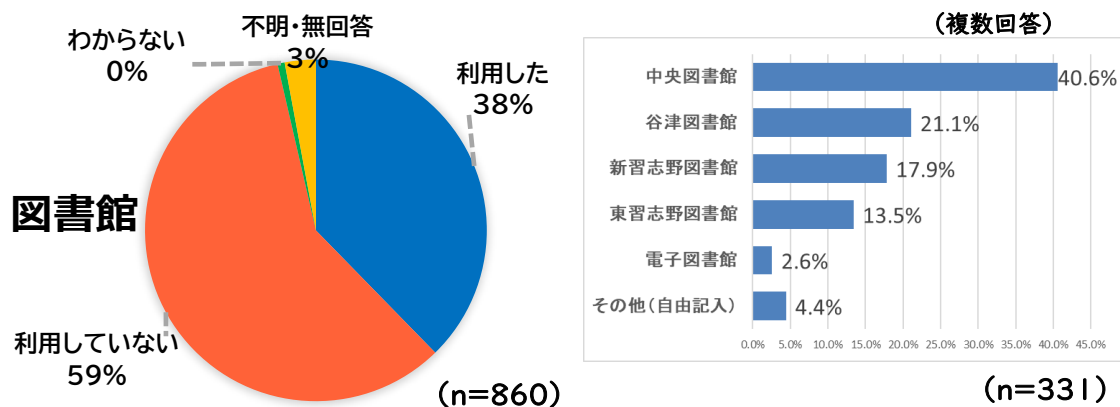
■公民館を利用したくなる条件

どのようであれば公民館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
利用方法がわかりやすい	192	29.9%
興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている(具体的に記入)	123	19.1%
自分がやりたいことを教わったり、体験することができる(具体的に記入)	113	17.6%
学習スペースがある	89	13.8%
音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要な設備や備品が整っている	34	5.3%
世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
その他(自由記入)	79	12.3%

(n=643)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

【過去1年間の図書館の利用と利用した図書館】



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■図書館を利用したくなる条件

どのようであれば図書館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3%
どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐわかる	159	30.2%
図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7%
家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1%
利用方法がわかりやすい	101	19.2%
学習スペースがある	65	12.4%
その他(自由記入)	74	14.1%

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

(n=526)

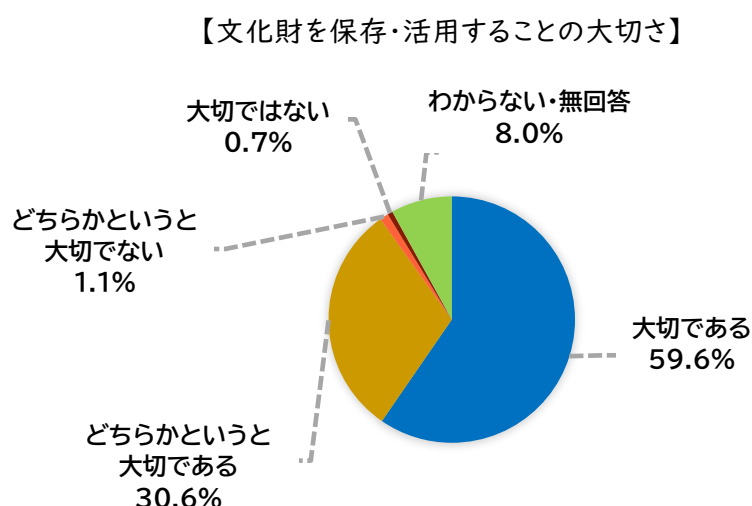
(4) 文化財の保存・活用について

文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて

文化財を保存・活用することの大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約90%となっています。



(n=860)

■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を大切だと思う理由(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他(自由記入)	7	0.9%

(n=799)

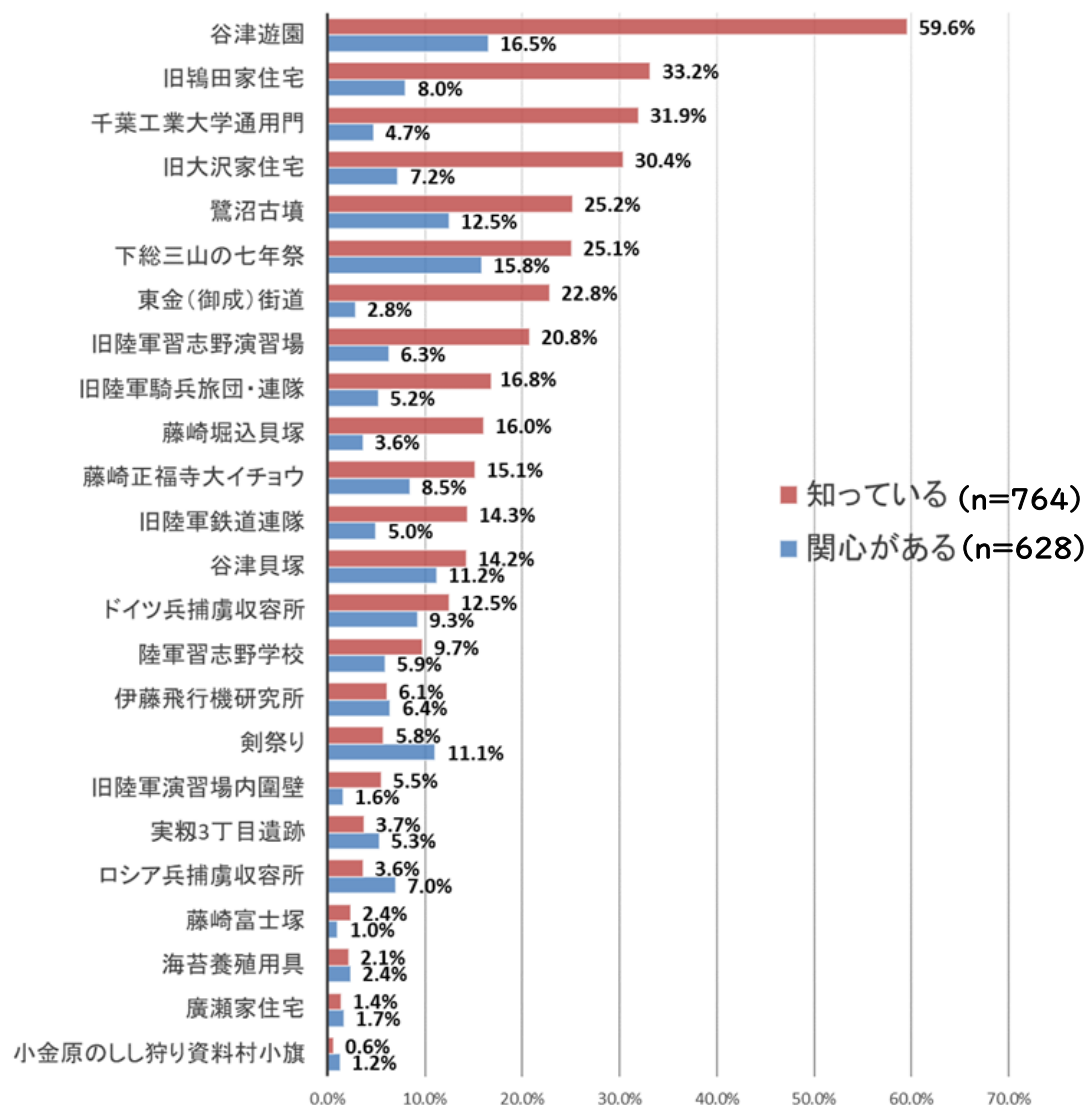
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鵜田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」、が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回答)



出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

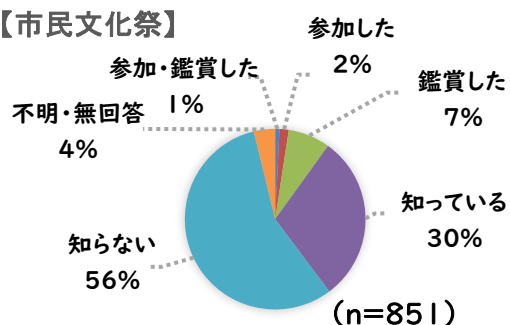
本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。しかし、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。特に「市展」や習志野第九演奏会を知らない市民は約7割となっています。認知度の向上を図ると共に参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられます。

また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した文化芸術活動に関するアンケート(令和6(2024)年度)によると本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっています。

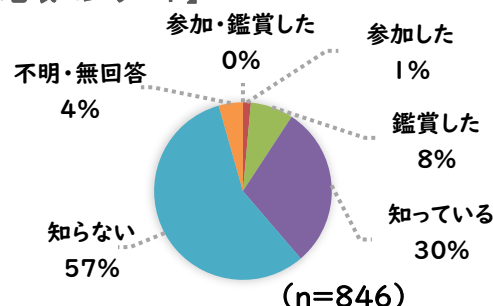
また、市民は今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについて誰もが利用しやすいホールの整備、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。

■ イベントの認知度と参加・鑑賞経験

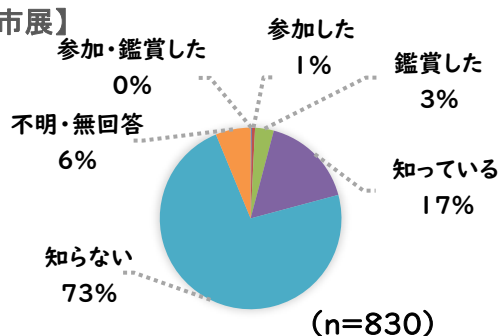
【市民文化祭】



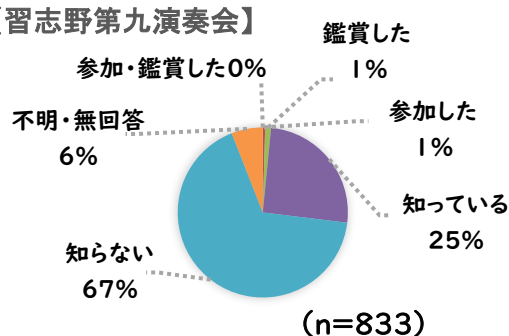
【地域コンサート】



【市展】

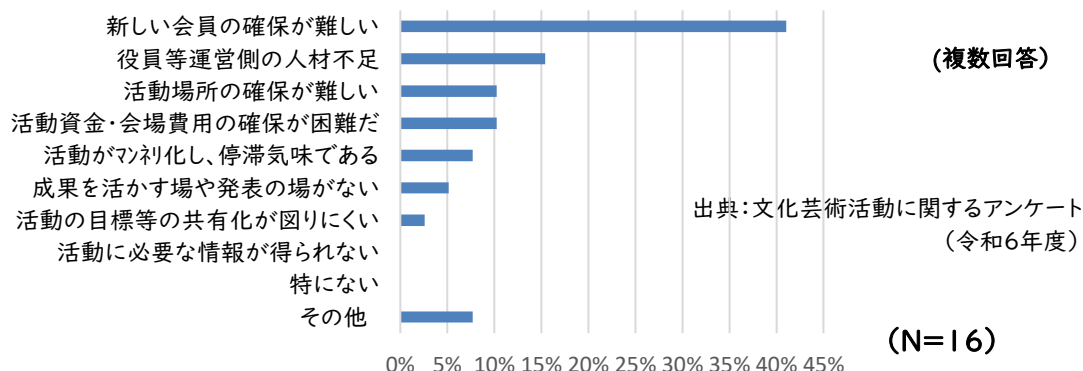


【習志野第九演奏会】



■ 習志野市芸術文化協会所属団体が活動をする上で困っていること

「新しい会員の確保が難しい」が約4割と多くなっています。



■若年層の文化芸術団体が活動をする上で困っていること(主な意見)

※習志野市芸術文化協会非所属団体等の個別ヒアリング等(5団体 音楽2、美術3)

- ・練習・発表、作品制作・展示の場所がない。
- ・大型楽器等を施設で借用できない、借用をする際補助をして欲しい。
- ・市民ギャラリーの設置と学芸員等の配置。

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力をいれた方がよい取り組み(複数回答)	件数(件)	構成比(%)
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%

(n=886)

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第1次習志野市文化振興計画(令和3(2021)～7年(2025)年度)」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

<方向性Ⅰ> 文化に触れる～機会の提供～

【評価指標】Ⅰ項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	<u>85.2%</u>	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	<u>26.1%</u>	25%

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ5取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は 3段階評価

A:実施予定事項が概ねできた(80～100%) B:実施予定事項が一部できた(21～79%)

C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)

令和6年度は、 5段階評価

A+: (120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた

A: (100%)実施予定事項が達成できた

B: (75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった

C: (50%)実施予定の半分程度が達成できた

D: (25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった「文化芸術活動をした市民の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した市民の割合」は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては市民文化祭、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業等、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動が再開したことに伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実等、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

＜方向性Ⅱ＞文化をつなぐ ～継承と育成～

【評価指標】Ⅰ項目で達成

指標名	評価手法	策定時 RⅠ実績	R6実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	<u>89.5%</u>	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	<u>63.1%</u>	58%

※学校行事を除く主体的な鑑賞を対象とする

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ3取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4(2022)	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※評価記号 A+～D の表す達成度は＜方向性Ⅰ＞と同様。R6(2024)より5段階評価に変更。

評価指標であった『文化芸術活動をした小中高生の割合』は目標値を達成した一方で、『文化芸術を鑑賞した小中高生の割合』は達成できませんでした。コロナ禍によって奪われた、こどもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、こどもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、「伝統文化親子教室」等世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBとなるものが見られましたが令和4年度以降は大半がA評価に回復しています。

＜方向性Ⅲ＞文化を活かす ～活用～

【評価指標】達成項目なし

指標名	評価手法	策定時 RⅠ実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	<u>16回</u> (R6)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鶴田家住宅) 1日当たりの入館者数	実績値	61.1人	<u>63人</u> (R4)	70人

※県指定文化財(旧大沢家・旧鶴田家住宅)1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】Ⅰ9取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4(2022)	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

※評価記号 A+～D の表す達成度は＜方向性Ⅰ＞と同様。R6(2024)より5段階評価に変更。

評価指標であった『公民館での音楽会・コンサートの実施回数』及び『県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1日あたりの入館者数』はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成できませんでした。本市が育んできた質の高い音楽文化、文化財、公民館等の施設、そこで活動する人材等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

地域コンサートの開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5・6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍等、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根つき始めています。

第3章 将来像と方向性

1 将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、~~第1次~~
~~「習志野市文化振興計画」を推進してきました。~~市民の誰もがどのような生活環境におかれ
ても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力
と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みま~~した~~す。第2次習志野市文化振興
計画においても~~第1次計画~~を踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を
将来像として掲げます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はあ
りますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様また
は微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

文化芸術に実際に触れる重要性は維持しながら置かれた環境に関わらず、誰もが文化
に触れられるよう、ICTを活用した鑑賞機会の提供等環境づくりを進めます。市庁舎や公共
施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、(公財)習志
野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展
開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、
情報発信にも力を入れていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担うこどもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が
期待されています。特にコロナ禍によって奪われたこどもたちの鑑賞・活動機会の提供に注
力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担うこどもたちに活動~~を~~継承し、世代間
での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

こどもや若い世代が文化芸術に実際に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本
市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行
います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環
境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の大人・若者の高い技術
が次世代のこどもたちの意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、「伝統文化親子教室」や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

文化財~~等の文化的資源~~をはじめとする本市の文化を教育やまちづくり、~~産業観光、産業~~
~~等他分野と連携させ地域の活性化に向けた活用も~~につなげます。~~また~~これらと共に、歴
史資料展示室の開設や~~＝~~講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、「音楽のまち習志野」を象徴する、「ならしの学校音楽祭」や地域コンサート、習志野
第九演奏会等の支援を行います。~~＝~~

さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸
術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、~~(仮称)~~新総合
教育センターの再設備において~~は~~公民館・図書館~~＝自治振興施設~~等複合施設~~等~~の開設によ
り多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組
みます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】	
【習志野市教育振興基本計画政策口】 生涯にわたる学びの推進	【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり	1. 土日・祝日等の講座等の実施 2. 利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 4. 図書館資料の充実
			施策2 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(2) 多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進 (3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実 (4) 障がい者や外国人も共にの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験することができる機会の提供	5. 市民文化祭の実施 6. 多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供 7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実 9. 障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実
			施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1) 市ホームページ・SNS等を活用した情報提供	11. 市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援 13. ICTを利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知 15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信
	【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 こどもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1) 未就学のこどもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供 (2) 教育における文化芸術活動の推進	16. 公民館等でのアートスタートの実施 17. 親子で本に親しむ機会の提供 18. 伝統文化に触れる行事等の実施 19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化に触れる行事等の実施(再掲No.18)	
		施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1) 文化の世代間交流の場の提供 (2) 文化財の保存の推進	22. 「伝統文化親子教室」の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化芸術団体と小中学校生の交流の場づくり 25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実	
		施策3 伝統文化を担うこどもや若手の育成	(1) 伝統文化を担うこども・若者の育成	27. 「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能の体験支援及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供	
	【方向性3】文化を活かす活用	施策1 「音楽のまち習志野」の推進	(1) 「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援	29. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実(再掲No.20) 30. コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 31. 身近なところでこどもたちが目標を持つことができる環境の維持 32. 地域の人材を活かした音楽会の実施	
			(2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり		
			(3) 「音楽のまち」を象徴する新ホールの検討	33. 音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	
		施策2 文化的資源の活用	(1) 文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり	34. 学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35. 親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36. 文化財等文化的資源の展示や活用 37. 歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】	
			(2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲No.14)	
		施策3 公民館活動等を通したまちづくり	(1) 交流を促す文化活動の活性化 (2) 大学等と連携した公民館活動	40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供 42. プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催 43. 複合施設連携による学びと地域交流の場づくり 44. 地元大学等と連携した公民館事業の実施 45. 学生の公民館活動への参加機会の提供	

			(3) 社会教育を通じた地域の 魅力の発信	46. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施
			(4) 地域を担う人材の育成	48. プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49. 市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり

【方向性Ⅰ】文化に触れる ～機会の提供～

~~本市の~~文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢~~や~~、障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に公共施設等を活用し、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに~~取り組んでいくと共に、インターネット等を活用した鑑賞機会の拡充に~~取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に~~係る~~触れる機会等の情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

また、若者を中心に、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、これらの活動も文化芸術活動としてとらえ、ICTを活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2% (令和6年度)	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1% (令和6年度)	30.1%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に実際に体験した鑑賞や活動のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れた機会の状況についても把握します。

【施策Ⅰ】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供

本市は、文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。~~それぞれの~~年齢や生活環境等の対象別、また地域の~~特性別~~の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(1)】 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場~~々~~・環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館
3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策(2)】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、~~様々な場所~~で公共施設~~の他~~、公用施設においても市民文化祭の~~実施会場~~としての活用に取り組めます。

また、~~市庁舎等~~文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
5	市民文化祭の実施	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する市民文化祭を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供	市庁舎 ~~等~~ ・自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化 ~~を~~ 体験する機会をつくれます。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



習志野市芸術文化協会市民文化祭(市庁舎開催)



(公財)習志野市文化スポーツ振興財団主催事業「カルチャー&スポーツ」

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を~~行う導火線~~とすることで、親がこどもを預けて自分の時間を持つことができ、参加へのハードルを低くすることができます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待できます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実	~~公民館や子育て支援施設等で、~~ 子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実	~~公民館や子育て支援施設等で、~~ 親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



「子育てママのクッキング」



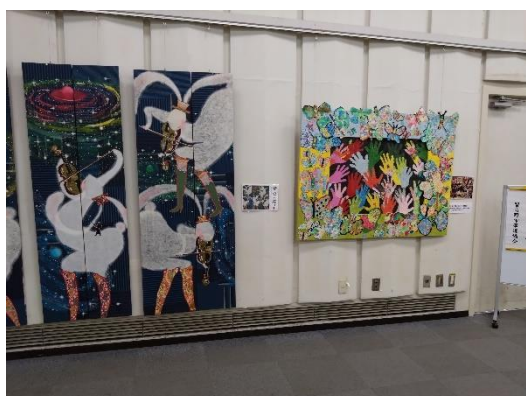
写真

【小施策(4)】障がい者や外国人の有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供

障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動に触れる機会を充実させ、~~また、障がいがある人もない人も誰もが制作した作品や演奏等を発表・体験できる場や、外国人が日本文化を体験できる機会をつくり出す。~~互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がいのある方々による舞台発表を行う他、理解と交流を深めるため障がいのある方とない方有無に関係なく作品を共に展示する展覧会等を開催します。 ~~また、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進しています。~~	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みを行う習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



習志野市芸術文化協会芸術祭
(特非) 希望の虹レインボー学園
ちぎり絵作品展示



青少年訪問団(タスカルーサ市)
旧鴛田家住宅庭園でのお囃子鑑賞

【施策2】 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民にとって身近な場所で、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】幅広い鑑賞機会の充実

プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていく必要があります。

市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団が、演奏家等をスポーツ施設や地域のイベント等へ派遣することにより、市民が質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課



写真



(公財)習志野市文化スポーツ振興財団「月待コンサート」

【小施策(2)】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ ¹ を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供	本市が所蔵する資料や作品を、ICTを活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課

【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページ・SNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※¹「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組めます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	89.5% (令和6年度)	93%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	63.1% (令和6年度)	67%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に学校行事を除き、実際に鑑賞や活動した体験のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別に学校行事やデジタルの媒体での鑑賞や活動の状況についても把握します。

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり

子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学の子どもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組めます。

【小施策(1)】未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、~~本市の子ども部や公民館講座に~~
~~おいて~~子どもたちが文化芸術に触れるアートスタートを実施すると共に、絵本に触れるブックスタート事業等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、~~身近に~~日本の伝統文化が身近に感じられる~~に触れられる~~行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

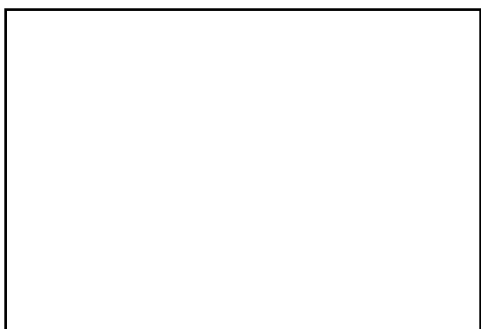
No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をするアートスタートを実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供	こどもが生まれた家庭 ~~等~~ への誕生記念図書館カードの配布、 ~~共~~ ~~共~~ 絵本を贈呈するブックスタート事業等、親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施	伝統文化を感じられる行事 ~~等~~ を実施 ~~や給食での行事食を提供~~ します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課

【小施策(2)】教育における文化芸術活動の推進

こどもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会を提供~~を継続~~すると共に、ICT 等を利活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供	小・中学校において、質の良い音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行、デジタルを活用した発信等文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実	「小中学校音楽会」や「ならしの学校音楽祭」等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
21	伝統文化に触れる行事等の実施(再掲)	伝統文化を感じられる行事を実施します。	指導課 保健体育安全課 公民館



写真



「ならしの”こども美術館”」

【施策2】 文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人とこどもが交流する機会の拡充に取り組
~~み~~みます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により次世代へ文化を継承するため、「伝統文化親子教室」の取り組みを強
化すると共に、習志野市芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境づ
くりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	「伝統文化親子教室」の開催支 援	伝統文化を親子が楽しんで学ぶ ため、文化庁事業「伝統文化親 子教室」を実施する団体に対し、 申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場 への小中高生の参加環境支援	文化芸術団体が行う市展や市民 文化祭等に小中高生が参加や 出品することを推進し、世代を超 えた交流ができるように支援しま す。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中生の交流 の場づくり	習志野第九演奏会の公開リハー サル見学等を行い、本市で培わ れてきた文化を共有する交流を 支援します。	社会教育課

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実	文化財の調査・収集・保存の充 実に努めます。文化財指定を目 指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実	埋蔵文化財調査を充実させ、埋 蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課

【施策3】 伝統文化を担うこどもや若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、こども・若者が文化を学び、体験する機会 ~~をより努めます~~ をつくります。

【小施策(1)】 伝統文化を担うこども・若者の育成

これからの本市の文化を担うこどもや若者を育てるため、引き続き「伝統文化親子教室」の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験 ~~を~~ はじめ、地域の行事や慣習 ~~へ~~ の理解を深める機会 ~~の創出に努めます~~ を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	「伝統文化親子教室」の開催支援(再掲)	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業「伝統文化親子教室」を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能 ~~の体験支援~~ 及び地域の行事や慣習への理解を深める機会の提供	~~公民館や学校で取り組まれてい~~ ~~る~~ 伝統芸能や地域行事・慣習 ~~の~~ 活動について、こどもや若者が体験したり、理解を深める機会を提供します。 ~~する取り組みを支援も~~ ~~ます。~~	公民館 指導課



写真



伝統文化親子教室開催支援
(市庁舎ハミング階段での発表)

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育や~~産業~~まちづくり、観光、産業等~~その他~~分野と連携させていきます。特に文化財をはじめ、本市で特徴のある音楽文化~~その他~~や、~~文化財~~公民館活動等について、地域の活性化に向けた文化の活用~~等~~の取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630 人 (令和6年度)	44,900 人
県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)の開館日1日当たりの入館者数	実績値	61 人 (令和6年度)	70 人

【施策1】「音楽のまち習志野」の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に「音楽のまち習志野」としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。

【小施策(1)】「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、こどもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



「小中学校管楽器講座」

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を 発表する機会の充実（再掲）	「小中学校音楽会」や「ならしの 学校音楽祭」等、学校行事や部 活動で音楽を発表する機会を設 けると共に、習志野高等学校吹 奏楽部が小中学生に演奏指導 を行う取り組みを支援し、次世代 の音楽人材の育成につなげてい きます。	指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場 と鑑賞機会の提供	コンクールにおいて優秀な成績 を収めた団体の演奏の発表の場 として「ならしの学校音楽祭」を 実施し、鑑賞機会を提供します。	指導課
31	身近なところで子どもたちが目標 を持つことができる環境の維持	「習志野市小・中学校管楽器講 座」への参加や「ならしの学校音 楽祭」への出場を目指したり、習 志野第九演奏会のリハーサル見 学の機会等をとおして刺激や感 銘を受け、身近なところでこども たちが目標を持つことができる 環境をつくり <u>まもり</u> ます。	指導課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しみ交流が図れる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	学習圏会議※ ² や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である音楽のまちの強みを活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



「バラの街」音楽会

【小施策(3)】「音楽のまち」を象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいても音の響きを重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	音の響きを大事にし、幅広い利用に耐えうる対応できる誰もが利用しやすいホールとなるよう再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課

※² 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する「地域コンサート」がある。

【施策2】 文化的~~な~~資源の活用

本市には、文化財や美術品、**民俗行事**をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるよう~~な~~、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信【新規】	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知や、インターネットでの ~~公開~~ 発信 ・説明 ~~板~~ 板 の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	~~文化財等~~ 文化的 ~~な~~ 資源の展示や活用	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鵜田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設 ~~等~~ 及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】	歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。 また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の計画的な補修並びに新たな収蔵場所を検討します。	社会教育課



「旧鵜田家住宅お月見の会」



歴史資料展示

【小施策（２）】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として~~全国へ~~広く発信し、観光や産業の~~活性化を図ります。させたいです。~~また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップ~~等~~を配布・**発信**し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知（再掲）	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



「習志野ドイツフェア&フードフェス」



「習志野市歴史・文化財マップ」

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり

~~本市の地域文化は、~~公民館は本市の地域文化の担い手のひとつとして~~を中心に育まれ、~~市民のまちづくりを後押ししてきました。~~今後こうした~~地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につな~~げ~~**広く共有**すると共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い、作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

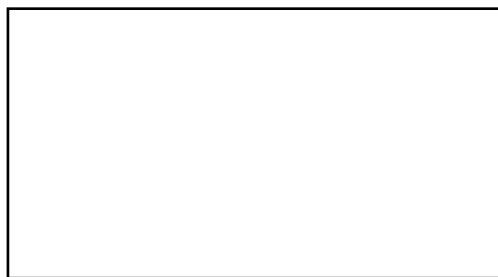
また、(仮称)新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館~~自治振興施設等~~
~~の複合施設~~を機能統合して**複合施設**を開設し、人と人**と**がつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催 【新規】	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり 【新規】	(仮称)新総合教育センターの再整備において公民館・図書館等の 機能統合 による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



写真



写真

【小施策(2)】大学等と連携した公民館活動

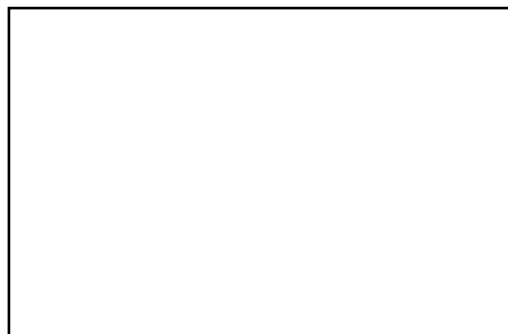
~~本市の地域文化は~~公民館ではを中心に育まれてきましたが、文化活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等での地元大学や高校等との連携を通じて、若者~~学生~~が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組ま~~てい~~きみます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施	青年講座等において地元の大学や高校等と連携しながら、 ~~講座等の~~ 公民館事業に取り組めます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



「ユースリーダー講座」



写真

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを広く共有して祭やイベントに繋がっていくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野のフューチャーセンターならしにおいて、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくります。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館



写真

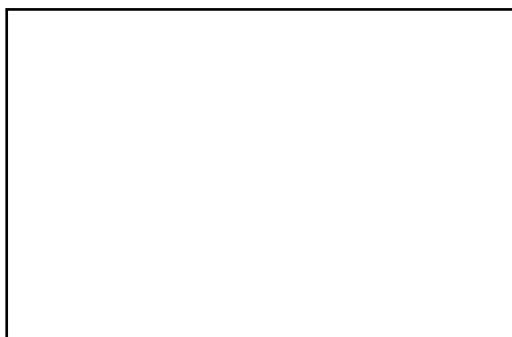
「きくたこどもまつり」

【小施策(4)】地域を担う人材の育成

これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで地域を学んだ市民をはじめ~~夫村の活用を通じて~~、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援	市民活動の導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから活動の初動段階を応援開催するイベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンター ~~の運営~~ ~~システムであるが登録管~~ 理・運営する「クリエイターズクラブ」の活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



写真



「ボランティア活動とは」(車椅子体験)

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、習志野市芸術文化協会や（公財）習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決するとともに、広い視野をもって取り組みます。

その他にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

~~その他状況~~さらに現状を把握しながら状況に即した対応をし~~ていきます~~、取り組み項目については適宜、追加・修正を行う等必要に応じた見直しを行います。

2 評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議~~等~~をはじめ、各関係審議会~~等~~に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

参考資料

1 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

2 習志野市文化振興計画について諮問・答申

社会教育法(抄)【第四章】

習志野市社会教育委員の設置に関する条例

習志野市社会教育委員

3 習志野市文教住宅都市憲章

文化芸術基本法

千葉県文化芸術の振興に関する条例

4 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

協 議 第 5 号

習志野市スポーツ推進計画（パブリックコメント案）について

習志野市スポーツ推進計画（パブリックコメント案）について、別紙のとおり協議する。

令和7年10月22日協議

習志野市教育委員会

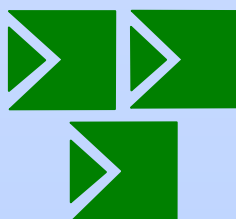
教育長 小 熊 隆



習志野市スポーツ推進計画(案)

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化



習志野市教育委員会



はじめに

作成中

令和8年3月 習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	4
2 現代におけるスポーツの役割	4
3 本市のスポーツの現状と課題	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ	16
2 スポーツの定義	18
3 計画の期間	18
4 基本理念	19
5 基本方針	19
6 施策の柱	20
7 目標値の設定	21
8 計画の進め方	22

第3章 計画の実現に向けた施策

1 施策体系	23
2 施策の展開	
1 「する」スポーツの推進	24
2 「みる」スポーツの推進	26
3 「ささえる」スポーツの推進	27
3 取組	28

資料編

1 用語の解説	29
2 生涯スポーツ課所有の用具一覧	33
3 スポーツができる施設・広場等の一覧	35
4 スポーツができる主な施設・広場等の写真	37
5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ	38
6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿	39
7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申	40

第 1 章 | 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、平成17(2005)年に「習志野市生涯スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、平成26(2014)年には、さらなる市民スポーツの推進を図るため、「習志野市スポーツ推進計画」を策定し、市民のスポーツニーズに対応すべく、さまざまな施策を展開しました。その後、令和2(2020)年に「習志野市スポーツ推進計画」を拡充させた計画を策定し、これまで多くの実績を重ねてきました。

国においては、スポーツ基本法に基づき、日本の「スポーツ文化」の成熟に向けて、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和4(2022)年に「第3期スポーツ基本計画」を策定しています。

本市においては、今後、人口減少、少子高齢化がますます進むことが見込まれ、スポーツに求められるものは大きく変化するものと捉えています。

このような状況を踏まえ、今後もさらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や健康づくりに視点を置いたスポーツ、さらには少子高齢化、環境問題、地域活性化、安全・安心など、現代社会が抱える諸問題に対しても適切な対応が求められ、スポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となります。

そこで、本市が目指すスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画(令和8(2026)年度策定)」を策定するものです。

2 現代におけるスポーツの役割

スポーツは、市民一人ひとりの心身の健康を支えるだけでなく、地域社会に活力をもたらす、人生の質を高めるための重要な要素です。特にコロナ禍を経た現代では、スポーツがもたらす「ウェルビーイング(※1)」の価値が一層注目されています。

○心身の健康の向上

コロナ禍では運動不足や孤立感が課題となりましたが、日常生活に適切な運動を取り入れることは、身体的な健康だけでなく、精神的な充実感を高めるためにも欠かせません。スポーツは、生活習慣病の予防や身体機能の維持に寄与するだけでなく、ストレス軽減や心の安定をもたらします。運動習慣を持つことで健康長寿や生活の質向上が期待されます。

※1 29 ページ用語の解説を参照、以下同様

○人々をつなぐコミュニティの形成

スポーツは、人と人をつなぐ力を持っています。地域のスポーツ活動やイベントを通じて生まれる交流は、孤独感の解消や地域全体の一体感を生み出します。個々の健康だけでなく、社会的なつながりは重要であり、スポーツはその基盤を築く役割を担っています。

○教育と人材育成

スポーツは、子どもたちに努力やチームワーク、フェアプレーの精神を教える貴重な教育の場です。また、地域全体でスポーツを支える活動を通じて、新たなリーダーや人材を育む機会ともなります。

○誰もが参加できる多様なスポーツ環境

高齢者、障がいのある人、子どもたち、そして忙しい生活を送る働く世代まで、誰もが自分に合った形でスポーツを楽しめる環境を整備することは重要です。多様なニーズに応じたスポーツ環境の提供が求められています。

○経済的・文化的発展への貢献

プロスポーツや地域スポーツイベントは、経済効果をもたらすだけでなく、習志野市の魅力を広く発信する場となります。さらに、スポーツ文化の振興は、市民の誇りと郷土愛を育む一助となります。

3 本市のスポーツの現状と課題

現行計画の検証

社会情勢の変化としては、コロナ禍によるスポーツ大会・イベントの中止、運動不足による健康二次被害、そして、新しい生活様式への対応が求められました。

その他、ICTなどのデジタル技術革新の進展、健康寿命の延伸、多様性を認め合うまちの実現、SDGsのスポーツでの貢献などの影響を鑑み、スポーツを推進しました。

今後も、社会情勢に順応しながら、本市の実情に合わせたスポーツの推進を展開することが重要です。

本市では、令和6(2024)年5月に「習志野市スポーツ・運動に関する市民アンケート」を実施しました。

本アンケートは、本市のスポーツや運動の現状・課題等を明確にし、市民ニーズに即した施策(取組)を推進していく事を目的とし、平成30(2018)年度に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」からの経年変化、さらには令和2(2020)年度策定の「習志野市スポーツ推進計画」における進捗の確認や評価、これらを踏まえた次期計画策定の基礎資料としています。

アンケートの概要

実施年度	令和6(2024)年度
調査対象者	市内在住 満19歳以上の男女 各1,500名
調査期間	令和6(2024)年5月10日(金)～6月14日(金)
調査方法	【配布方法】郵送 【回答方法】郵送、WEB
回答者	886名
回答率	29.5%

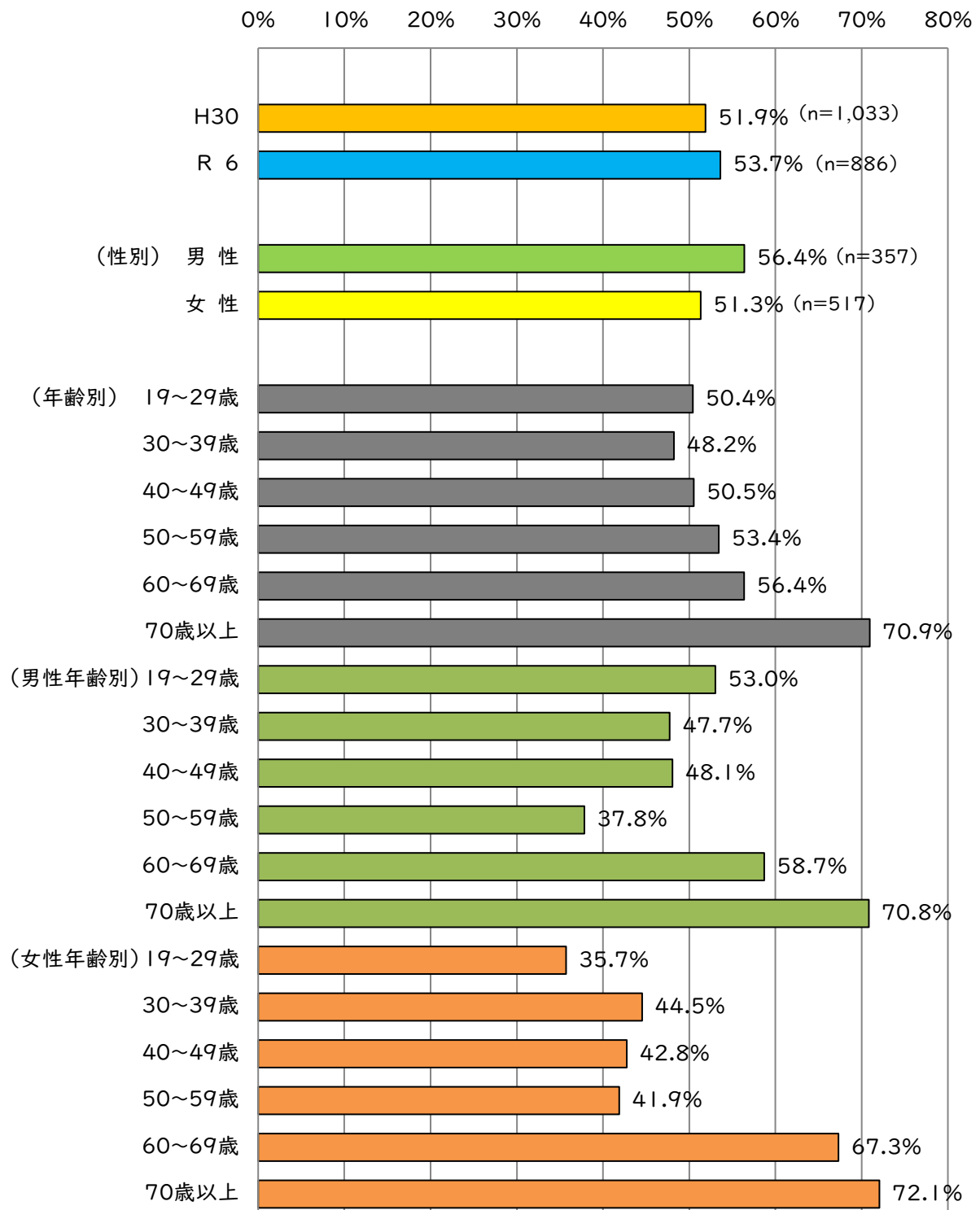
「する」スポーツの現状と課題

- ・本市のスポーツ・運動の実施頻度は、週1回以上(「ほぼ毎日」、「週3回程度」、「週1回程度」の3区分の合計)と回答した人が全体の53.7%と、前回(H30:51.9%)から微増となっています。
- ・性別では、「男性(56.4%)」の方が「女性(51.3%)」よりも高い結果で、年齢別では、「70歳以上(70.9%)」が最も高く、「30～39歳(48.2%)」が低いという結果でした。男女・年齢別では、「男女ともに70歳以上(男性:70.8%、女性:72.1%)」が高く、低いのは、「男性50～59歳(37.8%)」、「女性19～29歳(35.7%)」という結果でした。
- ・スポーツ・運動をする目的は、高い順に「健康維持(39.8%)」「体力づくり(20.2%)」「ストレス解消(13.9%)」となっています。
- ・スポーツ・運動をしない理由は「時間がない(65.3%)」が高く、次に「スポーツが苦手(22.7%)」「お金がかかる(19.6%)」の順でした。
- ・興味があるイベントは、4割近くが「一人でも参加できるイベント(37.0%)」と答えており、続いて「プロ選手と触れ合えるイベント(24.8%)」、「親子で参加できるイベント(21.2%)」の順となっています。

■「する」スポーツの課題

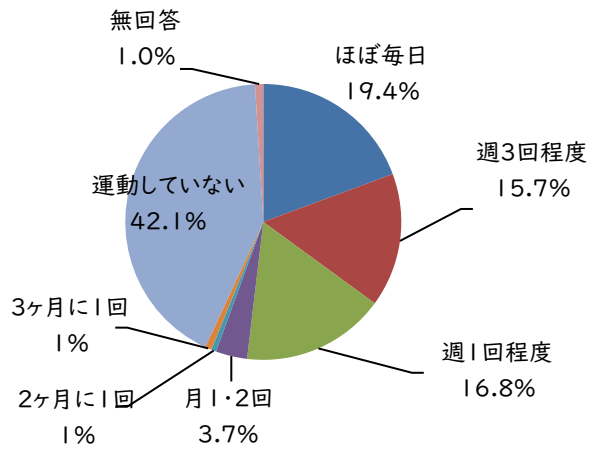
定期的にスポーツ・運動を実施するに至っていない4割の市民の多くがあげている理由が、「時間がない」ことや、スポーツ・運動をする目的は「健康維持」が最も多いことから、単に「スポーツを行う」「スポーツを楽しむ」のではなく、少ない時間で、フレイル(※2)予防等「健康維持」のために取り組むことができるような、スポーツの機会の提供等が必要と考えられます。

スポーツ・運動を行った人の割合(週1回以上)

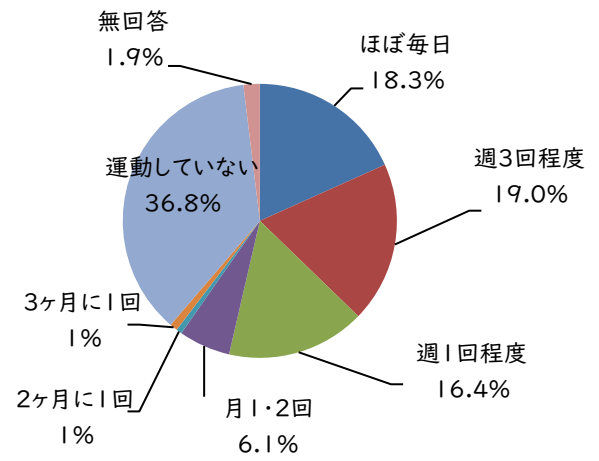


スポーツや運動を行った人の実施回数

n=886



【H30年度】



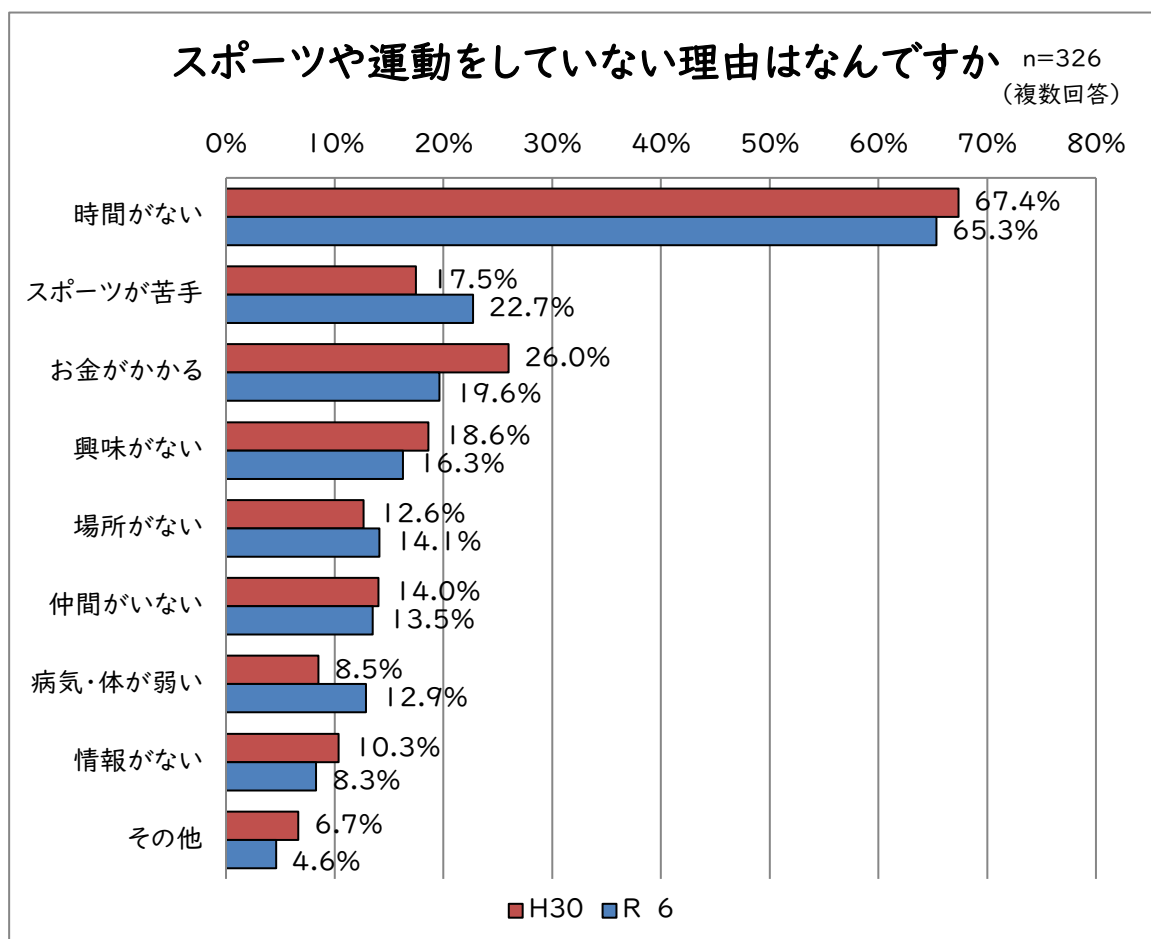
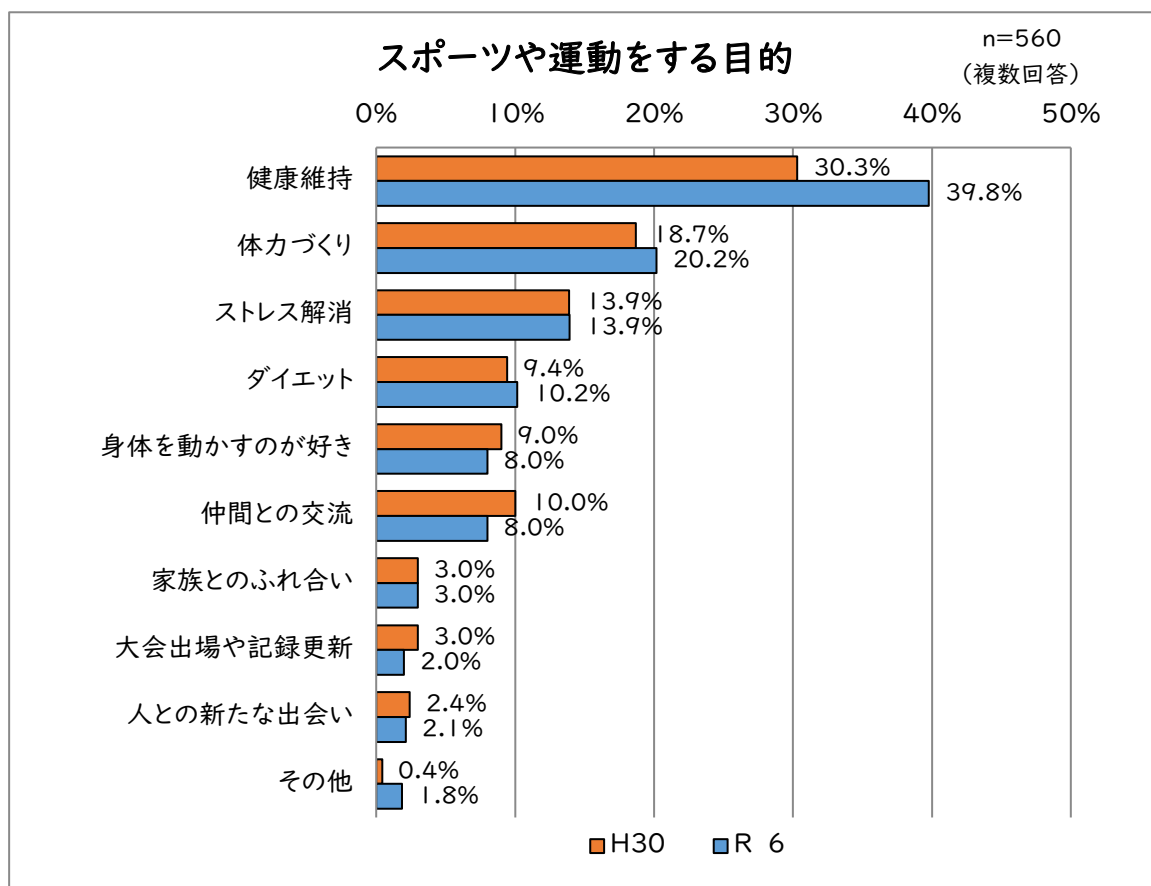
【R6年度】

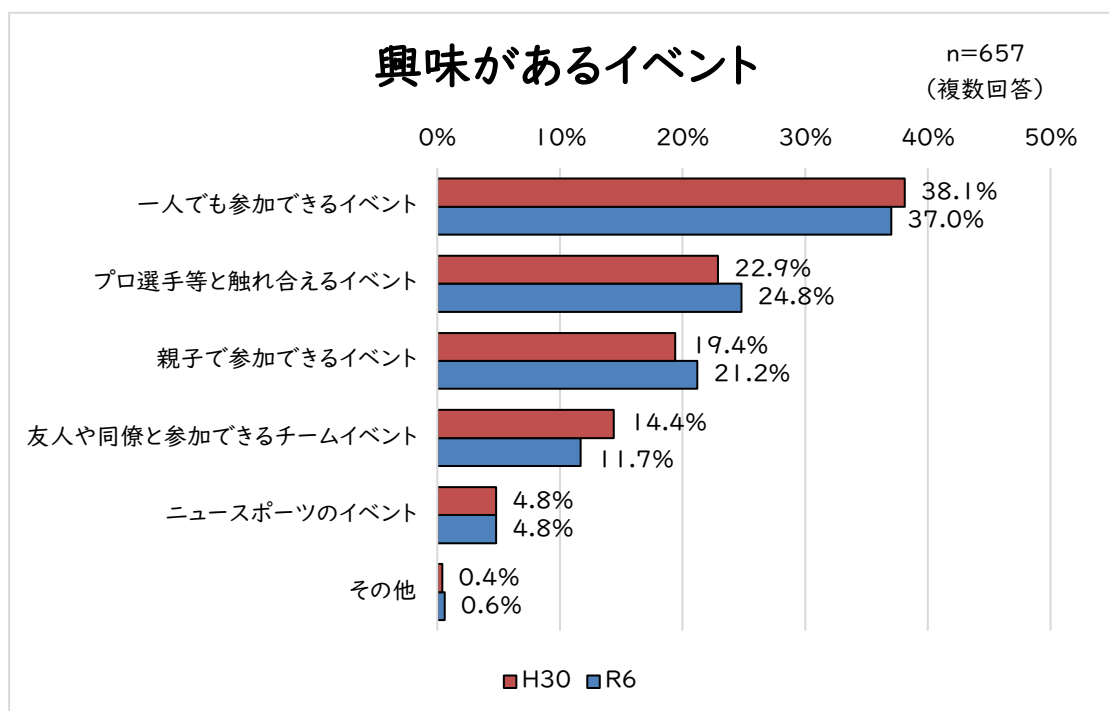
写真挿入



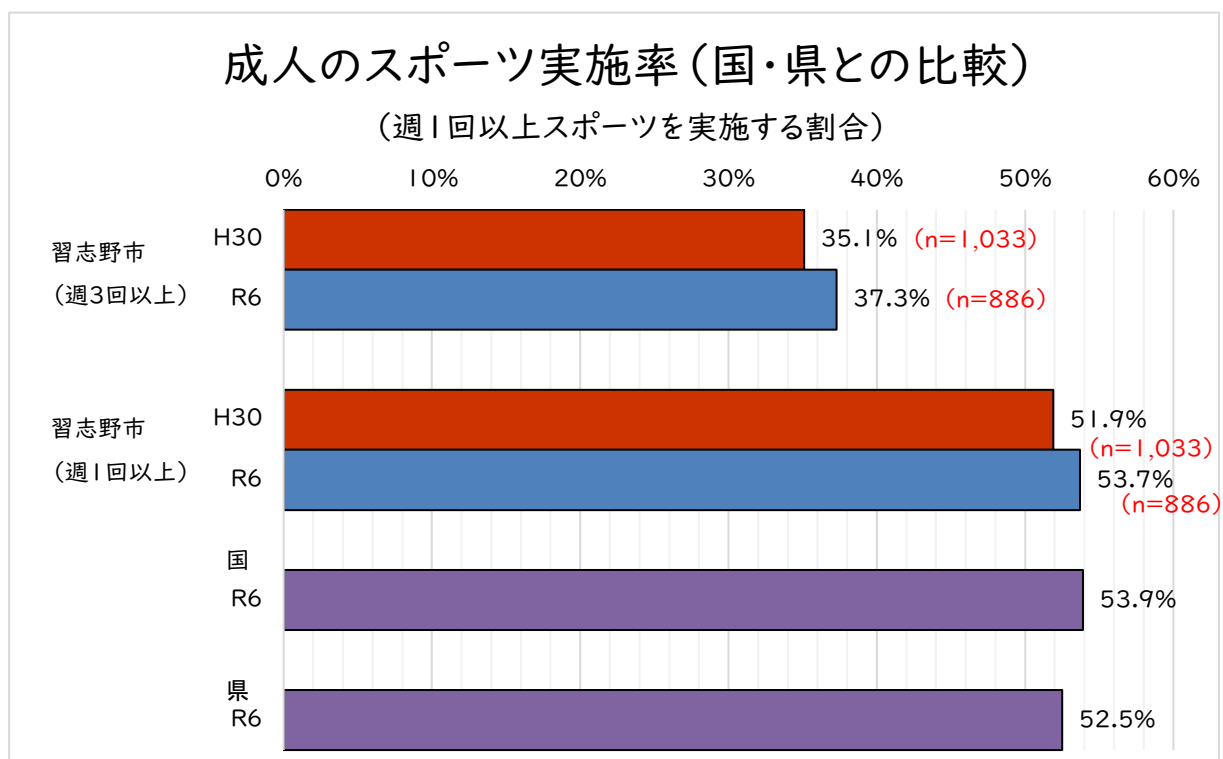
写真挿入







(参考)



(出典)

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(令和6年度11月実施)

千葉県「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」(令和6年度9月実施)

「みる」スポーツの現状と課題

- ・スポーツ観戦の状況は、「会場に行って観戦する(28.0%)」は減少し、「テレビで観戦する(46.2%)」が増加した一方、「テレビなどでも観戦しない(23.8%)」も増加しました。
- ・性別では、「会場に行って観戦する」男性(30.0%)が多く、年齢別では50～59歳(32.9%)が高いという結果でした。その一方で、「テレビなどでも観戦しない」では、30～39歳(37.1%)が他の年齢に比べて高い結果でした。
- ・「どこの会場で見ますか」の質問に対しては、「県内の市町村(54.3%)」「県外(34.8%)」「市内(9.6%)」という結果でした。
- ・スポーツを観戦しない理由は、「興味がない(78.7%)」が最も多く、続いて「時間がない(30.3%)」の順となっています。
- ・市内で活動等をしているスポーツチーム等の認知度は、「千葉ロッテマリーンズ(89.3%)」が最も多く、続いて「阿武松(おうのまつ)部屋(43.1%)」「オービックスシーガルズ(43.0%)」の順でした。

■「みる」スポーツの課題

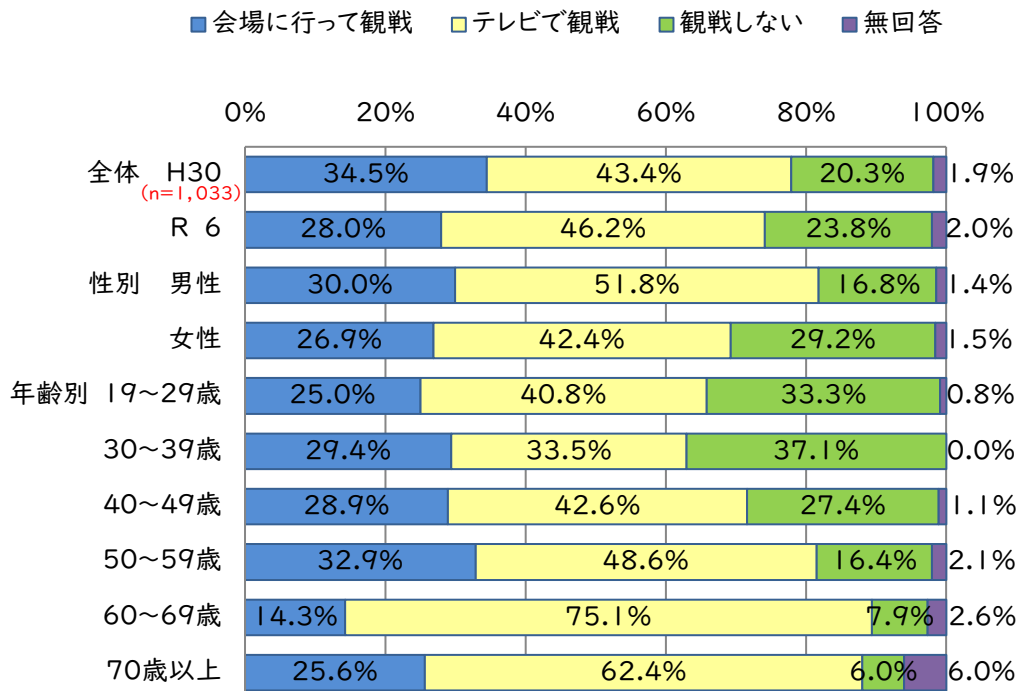
前回調査と比べ、「会場に行って観戦する」人の割合が減少し、「テレビなどで観戦する」人の割合が増加しているのは、コロナ禍の影響や急速なIT化により、テレビやパソコン、スマートフォンなど観戦ができる媒体が増加・普及したためだと考えられます。そのような中で、さらなる「みる」スポーツの推進を進めるには、ITを最大限に利用した情報の周知や、実際に会場に足を運んでもらうための取り組みの工夫が必要と考えられます。

写真挿入

写真挿入

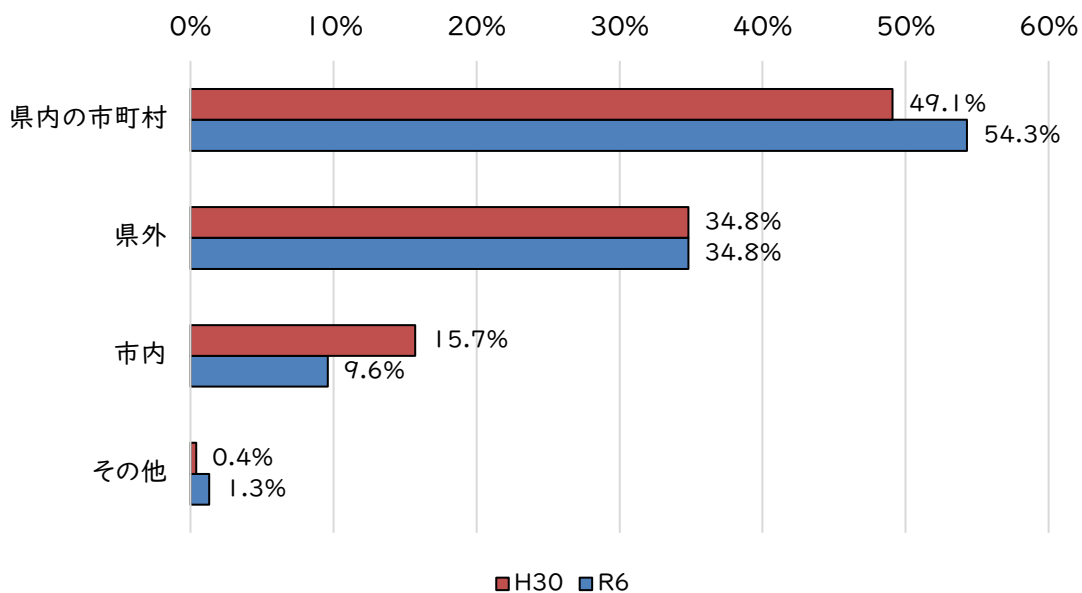
スポーツの観戦状況

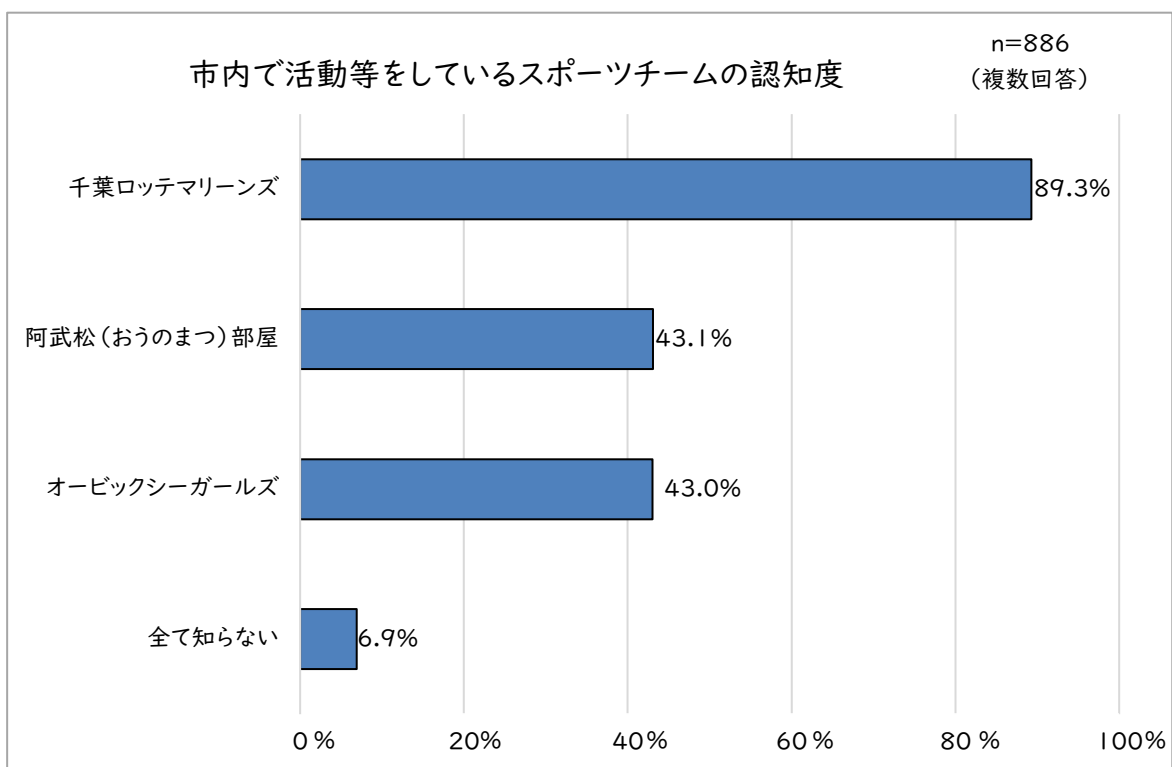
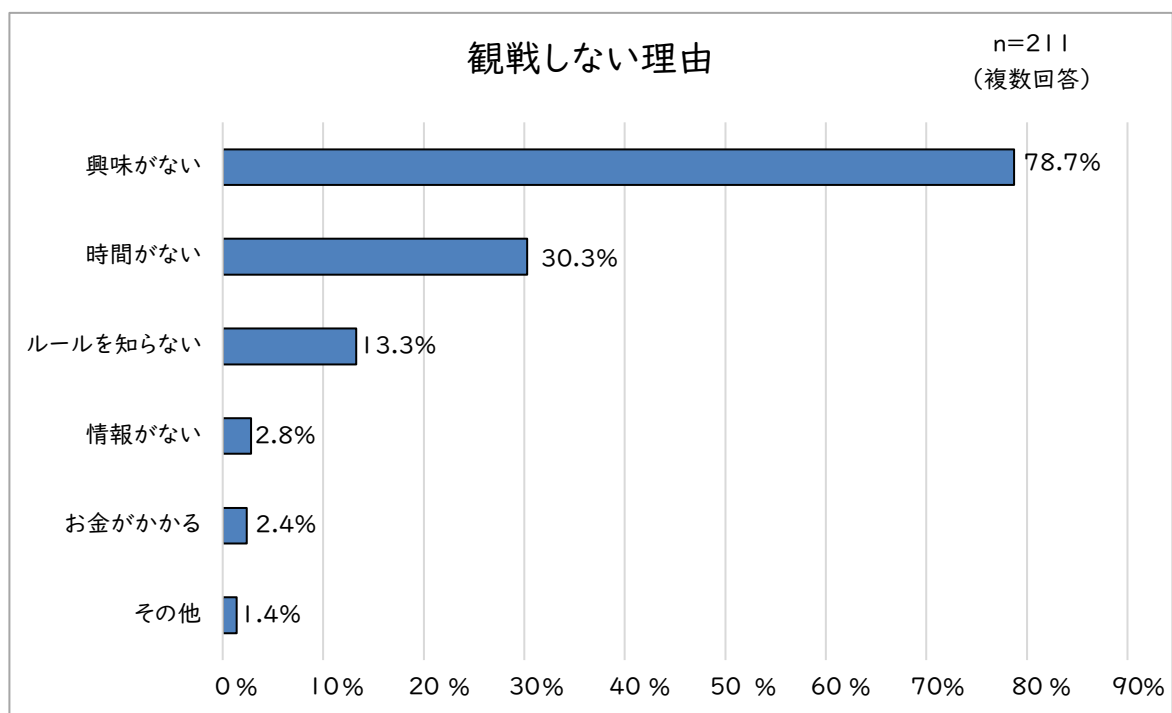
n=886



どこの会場で見ますか

n=248
(複数回答)





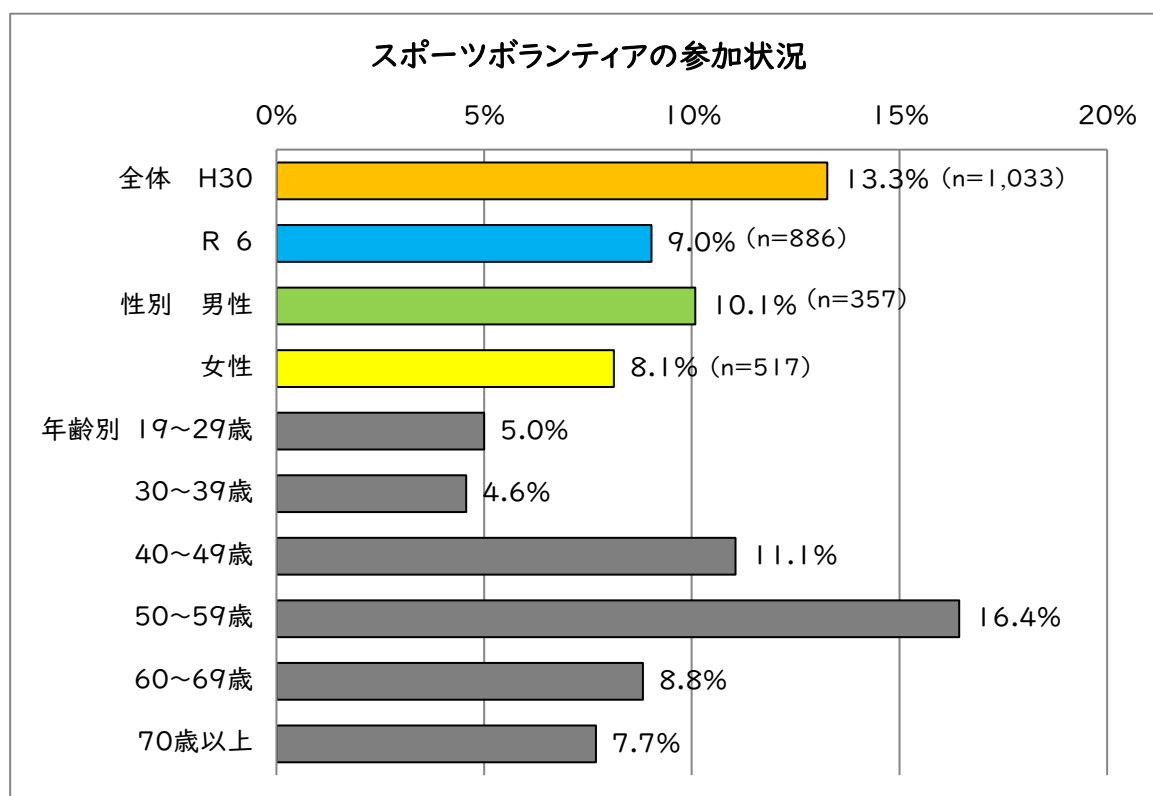
ささえるスポーツの現状と課題

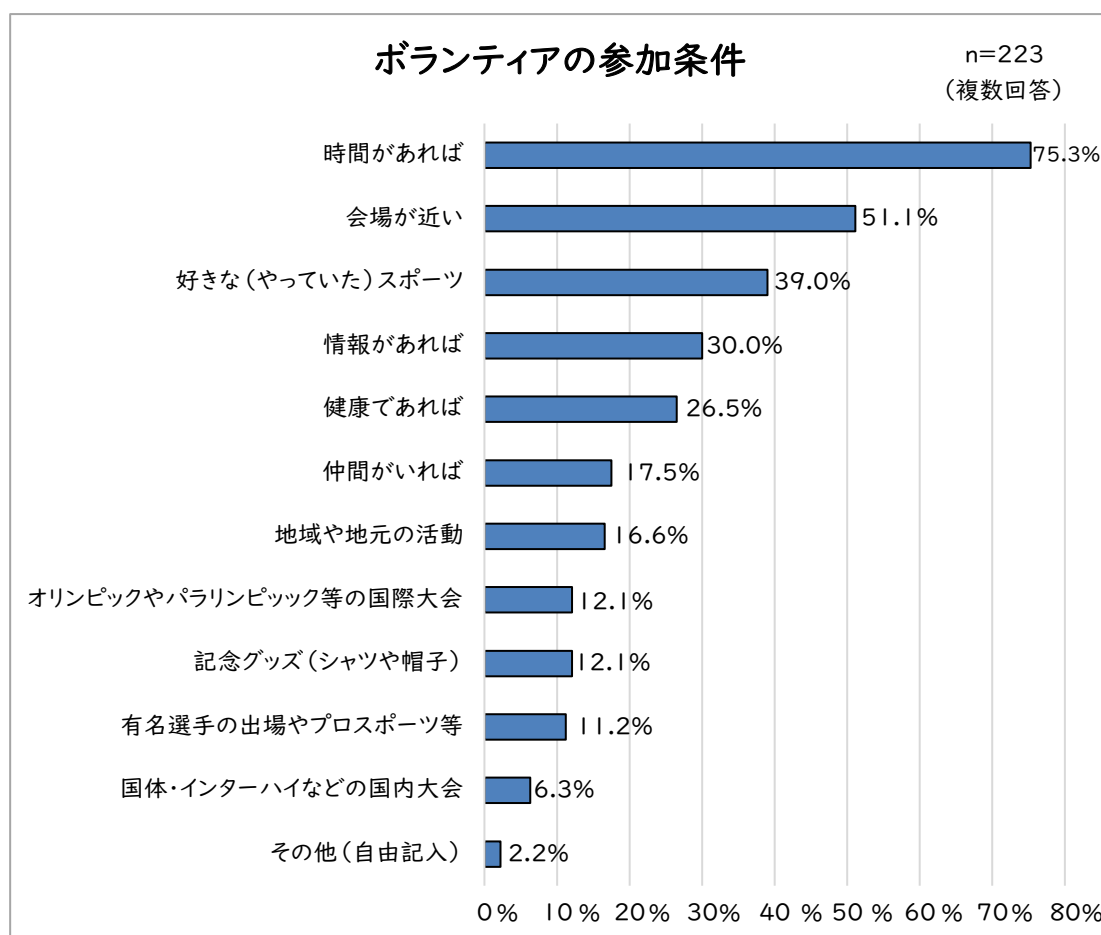
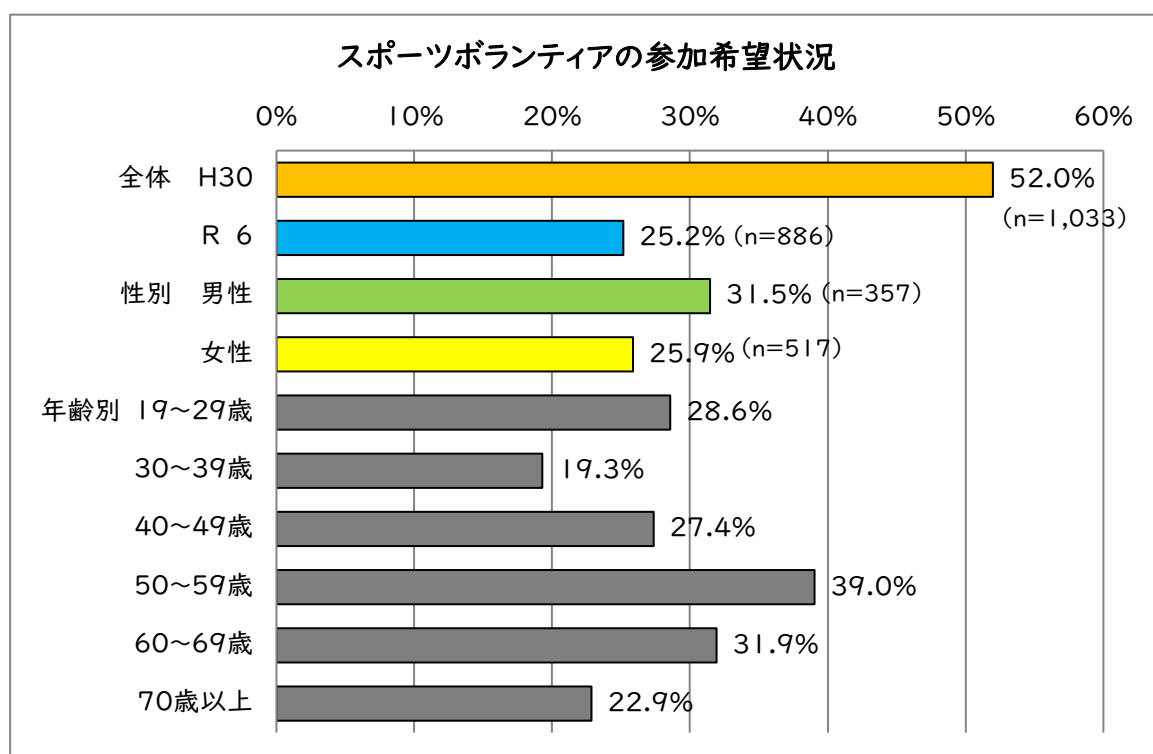
- ・スポーツに関するボランティア活動に「参加したことがある(9.0%)」の割合は、前回(13.3%)より減少しています。
- ・性別では、「男性(10.1%)」が高く、年齢別では「50～59歳(16.4%)」が高いという結果で、一方、参加状況が一番低かったのが「30～39歳(4.6%)」という結果でした。
- ・「今後ボランティアに参加したいですか」の質問に対しては、「今回(25.2%)」は、「前回(52.0%)」と比較して大きく減少しています。また、性別では、「男性(31.5%)」の方が高く、年齢別では、「50～59歳(39.0%)」が高いという結果でした。一番低かったのが「30～39歳(19.3%)」という結果でした。
- ・ボランティアへ参加したいと回答した人の参加条件は、「時間があれば(75.3%)」「会場が近ければ(51.1%)」「好きなスポーツであれば(39.0%)」の順となっています。

■ささえるスポーツの課題

前回調査と比べ、「スポーツボランティア活動を行ってみたい」と思っている市民が大きく減少していることから、スポーツボランティア活動の認知度の向上が課題です。

また、「時間があればやってみたい」という回答が多いことから、少ない時間で行うことができるスポーツボランティア活動等、参加しやすい環境を整備することも必要です。





第2章 | 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

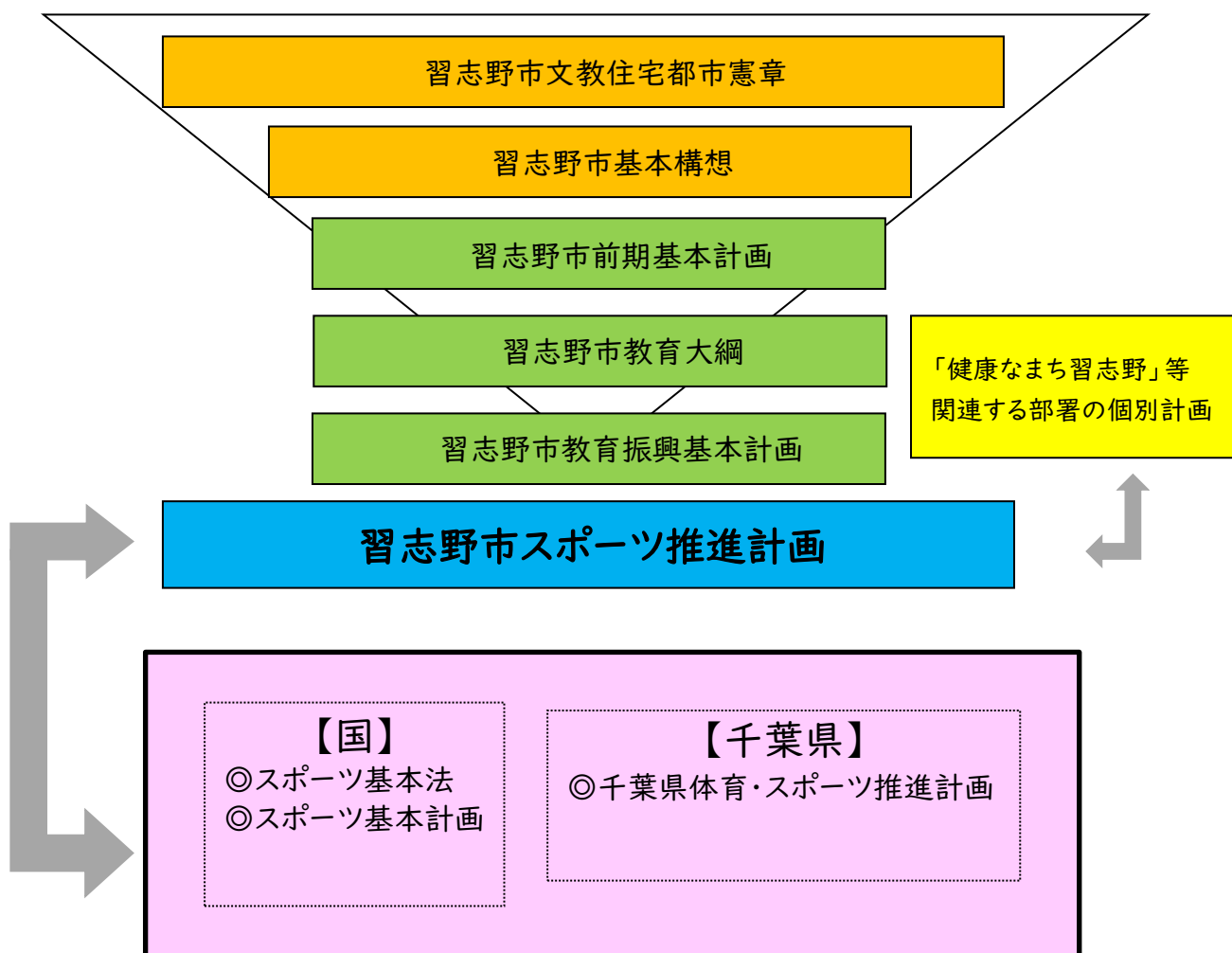
(1) 法律的な位置づけ

本計画は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に規定される「地方スポーツ推進計画」と位置づけます。

(2) 上位計画や個別計画並びに国及び県との関係性

本計画は、習志野市文教住宅都市憲章の理念のもと、習志野市基本構想、習志野市前期基本計画や習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画と整合を図るとともに、関連する部署の個別計画と連携した計画とします。

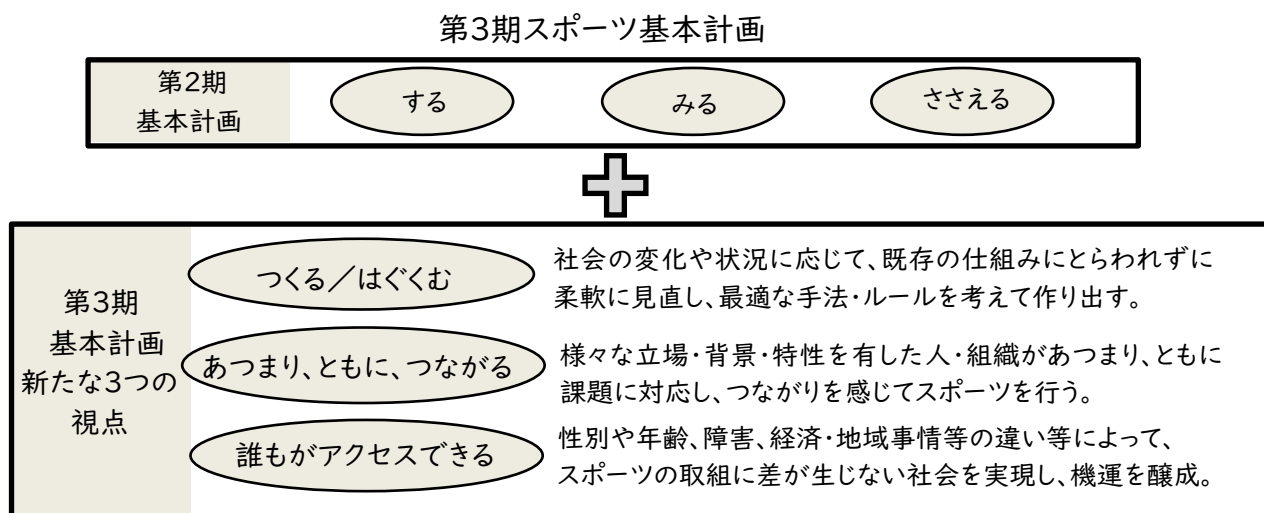
また、国や県の動向を踏まえ、本市の実情に即したスポーツ推進に関する計画とします。



■国の動向

国では、令和4(2022)年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。第2期期間中の様々な動向を踏まえ、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点を加えています。

また、同計画の中では、「成人の週1回以上のスポーツの実施率が70%になることを目指す」としています。



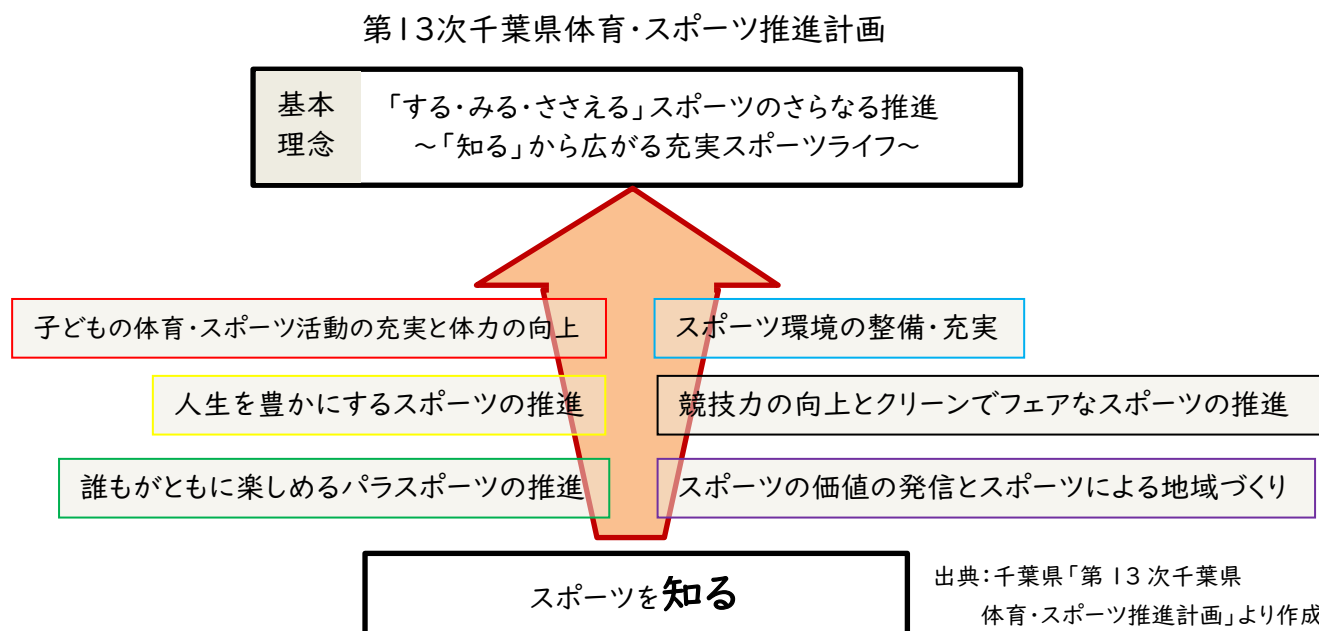
出典：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」より作成

令和7年6月にスポーツ基本法が改正され、「する」「みる」「ささえる」に加え、新たに「集まる」「つながる」が明示されました。

■県の動向

県では、令和4(2022)年3月に「第13次千葉県体育・スポーツ推進計画」が策定されました。

第12次計画の成果と課題を踏まえ、「する」「みる」「ささえる」スポーツの基盤となる「スポーツを知る」という関わり方が、スポーツを推進する上で重要であるとしています。



2 スポーツの定義

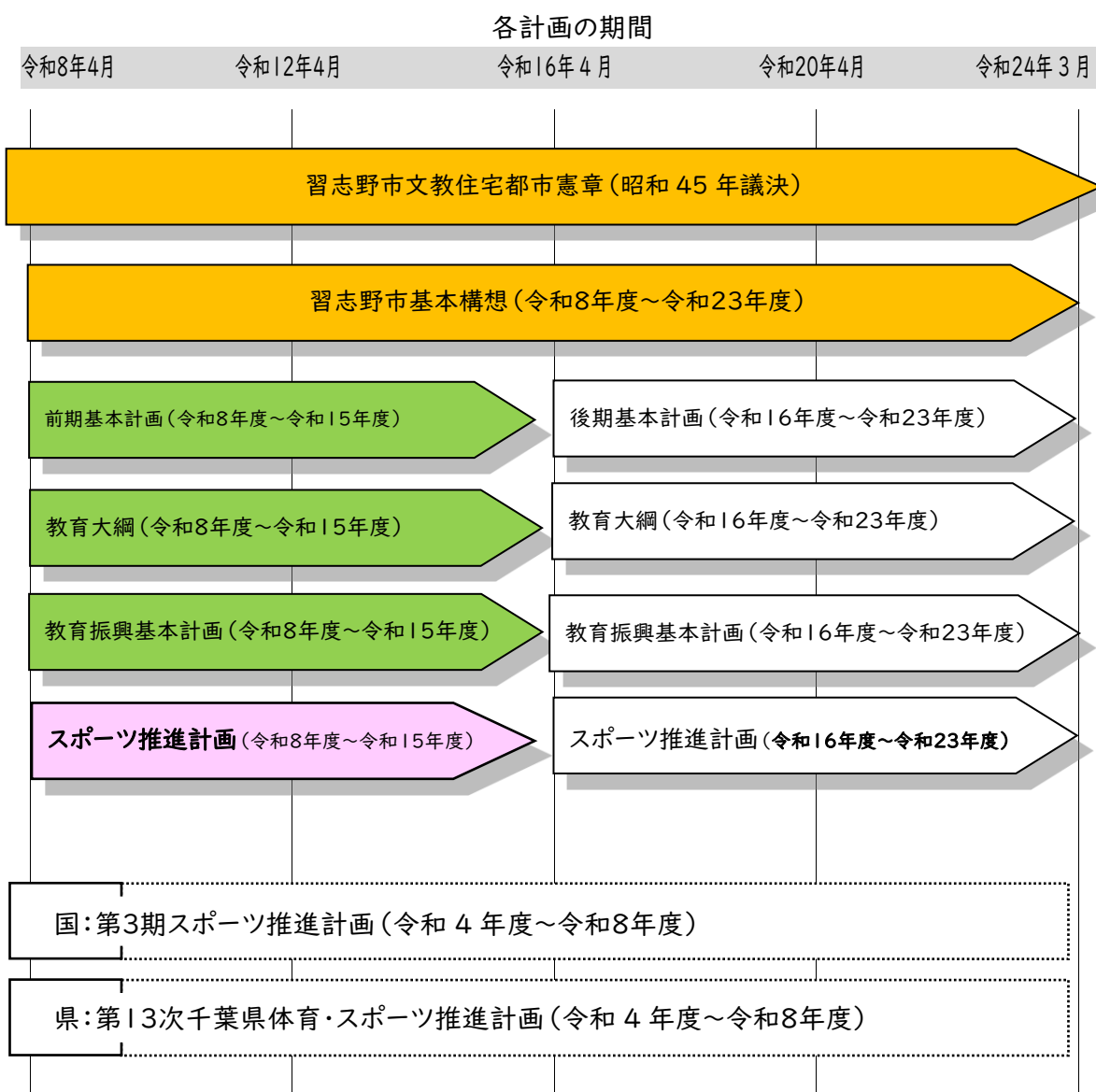
スポーツ基本法で規定するスポーツとは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としております。

具体的には、国の第3期スポーツ基本計画に示されているとおり、競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーションも含まれます。

本市では、これらを踏まえ、スポーツを広く捉えることとします。

3 計画の期間

本計画は、習志野市前期基本計画、習志野市教育大綱、習志野市教育振興基本計画の期間に合わせ、令和8(2026)年度から令和15(2023)年度までの8年間とします。



4 基本理念

基本理念

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

スポーツには、市民の健康増進や自己実現、生活の質を高め、夢や希望、感動を与えると同時に、活力ある地域社会を形成していく力があります。このスポーツの力を活かすとともに、市民がスポーツを通じて幸福感を得た生活を送り、市全体が活気あふれるまちにするため、本計画の基本理念を「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」と定めます。

5 基本方針

前習志野市スポーツ推進計画（令和2年度～令和7年度）期間中に生じた社会変化や出来事を踏まえ、次のことを念頭に置き取り組んでいくこととします。

1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

国の第3期スポーツ基本計画において新たに加わった「あつまり、ともに、つながる」の視点から、関係団体、関係部署との連携、他イベントとの同時開催、多方面からの人材の活用等、「ともに」課題の対応や活動の実施を図ります。

さらに、それぞれの立場や強みを生かした連携体制を築き、情報共有や相互支援を深めることで、より効果的で持続可能なスポーツ推進を実現します。

また、デジタル化が急速に進む現代において、人が集まり、人との豊かなつながりを創出することはとても重要であると考えます。このことを踏まえ、本市においてもスポーツを通じて、集まり、つながることができる環境づくりを進めていきます。

2 安全で安心な環境づくり

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、市民の誰もが年齢や体力に応じて、安全かつ安心して気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図ります。

特に近年の猛暑に伴う熱中症リスクの高まりを受け、スポーツ活動の安全確保を最優先に考えた取組を推奨します。水分補給の徹底、温度・湿度の確認体制の強化に加え、活動・大会の開催を涼しい時期や時間帯に設定するなど、柔軟な対応を行います。また、市民への啓発活動を通じて自己管理の意識を高めます。

6 施策の柱

本計画では、「する」スポーツ・「みる」スポーツ・「ささえる」スポーツの3つの施策の柱で、本市のスポーツ推進に取り組みます。

1 「する」スポーツの推進

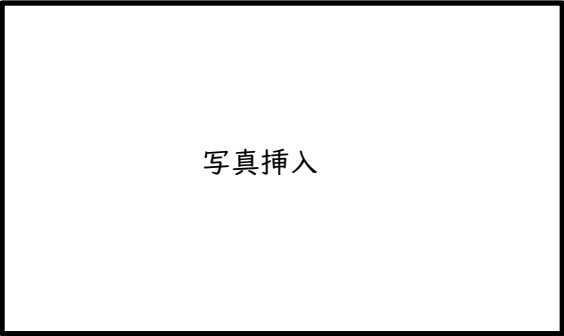
市民のライフステージに応じたスポーツの場を提供し、スポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

2 「みる」スポーツの推進

市民がスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味関心を高め、市民のスポーツライフの充実、さらにスポーツによる交流・地域の活性化を目指します。

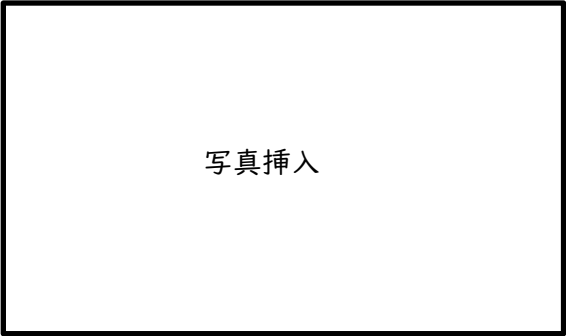
3 「ささえる」スポーツの推進

指導者やボランティア等の育成、スポーツを気軽に楽しめる場や環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大等に努め、市民のスポーツ環境（団体・指導者・施設等）の充実を目指します。



写真挿入

■



写真挿入

■

7 目標値の設定

計画の推進状況を確認するため、3つの具体的な数値を目標値として設定します。

目標値は、令和6(2024)年5月に実施した「スポーツ・運動に関する市民アンケート」の結果を基に設定しています。

1 「する」スポーツの推進

市民の60%が週1回以上スポーツを行うことを目指します。

(週1回以上スポーツを行っている市民の割合)

51.9%(平成30年度)⇒53.7%(令和6年度)⇒**60.0%**(令和15年度)

2 「みる」スポーツの推進

市民の40%が競技会場でスポーツ観戦することを目指します。

(会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合)

34.5%(平成30年度)⇒28.0%(令和6年度)⇒**40.0%**(令和15年度)

3 「ささえる」スポーツの推進

市民の20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指します。

(スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合)

13.3%(平成30年度)⇒9.0%(令和6年度)⇒**20.0%**(令和15年度)

8 計画の進め方

(1) 市民への理解

計画を円滑に推進するためには、より多くの市民に計画内容を理解していただくことが必要なことから、計画作成にあたっては、わかりやすい構成や表現に努め、多くの市民へ周知が図れるよう広報活動に努めます。

(2) スポーツ団体、関係各課等との連携、協働による推進

計画の実施にあたり、スポーツ団体及びスポーツ関連の民間団体、市内大学等の関連団体との協働により推進するとともに、市の関係各課との連携を図ります。

(3) 財源の確保・予算の効率的な執行

計画の推進には財源の確保が重要であり、スポーツに関する公的な補助金やスポーツ振興助成等を活用して、計画的かつ効率的な予算執行に努めます。

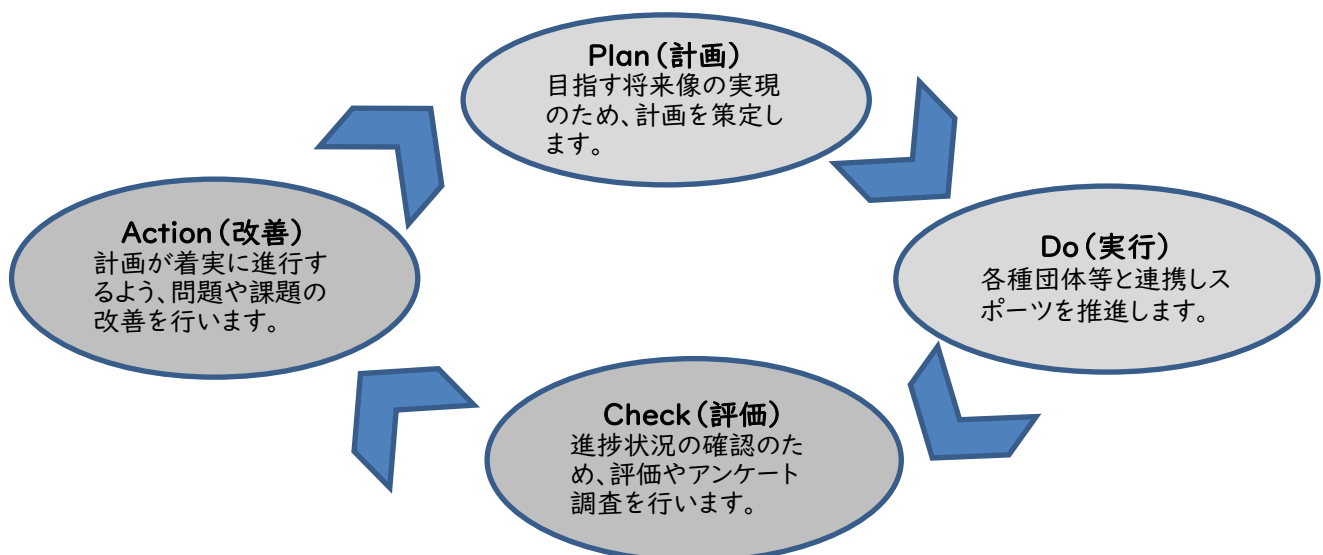
(4) 取組の実施

本計画に沿った取組を実施するにあたり、取組を別掲とし、計画期間の中間年度に事業の新規・変更等を見直すことで、確実な遂行を目指します。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)

(5) 計画の進捗状況の検証と見直し

計画の推進にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理の方法を用いるとともに、進捗状況を把握するために定期的に市民アンケートを実施し、設定した目標値の達成状況(達成率)を確認します。また、必要に応じて計画を見直し、その時代に即した弾力性のある計画とします。

PDCA サイクルによる進行管理



第3章 | 計画の実現に向けた施策

1 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像）

「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」

習志野市教育振興基本計画（基本目標）

「主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【基本方針】

- 1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
- 2 安全で安心な環境づくり

【施策の柱】

1 「する」 スポーツの推進	2 「みる」 スポーツの推進	3 「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取 組

2 施策の展開

1 「する」スポーツの推進

市民のライフステージを「幼児期・ジュニア期」、「働く世代・子育て世代」、「高齢者」の3つと捉え、それぞれのステージに応じたスポーツの場を提供します。

併せて、障がい等に関わらず、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの普及を推進します。

また、「(通称)習志野市健康なまちづくり条例(※3)」に基づき、健康増進という観点からスポーツを通じた市民の健康づくりを目指します。

施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

幼児期やジュニア期は、将来の基本的な動きを身に付ける時期であり、運動習慣の定着に重要な時期と言えることから、外遊びなどの身体を動かし、楽しむ機会の充実を図ります。

また、児童や生徒などに対しては、学校体育や社会体育のそれぞれの分野に関わる団体等や地域とともに、子どもたちの発達段階に応じた多様なスポーツ活動が効果的・効率的に行われるよう支援することで、スポーツを楽しむ土台を築き、生涯にわたる健康で豊かな生活をサポートします。

施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

働く世代及び子育て世代が、健康で充実した生活を送るために、スポーツ活動を身近で継続的に楽しめる環境整備等に努めます。また、この世代をスポーツに取り込むには、「親子や多世代での参加」が有効であることから、親子や家族で参加できるイベントの開催や取組を推進します。

また、地域コミュニティにおけるスポーツの普及を通じて、交流の場を広げます。

施策3 高齢者への支援

年齢や体力に応じたスポーツの機会を提供します。健康体操やニュースポーツ(※4)など、多様なプログラムを通じて、健康づくりと交流の促進を図ります。また、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを進め、健康長寿のまちを目指します。

施策4 障がいのある人への支援

障がいのある人が、安心してスポーツに親しみ、心身の健康を維持・向上できるよう、多様なスポーツを行う機会を提供します。

また、地域のつながりを深める活動を通じて、誰もがスポーツを楽しみながらともに活躍できる共生社会の実現を目指します。

施策5 気軽にできるスポーツの推進

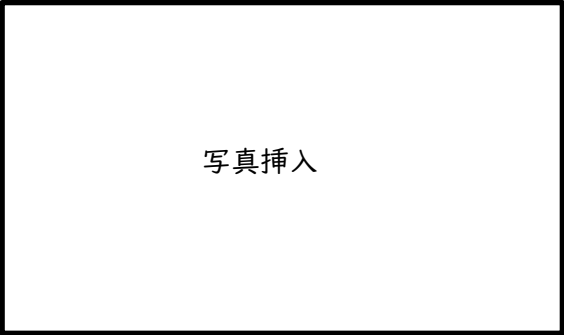
気軽にできるスポーツやニュースポーツ等の普及を通じて、市民の誰もが気軽にスポーツに取り組む機会の充実を図ります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、オンラインやアプリを活用した身近にできるスポーツの支援について拡充を検討します。

さらに、スポーツのハードルを下げる工夫を施し、多くの人に参加するイベントの開催を支援することで、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに地域での交流や活性化を創出します。

施策6 健康増進への寄与

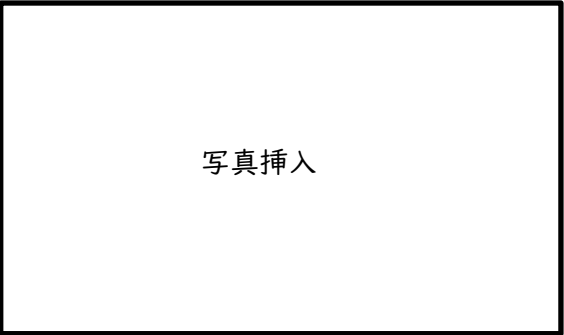
関係各課と連携体制を整え、各課の目的に応じたスポーツにおける健康、体力づくりを意識した取組を推進します。

また、市民一人ひとりが自分に合った運動習慣を身につけられる環境を整え、スポーツを介した健康的なライフスタイルの普及を進め、市全体の健康水準の向上を目指します。



写真挿入

■



写真挿入

■

2 「みる」スポーツの推進

スポーツ観戦を通じて、市民が感動や興奮を共有し、スポーツ文化をより身近に感じられる環境を整えます。また、効果的なスポーツ情報の発信により、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図ることで、市民のスポーツへの興味・関心を高めます。

施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

市民が観て楽しむことのできるスポーツイベント等の開催を支援し、市民のスポーツを観戦する機会の拡大を図り、市民のスポーツへの興味・関心を高め、市民のスポーツライフの充実を目指します。また、市民のスポーツ実践の機会につなげるとともに、地域での交流や活性化を創出します。

施策8 トップチーム・アスリートとの連携

地域のトップチームやアスリートと連携し、市民がスポーツの魅力や感動をより身近に感じられる機会を創出します。

また、地域スポーツイベントへの参加や協力を促進し、トップアスリートの経験や知識を活用して市民のスポーツへの関心を高めることにより、スポーツ文化の普及と地域での交流や活性化を図ります。

施策9 スポーツ情報の発信

スポーツに関するイベントや大会の情報を手軽に入手できるよう、さまざまな媒体において発信することで誰もがいつでもスポーツに関する情報を得られるように努めます。

写真挿入

写真挿入

3 「ささえる」スポーツの推進

「ささえる」スポーツでは、スポーツを「する人」だけでなく、運営側や支援者もスポーツ活動の一部として主体的に関わることで、地域全体でスポーツ文化を発展させることができます。この視点を重視することで、誰もが何らかの形でスポーツに関わることのできる環境を作り、スポーツの持つ社会的・文化的価値を最大限に活かすことができます。

本市では、これまで習志野市スポーツ推進委員（※5）や市独自の習志野市市民スポーツ指導員（※6）、習志野市スポーツ協会（※7）等のスポーツ推進団体により、「ささえる」スポーツの推進体制を整備してきました。その体制をより充実させていくために、市民のスポーツ活動を支えるスポーツ推進団体の活動やスポーツ指導者育成への支援、市民スポーツ指導員をはじめとするスポーツボランティアの育成と活動を支援します。

また、老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の維持管理に取り組み、スポーツ施設の整備・活用の拡大等や運営支援を通じて、持続可能なスポーツ環境を構築します。

多くの市民が「ささえる」立場でスポーツに関与することで、地域の絆と活力を高め、生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境の充実を目指します。

施策10 スポーツ推進団体への支援

本市のスポーツにおける中心的な担い手であるスポーツの推進団体を積極的に活用し、より効果的にスポーツ活動が促されるよう活動を支援します。また、スポーツ推進団体の質的充実を図るため、研修会等を開催し、支援体制の構築を図ります。

施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

スポーツ活動の担い手となるボランティアの育成を支援し、「ささえる」スポーツの充実を図ります。また、「ささえる」スポーツへの理解を深めるため、スポーツボランティアの裾野を広げる方策として気軽にボランティアができるような情報発信について検討します。

施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

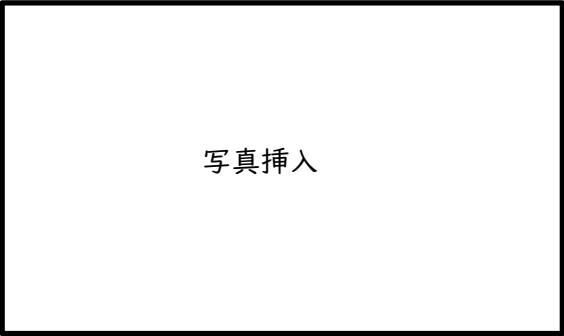
市民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備・確保・拡大に努めます。また、学校の体育施設を有効活用し、スポーツ環境の充実に取り組みます。

施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

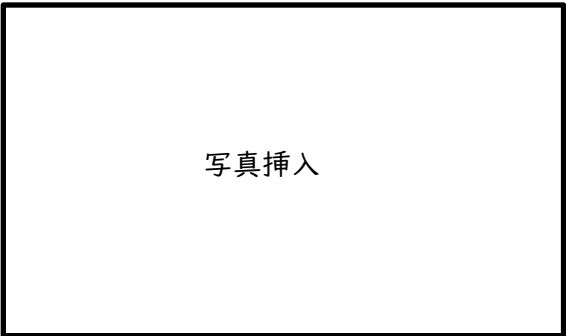
老朽化した施設の補修や維持保全など、施設の適切な維持管理に取り組みます。また、公共建築物再生計画、生涯学習施設改修整備計画を踏まえた施設改修など、安心して施設が使用できるよう、計画的な維持保全に努めます。

3 取組

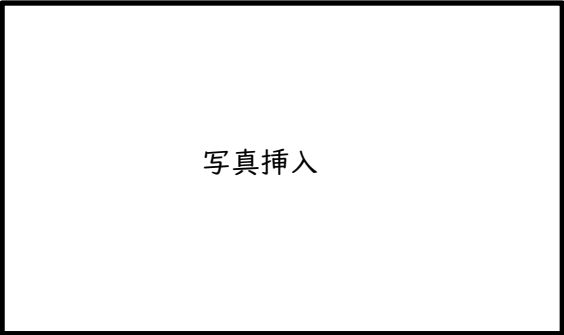
各施策に係る主な取組は、別掲にて「取組事業」とし、確実な遂行を目指します。また、計画期間の中間年度に見直しを行います。(①令和 8(2026)年度～11(2029)年度、②令和 12(2030)年度～15(2033)年度)



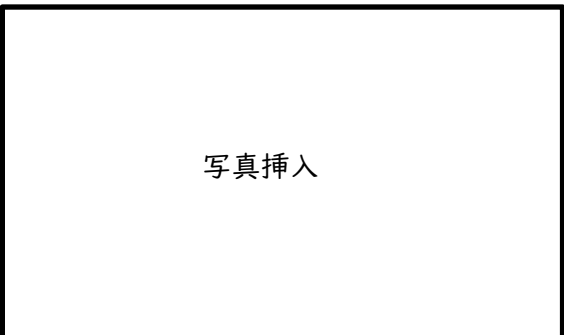
写真挿入



写真挿入



写真挿入



写真挿入



資料編

I 用語の解説（「(※)」で標記。※8～15は【取組事業】に標記。）

※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福をいいます。

※2 フレイル

加齢に伴い気力や体力が低下した状態をいいます。

また、「健康」と「要介護」状態の中間の段階であり、早く気づいて予防することで、状態の維持・改善が可能です。

※3（通称）習志野市健康なまちづくり条例

平成24（2012）年12月に制定された条例で、正式名称を「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」といいます。

この条例は、個人の健康づくりと、個人の健康づくりを地域社会全体で支え守るために必要な社会環境の整備に、市・市民・市民活動団体・事業者および健康づくり関係者が連携・共同して取り組むことを目的として、それぞれの責務を定めた理念条例です。

※4 ニュースポーツ

ニュー・コンセプト・スポーツ（新しい考え方のスポーツ）の略称で、いろいろなスポーツを組み合わせたり、これまでのスポーツを簡素化して新しく創られたスポーツなどをいいます。技術やルールが比較的簡単で、「いつでも、どこでも、だれでも、いつからでも、いつまでも」気軽に楽しめる生涯スポーツといえます。

※生涯スポーツ課が所有しているニュースポーツ用具の一覧は、P33・34を参照。

※5 習志野市スポーツ推進委員

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条に定められ、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々と、前「スポーツ振興法」の「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」に名称が改められました。

市民スポーツ指導員が地域内の人々の交流を中心に活動しているのに対し、スポーツ推進委員は、全市的（オール習志野）な立場に立って、指導者、スポーツボランティアとして「する・みる・ささえる 習志野のスポーツ」を推進に向けた活動をしています。また、「スポーツ推進委員連絡協議会」を組織し、推進委員が相互に協力して、効果的な活動ができるようにしています。

※6 習志野市市民スポーツ指導員

各地区におけるスポーツ活動の活性化を図ることを目的に、習志野市教育委員会より委嘱された市民の方々と、昭和 55（1980）年 1 月 スポーツを通じてのコミュニティ活動の推進と社会体育の専門的知識を有する指導者の育成講座を開講したことに始まります。当時は、社会体育指導者と呼んでいましたが、その目的や習志野市独自の制度ということから「習志野市市民スポーツ指導員」と命名され、令和 7（2025）年 3 月末現在で 222 名の方を委嘱し、毎週土日に行っている学校体育施設開放事業の「管理指導員」としても活動しています。

また、市民スポーツ指導員は、全 16 地区の理事による「市民スポーツ指導員連絡協議会」を組織し、相互に協力してコミュニティスポーツを推進しています。

※7 習志野市スポーツ協会

習志野市の競技スポーツを統括する団体で、市制施行と同時に発足し、競技スポーツ団体を中心に発展を続け、現在はニュースポーツなどの団体も加盟し、活動しています。

令和 2（2020）年度に「習志野市体育協会」から名称を変更しています。

<スポーツ協会 加盟団体>

No.	団 体 名	No.	団 体 名
1	野球連盟	18	ライフル射撃協会
2	水泳協会	19	スキー連盟
3	剣道連盟	20	アマチュアゴルフ協会
4	バレーボール協会	21	ボウリング協会
5	卓球連盟	22	空手道連盟
6	ソフトボール協会	23	なぎなた連盟
7	陸上競技協会	24	弓道協会
8	山岳協会	25	ユニバーサルホッケー協会
9	柔道連盟	26	パークゴルフ協会
10	（一社）サッカー協会	27	武道太極拳連盟
11	テニス連盟	28	グラウンド・ゴルフ協会
12	バスケットボール協会	29	ペタンク協会
13	ソフトテニス連盟	30	ダンススポーツ協会
14	クレー射撃協会	31	バウンドテニス協会
15	ボクシング連盟	32	合気道習志野道場
16	体操協会	33	スポーツ少年団
17	バドミントン協会		

※8 スポーツ奨励大会

スポーツ推進委員が中心となり運営しているスポーツ大会で、生涯スポーツの推進を図り、市民の健康・体力の保持増進や地域コミュニティづくり等を目的に開催しています。

令和6(2024)年度に実施した内容は、「オール習志野歩け歩け大会」「ニュースポーツフェスティバル」「パークゴルフのつどい」「みんなでモルック」「コミュニティバレーボール大会」の5つです。

※9 公益財団法人 習志野市文化スポーツ振興財団（旧（公財）習志野市スポーツ振興協会）

昭和48(1973)年法人設立認可を受けて発足しました。「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進に取り組むとともに、習志野市スポーツ協会等のスポーツ関係団体や関係機関と連携し、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めています。また、指定管理者（令和6(2024)年度から令和10(2028)年度）として市内9つのスポーツ施設の管理・運営事業を行っています。

令和6(2024)年度に「（公財）習志野文化ホール」と合併し、名称を変更しています。

※10 総合型地域スポーツクラブ

「いつでも」「誰でも」「それぞれのレベルで」「いろいろなスポーツを」楽しむことができる、地域密着型のスポーツクラブで、スポーツを通じた自身の健康づくりはもちろん、地域の人とのコミュニケーションづくりにも役立っています。習志野市には、市と市民の方が協働で立ち上げ、現在は3つの総合型地域スポーツクラブが地域の人の手で自主的に運営されています。また、市とクラブ間の連携を図るため「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」が組織されています。

クラブ名(略称)	事務所所在地	連絡先	主な活動種目
習志野ベイサイド スポーツクラブ(NBS)	秋津 3-1-1 秋津小学校1階	453-1334	テニス、女子サッカー、陸上、ラグビー等
習志野イースタン スポーツクラブ(NES)	東習志野 3-4-5 東部体育館 1F	474-3215	テニス、クライミング、ユニカール、卓球等
習志野中央 スポーツクラブ(中央)	本大久保 3-8-19 プラッツ習志野南館 1F	474-8651	テニス、スイミング、健康体操、フレッシュテニス等

※11 スポーツ少年団

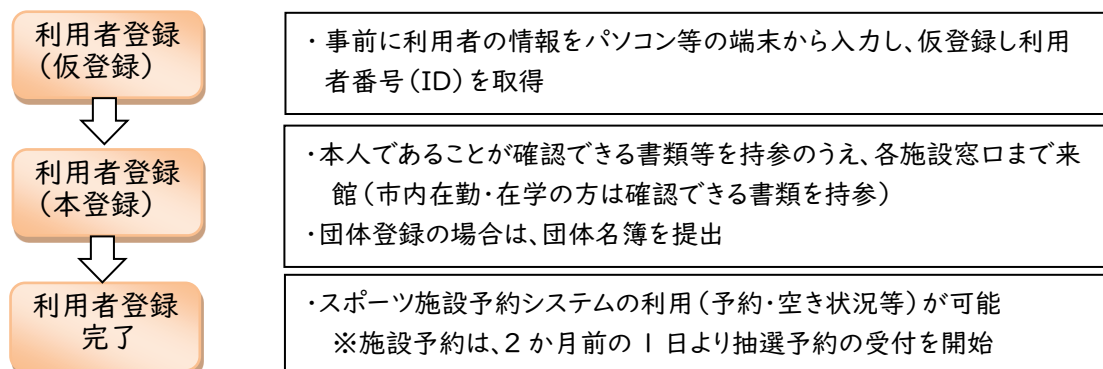
スポーツを通じて、青少年の健全育成を目的とする団体。市町村、都道府県、全国組織の日本スポーツ少年団で構成されています。

習志野市では、軟式野球、剣道、ソフトボール、サッカー、ミニバスケットボール、バレーボール、陸上の種目のチームが所属しています。

※12 施設予約システム

習志野市では、一部スポーツ施設の利用について施設の窓口に行かなくても、予約や抽選予約の申し込みができる「スポーツ施設予約システム」を導入しています。

システムを利用するためには、利用者登録が必要となります。



※13 転倒予防体操推進員

市の研修を受け登録し、地域でてんとうむし体操を広める活動をしています。

現在、市内各地に約130名の推進員がおり、さまざまな会場で、地域の皆さんとともに体操をしています。また、地域のお祭りなどのイベントで、体操を紹介する活動もしています。

※14 健康づくり推進員

バランスのとれた食生活や健康づくりのための運動、生活習慣病予防など、推進員として学んだ知識を生かして、自らの健康づくりの実践と、地域で健康づくりを進めるボランティアです。

「習志野市からだ・こころ・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」(平成24年度制定)に基づいて、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣の確立、定着を目指し、市民の健康づくりの実践活動を応援しています。

※15 指定管理者制度

地方自治法の改正により、それまで地方公共団体が運営していた公共施設の管理・運営等を民間企業や NPO などの団体に包括的に委託することができる制度のことです。

2 生涯スポーツ課所有の用具一覧

(令和8(2026)年3月現在)

No.	種 目	用 具
1	インディアカ	インディアカ(羽)
2	キンボール	キンボールセット
3	グラウンドゴルフ	スティックセット(大人用)ボール付
		スティックセット(少年用)ボール付
		スティックセット(幼児用)ボール付
		セット
		・ホールポスト
		・スイングマット
		・ラウンド旗(8ホール)
		スタート表示板
4	ゴムバレーボール	ゴムボール
5	室内ペタンク	ペタンクセット(ゴム製ボール 6×2 色)
		マット
6	スポーツ吹き矢	筒
		矢
		的
		的シート
		的スタンド
7	ソフトバレーボール	ネット
		補助支柱
		ボール
8	ターゲットバードゴルフ	ボール(シャトル)
		クラブ
		ショットマット
		ホール
		ホール杭
		セカンドボール
		室内用ホール立て
9	チュックボール	ボール(ハンドボール)
		ネット
10	ティーボール	バッティングティー
		バット
		ボール
11	ディスクゴルフ	フライングディスク
		ディスクキャッチャー(ゴール)
12	ディスクゲッターナイン	ディスクゲッターナインセット
		フライングディスク(ドッジビー)
13	ドッジビー	ディスク
14	なわとび	長縄跳び

No.	種 目	用 具
15	ノルディックウォーク	アグレッシブボール
		ディフェンシブボール
16	パークゴルフ	クラブ(少年用)
17	バウンドテニス	ラケット
		ネット・支柱
		マット
		ボール
18	バレーボール	ラインフラッグ
19	フラッグフットボール	ボール(小学生用、中学生用)
		フラッグセット
		ミニコーン
		スポットマーカー
20	フレッシュテニス	ラケット
		ボール
21	ふわどっち	ボール
22	ペタンク	ブール(金属製ボール)
23	ヘルスバレーボール	ボール
		空気入れ
24	ボッチャ	ボール
		レフェリーセット
		ランプ
25	モルック	モルックセット
26	ユニカール	スタンダードセット(大人用)
		ジュニアセット(子供用)
27	ユニホッケー	ゴール
		スティック・ボール
28	レクリエーション バレーボール	ボール
29	わなげ	輪投げセット

3 スポーツができる施設・広場等の一覧

【屋外】

(令和8(2026)年3月現在)

	施設名	所在地	施設概要	照明
野球	秋津野球場	秋津 3-7-2	野球、ソフトボール (1,800 席スタンド)	×
	中央公園野球場★	本大久保 3-8-19	野球	×
サッカー等	秋津サッカー場	秋津 3-7-3	サッカー等、人工芝 (2,100 席スタンド)	○
	袖ヶ浦少年サッカー場	袖ヶ浦 5-1	少年サッカー	○
	芝園フットサル場	芝園 1-3-2	人工芝コート3面	○
テニスコート	袖ヶ浦テニスコート	袖ヶ浦 5-1-1	砂入り人工芝4面	×
	実籾テニスコート	実籾 6-29-1	クレー6面	×
	秋津テニスコート	秋津 5-20-2	砂入り人工芝6面	○
	中央公園テニスコート	本大久保 3-8-19	ハード1面	○
	芝園テニスコート	芝園 1-3-2	砂入り人工芝4面	○
パークゴルフ	中央公園 パークゴルフ場	本大久保 3-8-19	9 ホール、パー33、全長 507m	×
	茜浜パークゴルフ場	茜浜 3-5-1	18 ホール、パー66、全長 895m	×
広場等	秋津公園多目的広場★	秋津 3-7	ソフトボール、少年野球、 サッカー 等	○
	袖ヶ浦運動公園 ★	袖ヶ浦 5-1	ソフトボール、少年野球 等	×
	茜浜緑地 ★	茜浜 3-5	ソフトボール、少年野球 等	×
	中央公園多目的広場	本大久保 3-8-19	芝生広場	×
	実籾本郷公園★	実籾 2-24	ソフトボール、軟式野球 等	×
	茜浜近隣公園	茜浜 1-3	サッカー 等	○
	香澄近隣(ふれあい) 公園★	香澄 4-4	ソフトボール、少年野球 等	×
	東習志野ふれあい広場 ★	東習志野 8-30	ソフトボール、少年野球 等	×
野外キャンプ 公園 遊歩道等	富士吉田青年の家	富士吉田市 上吉田 4443	キャンプ場	
	鹿野山少年自然の家	君津市鹿野山 常緑平 731	キャンプ場	
	香澄公園	香澄 3、5、6 丁目	野外炉	
	香澄公園内園路	周遊道		
	茜浜緑地・海浜公園内園路	周遊道		
	谷津千潟公園内園路	谷津 3 丁目～秋津 5 丁目 谷津千潟周遊路 1 周 3.5km		
	ハミングロード	市東端(東習志野 5 丁目)～臨海部(茜浜 3 丁目)緑道 11.67km		

※★はボール遊びにオススメの公園

【屋内】

区分	施設名	所在地	施設概要
体育館	袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦 5-1-1	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他 観覧席 432 席
	東部体育館	東習志野 3-4-5	バレーボール、バスケットボール、卓球、体操ピット、バドミントン、フリークライミングウォール、トレーニングルーム他 観覧席 201 席
	中央公園体育館	本大久保 3-8-19	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	富士吉田体育館 (富士吉田青年の家)	富士吉田市 上吉田 4443	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
	鹿野山少年自然の家 体育館	君津市鹿野山 常緑平 731	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン他
プール	千葉県 国際総合水泳場	茜浜 2-3-3	メインプール 50m×25 m 飛込みプール 25m×25 m 固定席 3,662 席 サブプール 50m×18.5 m 固定席 187 席 トレーニングルーム他

※付帯設備や貸出用具には、一部組立等に専門的な技術が必要なものがあります。

4 スポーツができる主な施設・広場等の写真

<東習志野・実籾・大久保地区>



① 東部体育館



② 実籾テニスコート



③ 中央公園パークゴルフ場



④ 中央公園体育館
(プラッツ習志野南館)

<袖ヶ浦地区>



⑤ 中央公園テニスコート



⑥ 中央公園野球場



⑦ 袖ヶ浦体育館



⑧ 袖ヶ浦テニスコート

<秋津地区>



⑨ 袖ヶ浦少年サッカー場



⑩ 袖ヶ浦運動公園多目的広場



⑪ 秋津テニスコート



⑫ 秋津サッカー場

<茜浜・芝園地区>



⑬ 秋津野球場



⑭ 秋津公園多目的広場



⑮ 茜浜近隣公園



⑯ 茜浜パークゴルフ場



⑰ 芝園フットサル場



⑱ 芝園テニスコート

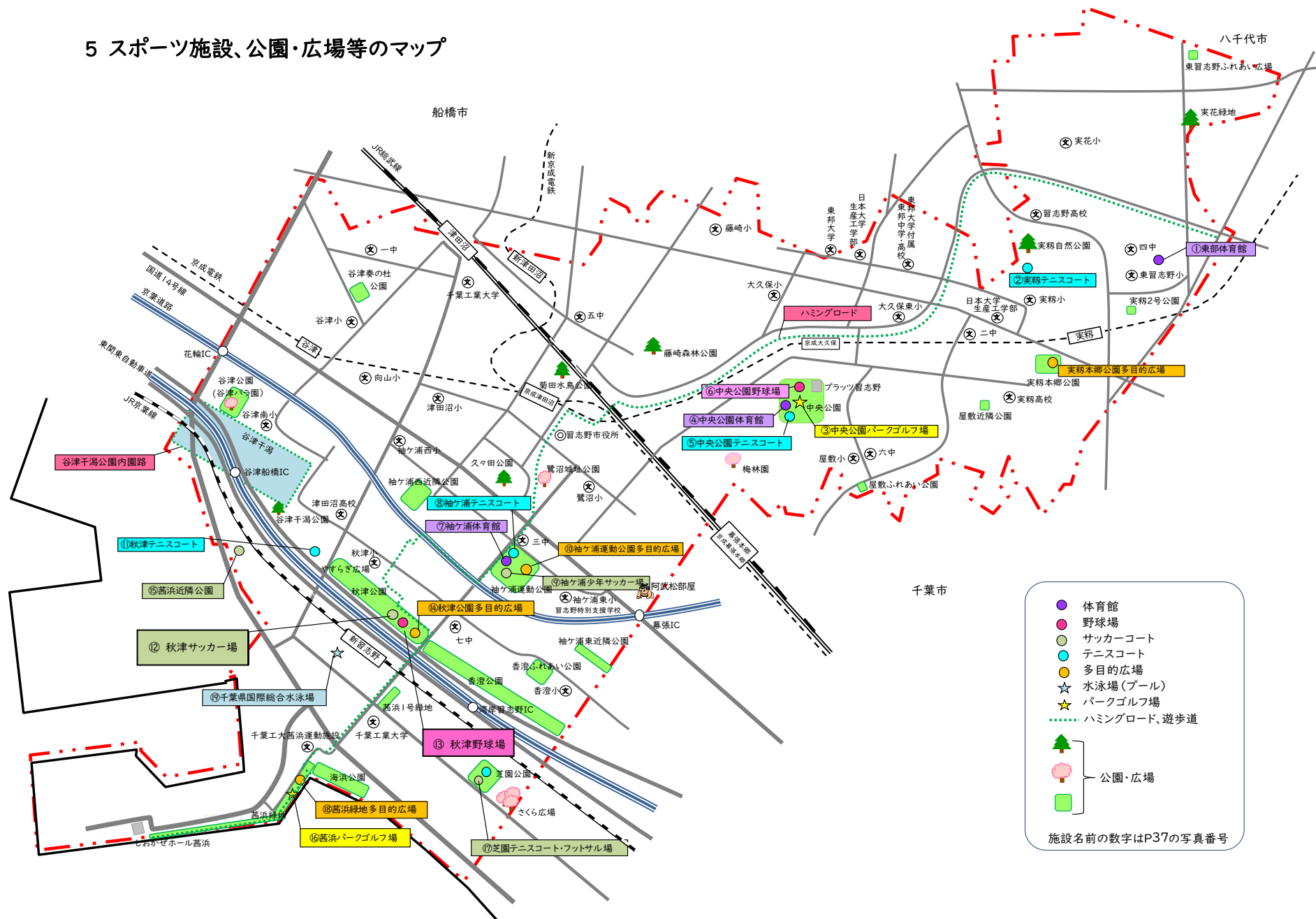


⑲ 茜浜緑地多目的広場



⑲ 千葉県国際総合水泳場

5 スポーツ施設、公園・広場等のマップ



- 体育館
- 野球場
- サッカーコート
- テニスコート
- 多目的広場
- ☆ 水泳場（プール）
- ★ パークゴルフ場
- ハミングロード、遊歩道
- 🌳 } 公園・広場
- 🌳 }
- 🌳 }

6 習志野市スポーツ推進審議会委員名簿

(令和8(2026)年3月末現在)

区 分	氏 名	職 責 等	備考
学識経験者	阿 川 幸 平	習志野市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	会長
//	山 口 一	習志野市スポーツ協会 副理事長	副会長
//	大 沢 亜 紀	習志野市医師会 医師	
//	菊 地 俊 紀	日本大学 生産工学部 教授	
//	吉 見 知 子	習志野市スポーツ協会 理事	
//	引 原 有 輝	千葉工業大学 創造工学部 教育センター 教授	
//	澁 川 賢 一	東邦大学 理学部 准教授	
//	大久保 菜穂子	順天堂大学 スポーツ健康科学部 前任准教授	
//	杉 山 健 一	習志野市小中学校体育連盟 副会長 谷津小学校長	
関係行政 機関職員	島 本 博 幸	習志野市政策経営部長	

7 習志野市スポーツ推進計画策定についての諮問・答申

【諮問】

教 ス 第 9 5 号
令和 7 年 2 月 5 日

習志野市スポーツ推進審議会会長 様

習志野市教育委員会

習志野市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

習志野市スポーツ推進審議会条例(昭和47年条例第30号)第2条第1項第1号の規定により、「習志野市スポーツ推進計画」の策定について、習志野市スポーツ推進審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市スポーツ推進計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

本市は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指すため、現在までにさまざまなスポーツの施策を展開してきた。

今後も、さらなる本市のスポーツの推進を図るためには、市民の求めるスポーツニーズに対応した取組や、健康づくりに視点を置いたスポーツ・運動、さらにスポーツを通じた「まちづくり」を目指していくことが必要となることから、本市の目指すべくスポーツ施策として「習志野市スポーツ推進計画」を策定する。

【答 申】

令和7年9月24日

習志野市教育委員会 様

習志野市スポーツ推進審議会
会長 阿 川 幸 平

習志野市スポーツ推進計画（素案）の策定について（答申）

令和7年2月5日付け教ス第95号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

習志野市スポーツ推進計画（素案）について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断するが、以下の意見に十分留意していただきたい。

1. 計画及び情報の周知・広報について

本計画は、習志野市の実情を踏まえ、市民一人ひとりのニーズに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を持つことができるよう施策を掲げている。この施策を実現するためにも、市民、スポーツ団体、関係部署等と一層の連携・協力を図るとともに、計画を含め、スポーツに係る情報の積極的な周知・広報活動の充実に努められたい。

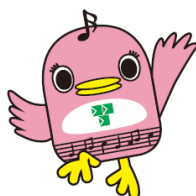
2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価について

本計画では基本理念として、「スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化」を掲げている。その推進・具現化にあたっては計画に掲げた各施策の取組について、成果や課題等を評価・検証し、必要に応じた見直しにより、適切な進捗管理に努められたい。



あしたのハーモニーが響くまち

習志野市



習志野市スポーツ推進計画

発行年月：令和8(2026)年3月

発行：習志野市教育委員会生涯学習部
生涯スポーツ課

所在地：習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(453)7378(直通)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>

習志野市スポーツ推進計画（案）

（令和8（2026）年度～令和15（2033）年度）

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【取組事業】

習志野市教育委員会

目 次

1 施策体系	3
2 施策の展開	4
1 「する」スポーツの推進	
施策 1 幼児期・ジュニア期における機会充実	4
施策 2 働く世代・子育て世代への活動の支援	6
施策 3 高齢者への支援	7
施策 4 障がいのある人への支援	7
施策 5 気軽に行えるスポーツの推進	8
施策 6 健康増進への寄与	9
2 「みる」スポーツの推進	
施策 7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催	10
施策 8 トップチーム・アスリートとの連携	11
施策 9 スポーツ情報の発信	11
3 「ささえる」スポーツの推進	
施策 10 スポーツ推進団体への支援	12
施策 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援	12
施策 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大	13
施策 13 公共スポーツ施設の安全性の維持	13

注)用語の解説※8～15は、スポーツ推進計画内「資料編」に記載

Ⅰ 施策体系

習志野市基本構想（将来都市像）

「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」

習志野市教育振興基本計画（基本目標）

「主体的に学び ともに理解し合い 未来を創る 習志野の人づくり」

スポーツ推進計画

【基本理念】

スポーツによるウェルビーイングの向上と交流・まちの活性化

【基本方針】

- 1 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
- 2 安全で安心な環境づくり

【施策の柱】

Ⅰ 「する」 スポーツの推進	Ⅱ 「みる」 スポーツの推進	Ⅲ 「ささえる」 スポーツの推進
1 幼児期・ジュニア期における機会充実 2 働く世代・子育て世代への活動の支援 3 高齢者への支援 4 障がいのある人への支援 5 気軽に行えるスポーツの推進 6 健康増進への寄与	7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催 8 トップチーム・アスリートとの連携 9 スポーツ情報の発信	10 スポーツ推進団体への支援 11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援 12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大 13 公共スポーツ施設の安全性の維持

取 組

2 施策の展開

1 「する」スポーツの推進

施策1 幼児期・ジュニア期における機会充実

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・子どもたちが気軽に参加できるスポーツ奨励大会(※8)を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・子どもが気軽に参加できる地区活動を市内16小学校区ごとに実施します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・ジュニア育成(普及・技術向上)事業を開催し、ジュニアの体力・技術向上に努めます。	
4	文化スポーツ振興財団(※9)への活動支援	・子どものスポーツを行うきっかけづくりとして、キッズスポーツ教室(テニス、スイミング、サッカー、かけっこ等)を開催します。	
5	総合型地域スポーツクラブ(※10)への活動支援	・子どもの運動の機会を広げるため、幼児期・ジュニア期が参加できる定期活動を実施します。	
6	スポーツ協会・スポーツ少年団(※11)への支援	・ジュニア期におけるスポーツの充実を図るため、大会・イベント・研修等を開催します。	
7	トップチームやアスリートとの地域交流事業の推進	・千葉ロッテマリーンズやオービックシーガルズ、阿武松部屋(おうのみつ)と連携し、子ども対象の教室等を開催します。	
8	部活動支援事業	・専門的指導力を持つ指導者を必要とする中学校に対し、「学校部活動地域連携型」「地域クラブ型」「民間委託型」を活用して、外部指導者を派遣します。	保健体育安全課
9	体力・運動能力の向上に向けた指導の推進	・体力・運動能力の向上を目指して、授業や行事、部活動等で発達段階に応じた指導を推進します。	
10	「遊・友スポーツチャレンジちば」への参加の奨励	・千葉県教育委員会が体力向上と社会性の育成を目的に実施している「遊・友スポーツチャレンジちば」への参加を奨励し、児童生徒の積極的な運動習慣の育成を推進します。	

No.	取組名	概 要	所 管
11	毎日楽しく体を動かす遊びの推進	・外遊びの時間の確保や年齢や発達に応じた環境づくりを通して、積極的に体を動かす態度や基礎的な運動能力を促し、多様な動き（バランス・移動・用具等の操作）を引き出し、経験できるようにします。	こども保育課
12	家庭・保護者・地域との連携・推進	・行事や子育てふれあい広場等で親子（未就園の親子を含む）が一緒に体を動かす楽しさや大切さを実感できる内容や機会を設けます。 ・地域のボランティアや外部講師を招いて、親子が体を動かす楽しさを味わえる機会を設けます。	
13	専門職による個別運動プログラム	・体の使い方が不器用な子どもや運動遊びに苦手さを感じている子どもに対して、理学療法士と作業療法士が専門的な評価を実施し、個別の状態に合わせた運動プログラムを提供します。	ひまわり発達 相談センター
14	幼児家庭教育学級	・3歳児を持つ親を対象に、親子での遊びや体操をプログラムに取り入れます。	各 公 民 館
15	親と子のふれあい講座	・2歳児を持つ親を対象に、親子での遊びをプログラムに取り入れます。	各 公 民 館
16	こどもセンター運営事業	・所内に親子が自由に遊び交流できる場を提供するとともに、毎日親子でのふれ合いと体を動かすことができる時間を設けます。	子育てサービス課
17	つどいの広場運営事業	・乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集まり交流する場で、毎日季節の歌を歌ったり、踊ったり、体操をする「きらっ子タイム」を実施し、親子でふれあい、体を動かす時間を設けます。	子育てサービス課

写真挿入

写真挿入

施策2 働く世代・子育て世代への活動の支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・働く世代・子育て世代が親子や家族で参加できるスポーツ奨励大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・働く世代・子育て世代が親子や家族で参加できる地区活動を実施します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・働く世代・子育て世代が参加できるスポーツ教室を開催します。	
4	文化スポーツ振興財団への活動支援	・保育の実施や、夜間・祝日の開催など、働く世代・子育て世代が参加しやすい親子体操など、親子で参加できる教室を開催します。	
5	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・働く世代・子育て世代が活動に参加しやすい定期活動やイベント実施します。	
6	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・働く世代や子育て世代が参加できるよう、市民総合体育大会を開催します。	

写真挿入

写真挿入

施策3 高齢者への支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、高齢者が参加できる内容を検討します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地区活動において、高齢者が参加できる内容を検討します。	
3	寿学級の活動	・学級講座において学級生の健康や体力づくりの他、相互の親睦を図り、生きがいづくりや社会参加の促す活動をします。	各 公 民 館
4	あじさいクラブ連合会(老人クラブ)主催各種スポーツ大会への支援	・あじさいクラブ連合会会員を対象としたグラウンド・ゴルフ、パークゴルフ、ペタンク、レクリエーションスポーツの各種大会を支援します。	高齢者支援課
5	あじさいクラブ大運動会の開催	・60歳以上の高齢者を対象に体力づくり健康づくりの他、高齢者の親睦を深めるため高齢者向けの競技を実施します。	高齢者支援課
6	介護予防事業	・65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態にならず、いつまでも自立した生活が送れるよう、運動等の支援をします。	健康支援課
7	てんとうむし体操の推進	・転倒予防に効果的な市オリジナル体操を推進します。	高齢者支援課

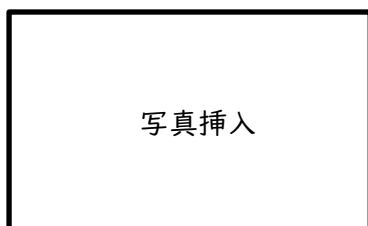
施策4 障がいのある人への支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、障がいのある人が参加できる内容を検討します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地区活動において、障がいのある人が参加できる内容の検討をします。	
3	習志野市ユニバーサルスポーツ交流会の開催	・障がいのある人もない人も楽しめるイベントやレクリエーションの実施・情報提供します。	障がい福祉課

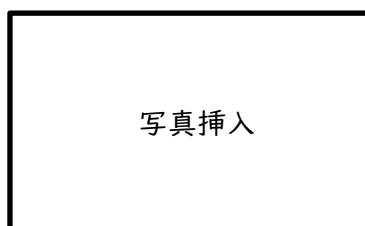
施策5 気軽に行えるスポーツの推進

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・誰もが気軽にスポーツが行えるよう、スポーツ奨励大会において、歩け歩け大会やニューススポーツが体験できるイベントを開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・気軽に行える運動の普及を図るため、地区活動において、ニューススポーツ等を実施します。	
3	市民スポーツ指導員養成講座の実施	・ニューススポーツの普及を図るため、養成講座において、ニューススポーツを講義内容に取り入れます。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・定期活動において、健康体操やニューススポーツを取り入れます。	
5	ニューススポーツ用具の貸出	・ニューススポーツ用具を団体や市民へ貸し出します。	
6	文化スポーツ振興財団への活動支援	・スポーツを行うきっかけづくりとして、スポーツ教室において、気軽に実施できる種目やニューススポーツを取り入れます。	

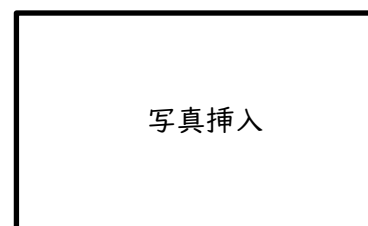
市内の総合型地域スポーツクラブの活動



写真挿入



写真挿入



写真挿入

■習志野ベイサイドスポーツクラブ(NBS)

■習志野イースタンススポーツクラブ(NES)

■習志野中央スポーツクラブ(中央スポーツ)

施策6 健康増進への寄与

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ奨励大会において、歩け歩け大会など、健康増進に寄与するスポーツ大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・健康増進に寄与する地区活動を実施します。	
3	文化スポーツ振興財団への活動支援	・健康増進に寄与するスポーツ教室を開催します。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・健康増進に寄与する定期活動を開催します。	
5	体力・運動能力測定事業の実施	・5年に一度実施する成人と高齢者を対象とした体力・運動能力調査を実施します（計画期間内では令和12年（2030）度の実施予定）	
6	生活習慣病、フレイル予防につながる身体活動の啓発	・健康づくり推進員の活動、介護予防教室、生活習慣病予防の相談や健康教育等、各事業や取り組みの中で、年代に応じた身体活動を啓発し、健康増進につなげます。	健康支援課
7	健康なまち習志野推進月間の実施	・市民の健康への意識を高め、健康的な生活に主体的に取り組むことを目指し、毎年、健康なまち習志野推進月間を定め、健康フェア等の啓発活動を実施します。	
8	ならしの健康マイレージの実施	・市民の健康的な生活習慣のきっかけづくりとその継続、定着を目的とした健康マイレージ（生活習慣の目標設定・達成、各種健診やイベント等に参加した市民が、健康ポイントを100ポイント以上を貯めて特典が受けられる制度）を実施し、市民が健康的な生活を送ることができるようにします。	
9	健康に関する講座の実施	・成人を対象に健康や体力づくり等に関する講座を実施します。	各公民館
10	スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	・スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供します。	各公民館

2 「みる」スポーツの推進

施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・市民のスポーツ意欲の向上、地域住民の交流等を図るため、市民総合体育大会を開催します。	生涯スポーツ課
2	市内で活動しているトップチームの試合開催の支援	・市民が身近にスポーツ観戦する機会をつくるため、市内等で活動しているトップチーム（オービックシーガルズのXリーグ等）の試合開催を支援します。	
3	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・地域の活性化につなげるため、スポーツイベントやまつりを開催します。	
4	スポーツ団体等による市民まつりにおけるスポーツコーナー運営支援	・市民まつりにおいて、スポーツ団体（スポーツ推進委員、市民スポーツ指導員、スポーツ少年団等）が運営しているスポーツコーナーを運営します。	
5	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・地域の活性化を図るため、地区活動を実施します。	

写真挿入

写真挿入

施策8 トップチーム・アスリートとの連携

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・地元のトップチーム・アスリートの技術等を生かした教室等の開催や、ジュニア育成事業を開催します。	生涯スポーツ課
2	トップチーム・アスリートとの地域交流事業の推進	・千葉ロッテマリーンズ、阿武松部屋、オービックシーガルズ等と連携したイベント等を開催します。	
3	千葉ロッテマリーンズへの協力・支援	・市民のスポーツ観戦機会の充実を図るため、千葉ロッテマリーンズの一軍の試合の市民招待を実施します。	
4	オービックシーガルズへの協力・支援	・オービックシーガルズのホームゲーム及びイベントや教室等について、広報等を行います。	産業振興課 生涯スポーツ課

施策9 スポーツ情報の発信

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ大会、イベントの情報発信	・市内で開催されるスポーツ大会やイベントの情報について、ホームページや市広報、市公式 X や LINE 等の SNS を活用した情報発信の充実を図ります。	生涯スポーツ課
2	文化スポーツ振興財団への活動支援	・ホームページの充実、スポーツイベントや施設情報の発信をします。	
3	施設予約システム(※12)の充実	・市民がいつでも施設の情報の取得や予約ができるように、施設予約システムの充実を図ります。	

3 「ささえる」スポーツの推進

施策10 スポーツ推進団体への支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・市のスポーツ活動の企画・運営や市民との連絡・調整などの役割を果たしているスポーツ推進委員の活動を支援します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・各地区のスポーツの普及・振興を推進している市民スポーツ指導員の活動を支援します。	
3	スポーツ協会・スポーツ少年団への支援	・競技スポーツ等の推進を図るため、スポーツ協会や加盟競技団体、スポーツ少年団の活動に対して支援します。	
4	総合型地域スポーツクラブへの活動支援	・総合型地域スポーツクラブの各クラブの活動や運営等を支援します。	
5	転倒予防体操推進員(※13)の育成・活動支援	・転倒予防体操推進員の研修会の開催や地区における活動を支援します。	高齢者支援課
6	健康づくり推進員(※14)の育成・活動支援	・健康づくり推進員の研修会の開催や活動を支援します。	健康支援課

施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ推進委員の活動への支援	・スポーツ推進委員の育成のため、研修等を実施します。	生涯スポーツ課
2	市民スポーツ指導員の地区活動の実施と支援	・指導員の資質向上等のため、市民スポーツ指導員の自主研修会や市民スポーツ講演会を開催します。	
3	市民スポーツ指導員養成講座の実施	・市民スポーツ指導員の委嘱期間に合わせて、3年ごとに指導員を養成します。	
4	スポーツボランティア活動の場や情報の提供	・オービックシーガルズの試合、市民駅伝等の市内スポーツイベントやその他県内イベント等で、市民がスポーツボランティアとして活躍できる場や情報を提供します。	
5	部活動支援事業	・専門的指導力を持つ指導者を必要とする中学校に対し、「学校部活動地域連携型」「地域クラブ型」「民間委託型」を活用して、外部指導者を派遣します。	保健体育安全課
6	転倒予防体操推進員の育成・活動支援	・転倒予防体操推進員の研修会を開催し、育成を図ります。	高齢者支援課
7	健康づくり推進員の育成・活動支援	・健康づくり推進員の研修会を開催し、育成を図ります。	健康支援課

施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

No.	取組名	概 要	所 管
1	学校体育施設の開放	・市民のスポーツをする場の確保のため、身近な場所にある市内小学校の校庭・体育館の体育施設を土、日曜日に開放します。	生涯スポーツ課
2	学校プール開放事業の実施	・市民の水と親しむ場を確保のため、夏季休業中の学校プールを開放します。	
3	スポーツ施設の利用の拡大	・多様なニーズに応じたスポーツ施設の利用拡大に努めます。	
4	ウォーキング等の環境の維持・管理	・ハミングロードや谷津干潟遊歩道など、市民が気軽にウォーキングやランニングに取り組める環境を維持・管理します。	公園緑地課 道路管理課
5	大学との連携協働による健康なまちづくりの推進	・健康なまちづくりを推進するため、大学が保有する人的・知的資源を活用した、連携協働による健康づくり・体力づくりに取り組みます。	健康支援課
6	スポーツ・運動サークル・団体への活動場所の提供	・スポーツ・運動サークル・団体に対して、身近な場所にある公民館を活動の場所として提供します。	各公民館

施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

No.	取組名	概 要	所 管
1	スポーツ施設の管理・運営	・市民のスポーツ活動の中心であるスポーツ施設を適切に管理・運営し、快適なスポーツの場の提供に努めます。	生涯スポーツ課
2	指定管理者制度（※15）の活用	・市のスポーツ施設を民間業者が運営等行うことで、市民サービスの向上等を図ります。	
3	スポーツ施設の整備（改修）事業	・老朽化した施設を安全・安心に利用するために、計画的に施設の整備や改修を行います。	



あしたのハーモニーが響くまち
習志野市

習志野市スポーツ推進計画

【取組事業】

発行年月：令和8(2026)年3月

発行：習志野市教育委員会生涯学習部
生涯スポーツ課

所在地：習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047(453)7378(直通)

ホームページ：<https://www.city.narashino.lg.jp/>